福島県福島市、東京都文京区、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市	告示別表第一の機能ID 0060085の項及び0060293の項に規定する機能要件の標準	0070026の項、0070027の項、0070040の項、0070023の項、北海道留寿都村、北海道古平町、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道浦幌町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道岩内町、北海道余市町、北海道仁木町、北海道赤井川村、北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道江差町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道奥尻町、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道黒松内町、北海道寿都町、北海道黒松内町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道岩内町、北海道余市町、北海道仁木町、北海道赤井川村、北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市

00701150の項、00701163の項及び00701670の項に規定する機能要件の標準

告示別表第一の機能ID00800040の項、00800020の項、00800121の項及び00800023の項に規定する機能要件の標準	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、北海道札幌市、青森県青森市、岩手県盛岡市、宮城県仙台市、秋田県秋田市、山形県山形市、福島県福島市、茨城県水戸市、栃木県宇都宮市、群馬県前橋市、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、東京都千代田区、神奈川県横浜市、新潟県新潟市、富山県富山市、石川県金沢市、福井県福井市、山梨県甲府市、長野県長野市、岐阜県岐阜市、静岡県静岡市、愛知県名古屋市、三重県津市、滋賀県大津市、京都府京都市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、奈良県奈良市、和歌山県和歌山市、鳥取県鳥取市、島根県松江市、岡山県岡山市、広島県広島市、山口県山口市、徳島県徳島市、香川県高松市、愛媛県松山市、高知県高知市、福岡県福岡市、佐賀県佐賀市、長崎県長崎市、熊本県熊本市、大分県大分市、宮崎県宮崎市、鹿児島県鹿児島市、沖縄県那覇市、北海道函館市、北海道旭川市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道北見市、北海道苫小牧市、北海道小樽市、北海道江別市、北海道千歳市、北海道恵庭市、北海道北広島市、北海道石狩市、北海道札幌市豊平区、北海道札幌市清田区、北海道札幌市白石区、北海道札幌市厚別区、北海道札幌市南区、北海道札幌市西区、北海道札幌市北区、北海道札幌市東区、北海道札幌市中央区、北海道札幌市手稲

告示別表第三の帳票IDの項、0060001５の項、0060002５の項、0060002８の項、0060003０の項、0060003３の項、0060003５の項、0060004４の項、0060005３の項、0060005５の項、0060005７の項、0060006３の項、0060006５の項、0060006６の項、0060006７の項、0060006９の項、0060007１の項、0060007２の項、0060007３の項、0060007７の項、0060007９の項、0060008０の項、0060008１の項、0060008２の項、0060008３の項、0060008４の項及び0060009３の項に規定する帳票要件の標準

告示別表第三の帳票IDの項、0060001４の項、0060002５の項、0060002７の項、0060002９の項、0060003１の項、0060003３の項、0060003４の項、0060004４の項、0060005４の項、0060005６の項、0060006３の項、0060006５の項、0060006６の項、0060006７の項、0060006９の項、0060007１の項、0060007２の項、0060007３の項、0060007７の項、0060007９の項、0060008０の項、0060008１の項、0060008２の項、0060008３の項、0060008４の項及び0060009３の項に規定する帳票要件の標準

告示別表第三の帳票IDの項、0060001９の項及び0060002０の項並びに0060009４の項に規定する帳票要件の標準

告示別表第三の帳票IDの項、0060000６の項、0060000７の項及び0060008７の項に規定する帳票要件の標準

告示別表第三の帳票IDの項、0060000６の項、0060000７の項及び0060008７の項に規定する帳票要件の標準

告示別表第三の帳票IDの007001５の項、007001８の項、007002１の項、007002２の項、007002３の項、007002４の項、007002５の項、007002６の項、007002８の項、007002９の項、007003０の項、007003１の項及び007003４の項に規定する帳票要件の標準

告示別表第三の帳票IDの007001２の項、007001３の項及び007004１の項に規定する帳票要件の標準

告示別表第三の帳票IDの007000３の項に規定する帳票要件の標準

告示別表第三の帳票IDの007000３の項に規定する帳票要件の標準

四　省令附則第二条第一項の規定により、前号の表の上欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、下欄に掲げる帳票要件の標準については、告示別表第三の適合基準日が「令和八年四月一日」とあるのは「令和十一年四月一日」と読み替えるものとする。

五　省令附則第二条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体は、次の市区町村のとおりとする。

都道府県名	市区町村名
岩手県	矢巾町
宮城県	石巻市
山形県	米沢市
茨城県	日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、常総市、常陸太田市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、茨城町、城里町、東海村、美浦村、阿見町、境町
千葉県	館山市、野田市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、印西市、白井市、香取市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、大多喜町
東京都	新宿区、台東区、品川区、大田区、豊島区、足立区、葛飾区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、あきる野市、西東京市、大島町
神奈川県	小田原市、逗子市
福井県	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町、若狭町
長野県	長野市、松本市、上田市、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、南箕輪村、中川村
岐阜県	養老町
静岡県	熱海市、三島市、島田市、磐田市、焼津市、袋井市、湖西市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、函南町、小山町
愛知県	一宮市、豊川市、新城市、岩倉市、田原市、阿久比町、東浦町、美浜町、設楽町、東栄町、豊根村
大阪府	吹田市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、摂津市
兵庫県	小野市、丹波市、南あわじ市、たつの市、稲美町、播磨町
奈良県	桜井市、斑鳩町
岡山県	倉敷市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
高知県	高知市

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○総務省告示第百十五号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十四号）附則第三条の規定に基づき、総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日を次のように定める。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は次のとおりとする。

地方公共団体	適用日
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、旭川市、函館市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市、豊川市、四日市市、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、泉大津市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東成瀬村、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、世羅町、神石高原町、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町、佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泉町、与那国町、沖縄市、那覇市、うるま市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、豊見城市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、南風原町、与那原町、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町	令和九年四月一日

	令和十年四月一日
	令和十二年四月一日
	令和十三年四月一日

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○法務省告示第二十四号

刑事施設等の中に設けられた病院等を検査する場合に立ち会わせる者を指定する告示（昭和二十四年法務庁告示第二十二号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十七日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第二条の規定に基づき、刑事施設、少年院又は少年鑑別所の中に設けられた病院、診療所又はオンライン診療受診施設を検査する場合に立ち会わせる者を次のように指定する。 ［略］	医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第二条の規定に基づき、刑事施設、少年院又は少年鑑別所の中に設けられた病院又は診療所を検査する場合に立ち会わせる者を次のように指定する。 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○文部科学省厚生労働省告示第二号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省厚生労働省令第二号）第八条第四号及び第五号の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二十七日

文部科学大臣　松本　洋平

厚生労働大臣　上野賢一郎

社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する告示

社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（平成二十一年文部科学省厚生労働省告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「規則」という。）第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準は、次に掲げるものとする。 一　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定により授与された福祉の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者（以下「免許状所持者」という。）であって、現に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第四十条第二項第四号又は法附則第九条第一項各号の指定を受けた高等学校若しくは中等教育学校の教員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。附則第二項において同じ。）であるものを対象として行われるものであること。 二　［略］ 2　［略］	1　社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「規則」という。）第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準は、次に掲げるものとする。 一　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定により授与された福祉の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者（以下「免許状所持者」という。）であって、現に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第四十条第二項第四号又は法附則第九条第一項各号の指定を受けた高等学校若しくは中等教育学校の教員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。附則第二項において同じ。）であるものを対象として行われるものであること。 二　［同上］ 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○厚生労働省告示第百十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号及び第五号並びに第八十六条第二項第一号、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第二項第三号及び第五号並びに第七十六条第二項第一号、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第五条第二項及び第五条の四第一項、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第四条第二項及び第四条の三第一項並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第五条第二項、第五条の四第一項、第二十六条の四第二項及び第二十六条の六第一項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示を次のように定め、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示

（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の一部改正）

第一条　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第六十四条第二項第三号に規定する評価療養は、次の各号に掲げるものとする。 一～四　（略） 五　医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の使用又は支給（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において保険適用を希望した日から起算して二百四十日以内（当該医療機器又は体外診断用医薬品を活用する技術の評価に当たって、当該技術と類	**第一条**　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第六十四条第二項第三号に規定する評価療養は、次の各号に掲げるものとする。 一～四　（略） 五　医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の使用又は支給（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において保険適用を希望した日から起算して二百四十日以内（当該医療機器又は体外診断用医薬品を活用する技術の評価に当たって、当該技術と類

（保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の一部改正）

第二条　保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
似する他の技術の評価、当該技術を用いた医療の提供の方法その他の当該技術に関連する事項と一体的な検討が必要と認められる技術（以下「評価に当たって他の事項と一体的な検討を要する技術」という。）を活用した医療機器又は体外診断用医薬品の使用又は支給にあっては、保険適用を希望した日から起算して二年以内（やむを得ない事情がある場合は三年以内とする。以下同じ。）に行われるものに限り、第八号に掲げるプログラム医療機器の使用又は支給を除く。）	似する他の技術の評価、当該技術を用いた医療の提供の方法その他の当該技術に関連する事項と一体的な検討が必要と認められる技術（以下「評価に当たって他の事項と一体的な検討を要する技術」という。）を活用した医療機器又は体外診断用医薬品の使用又は支給にあっては、保険適用を希望した日から起算して二年以内）に行われるものに限り、第八号に掲げるプログラム医療機器の使用又は支給を除く。）
五の二～八　（略）	五の二～八　（略）
第二条　健康保険法第六十三条第二項第五号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第五号に規定する選定療養は、次の各号に掲げるものとする。	**第二条**　健康保険法第六十三条第二項第五号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第五号に規定する選定療養は、次の各号に掲げるものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　保険医療機関又は保険薬局が表示する診療時間又は開局時間以外の時間における診察等	三　保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察
四～十五　（略）	四～十五　（略）
十六　近視の進行抑制を効能又は効果として、医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認（医薬品医療機器等法第十四条第十五項（医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の変更の承認を含む。）を受けた者が製造販売した当該承認に係る医薬品の支給	（新設）

別表第二

（略）	（略）
厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第十五号に規定する後発医薬品（下欄において単に「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（下欄において単に「先発医薬品」という。）の処方等又は調剤に係る療養	上欄の療養に係る所定点数から当該療養に係る診療報酬の算定方法別表第一区分番号Ｆ２００に掲げる薬剤その他の診療報酬の算定方法に掲げる別に厚生労働大臣が定める点数を控除した点数に、当該療養に係る医薬品の薬価から、先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に二分の一を乗じて得た価格を控除して得た価格を用いて当該各区分の例により算定した点数を加えた点数

別表第二

（略）	（略）
厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第十五号に規定する後発医薬品（下欄において単に「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（下欄において単に「先発医薬品」という。）の処方等又は調剤に係る療養	上欄の療養に係る所定点数から当該療養に係る診療報酬の算定方法別表第一区分番号Ｆ２００に掲げる薬剤その他の診療報酬の算定方法に掲げる別に厚生労働大臣が定める点数を控除した点数に、当該療養に係る医薬品の薬価から、先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に四分の一を乗じて得た価格を控除して得た価格を用いて当該各区分の例により算定した点数を加えた点数

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正）

第三条　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一の一の三　療担規則第五条第二項、薬担規則第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める額 第一の一の二に規定する療養に係る厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第十五号に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下「先発医薬品」という。）の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に二分の一を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に十円を乗じて得た額 第三　療担規則第五条の四第一項、薬担規則第四条の三第一項並びに療担基準第五条の四第一項及び第二十六条の六第一項の選定療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準 一　通則 ㈠　療養は、適切に行われる体制が整っている等保険医療機関及び保険薬局が特別の料金を徴収するのにふさわしいものでなければならないものとする。 ㈡　（略） ㈢　患者への情報提供に資するため、特別の料金等の内容を定め、又は変更しようとする場合は、第十三号及び第十四号に規定する療養を除き、地方厚生局長等に報告するものとする。この場合において、当該報告は、報告を行う保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局長等に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。 二　特別の療養環境の提供に関する基準 ㈠　（略） ㈡　特別の療養環境に係る病床数は、当該保険医療機関の有する病床（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の指定に係る病床に限る。以下この号において同じ。）の数の五割以下でなければならないものとする。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる要件を満たすものとして承認した保険医療機関にあっては、当該承認に係る病床割合以下とする。 イ～ニ　（略） ホ　医科点数表第1章第2部第1節又は歯科点数表第1章第2部第1節に規定する急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、七対一入院基本料及び十対一入院基本料、療養病棟入院基本料（特別入院基本料及び夜勤時間特別入院基本料を除く。）並びに有床診療所入院基本料の入院基本料1又は入院基本料4を算定する保険医療機関であること。 ヘ・ト　（略） ㈢　（略） 三　（略） 四　保険医療機関又は保険薬局が表示する診療時間又は開局時間以外の時間における診察等 ㈠　当該診察等は、当該保険医療機関又は保険薬局において対面で行われるものであって、患者が当該保険医療機関又は保険薬局の診療時間又は開局時間以外の時間に診察等を受けることを希望した場合にのみ認められるものとする。	第一の一の三　療担規則第五条第二項、薬担規則第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める額 第一の一の二に規定する療養に係る厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第十五号に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下「先発医薬品」という。）の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に四分の一を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に十円を乗じて得た額 第三　療担規則第五条の四第一項、薬担規則第四条の三第一項並びに療担基準第五条の四第一項及び第二十六条の六第一項の選定療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準 一　通則 ㈠　療養は、適切に行われる体制が整っている等保険医療機関が特別の料金を徴収するのにふさわしいものでなければならないものとする。 ㈡　（略） ㈢　患者への情報提供に資するため、特別の料金等の内容を定め、又は変更しようとする場合は、第十四号に規定する療養を除き、地方厚生局長等に報告するものとする。この場合において、当該報告は、報告を行う保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局長等に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。 二　特別の療養環境の提供に関する基準 ㈠　（略） ㈡　特別の療養環境に係る病床数は、当該保険医療機関の有する病床（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の指定に係る病床に限る。以下この号において同じ。）の数の五割以下でなければならないものとする。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる要件を満たすものとして承認した保険医療機関にあっては、当該承認に係る病床割合以下とする。 イ～ニ　（略） ホ　医科点数表第1章第2部第1節又は歯科点数表第1章第2部第1節に規定する急性期一般入院基本料、七対一入院基本料及び十対一入院基本料、療養病棟入院基本料（特別入院基本料及び夜勤時間特別入院基本料を除く。）並びに有床診療所入院基本料の入院基本料1又は入院基本料4を算定する保険医療機関であること。 ヘ・ト　（略） ㈢　（略） 三　（略） 四　保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察 ㈠　当該診察は、当該保険医療機関において対面で行われるものであって、患者が当該保険医療機関の診療時間以外の時間に診察を受けることを希望した場合にのみ認められるものとする。

(二)　当該診察等は、医科点数表の第１章区分番号Ａ０００の注７、区分番号Ａ００１の注５及び区分番号Ａ００２の注８、歯科点数表の第１章区分番号Ａ０００の注７及び注８並びに区分番号Ａ００２の注５及び注６並びに診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤点数表」という。）の第１節区分番号01の注４に規定する保険医療機関又は保険薬局が表示する診療時間又は開局時間以外の時間における診察等に係る加算の対象となるものであってはならないものとする。

五～十四　（略）

十五　近視の進行抑制を効能又は効果として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認（医薬品医療機器等法第十四条第十五項（医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の変更の承認を含む。）を受けた者が製造販売した当該承認に係る医薬品の支給

(一)　当該支給は、患者が当該医薬品の支給を希望した場合に行われるものに限られるものとする。

(二)　当該医薬品の支給に係る費用徴収その他必要な事項を当該保険医療機関及び当該保険薬局内の見やすい場所に掲示しなければならないものとする。

(三)　原則として、当該医薬品の支給に係る費用徴収その他必要な事項をウェブサイトに掲載しなければならないものとする。

第四　療担規則第十一条の三第一項及び療担基準第十一条の三の厚生労働大臣が定める報告事項

一　健康保険法第六十三条第二項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第二項に規定する評価療養、患者申出療養及び選定療養（第三第十三号及び第十四号に規定する療養を除く。）に関する事項

二　（略）

（削る）

三・四　（略）

第十　厚生労働大臣が定める注射薬等

一　（略）

二　投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一)　療担規則第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに療担基準第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ　（略）

ハ　新医薬品（医薬品医療機器等法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

（略）

(二)・(三)　（略）

(二)　当該診察は、医科点数表の第１章区分番号Ａ０００の注７、区分番号Ａ００１の注５及び区分番号Ａ００２の注８並びに歯科点数表の第１章区分番号Ａ０００の注７及び注８並びに区分番号Ａ００２の注５及び注６に規定する保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察に係る加算の対象となるものであってはならないものとする。

五～十四　（略）

（新設）

第四　療担規則第十一条の三第一項及び療担基準第十一条の三の厚生労働大臣が定める報告事項

一　健康保険法第六十三条第二項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第二項に規定する評価療養、患者申出療養及び選定療養に関する事項

二　（略）

三　歯科点数表の第２章第１部区分番号Ｂ００１―２に掲げる歯科衛生実地指導料に関する事項

四・五　（略）

第十　厚生労働大臣が定める注射薬等

一　（略）

二　投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一)　療担規則第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに療担基準第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ　（略）

ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

（略）

(二)・(三)　（略）

改正後	改正前
第十二　療担基準第二十条第四号ハの処方箋の交付に係る厚生労働大臣が定める場合	第十二　療担基準第二十条第四号ハの処方箋の交付に係る厚生労働大臣が定める場合
一　（略）	一　（略）
二　ＨＩＦ－ＰＨ阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合	（新設）
三　ＪＡＫ阻害薬（免疫・アレルギー疾患の治療のために入所前から投与が継続されており、他の治療薬で代替不能な場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合	（新設）
四　生物学的製剤（免疫・アレルギー疾患の治療のために入所前から投与が継続されており、他の治療薬で代替不能な場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合	（新設）
五～七　（略）	二～四　（略）
八　血友病等の患者に使用する医薬品（血友病等の患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合	五　血友病の患者に使用する医薬品（血友病患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
九　（略）	六　（略）
十　調剤点数表の第４節区分番号30に掲げる特定保険医療材料の支給を目的とする処方箋を交付する場合	七　診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤点数表」という。）の第４節区分番号30に掲げる特定保険医療材料の支給を目的とする処方箋を交付する場合
十一～十六　（略）	八～十三　（略）

○厚生労働省告示第百十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第八号及び第二条第六号の規定に基づき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
七の十三　告示第一条第八号イ⑵に規定する別に厚生労働大臣が定める期間	七の十三　告示第一条第八号イ⑵に規定する別に厚生労働大臣が定める期間
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　第七号の八ハに規定するプログラム医療機器の使用又は支給にあっては、保険適用を希望した日から起算して二百四十日（評価に当たって他の事項と一体的な検討を要する技術を活用したプログラム医療機器にあっては、保険適用を希望した日から起算して二年（やむを得ない事情がある場合は三年とする。次号において同じ。））	ハ　第七号の八ハに規定するプログラム医療機器の使用又は支給にあっては、保険適用を希望した日から起算して二百四十日（評価に当たって他の事項と一体的な検討を要する技術を活用したプログラム医療機器にあっては、保険適用を希望した日から起算して二年）
七の十五　告示第二条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの	七の十五　告示第二条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの
イ～リ　（略）	イ～リ　（略）
ヌ　医科点数表区分番号Ｈ００４に掲げる摂食機能療法	（新設）
ル　医科点数表区分番号Ｈ００７－４に掲げるリンパ浮腫複合的治療料	（新設）
ヲ～レ　（略）	ヌ～ヨ　（略）
ソ　歯科点数表区分番号Ｈ００１に掲げる摂食機能療法	（新設）

○厚生労働省告示第百十八号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療

一　陽子線治療

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

頭頸部腫瘍（脳腫瘍を含む。）、肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ　（略）

二　（略）

三　家族性アルツハイマー病の遺伝子診断

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　（略）

(2)　保険医療機関に係る基準

①～⑧　（略）

⑨　遺伝子関連検査検体品質管理マニュアル（公益社団法人日本臨床検査標準協議会が平成二十三年十二月に作成したものをいう。）に従って検体の品質管理が行われていること。

⑩　（略）

（削る）

四　（略）

五　細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（ＰＣＲ法）

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　（略）

(2)　保険医療機関に係る基準

①　（略）

②　実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。

（削る）

③～⑤　（略）

⑥　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

⑦・⑧　（略）

六　（略）

七　ＣＹＰ２Ｄ６遺伝子多型検査

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

①　（略）

改正前

第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療

一　陽子線治療

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

頭頸部腫瘍（脳腫瘍を含む。）、肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ　（略）

二　（略）

三　家族性アルツハイマー病の遺伝子診断

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　（略）

(2)　保険医療機関に係る基準

①～⑧　（略）

⑨　遺伝子関連検査検体品質管理マニュアル（公益社団法人日本臨床検査標準協議会が平成二十三年十二月に作成したものをいう。以下同じ。）に従って検体の品質管理が行われていること。

⑩　（略）

四　削除

五　（略）

六　細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（ＰＣＲ法）

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　（略）

(2)　保険医療機関に係る基準

①　（略）

②　実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。

③　臨床検査技師が配置されていること。

④～⑥　（略）

⑦　当該療養について十五例以上の症例を実施していること。

⑧・⑨　（略）

七　（略）

八　ＣＹＰ２Ｄ６遺伝子多型検査

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

①　（略）

② 保険医療機関に係る基準

(イ) （略）

(ロ) 実施診療科において、ゴーシェ病の診療経験を有する医師が配置されていること。

(ハ～ル) （略）

(2) 保険医療機関が他の保険医療機関に対して検体の採取以外の業務を委託して実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

① （略）

② 保険医療機関に係る基準

(イ) （略）

(ロ) 実施診療科において、ゴーシェ病の診療経験を有する医師が配置されていること。

(ハ～ト) （略）

(3) （略）

八 （削る）

九 （略）

十 内視鏡的胃局所切除術

イ （略）

ロ 施設基準

(1) （略）

(2) 保険医療機関に係る基準

①～③ （略）

④ 常勤の麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。以下「麻酔科標榜医」という。）が配置されていること。

⑤～⑭ （略）

十一～二十七 （略）

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

（削る）

一 （略）

（削る）

（削る）

二 （略）

（削る）

（削る）

三～五 （略）

（削る）

② 保険医療機関に係る基準

(イ) （略）

(ロ) 実施診療科において、ゴーシェ病の診療経験を有する医師が一名以上配置されていること。

(ハ～ル) （略）

(2) 保険医療機関が他の保険医療機関に対して検体の採取以外の業務を委託して実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

① （略）

② 保険医療機関に係る基準

(イ) （略）

(ロ) 実施診療科において、ゴーシェ病の診療経験を有する医師が一名以上配置されていること。

(ハ～ト) （略）

(3) （略）

九 （略）

十 削除

十一 削除

十二 （略）

十三 内視鏡的胃局所切除術

イ （略）

ロ 施設基準

(1) （略）

(2) 保険医療機関に係る基準

①～③ （略）

④ 常勤の麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。以下「麻酔科標榜医」という。）が一名以上配置されていること。

⑤～⑭ （略）

十四～三十 （略）

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一 削除

二 （略）

三 削除

四 削除

五 （略）

六 削除

七 削除

八～十 （略）

十一 削除

六	（略）
（削る）	
七～十一	（略）
（削る）	
十二・十三	（略）
（削る）	
（削る）	
十四	（略）
（削る）	
（削る）	
十五・十六	（略）
（削る）	
十七～二十三	（略）
（削る）	
二十四～二十六	（略）
（削る）	
（削る）	
二十七～二十九	（略）
（削る）	
三十	（略）
（削る）	
三十一～三十六	（略）
三十七	アナモレリン経口投与　体重減少（食道がんに対する食道亜全摘胃管再建術又は胃がんに対する噴門側胃切除術若しくは胃全摘術を実施したものに限る。）
三十八～四十二	（略）

第四　患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養

（削る）	
一	（略）
（削る）	
（削る）	
二・三	（略）
（削る）	
四・五	（略）

十二	（略）
十三	削除
十四～十八	（略）
十九	削除
二十・二十一	（略）
二十二	削除
二十三	削除
二十四	（略）
二十五	削除
二十六	削除
二十七・二十八	（略）
二十九	削除
三十～三十六	（略）
三十七	削除
三十八～四十	（略）
四十一	削除
四十二	削除
四十三～四十五	（略）
四十六	削除
四十七	（略）
四十八	削除
四十九～五十四	（略）
五十五	アナモレリン塩酸塩経口投与　体重減少（食道がんに対する食道亜全摘胃管再建術又は胃がんに対する噴門側胃切除術若しくは胃全摘術を実施したものに限る。）
五十六～六十	（略）

第四　患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養

一	削除
二	（略）
三	削除
四	削除
五・六	（略）
七	削除
八・九	（略）

○厚生労働省告示第百十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第六号並びに別表第一医科診療報酬点数表第３章第１部の４及び同章第２部の４の規定に基づき、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成二十年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。ただし、同年五月三十一日以前の日に行われた療養の費用の額の算定については、なお従前の例による。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　診療報酬の算定方法第六号に規定する厚生労働大臣が定める場合は、別表第一の上欄各号に掲げる患者の区分に従い、同表の下欄に掲げる診療報酬の算定方法に掲げる療養を行った場合とする。ただし、別表第二の上欄各号に掲げる診療報酬の算定方法に掲げる療養に要する費用を算定する場合にあっては、同表の下欄に規定する算定方法による。	診療報酬の算定方法第六号に規定する厚生労働大臣が定める場合は、別表第一の上欄各号に掲げる患者の区分に従い、同表の下欄に掲げる診療報酬の算定方法に掲げる療養を行った場合とする。ただし、別表第二の上欄各号に掲げる診療報酬の算定方法に掲げる療養に要する費用を算定する場合にあっては、同表の下欄に規定する算定方法による。
第二　診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第３章第１部の４及び同章第２部の４に規定する厚生労働大臣が定めるものは、別表第三の上欄各号に掲げる区分に従い、同表の下欄に定めるものとする。また、別表第一及び別表第三の下欄に規定する検査等は、別表第四の上欄各号に掲げる区分に従い、同表の下欄に定めるものとする。	（新設）

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

患者の区分	診療報酬の算定方法に掲げる療養
一　入院中の患者（以外の患者であって、次のいずれにも該当しないもの（以下「入院中の患者」という。） イ　介護老人保健施設、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者	次に掲げる点数が算定されるべき療養 一　医科点数表第１章第１部に規定する点数 二　医科点数表第２章第１部に規定する点数 三　医科点数表第２章第２部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの イ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ロ　区分番号Ｃ００９に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料 ハ　区分番号Ｃ０１０に掲げる在宅患者連携指導料 四　医科点数表第２章第３部から第14部までに規定する点数
ロ　地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院に入所している患者	五　診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの イ　区分番号Ｃ００１に掲げる訪問歯科衛生指導料 ロ　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ハ　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料 六　診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤点数表」という。）に規定する点数（区分番号１５に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を除く。）
二　入院している患者（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く。）	次に掲げる点数が算定されるべき療養 一　医科点数表及び歯科点数表に規定する点数 二　調剤点数表区分番号１５の４に掲げる退院時共同指導料
三　短期入所療養介護（介護老人保健施設又は介護医療院の療養室（以下「療養室」という。）において行われるものを除く。）又は介護予防短期入所療養介護（療養室において行われるものを除く。）を受けている患者	次に掲げる療養 一　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　医科点数表第２章第１部に規定する点数（通則第７号に規定する加算については、別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬を投与した場合に限る。）であって、次に掲げる点数以外のもの ①　区分番号Ｂ００１の10に掲げる入院栄養食事指導料 ②　区分番号Ｂ００１―11に掲げる遺伝性疾患療養指導管理料 ③　区分番号Ｂ００４に掲げる退院時共同指導料１ ④　区分番号Ｂ００５に掲げる退院時共同指導料２ ⑤　区分番号Ｂ００５―１―２に掲げる介護支援等連携指導料 ⑥　区分番号Ｂ００５―６に掲げるがん治療連携計画策定料 ⑦　区分番号Ｂ００５―６―２に掲げるがん治療連携指導料 ⑧　区分番号Ｂ００５―６―４に掲げる外来がん患者在宅連携指導料 ⑨　区分番号Ｂ００５―７に掲げる認知症専門診断管理料 ⑩　区分番号Ｂ００５―７―２に掲げる認知症療養指導料 ⑪　区分番号Ｂ００５―８に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料 ⑫　区分番号Ｂ００７に掲げる退院前訪問指導料 ⑬　区分番号Ｂ００７―２に掲げる退院後訪問指導料 ⑭　区分番号Ｂ００７―３に掲げる退院後訪問栄養食事指導料 ⑮　区分番号Ｂ００８に掲げる薬剤管理指導料 ⑯　区分番号Ｂ００８―２に掲げる薬剤総合評価調整管理料 ⑰　区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)（注１、注３、注４、注８、注９及び注11から注18までに規定する場合に限る。） ⑱　区分番号Ｂ００９―２に掲げる電子的診療情報評価料 ⑲　区分番号Ｂ０１０に掲げる診療情報提供料(Ⅱ) ⑳　区分番号Ｂ０１１に掲げる連携強化診療情報提供料 ㉑　区分番号Ｂ０１１―５に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料 ㉒　区分番号Ｂ０１１―６に掲げる栄養情報連携料

㉓　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時薬剤情報管理指導料
㉔　区分番号Ｂ０１５に掲げる精神科退院時共同指導料
ロ　医科点数表区分番号Ｃ００４－２に掲げる救急患者連携搬送料
ハ　医科点数表第２章第４部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
①　第１節通則第４号のイに規定する点数
②　区分番号Ｅ００１の１に掲げる単純撮影
③　区分番号Ｅ００２の１に掲げる単純撮影
ニ　医科点数表第２章第５部第３節に規定する点数（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬の費用に限る。）及び同部第５節に規定する点数（同表に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる投薬に限る。）
ホ　医科点数表第２章第６部第２節に規定する点数（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる注射薬等（抗悪性腫瘍剤を除く。）の費用に限る。）
ヘ　医科点数表区分番号Ｈ００５に掲げる視能訓練及び医科点数表区分番号Ｈ００６に掲げる難病患者リハビリテーション料
ト　医科点数表第２章第８部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
①　区分番号Ｉ００２に掲げる通院・在宅精神療法
②　区分番号Ｉ００３－２に掲げる認知療法・認知行動療法
③　区分番号Ｉ００５に掲げる入院集団精神療法
④　区分番号Ｉ００７に掲げる精神科作業療法
⑤　区分番号Ｉ００８に掲げる入院生活技能訓練療法
⑥　区分番号Ｉ００８－２に掲げる精神科ショート・ケア（注５に規定する場合を除く。）
⑦　区分番号Ｉ００９に掲げる精神科デイ・ケア（注６に規定する場合を除く。）
⑧　区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料
⑨　区分番号Ｉ０１６に掲げる精神科在宅患者支援管理料
チ　医科点数表第２章第９部に規定する点数（基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）別表第五第二号に掲げる処置に係るものを除く。）
リ　医科点数表第２章第10部から第12部までに規定する点数
二　歯科点数表に規定する点数であって次に掲げる点数以外のものが算定されるべき療養
イ　区分番号Ｂ００４－１－４に掲げる入院栄養食事指導料
ロ　区分番号Ｂ００４－９に掲げる介護支援等連携指導料
ハ　区分番号Ｂ００６－３に掲げるがん治療連携計画策定料
ニ　区分番号Ｂ００６－３－２に掲げるがん治療連携指導料
ホ　区分番号Ｂ００７に掲げる退院前訪問指導料
ヘ　区分番号Ｂ００８に掲げる薬剤管理指導料
ト　区分番号Ｂ００８－２に掲げる薬剤総合評価調整管理料
チ　区分番号Ｂ０１１－４に掲げる退院時薬剤情報管理指導料
リ　区分番号Ｂ０１１－６に掲げる栄養情報連携料
ヌ　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時共同指導料１
ル　区分番号Ｂ０１５に掲げる退院時共同指導料２
ヲ　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料
ワ　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料
カ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料

四　次に掲げる患者
イ　介護医療院に入所している患者
ロ　介護医療院において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者

次に掲げる療養
一　次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表の４のイからヘまでの注13に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）
イ　医科点数表第１章第１部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
①　区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注20に規定する点数
②　区分番号Ａ００２に掲げる外来診療料の注11に規定する点数
ロ　医科点数表第２章第１部通則第３号から第８号までに規定する加算（通則第７号に規定する加算については、別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬を投与した場合に限る。）
ハ　医科点数表区分番号Ｂ００１の１に掲げるウイルス疾患指導料
ニ　医科点数表区分番号Ｂ００１の２に掲げる特定薬剤治療管理料
ホ　医科点数表区分番号Ｂ００１の３に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料
ヘ　医科点数表区分番号Ｂ００１の６に掲げるてんかん指導料
ト　医科点数表区分番号Ｂ００１の７に掲げる難病外来指導管理料
チ　医科点数表区分番号Ｂ００１の８に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料
リ　医科点数表区分番号Ｂ００１の９に掲げる外来栄養食事指導料
ヌ　医科点数表区分番号Ｂ００１の11に掲げる集団栄養食事指導料
ル　医科点数表区分番号Ｂ００１の12に掲げる心臓ペースメーカー指導管理料
ヲ　医科点数表区分番号Ｂ００１の14に掲げる高度難聴指導管理料
ワ　医科点数表区分番号Ｂ００１の15に掲げる慢性維持透析患者外来医学管理料
カ　医科点数表区分番号Ｂ００１の16に掲げる喘息治療管理料
ヨ　医科点数表区分番号Ｂ００１の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料
タ　医科点数表区分番号Ｂ００１の23に掲げるがん患者指導管理料
レ　医科点数表区分番号Ｂ００１の24に掲げる外来緩和ケア管理料
ソ　医科点数表区分番号Ｂ００１の25に掲げる移植後患者指導管理料
ツ　医科点数表区分番号Ｂ００１の26に掲げる植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料
ネ　医科点数表区分番号Ｂ００１の32に掲げる一般不妊治療管理料

ナ　医科点数表区分番号Ｂ００１の33に掲げる生殖補助医療管理料
ラ　医科点数表区分番号Ｂ００１の34のハに掲げる二次性骨折予防継続管理料３
ム　医科点数表区分番号Ｂ００１の35に掲げるアレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料
ウ　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－４に掲げる地域連携夜間・休日診療料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
ヰ　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－６に掲げる救急外来医学管理料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
ノ　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－８に掲げる外来放射線照射診療料
オ　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
ク　医科点数表区分番号Ｂ００１－３に掲げる生活習慣病管理料(Ⅰ)の注３に規定する点数
ヤ　医科点数表区分番号Ｂ００１－３－３に掲げる生活習慣病管理料(Ⅱ)の注３に規定する点数
マ　医科点数表区分番号Ｂ００１－７に掲げるリンパ浮腫指導管理料（注２に規定する場合に限る。）
ケ　医科点数表区分番号Ｂ００１－10の３に掲げる心不全再入院予防継続管理料３
フ　医科点数表区分番号Ｂ００５－６に掲げるがん治療連携計画策定料
コ　医科点数表区分番号Ｂ００５－６－２に掲げるがん治療連携指導料
エ　医科点数表区分番号Ｂ００５－６－３に掲げるがん治療連携管理料
テ　医科点数表区分番号Ｂ００５－７に掲げる認知症専門診断管理料
ア　医科点数表区分番号Ｂ００５－８に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料
サ　医科点数表区分番号Ｂ００７－３に掲げる退院後訪問栄養食事指導料（当該患者が入所する施設において管理栄養士が配置されている場合を除く。）
キ　医科点数表区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)（注１、注６、注８、注10から注15まで及び注18に規定する場合に限る。）
ユ　医科点数表区分番号Ｂ００９－２に掲げる電子的診療情報評価料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
メ　医科点数表区分番号Ｂ０１０－２に掲げる診療情報連携共有料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
ミ　医科点数表区分番号Ｂ０１１に掲げる連携強化診療情報提供料
シ　医科点数表区分番号Ｂ０１２に掲げる傷病手当金意見書交付料
ヱ　医科点数表区分番号Ｃ０００に掲げる往診料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
ヒ　医科点数表区分番号Ｃ００４－２に掲げる救急患者連携搬送料
モ　医科点数表区分番号Ｃ１１６に掲げる在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料
セ　医科点数表第２章第２部第２節第２款に規定する点数
ス　医科点数表第２章第４部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
①　第１節通則第４号のイに規定する点数
②　区分番号Ｅ００２の１に掲げる単純撮影
③　区分番号Ｅ００２の１に掲げる単純撮影
ン　医科点数表第２章第５部第３節に規定する点数（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬の費用に限る。）
イイ　医科点数表第２章第５部第５節に規定する点数（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる投薬に限る。）
イロ　医科点数表第２章第６部第２節に規定する点数（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる注射薬等（抗悪性腫瘍剤を除く。）の費用に限る。）
イハ　医科点数表区分番号Ｈ００５に掲げる視能訓練及び医科点数表区分番号Ｈ００６に掲げる難病患者リハビリテーション料
イニ　医科点数表第２章第９部に規定する点数（基本診療料の施設基準等別表第五第二号に掲げる処置に係るものを除く。）
イホ　医科点数表第２章第10部から第13部までに規定する点数
イヘ　医科点数表区分番号Ｏ００１に掲げる外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものであって、初診時及び再診時等に限る。）
イト　医科点数表区分番号Ｏ００２に掲げる外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものであって、初診を行った場合及び再診時等に限る。）
イチ　医科点数表区分番号Ｏ１００の１に掲げる外来・在宅物価対応料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
イリ　調剤点数表第１節に規定する点数
イヌ　調剤点数表区分番号１００の２に掲げる調剤管理料
イル　調剤点数表区分番号１００の３に掲げる服薬管理指導料
イヲ　調剤点数表区分番号１４の２の２に掲げる外来服薬支援料２
イワ　調剤点数表区分番号１４の３の２に掲げる服用薬剤調整支援料２
イカ　調剤点数表区分番号１５の２に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（注10に規定する場合に限る。）
イヨ　調剤点数表第３節に規定する点数（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬の費用に限る。）
二　次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の４のイからヘまでの注13に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）
イ　医科点数表第１章第１部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
①　区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注20に規定する点数
②　区分番号Ａ００２に掲げる外来診療料の注11に規定する点数
ロ　医科点数表区分番号Ａ４００の１に掲げる短期滞在手術等基本料１

ハ　医科点数表第２章第１部通則第３号から第８号までに規定する加算（通則第７号に規定する加算については、専門的な診療に特有の薬剤を投与した場合に限る。）
ニ　医科点数表区分番号Ｂ００１の１に掲げるウイルス疾患指導料
ホ　医科点数表区分番号Ｂ００１の２に掲げる特定薬剤治療管理料
ヘ　医科点数表区分番号Ｂ００１の３に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料
ト　医科点数表区分番号Ｂ００１の６に掲げるてんかん指導料
チ　医科点数表区分番号Ｂ００１の７に掲げる難病外来指導管理料
リ　医科点数表区分番号Ｂ００１の８に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料
ヌ　医科点数表区分番号Ｂ００１の９に掲げる外来栄養食事指導料
ル　医科点数表区分番号Ｂ００１の11に掲げる集団栄養食事指導料
ヲ　医科点数表区分番号Ｂ００１の12に掲げる心臓ペースメーカー指導管理料
ワ　医科点数表区分番号Ｂ００１の14に掲げる高度難聴指導管理料
カ　医科点数表区分番号Ｂ００１の15に掲げる慢性維持透析患者外来医学管理料
ヨ　医科点数表区分番号Ｂ００１の16に掲げる喘息治療管理料
タ　医科点数表区分番号Ｂ００１の20に掲げる糖尿病合併症管理料
レ　医科点数表区分番号Ｂ００１の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料
ソ　医科点数表区分番号Ｂ００１の23に掲げるがん患者指導管理料
ツ　医科点数表区分番号Ｂ００１の24に掲げる外来緩和ケア管理料
ネ　医科点数表区分番号Ｂ００１の25に掲げる移植後患者指導管理料
ナ　医科点数表区分番号Ｂ００１の26に掲げる植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料
ラ　医科点数表区分番号Ｂ００１の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料
ム　医科点数表区分番号Ｂ００１の32に掲げる一般不妊治療管理料
ウ　医科点数表区分番号Ｂ００１の33に掲げる生殖補助医療管理料
ヰ　医科点数表区分番号Ｂ００１の34のハに掲げる二次性骨折予防継続管理料３
ノ　医科点数表区分番号Ｂ００１の35に掲げるアレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料
オ　医科点数表区分番号Ｂ００１の36に掲げる下肢創傷処置管理料
ク　医科点数表区分番号Ｂ００１の37に掲げる慢性腎臓病透析予防指導管理料
ヤ　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－４に掲げる地域連携夜間・休日診療料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
マ　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－６に掲げる救急外来医学管理料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
ケ　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－８に掲げる外来放射線照射診療料
フ　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
コ　医科点数表区分番号Ｂ００１－３に掲げる生活習慣病管理料(Ⅰ)の注３に規定する点数
エ　医科点数表区分番号Ｂ００１－３－３に掲げる生活習慣病管理料(Ⅱ)の注３に規定する点数
テ　医科点数表区分番号Ｂ００１－３－２に掲げるニコチン依存症管理料
ア　医科点数表区分番号Ｂ００１－７に掲げるリンパ浮腫指導管理料（注２に規定する場合に限る。）
サ　医科点数表区分番号Ｂ００１－10の３に掲げる心不全再入院予防継続管理料３
キ　医科点数表区分番号Ｂ００１－11に掲げる遺伝性疾患療養指導管理料
ユ　医科点数表区分番号Ｂ００５－６に掲げるがん治療連携計画策定料
メ　医科点数表区分番号Ｂ００５－６－２に掲げるがん治療連携指導料
ミ　医科点数表区分番号Ｂ００５－６－３に掲げるがん治療連携管理料
シ　医科点数表区分番号Ｂ００５－７に掲げる認知症専門診断管理料
ヱ　医科点数表区分番号Ｂ００５－８に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料
ヒ　医科点数表区分番号Ｂ００７－３に掲げる退院後訪問栄養食事指導料（当該患者が入所する施設において管理栄養士が配置されている場合を除く。）
モ　医科点数表区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)（注１、注６、注８、注10から注15まで及び注18に規定する場合に限る。）
セ　医科点数表区分番号Ｂ００９－２に掲げる電子的診療情報評価料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
ス　医科点数表区分番号Ｂ０１０－２に掲げる診療情報連携共有料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
ン　医科点数表区分番号Ｂ０１１に掲げる連携強化診療情報提供料
イイ　医科点数表区分番号Ｂ０１１－３に掲げる薬剤情報提供料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
イロ　医科点数表区分番号Ｂ０１１－５に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料
イハ　医科点数表区分番号Ｂ０１２に掲げる傷病手当金意見書交付料
イニ　医科点数表区分番号Ｃ０００に掲げる往診料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
イホ　医科点数表区分番号Ｃ００４－２に掲げる救急患者連携搬送料
イヘ　医科点数表区分番号Ｃ１１６に掲げる在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料
イト　医科点数表第２章第２部第２節第２款に規定する点数
イチ　医科点数表第２章第３部及び第４部に規定する点数

イリ　医科点数表第２章第５部に規定する点数（専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。）
イヌ　医科点数表第２章第６部に規定する点数（専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。）
イル　医科点数表区分番号Ｈ００５に掲げる視能訓練及び医科点数表区分番号Ｈ００６に掲げる難病患者リハビリテーション料
イヲ　医科点数表区分番号Ｉ０００に掲げる精神科電気痙攣療法
イワ　医科点数表区分番号Ｉ０００－２に掲げる経頭蓋磁気刺激療法
イカ　医科点数表区分番号Ｉ００２に掲げる通院・在宅精神療法
イヨ　医科点数表区分番号Ｉ００３－２に掲げる認知療法・認知行動療法
イタ　医科点数表区分番号Ｉ００６に掲げる通院集団精神療法（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
イレ　医科点数表区分番号Ｉ００７に掲げる精神科作業療法（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
イソ　医科点数表区分番号Ｉ００８－２に掲げる精神科ショート・ケア（注５に規定する場合を除く。）（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
イツ　医科点数表区分番号Ｉ００９に掲げる精神科デイ・ケア（注６に規定する場合を除く。）（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
イネ　医科点数表区分番号Ｉ０１５に掲げる重度認知症患者デイ・ケア料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
イナ　医科点数表第２章第９部から第13部までに規定する点数
イラ　医科点数表区分番号Ｏ００１に掲げる外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)（初診時及び再診時等に限る。）
イム　医科点数表区分番号Ｏ００２に掲げる外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)（初診を行った場合及び再診時等に限る。）
イウ　医科点数表区分番号Ｏ１００の１に掲げる外来・在宅物価対応料
イヰ　調剤点数表第１節に規定する点数
イノ　調剤点数表区分番号１００の２に掲げる調剤管理料
イオ　調剤点数表区分番号１００の３に掲げる服薬管理指導料
イク　調剤点数表区分番号１４の２の２に掲げる外来服薬支援料２
イヤ　調剤点数表区分番号１４の３の２に掲げる服用薬剤調整支援料２
イマ　調剤点数表区分番号１５の２に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（注10に規定する場合に限る。）
イケ　調剤点数表第３節に規定する点数（専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。）
三　歯科点数表に規定する点数であって次に掲げる点数以外のものが算定されるべき療養
イ　区分番号Ｂ００８－２に掲げる薬剤総合評価調整管理料
ロ　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時共同指導料１
ハ　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料
ニ　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料
ホ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料

五　次に掲げる患者
イ　介護老人保健施設に入所している患者
ロ　介護老人保健施設において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者

六　次に掲げる患者（以下「介護老人福祉施設入所者」という。）
イ　地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所している患者
ロ　短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けている患者

次に掲げる点数が算定されるべき療養
一　医科点数表第３章第１部に規定する点数
二　医科点数表第３章第２部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
イ　区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注20の例により算定する点数
ロ　区分番号Ａ００２に掲げる外来診療料の注11の例により算定する点数
ハ　区分番号Ｂ００４に掲げる退院時共同指導料１の例により算定する点数
ニ　区分番号Ｂ０１０に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)の例により算定する点数
三　歯科点数表に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
イ　区分番号Ｂ００８－２に掲げる薬剤総合評価調整管理料
ロ　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時共同指導料１
ハ　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料
ニ　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料
ホ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料
四　調剤点数表のうち次に掲げる点数が算定されるべき療養
イ　第１節に規定する点数
ロ　区分番号１００の２に掲げる調剤管理料
ハ　区分番号１００の３に掲げる服薬管理指導料
ニ　区分番号１４の２の２に掲げる外来服薬支援料２
ホ　区分番号１４の３の２に掲げる服用薬剤調整支援料２
ヘ　区分番号１５の２に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（注10に規定する場合に限る。）
ト　第３節に規定する点数（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬並びに注射薬等（抗悪性腫瘍剤を除く。）の費用に限る。）
チ　第４節に規定する点数

次に掲げる点数が算定されるべき療養
一　医科点数表に規定する点数（区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注20に規定する点数、区分番号Ａ００２に掲げる外来診療料の注11に規定する点数、区分番号Ｃ００５－１－３に掲げる訪問看護遠隔診療補助料及び当該患者が入所する施設における医師により行われる医学的管理に相当する療養に係るものを除く。）
二　歯科点数表に規定する点数
三　調剤点数表に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
イ　区分番号１５の９に掲げる訪問薬剤管理医師同時指導料
ロ　区分番号１５の１０に掲げる複数名薬剤管理指導訪問料

備考

一　この表において「法」とは、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）をいう。

二　この表において「患者」とは、法第六十二条に規定する要介護被保険者等である患者をいう。

三　この表において「短期入所生活介護」とは、法第八条第九項に規定する短期入所生活介護をいう。

四　この表において「介護予防短期入所生活介護」とは、法第八条の二第七項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。

五　この表において「短期入所療養介護」とは、法第八条第十項に規定する短期入所療養介護をいう。

六　この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、法第八条の二第八項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。

七　この表において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。

八　この表において「介護老人福祉施設」とは、法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。

九　この表において「介護老人保健施設」とは、法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。

十　この表において「介護医療院」とは、法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。

別表第二

診療報酬の算定方法に掲げる療養	算定方法
一　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　医科点数表区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注20に規定する点数 ロ　医科点数表区分番号Ａ００２に掲げる外来診療料の注11に規定する点数	入院中の患者以外の患者であって、特定施設若しくは地域密着型特定施設に入居しているもの又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けているものについては、算定できない。
二　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　医科点数表区分番号Ｂ００１の９に掲げる外来栄養食事指導料 ロ　医科点数表区分番号Ｂ００１の11に掲げる集団栄養食事指導料	介護医療院入所者については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の４のイからヘまでの注５に掲げる減算を算定した場合に限り、算定できる。
三　医科点数表区分番号Ｂ００７―３に掲げる退院後訪問栄養食事指導料が算定されるべき療養	同一月において、居宅療養管理指導（管理栄養士が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した場合には、予防居宅療養管理指導費を算定できない。
四　医科点数表区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)（注２に規定する場合に限る。）が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者について、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
五　医科点数表区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)（注３、注14及び注15に規定する場合に限る。）が算定されるべき療養	同一月において、居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
六　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　在宅患者訪問診療料(Ⅰ) ロ　医科点数表区分番号Ｃ００１―２に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ) ハ　医科点数表区分番号Ｃ００２に掲げる在宅時医学総合管理料 ニ　在宅がん医療総合診療料 ホ　医科点数表区分番号Ｃ０１２―２に掲げる訪問診療薬剤師同時指導料	入院中の患者以外の患者であって、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けているものについては、当該患者が当該サービスの利用を開始した日より前三十日の間に医科点数表区分番号Ｃ００１に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅰ)、医科点数表区分番号Ｃ００１―２に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)、医科点数表区分番号Ｃ００２に掲げる在宅時医学総合管理料、医科点数表区分番号Ｃ００３に掲げる在宅がん医療総合診療料又は医科点数表区分番号Ｃ０１２―２に掲げる訪問診療薬剤師同時指導料（以下「在宅患者訪問診療料等」という。）を算定した保険医療機関の施設に入居している患者（当該施設の医師が診察した場合（当該サービスを提供する場合を除く。）に限り、在宅患者訪問診療料等を算定できる。）については、算定できない。 また、保険医療機関の退院日から当該サービスの利用開始日前三十日までの間に在宅患者訪問診療料等を算定した患者については、当該サービスの利用開始後三十日までの間に限る。）。
七　医科点数表区分番号Ｃ００３に掲げる在宅がん医療総合診療料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者であって、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けているものについては、当該サービスの利用を開始した日より前三十日の間に訪問診療料を算定した患者については、当該サービスの利用開始後三十日までの間に限る。）。 また、保険医療機関の退院日から当該サービスの利用開始日前三十日までの間に在宅患者訪問診療料等を算定した患者については、当該サービスの利用開始後三十日までの間に限る。）。 一　労働省告示第六十三号別表第七に掲げる疾病等の患者又は急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係るものであって、同一月において同一建物居住者訪問看護・指導料の注10（医科点数表区分番号Ｃ００５―１―２に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する加算	特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）別表第七に掲げる疾病等の患者又は急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係るものに限り、算定できる。 二　入院中の患者以外の患者であって、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けているものについては、当該患者が当該サービスの利用を開始した日より前三十日の間に患家を訪問して、訪問看護・指導料（医科点数表区分番号Ｃ００５―１―２に掲げる在宅患者訪問看護・指導料をいう。）を算定した保険医療機関の保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「保健師等」という。）が看護又は指導を行った場合に限り、算定できる。（未利用型指定施設又は地域密着型特定施設に入居している患者（外部サービス利用型指定施設又は外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を受けている患者を除く。）については、算定できない。）
九　次に掲げる加算が算定されるべき療養 イ　医科点数表区分番号Ｃ００５に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注10（医科点数表区分番号Ｃ００５―１―２に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する加算	特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の患者又は急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係るものであって、同一月において同一建物居住者訪問看護・指導料の注10に規定する場合に限り、算定できる。

ロ　在宅患者訪問看護・指導料の注18（医科点数表区分番号Ｃ００５に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注11に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する加算	
十　医科点数表区分番号Ｃ００５に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注11（医科点数表区分番号Ｃ００５－１－２に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する加算が算定されるべき療養	特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の患者又は急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者について、同一月において特別管理加算を算定している場合を除く。）に限り、算定できる。
十一　医科点数表区分番号Ｃ００５に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注13（医科点数表区分番号Ｃ００５－１－２に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する加算が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者であって、特定施設若しくは地域密着型特定施設に入居しているもの又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けているものについては、算定できない。
十二　医科点数表区分番号Ｃ００５－１－３に掲げる訪問看護遠隔診療補助料が算定されるべき療養	当該補助料の算定月と同一月において、訪問看護費を算定した場合には、算定できない。
十三　医科点数表区分番号Ｃ００５－２に掲げる在宅患者訪問点滴注射管理指導料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者であって、特定施設若しくは地域密着型特定施設に入居しているもの又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けているものについては、特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の患者又は急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限り、算定できる。
十四　医科点数表区分番号Ｃ００６に掲げる在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者であって、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーション指導管理が必要であるものに係るものである場合に限り、算定できる。
十五　医科点数表区分番号Ｃ０１２に掲げる在宅患者共同診療料の２又は３に掲げる点数が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者であって、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けているものについては、算定できない。
十六　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　医科点数表区分番号Ｈ０００に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料 ロ　医科点数表区分番号Ｈ００１に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料 ハ　医科点数表区分番号Ｈ００１－２に掲げる廃用症候群リハビリテーション料 ニ　医科点数表区分番号Ｈ００２に掲げる運動器リハビリテーション料 ホ　医科点数表区分番号Ｈ００３に掲げる呼吸器リハビリテーション料	入院中の患者以外の患者及び介護老人福祉施設入所者については、訪問リハビリテーション費、通所リハビリテーション費又は介護予防通所リハビリテーション費を算定した日を含む月から三月目（上欄に掲げるリハビリテーション料を算定する保険医療機関において、これらのリハビリテーション費を算定した場合には、翌月）以降については、算定できない。

十七　医科点数表区分番号Ｉ００６に掲げる通院集団精神療法が算定されるべき療養	介護医療院入所者については、同一日において、精神科作業療法又は認知症老人入院精神療法を行い、算定できない。特別診療費を算定した場合には、算定
十八　医科点数表区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者（医科点数表区分番号Ｉ０１６に掲げる精神科在宅患者支援管理料を算定する場合を除く。）に限り、算定できる。ただし、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けている患者については、当該サービスを開始した日より前三十日の間に訪問看護・指導料、医科点数表区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料を算定した保険医療機関の保健師、看護師、准看護師、作業療法士又は精神保健福祉士が看護又は指導を行った場合に限り、当該サービスの利用を開始した日から三十日の間に限り、算定できる。
十九　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　医科点数表区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料 ロ　医科点数表区分番号Ｉ０１２－２に掲げる精神科訪問看護指示料	介護老人福祉施設入所者については、認知症でない患者に限り、算定できる。
二十　医科点数表区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料の注11に規定する加算が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者であって、特定施設若しくは地域密着型特定施設に入居しているもの又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けているものについては、算定できない。
二十一　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　歯科点数表区分番号Ｂ０００－４に掲げる歯科疾患管理料 ロ　歯科点数表区分番号Ｂ００２に掲げる歯科特定疾患療養管理料 ハ　歯科点数表区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(I)（注２及び注６に規定する場合に限る。）	入院中の患者以外の患者について、同一月において居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
二十二　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　歯科点数表区分番号Ｃ００１－３に掲げる歯科疾患在宅療養管理料 ロ　歯科点数表区分番号Ｃ００１－５に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料	入院中の患者以外の患者について、同一月において居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。ただし、歯科医師が行う場合に限る。）を行い、管理指導費を算定した場合において、歯科点数表に規定する点数であつて、歯科疾患在宅療養管理料の算定について掲げる歯科疾患在宅療養管理料の算定に係るものとみなす。
二十三　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　歯科点数表区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ロ　歯科点数表区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料	入院中の患者以外の患者について、同一月において居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。ただし、歯科医師が行う場合に限る。）を行い、管理指導費を算定した場合において、歯科点数表に規定する点数であつて、歯科疾患在宅療養管理料の算定について掲げる歯科疾患在宅療養管理料の算定に係るものとみなす。
	介護老人福祉施設入所者については、末期の悪性腫瘍の患者に対して実施した場合に限り、算定できる。

二十四　調剤点数表区分番号１０の３に掲げる服薬管理指導料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者について、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合にあっては、この限りでない。
二十五　調剤点数表区分番号１４の２の１に掲げる外来服薬支援料１が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者について、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
二十六　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　調剤点数表区分番号１５に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ロ　調剤点数表区分番号１５の２に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（注10に規定する場合を除く。） ハ　調剤点数表区分番号１５の３に掲げる在宅患者緊急時等共同指導料	介護老人福祉施設入所者については、末期の悪性腫瘍の患者に対して実施した場合に限り、算定できる。
二十七　調剤点数表区分番号１５の２に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（注10に規定する場合に限る。）が算定されるべき療養	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症の患者であって、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所しているものに対して、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が当該施設を緊急に訪問し、当該患者又はその家族等に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理及び指導を実施し、薬剤を交付した場合に限り、算定できる。
二十八　調剤点数表区分番号１５の３に掲げる在宅患者緊急時等共同指導料	入院中の患者以外の患者について、同一日において居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
二十九　調剤点数表区分番号１５の５に掲げる服薬情報等提供料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者について、同一月において、居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。

備考

一　この表において「法」とは、介護保険法をいう。

二　この表において「患者」とは、法第六十二条に規定する要介護被保険者等である患者をいう。

三　この表において「居宅療養管理指導」とは、法第八条第六項に規定する居宅療養管理指導をいう。

四　この表において「介護予防居宅療養管理指導」とは、法第八条の二第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導をいう。

五　この表において「居宅療養管理指導費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表の５に規定する居宅療養管理指導費をいう。

六　この表において「介護予防居宅療養管理指導費」とは、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表の４に規定する介護予防居宅療養管理指導費をいう。

七　この表において「短期入所療養介護」とは、法第八条第十項に規定する短期入所療養介護（療養室において行われるものを除く。）をいう。

八　この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、法第八条の二第八項に規定する介護予防短期入所療養介護（療養室において行われるものを除く。）をいう。

九　この表において「小規模多機能型居宅介護」とは、法第八条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。

十　この表において「複合型サービス」とは、法第八条第二十三項に規定する複合型サービスをいう。

十一　この表において「特定施設」とは、法第八条第十一項に規定する特定施設をいう。

十二　この表において「地域密着型特定施設」とは、法第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設をいう。

十三　この表において「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百九十二条の二に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護をいう。

十四　この表において「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」とは、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。

十五　この表において「ターミナルケア加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の３の注15に規定するターミナルケア加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表の１の注14に規定するターミナルケア加算及び同表の８のヨに規定するターミナルケア加算をいう。

十六　この表において「特別管理加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の３の注13に規定する特別管理加算、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の２の注12に規定する特別管理加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の１の注13に規定する特別管理加算及び同表の８のワに規定する特別管理加算をいう。

十七　この表において「認知症対応型共同生活介護」とは、法第八条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。

十八　この表において「介護予防認知症対応型共同生活介護」とは、法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。

十九　この表において「訪問リハビリテーション費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の４に規定する訪問リハビリテーション費をいう。

二十　この表において「通所リハビリテーション費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の７に規定する通所リハビリテーション費をいう。

二十一　この表において「介護予防訪問リハビリテーション費」とは、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の３に規定する介護予防訪問リハビリテーション費をいう。

二十二　この表において「介護予防通所リハビリテーション費」とは、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の５に規定する介護予防通所リハビリテーション費をいう。

二十三　この表において「精神科作業療法」とは、厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）別表第一の16に規定する精神科作業療法をいう。

二十四　この表において「認知症老人入院精神療法」とは、厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数別表第一の17に規定する認知症老人入院精神療法をいう。

二十五　この表において「特別診療費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の９のホの⑬に掲げる特別診療費、指定施設サービス等に要する費用の算定に関する基準別表の４のソに掲げる特別診療費及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の７のホの⑪に掲げる特別診療費をいう。

二十六　この表において「訪問看護費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の３に規定する訪問看護費をいう。

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三

一　医科点数表第３章第１部の４に規定する厚生労働大臣が定めるもの	一　医科点数表第１章並びに第２章第１部（通則第３号から第８号までに規定する加算については、別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬を投与した場合に限る。）、がん性疼痛緩和指導管理料、外来緩和ケア管理料（悪性腫瘍の患者に限る。）、外来放射線照射診療料、外来腫瘍化学療法診療料及び退院後訪問栄養食事指導料（管理栄養士が配置されている場合を除く。）及び第２部（救急患者連携搬送料及び在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料を除く。）に掲げる診療料 二　医科点数表第２章第３部に掲げる診療料（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できない検査に係るものに限る。） 三　医科点数表第２章第５部に掲げる診療料（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる投薬に係るもの及び同表に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬の費用を除く。） 四　医科点数表第２章第６部に掲げる診療料（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる注射及び注射薬等の費用を除く。） 五　医科点数表第２章第７部に掲げる診療料（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できないリハビリテーションに係るものに限る。） 六　医科点数表第２章第８部に掲げる診療料 七　医科点数表第２章第９部に掲げる診療料（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できない処置に係るものに限る。） 八　医科点数表第２章第10部に掲げる診療料（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できない手術に係るものに限る。） 九　医科点数表第２章第11部に掲げる診療料（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できない麻酔に係るものに限る。） 十　医科点数表第２章第14部に掲げる診療料（外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)（いずれも再診時等に限る。）並びに外来・在宅物価対応料を除く。）

別表第四

一　介護老人保健施設入所者について算定できない検査	一　検体検査（医科点数表区分番号Ｄ００７の35に掲げる血液ガス分析及び当該検査に係る医科点数表区分番号Ｄ０２６の４に掲げる生化学的検査(Ⅰ)判断料並びに医科点数表区分番号Ｄ４１９の３に掲げる動脈血採取であって、保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。） 二　呼吸循環機能検査等のうち医科点数表区分番号Ｄ２０８に掲げる心電図検査及び医科点数表区分番号Ｄ２０９に掲げる負荷心電図検査（心電図検査の注１に掲げるものを除く。） 三　負荷試験等のうち肝及び腎のクリアランステスト、内分泌負荷試験及び糖負荷試験 四　一から三までに掲げる検査に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な検査

二　介護老人保健施設入所者について算定できる投薬	医科点数表F４００に掲げる処方箋料（次項に規定する薬剤を投与した場合に限る。）	一　介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬の費用 三　介護老人保健施設入所者について算定できる注射及び注射薬等の費用
		一　抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）の費用 二　ＨＩＦ－ＰＨ阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）の費用 三　ＪＡＫ阻害薬（免疫・アレルギー疾患の治療のために入院前から投与が継続されており、他の治療薬で代替不能な場合に限る。）の費用 四　疼痛コントロールのための医療用麻薬の費用 五　抗ウイルス剤（Ｂ型肝炎又はＣ型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はＨＩＶ感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の費用	一　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料の１のイ、２のイ又は３のイ 二　医科点数表第２章第６部通則第６号に規定する外来化学療法加算 三　医科点数表区分番号Ｇ０００に掲げる皮内、皮下及び筋肉内注射（医科点数表区分番号Ｂ００１の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料又は医科点数表区分番号Ｂ００１の24に掲げる外来緩和ケア管理料（悪性腫瘍の患者に限る。）を算定するものに限る。） 四　医科点数表区分番号Ｇ００１に掲げる静脈内注射（保険医療機関の保険医が平成十八年七月一日から令和六年三月三十一日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）附則第十三条に規定する転換を行って開設した介護老人保健施設（以下「療養病床から転換した介護老人保健施設」という。）に赴いて行うもの、医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料の１のイ、２のイ又は３のイを算定するものに限る。） 五　医科点数表区分番号Ｇ００２に掲げる動脈注射（医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料の１のイ、２のイ若しくは３のイ又は医科点数表第２章第６部通則第６号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。） 六　医科点数表区分番号Ｇ００３に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入（医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料の１のイ、２のイ又は３のイを算定するものに限る。） 七　医科点数表区分番号Ｇ００３－３に掲げる肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入（医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料の１のイ、２のイ又は３のイを算定するものに限る。）

五　介護老人保健施設入所者について算定できないリハビリテーション		八　医科点数表区分番号Ｇ００４に掲げる点滴注射（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うもの、医科点数表区分番号Ｂ００１の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料、医科点数表区分番号Ｂ００１の24に掲げる外来緩和ケア管理料（悪性腫瘍の患者に限る。）、医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料の１のイ、２のイ若しくは３のイ又は医科点数表第２章第６部通則第６号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。） 九　医科点数表区分番号Ｇ００５に掲げる中心静脈注射（医科点数表区分番号Ｂ００１の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料、医科点数表区分番号Ｂ００１の24に掲げる外来緩和ケア管理料（悪性腫瘍の患者に限る。）、医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料の１のイ、２のイ若しくは３のイ又は医科点数表第２章第６部通則第６号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。） 十　医科点数表区分番号Ｇ００６に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射（医科点数表区分番号Ｂ００１の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料、医科点数表区分番号Ｂ００１の24に掲げる外来緩和ケア管理料（悪性腫瘍の患者に限る。）、医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料の１のイ、２のイ若しくは３のイ又は医科点数表第２章第６部通則第６号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。） 十一　エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）の費用 十二　ダルベポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）の費用 十三　エポエチンベータペゴル（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）の費用 十四　抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）の費用 十五　疼痛コントロールのための医療用麻薬の費用 十六　生物学的製剤（免疫・アレルギー疾患の治療のために入院前から投与が継続されており、他の治療薬で代替不能な場合に限る。）の費用 十七　インターフェロン製剤（Ｂ型肝炎若しくはＣ型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。）の費用 十八　抗ウイルス剤（Ｂ型肝炎若しくはＣ型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群若しくはＨＩＶ感染症の効能又は効果を有するものに限る。）の費用 十九　血友病等の患者に使用する医薬品（血友病等の患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するものに限る。）の費用
	一　脳血管疾患等リハビリテーション 二　廃用症候群リハビリテーション 三　運動器リハビリテーション 四　摂食機能療法 五　視能訓練 六　一から五までに掲げるリハビリテーションに最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊なリハビリテーション	

六　介護老人保健施設入所者について算定できない処置	
一　一般処置のうち次に掲げるもの イ　創傷処置（六千平方センチメートル以上のもの（褥瘡に係るものを除く。）を除く。） ロ　手術後の創傷処置 ハ　ドレーン法（ドレナージ） ニ　腰椎穿刺 ホ　胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。） ヘ　腹腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。） ト　喀痰吸引 チ　高位浣腸、高圧浣腸、洗腸 リ　摘便 ヌ　酸素吸入 ル　酸素テント ヲ　間歇的陽圧吸入法 ワ　肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの） カ　非還納性ヘルニア徒手整復法（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。） ヨ　痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。） 二　救急処置のうち次に掲げるもの イ　救命のための気管挿管 ロ　人工呼吸 ハ　非開胸的心マッサージ ニ　気管内洗浄 ホ　胃洗浄 三　泌尿器科処置のうち次に掲げるもの イ　膀胱洗浄（薬液注入を含む。） ロ　留置カテーテル設置 ハ　嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等） 四　整形外科的処置（鋼線等による直達牽引を除く。） 五　栄養処置のうち次に掲げるもの イ　鼻腔栄養 ロ　滋養浣腸 六　一から五までに掲げる処置に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な処置	
七　介護老人保健施設入所者について算定できない手術	
一　創傷処理（長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達するもの及び保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。） 二　皮膚切開術（長径二十センチメートル未満のものに限る。） 三　デブリードマン（百平方センチメートル未満のものに限る。） 四　爪甲除去術 五　ひょう疽手術 六　外耳道異物除去術（複雑なものを除く。） 七　咽頭異物摘出術（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものであって、複雑なものを除く。） 八　顎関節脱臼非観血的整復術（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。） 九　血管露出術 十　一から九までに掲げる手術に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な手術	
八　介護老人保健施設入所者について算定できない麻酔	
一　静脈麻酔 二　神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入 三　一及び二に掲げる麻酔に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な麻酔	

○厚生労働省告示第百二十号

指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十三条第二項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める指定訪問看護（平成十二年厚生労働省告示第百六十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　訪問看護ステーションが定める営業日以外の日又は営業時間以外の時間における指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法区分番号０１の注13に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは注14に規定する深夜訪問看護加算又は区分番号０１―２の注９に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは注10に規定する深夜訪問看護加算を算定する日を除く。）	二　訪問看護ステーションが定める営業日以外の日又は営業時間以外の時間における指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法区分番号０１の注13に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算又は区分番号０１―２の注９に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算を算定する日を除く。）

○厚生労働省告示第二十一号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条第三項の規定に基づき、労働安全衛生法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製造時等検査の方法を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製造時等検査の方法

一　この告示は、労働安全衛生法第三十八条第一項及び第二項に定める登録設計審査等機関が行う製造時等検査（以下単に「製造時等検査」という。）の方法について適用する。

二　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十二条第一項第一号に定めるボイラー及び同項第二号に定める第一種圧力容器に係る構造検査、溶接検査及び使用検査並びに同項第四号に定める移動式クレーン及び同項第八号に定めるゴンドラに係る製造時等検査は、別表第一の一から第四までの左欄に掲げる検査項目について、同表の中欄に掲げる検査の方法による検査の結果が、同表の右欄に掲げる判定基準に適合していることを確認することにより行わなければならない。

三　令第十二条第一項第一号に定めるボイラーに係る使用検査についてはボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号。以下「ボイラー則」という。）第十二条第四項の規定により、令第十二条第一項第二号に定める第一種圧力容器に係る使用検査についてはボイラー則第五十七条第四項の規定により、令第十二条第一項第四号に定める移動式クレーンに係る使用検査についてはクレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号。以下「クレーン則」という。）第五十七条第五項の規定により、令第十二条第一項第八号に定めるゴンドラに係る使用検査についてはゴンドラ安全規則（昭和四十七年労働省令第三十五号）第六条第五項の規定により、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号。以下「登録省令」という。）第一条の十五第一項に定める指定外国検査機関（以下単に「指定外国検査機関」という。）が作成した同令第一条の十二第一項に定める基準等適合証明書（以下この号において「証明書」という。）が添付されて申請されたものについては、前号の規定にかかわらず、別表第一の三、第二の三、第三及び第四の左欄に掲げる検査項目について、同表の中欄に掲げる検査の方法に代えて、証明書の書類審査により同表の右欄に掲げる判定基準に適合していることを確認することにより行うことができる。この場合において、登録設計審査等機関は、次のイからハまでに掲げる事項を確認するものとする。

イ　当該証明書を作成した指定外国検査機関が、当該使用検査を受けようとする特定機械等に係る指定を受けていること

ロ　当該証明書が、当該指定外国検査機関が受けているイに掲げる指定の有効期間内に作成されたものであること

ハ　当該証明書を作成した登録省令第一条の十二第三項に定める証明書作成員（以下「証明書作成員」という。）が、当該指定外国検査機関において当該使用検査を受けようとする特定機械等の証明書作成員として選任されている者であること

別表第１の１　令第12条第１項第１号に定めるボイラーの構造検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
１　書類審査	(1)　申請に係るボイラーが、所轄都道府県労働局長の製造許可を受けたボイラー又は当該許可を受けたボイラーと型式が同一であるボイラーであることを、申請書、明細書、強度計算書、構造図等（以下この表から別表第２の３までにおいて「申請書等」という。）により確認する。	申請に係るボイラーが、所轄都道府県労働局長の製造許可を受けたボイラー又は当該許可を受けたボイラーと型式が同一であるボイラーであること。
	(2)　ボイラーの設計について、その構造、工作方法等のボイラー構造規格（平成15年厚生労働省告示第197号。以下この表、別表第１の２及び別表第１の３において「構造規格」という。）への適合状況を、申請書等により確認する。	構造規格第１編第１章及び第２章、第42条から第46条まで並びに第１編第４章（第64条及び第６節を除く。）又は第88条から第92条まで及び第94条から第99条までの規定に適合していること。
２　材料検査	ボイラーの材料について、構造規格への適合状況を、ミルシート等により確認する。ただし、溶接検査において材料検査を行った材料については、これを省略することができる。	構造規格第１条及び第２条又は第89条の規定に適合していること。
３　外観検査	(1)　ボイラーの現品と明細書及び構造図との適合状況並びにその構造の構造規格への適合状況について、胴の長さ、板の厚さその他の寸法をノギス、スケール、超音波厚さ計等を用いて測定し、現品と書類審査において確認した明細書及び構造図とを照合すること等により確認する。 (2)　工作上の欠陥、腐食等の有無、胴の真円度、鏡板の公差等の構造規格への適合状況を、目視、外観検査用機器等により確認する。 (3)　安全弁、圧力計、水面測定装置等の附属品の取付穴について、構造図及び構造規格への適合状況を目視等により確認する。	現品が、書類審査において確認した明細書及び構造図に適合しており、かつ、構造規格第３条から第６条まで、第１編第２章、第42条から第44条まで及び第１編第４章（第64条及び第６節を除く。）又は第91条から第99条までの規定に適合していること。
４　水圧試験	構造規格第61条又は第93条に定める方法による水圧試験を行い、変形及び漏れの有無等を目視等により確認する。	構造規格第61条又は第93条の規定に適合していること。
５　附属品	安全弁、ガラス水面計等の構造の構造規格への適合状況を、目視等により確認する。	構造規格第１編第４章（第６節を除く。）又は第94条から第99条までの規定に適合していること。
備考	構造規格第86条（鋳鉄製ボイラーにあっては構造規格第101条において準用する第86条）に規定する適用の特例の認定を受けたボイラーについては、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する検査の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第１の２　令第12条第１項第１号に定めるボイラーの溶接検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
１　材料検査	ボイラーの材料について、構造規格への適合状況を、ミルシート等により確認する。	構造規格第１条及び第２条又は第89条の規定に適合していること。
２　開先検査	開先について、その形状並びに突合せ溶接における継手面の食い違い及び厚さの異なる板の突合せ溶接における構造規格への適合状況を、目視、ゲージ等により確認する。	構造規格第43条、第48条及び第49条に適合していること。
３　外観検査	(1)　ボイラーの溶接部に割れ、アンダカット、オーバーラップ、クレータ等がないか目視等により確認する。	構造規格第43条、第46条及び第47条の規定に適合していること。

	⑵　余盛りの状態を目視等により確認する。 ⑶　溶接後熱処理が必要な場合は、熱処理の構造規格への適合状況を溶接後熱処理の記録により確認する。	
4　機械試験	⑴　溶接部の機械試験の構造規格への適合状況を、試験片等により確認する。 ⑵　引張試験片の引張強さの構造規格への適合状況を、機械試験の結果により確認する。 ⑶　曲げ試験による割れの構造規格への適合状況を、試験後の曲げ試験片により確認する。	構造規格第50条から第56条までの規定に適合していること。
5　放射線検査	溶接部の放射線検査の方法及びその結果の構造規格への適合状況を、放射線検査用機器を用いた透過写真の評価等により確認する。	構造規格第57条から第60条までの規定に適合していること。
6　その他	申請に係るボイラーが、所轄都道府県労働局長の製造許可を受けたボイラー又は当該許可を受けたボイラーと型式が同一であるボイラーであることを、申請書等により確認する。	申請に係るボイラーが、所轄都道府県労働局長の製造許可を受けたボイラー又は当該許可を受けたボイラーと型式が同一であるボイラーであること。
備考	構造規格第86条に規定する適用の特例の認定を受けたボイラーについては、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する検査の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第１の３　令第12条第１項第１号に定めるボイラーの使用検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
1　書類審査	ボイラーの設計について、その構造、工作方法等の構造規格への適用状況を、申請書等により確認する。	構造規格第１編第１章及び第２章、第42条から第46条まで並びに第４章（第64条及び第６節を除く。）又は第88条から第92条まで及び第94条から第99条までの規定に適合していること。
2　材料検査	ボイラーの材料について、構造規格への適合状況を、ミルシート等により確認する。	構造規格第１条及び第２条又は第89条の規定に適合していること。
3　外観検査	⑴　ボイラーの現品と明細書及び構造図との適合状況並びにその構造の構造規格への適合状況について、胴の長さ、板の厚さその他の寸法をノギス、スケール、超音波厚さ計等を用いて測定し、現品と書類審査において確認した明細書及び構造図とを照合すること等により確認する。	現品が、書類審査において確認した明細書及び構造図に適合しており、かつ、構造規格第３条から第６条まで、第１編第２章、第42条から第44条まで、第47条及び第１編第４章（第64条及び第６節を除く。）又は第91条から第99条までの規定に適合していること。
	⑵　工作上の欠陥、腐食等の有無、胴の真円度、鏡板の公差等の構造規格への適合状況を、目視、外観検査用機器等により確認する。 ⑶　安全弁、圧力計、水面測定装置等の附属品の取付穴について、構造図及び構造規格への適合状況を目視等により確認する。 ⑷　過去に設置されたことがあるボイラーにあっては、腐食、割れ、過熱等の異常の有無及びステー、管等が確実に取り付けられていることを目視、外観検査用機器等により確認する。	
4　水圧試験	構造規格第61条又は第93条に定める方法による水圧試験を行い、変形及び漏れの有無等を目視等により確認する。	構造規格第61条又は第93条の規定に適合していること。
5　溶接部	溶接部について、溶接部の機械試験成績、溶接施行方法に関する証明書、溶接後熱処理の記録及び放射線検査用機器を用いた透過写真の評価等により確認する。	構造規格第46条から第60条までの規定に適合していること。
6　附属品	安全弁、ガラス水面計等の構造の構造規格への適合状況を目視等により確認する。	構造規格第１編第４章（第６節を除く。）又は第94条から第99条までの規定に適合していること。
備考	構造規格第86条（鋳鉄製ボイラーにあっては構造規格第101条において準用する第86条）に規定する適用の特例の認定を受けたボイラーについては、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する検査の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第２の１　令第12条第１項第２号に定める第一種圧力容器の構造検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
1　書類審査	⑴　申請に係る第一種圧力容器が、所轄都道府県労働局長の製造許可を受けた第一種圧力容器又は当該許可を受けた第一種圧力容器と型式が同一である第一種圧力容器であることを、申請書等により確認する。	申請に係る第一種圧力容器が、所轄都道府県労働局長の製造許可を受けた第一種圧力容器又は当該許可を受けた第一種圧力容器と型式が同一である第一種圧力容器であること。
	⑵　第一種圧力容器の設計について、その構造、工作方法等の圧力容器構造規格（平成15年厚生労働省告示第196号。以下この表、別表第２の２及び別表第２の３において「構造規格」という。）への適合状況を、申請書等により確認する。	構造規格第１編第１章及び第２章、第39条から第43条まで並びに第１編第４章（第65条を除く。）の規定に適合していること。

2　材料検査	第一種圧力容器の材料について、構造規格への適合状況を、ミルシート等により確認する。ただし、溶接検査において材料検査を行った材料については、これを省略することができる。	構造規格第１条及び第２条の規定に適合していること。
3　外観検査	⑴　第一種圧力容器の現品と明細書及び構造図との適合状況並びにその構造の構造規格への適合状況について、胴の長さ、板の厚さその他の寸法をノギス、スケール、超音波厚さ計等を用いて測定し、現品と書類審査において確認した明細書及び構造図と照合すること等により確認する。 ⑵　工作上の欠陥、腐食等の有無、胴の真円度、鏡板の公差等の構造規格への適合状況を、目視、外観検査用機器等により確認する。 ⑶　安全弁、圧力計等の附属品の取付穴について、構造図及び構造規格への適合状況を目視等により確認する。	現品が、書類審査において確認した明細書及び構造図に適合しており、かつ、構造規格第３条から第８条まで、第１編第２章、第39条から第41条まで、第44条及び第１編第４章（第65条を除く。）の規定に適合していること。
4　水圧試験	構造規格第63条に定める方法による水圧試験を行い、変形及び漏れの有無等を目視等により確認する。	構造規格第63条の規定に適合していること。
5　附属品	安全弁等の構造の構造規格への適合状況を目視等により確認する。	構造規格第１編第４章の規定に適合していること。
備考	構造規格第70条に規定する適用の特例の認定を受けた第一種圧力容器については、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する検査の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第２の２　令第12条第１項第２号に定める第一種圧力容器の溶接検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
1　材料検査	第一種圧力容器の材料について、構造規格への適合状況を、ミルシート等により確認する。	構造規格第１条及び第２条の規定に適合していること。
2　開先検査	開先について、その形状並びに突合せ溶接における継手面の食い違い及び厚さの異なる板の突合せ溶接における構造規格への適合状況を、目視、ゲージ等により確認する。	構造規格第40条、第45条及び第46条の規定に適合していること。
3　外観検査	⑴　第一種圧力容器の溶接部に割れ、アンダカット、オーバーラップ、クレータ等がないか目視等により確認する。 ⑵　余盛りの状態を目視等により確認する。 ⑶　溶接後熱処理が必要な場合は、熱処理の構造規格への適合状況を溶接後熱処理の記録により確認する。	構造規格第40条、第43条及び第44条の規定に適合していること。
4　機械試験	⑴　溶接部の機械試験の構造規格への適合状況を、試験片等により確認する。 ⑵　引張試験片の引張強さの構造規格への適合状況を、機械試験の結果により確認する。 ⑶　曲げ試験による割れの構造規格への適合状況を、試験後の曲げ試験片により確認する。	構造規格第47条から第55条までの規定に適合していること。
5　放射線検査	溶接部の放射線検査等の方法及びその結果の構造規格への適合状況を、放射線検査用機器を用いた透過写真の評価等により確認する。	構造規格第56条から第62条までの規定に適合していること。
6　その他	申請に係る第一種圧力容器が、所轄都道府県労働局長の製造許可を受けた第一種圧力容器又は当該許可を受けた第一種圧力容器と型式が同一である第一種圧力容器であることを申請書等により確認する。	申請に係る第一種圧力容器が、所轄都道府県労働局長の製造許可を受けた第一種圧力容器又は当該許可を受けた第一種圧力容器と型式が同一である第一種圧力容器であること。
備考	構造規格第70条に規定する適用の特例の認定を受けた第一種圧力容器については、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する検査の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第２の３　令第12条第１項第２号に定める第一種圧力容器の使用検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
1　書類審査	第一種圧力容器の設計について、その構造、工作方法等の構造規格への適合状況を、申請書等により確認する。	構造規格第１編第１章及び第２章、第39条から第43条まで並びに第１編第４章（第65条を除く。）の規定に適合していること。
2　材料検査	第一種圧力容器の材料について、構造規格への適合状況を、ミルシート等により確認する。	構造規格第１条及び第２条の規定に適合していること。
3　外観検査	⑴　第一種圧力容器の現品と明細書及び構造図との適合状況並びにその構造の構造規格への適合状況について、胴の長さ、板の厚さその他の寸法をノギス、スケール、超音波厚さ計等を用いて測定し、現品と書類審査において確認した明細書及び構造図と照合すること等により確認する。 ⑵　工作上の欠陥、腐食等の有無、胴の真円度、鏡板の公差等の構造規格への適合状況を、目視、外観検査用機器等により確認する。	現品が、書類審査において確認した明細書及び構造図に適合しており、構造規格第３条から第８条まで、第１編第２章、第39条から第41条まで、第44条及び第１編第４章（第65条を除く。）の規定に適合していること。

	⑶　安全弁、圧力計等の附属品の取付穴について、構造図及び構造規格への適合状況を目視等により確認する。 ⑷　過去に設置されたことがある第一種圧力容器にあっては、腐食、割れ等の異常の有無及びステー、管等が確実に取り付けられていることを目視、外観検査用機器等により確認する。	
4　水圧試験	構造規格第63条に定める方法による水圧試験を行い、変形及び漏れの有無等を目視等により確認する。	構造規格第63条の規定に適合していること。
5　溶接部	溶接部について、溶接部の機械試験成績、溶接施行方法に関する証明書、溶接後熱処理の記録及び放射線検査用機器を用いた透過写真の評価等により確認する。	構造規格第43条から第62条までの規定に適合していること。
6　附属品	安全弁等の構造の構造規格への適合状況を目視等により確認する。	構造規格第１編第４章の規定に適合していること。
備考	構造規格第70条に規定する適用の特例の認定を受けた第一種圧力容器については、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する検査の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第３　令第12条第１項第４号に定める移動式クレーンの製造時等検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
1　書類審査	⑴　製造検査にあっては、申請に係る移動式クレーンが、所轄都道府県労働局長の製造許可を受けた移動式クレーン又は当該許可を受けた移動式クレーンと型式が同一である移動式クレーンであることを申請書、明細書、組立図、強度計算書等（以下この表及び別表第４において「申請書等」という。）により確認する。	申請に係る移動式クレーンが、所轄都道府県労働局長の製造許可を受けた移動式クレーン又は当該許可を受けた移動式クレーンと型式が同一である移動式クレーンであること。
	⑵　構造部分、機械部分等が移動式クレーンの明細書の記載内容に合致し、移動式クレーン構造規格（平成７年労働省告示第135号。以下この表において「構造規格」という。）に適合しているかを確認する。	構造規格第２条から第43条までの規定に適合していること。
2　材料検査	移動式クレーンの材料について、構造規格への適合状況を、ミルシート等により確認する。	構造規格第１条の規定に適合していること。
3　外観検査	⑴　構造部分について、次の事項を確認する。 ①　著しい変形等が生じていないか、目視、ハンマリング、超音波探傷器、超音波厚さ計等により確認する。	構造規格第12条の規定に適合していること。
	②　溶接部分、ボルト穴等の割れ等の状態を、目視、ハンマリング、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第38条及び第39条の規定に適合していること。
	⑵　下部走行体のブレーキ及びつり上げ装置等のブレーキについて、目視、距離測定装置等により、設計上のものが用いられていることを確認するとともに、ブレーキライニング、ドラム面等の摩耗等ブレーキの状態を確認する。	構造規格第17条から第19条までの規定に適合していること。
	⑶　ドラム等について、つり上げ装置等の作動に支障となる摩耗等の状態のほか、ワイヤロープ等の取付状況について、目視、距離測定装置、超音波探傷器、ハンマリング等により確認する。	構造規格第20条から第23条までの規定に適合していること。
	⑷　安全装置等について、適切なものが取り付けられているか、目視、距離測定装置、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。	構造規格第24条から第34条までの規定に適合していること。 過負荷防止装置を要する移動式クレーンの過負荷防止装置が型式検定合格品であること。
	⑸　操作部分等について、操作部分の表示、運転室の視野等を目視等により確認する。	構造規格第35条及び第36条の規定に適合していること。
	⑹　伸縮装置について、ジブの伸縮の状態を、距離測定装置等により確認する。	構造規格第37条の規定に適合していること。
	⑺　ボルト、ナット、ねじ等の接合状態を、ハンマリング等により確認する。	構造規格第40条の規定に適合していること。
	⑻　ワイヤロープ及びつりチェーンについて、不適切なものが用いられていないか、目視、鋼索用磁気探傷器等により確認する。	構造規格第41条及び第42条の規定に適合していること。
	⑼　フック、リフティングマグネット等のつり具の状態を、目視、距離測定装置、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。	フック、リフティングマグネット等のつり具に損傷等がないこと。 このうちリフティングマグネットの部材に断線及び損傷がないこと並びに取付状態が適切なこと。
	⑽　定格荷重の表示状況を確認する。	構造規格第43条第１項の規定に適合していること。

	⑾　銘板の記載内容を確認する。	構造規格第43条第２項の規定に適合していること。
	⑿　拡幅式のクローラを有するクローラクレーンで、クローラを最大限に張り出さない状態で定格荷重を有しないものに係る警告の表示及び内容を確認する。	構造規格第43条第３項の規定に適合していること。
4　動作試験	⑴　無負荷で巻上げ、巻下げ、起伏、旋回及び伸縮の運動を定格速度により可動範囲全域について行い、次の事項を確認する。この運動は２回以上行う。 ①　異常な振動、衝撃、音響等の有無 ②　ブレーキの作動状態（ブレーキの制動トルク及び操作に要する力量は申請者が測定したデータを参考にすることができる。） ③　リフティングマグネット及びグラブバケット等の作動状態 ⑵　巻過防止装置又は巻過ぎを防止するための警報装置について次の事項を確認する。この確認は、２回以上作動させて行う。 ①　巻過防止装置にあっては、フック、グラブバケット等のつり具の上面又は当該つり具の巻上げ用シーブの上面が接触するおそれのある物（ジブを除く。）の下面との間隔の調整状態 ②　作動状態 ⑶　警報装置、傾斜角指示装置、前照灯等、起伏装置、伸縮装置の巻過防止装置及びジブ倒れ止め装置の作動の状態を確認する。この確認は、２回以上作動させて行う。	構造規格第12条、第17条から第19条まで、第23条から第25条第１項まで、第26条、第30条から第33条まで、第35条及び第37条の規定に適合していること。 クレーン則第65条の規定に適合していること。
5　荷重試験	水平堅土上（浮きクレーンにあっては平水面上）で、定格荷重の1.25倍（200トンをこえる場合は定格荷重に50トンを加えた荷重）に相当する荷重の荷をつって、巻上げ、巻下げ及び旋回の運動を低速度により行い、次の事項を確認する。アウトリガーを有するものにあってはアウトリガーを用いた状態及び用いない状態でそれぞれ運動を行う（アウトリガーを用いずに使用することがないものにあってはアウトリガーを用いない状態における荷重試験は行わなくとも差し支えない。）。これらの運動は２回以上（複数の定格荷重を有する移動式クレーンにあっては２以上の定格荷重ごとに２回以上）行う。なお、組立式ジブを有する移動式クレーンにあっては、通常使用するジブ長さにおいて確認することとして差し支えない。 ①　異常な振動、衝撃、音響等の有無 ②　ブレーキの作動状態 ③　過負荷防止装置の作動状態 ④　構造部分の亀裂、変形及び損傷	
6　安定度試験	水平堅土上（浮きクレーンにあっては平水面上）で、定格荷重の1.27倍（浮きクレーンにあっては定格荷重）に相当する荷重の荷をつって、当該移動式クレーンの安定に関し最も不利となる位置で低速度により地切りを行う。アウトリガーを有するものにあってはアウトリガーを用いた状態及び用いない状態でそれぞれ地切りを行う（アウトリガーを用いずに使用することがないものにあってはアウトリガーを用いない状態における安定度試験は行わなくとも差し支えない。）。	構造規格第13条から第16条までの規定に適合していること。 転倒支点の反対側のアウトリガーボックス端が50ミリメートル以上、クローラクレーンにあっては、クローラとガイドローラの隙間が50ミリメートル以上（前後方の安定度にあっては接地している部分の長さが１/３以上）浮き上がらないこと。 浮きクレーンにあっては転倒側の乾舷が300ミリメートル以上あること。
備考	構造規格第45条に規定する適用の除外の認定を受けた移動式クレーンについては、適用しないこととされた規定に関する検査の実施に代えて、適用の除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。	

別表第４　令第12条第１項第８号に定めるゴンドラの製造時等検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
1　書類審査	⑴　製造検査にあっては、申請に係るゴンドラが、所轄都道府県労働局長の製造許可を受けたゴンドラ又は当該許可を受けたゴンドラと型式が同一であるゴンドラであることを申請書等により確認する。	申請に係るゴンドラが、所轄都道府県労働局長の製造許可を受けたゴンドラ又は当該許可を受けたゴンドラと型式が同一であるゴンドラであること。
	⑵　構造部分、機械部分等がゴンドラの明細書の記載内容に合致し、ゴンドラ構造規格（平成６年労働省告示第26号。以下この表において「構造規格」という。）と適合しているかを確認する。	構造規格第２条から第44条までの規定に適合していること。
2　材料検査	ゴンドラの材料について、構造規格との適合状況を、ミルシート等により確認する。	構造規格第１条の規定に適合していること。
3　外観検査	⑴　構造部分について、次の事項を確認する。 ①　著しい変形等が生じていないか、目視、ハンマリング、超音波探傷器、超音波厚さ計等により確認する。	構造規格第１条第３項及び第16条の規定に適合していること。

	②　溶接部分、ボルト穴等の割れ等の状態を、目視、ハンマリング、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第37条及び第38条の規定に適合していること。
	⑵　作業床等に変形等が生じていないか、目視、ハンマリング、距離測定装置、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第18条から第20条までの規定に適合していること。
	⑶　昇降装置等のブレーキ及び走行ブレーキについて、目視、距離測定装置等により、設計上のものが用いられていることを確認するとともに、ブレーキライニング、ドラム面等の摩耗等ブレーキの状態を確認する。	構造規格第21条及び第22条の規定に適合していること。
	⑷　ドラム等について、つり上げ装置等の作動に支障となる摩耗等の状態のほか、ワイヤロープ等の取付状況について、目視、距離測定装置、超音波探傷器、ハンマリング等により確認する。	構造規格第23条から第26条までの規定に適合していること。
	⑸　安全装置、電気機器等について、適切に取り付けられているか、目視、距離測定装置、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。	構造規格第27条から第36条までの規定に適合していること。
	⑹　ボルト、ナット、ねじ等の接合状態を、ハンマリング等により確認する。	構造規格第39条の規定に適合していること。
	⑺　ワイヤロープ等について、不適切なものが用いられていないか、目視、鋼索用磁気探傷器等により確認する。	構造規格第40条から第43条までの規定に適合していること。
	⑻　走行レール、アウトリガー等の取付状況等を、目視、ハンマリング等により確認する。	著しい摩耗、損傷、変形等がないこと。
	⑼　積載荷重等の表示内容を確認する。	構造規格第44条の規定に適合していること。
4　動作試験	無負荷で巻上げ、巻下げ、走行、横行、旋回、起伏、引込み及び押出しの運動を定格速度により行い、次の事項を確認する。この運動は２回以上行う。ただし、下降のみに使用されるものにあっては下降の運動を許容下降速度により確認する。 ①　異常な振動、衝撃、音響等の有無 ②　クラッチ及び各ブレーキの作動状態（ブレーキの制動トルクについては申請者が測定したデータを参考にすることができる。） ③　安全装置の調整状態及び作動状態 ④　逸走防止装置の作動状態	構造規格第16条、第20条から第22条まで、第26条から第28条まで、第30条、第31条及び第34条から第36条までの規定に適合していること。
5　荷重試験	積載荷重に相当する荷重の荷重を載せて、上昇及び下降の運動を定格速度により行い、次の事項を確認する。この運動は２回以上行う。ただし、下降のみに使用されるものにあっては下降の運動を許容下降速度により確認する。 ①　安定度（転倒するおそれのないコンベヤは除く。） ②　異常な振動、衝撃、音響等の有無 ③　クラッチ及び各ブレーキの作動状態 ④　構造部分の亀裂、変形及び損傷	構造規格第16条、第21条、第22条、第26条、第30条及び第31条の規定に適合していること。
備考	構造規格第45条に規定する適用の除外の認定を受けたコンベヤについては、適用しないこととされた規定に関する検査の実施に代えて、適用の除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。	

○厚生労働省告示第百二十二号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条において準用する同法第四十七条第三項の規定に基づき、労働安全衛生法第五十四条において準用する同法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める個別検定の方法を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月二十七日　厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生法第五十四条において準用する同法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める個別検定の方法

一　この告示は、労働安全衛生法第四十四条第一項に定める登録個別検定機関が行う個別検定（以下単に「個別検定」という。）の方法について適用する。

二　個別検定は、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十四条各号に定める機械等について、別表第一から第四までの左欄に掲げる検定項目について、同表の中欄に掲げる検定の方法による検定の結果が、同表の右欄に掲げる判定基準に適合していることを確認することにより行わなければならない。

三　個別検定のうち、機械等検定規則（昭和四十七年労働省令第四十五号）第一条第二項の規定により、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号。以下「登録省令」という。）第一条の十五第一項に定める指定外国検査機関（以下単に「指定外国検査機関」という。）が作成した同令第一条の十二第一項に定める基準等適合証明書（以下この号において「証明書」という。）が添付されて申請されたものについては、前号の規定にかかわらず、別表第一から第四までの左欄に掲げる検定項目について、同表の中欄に掲げる検定の方法に代えて、証明書の書類審査により同表の右欄に掲げる判定基準に適合していることを確認することにより行うことができる。この場合において、登録個別検定機関は、次のイからハまでに掲げる事項を確認するものとする。

イ　当該証明書を作成した指定外国検査機関が、当該個別検定を受けようとする機械等に係る指定を受けていること

ロ　当該証明書が、当該指定外国検査機関が受けているイに掲げる指定の有効期間内に作成されたものであること

ハ　当該証明書を作成した労働安全衛生法施行令第十三条第三項に定める証明書作成員（以下「証明書作成員」という。）が、当該指定外国検査機関において当該個別検定を受けようとするボイラー等の証明書作成員として選任されている者であること

別表第１　令第14条第１号に定めるゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のものの個別検定の方法

検定項目	検　定　の　方　法	判　定　基　準
１　書類審査	急停止装置の構造、機能等について、申請書、構造図及び明細書により確認する。	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置の構造規格（昭和47年労働省告示第79号。以下この表において「構造規格」という。）第２条、第５条及び第７条の規定に適合していること。
２　外観検査	書類審査において確認した構造図と現品を、目視、各部の寸法等を測定すること等により照合する。	構造図と現品に差異がないこと。
３　強度試験	操作部に使用する合成繊維ロープの切断荷重を、材料試験装置等により確認する。	構造規格第３条第３項の規定に適合していること。
４　絶縁抵抗試験等	⑴　操作用スイッチの絶縁性能を、絶縁抵抗試験、絶縁耐力試験等により確認する。	構造規格第４条の規定に適合していること。
	⑵　電磁開閉器の絶縁性能を、絶縁抵抗試験、耐電圧試験等により確認する。	構造規格第５条の規定に適合していること。
５　保護構造審査	電気部品の容器の接合面の構造を、構造図により確認するとともに、必要に応じ、保護構造の試験を、日本産業規格Ｃ60529（電気機械器具の外郭による保護等級（ＩＰコード））に定める方法により行う。	構造規格第６条の規定に適合していること。日本産業規格Ｃ60529に定める方法により試験を行った場合は、同規格に定めるＩＰ54以上の保護構造であること。
６　運転試験	⑴　練りロール機を無負荷で、かつ、定格速度（変速が可能な場合は定格範囲内の最高速度）で回転させ、当該速度に達した後に急停止装置の操作部を操作することにより停止させ、操作後に停止するまでの距離を測定する。 試験は操作部ごとに５回停止操作を行い、最も大きい値を停止距離とする。	構造規格第２条の規定に適合していること。
	⑵　練りロール機を起動させた後、急停止装置の各操作部を手、腹部又は膝で操作し、作動状態を確認する。	構造規格第３条第２項及び第４項後段の規定に適合していること。
	⑶　練りロール機の急停止装置を操作して急停止させた後に、操作部を復帰させても練りロール機が作動しないことを確認する。また、練りロール機の起動スイッチ、急停止装置のリセットスイッチ等を操作した後に、練りロール機が作動することを確認する。	構造規格第７条の規定に適合していること。
７　表示検査	急停止装置の表示を確認する。	構造規格第８条の規定に適合していること。
備考	構造規格第９条に規定する適用除外の認定を受けた急停止装置については、適用しないこととされた規定に関する検定の実施に代えて、適用除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。	

別表第２　令第14条第２号に定める第二種圧力容器の個別検定の方法

検定項目	検　定　の　方　法	判　定　基　準
１　書類審査	第二種圧力容器の設計について、その構造、工作方法等の圧力容器構造規格（平成15年厚生労働省告示第196号。以下この表において「構造規格」という。）への適合状況を、申請書、構造図、強度計算書、明細書等により確認する。	構造規格第73条において準用する第１編第１章及び第２章、第39条から第42条まで並びに第１編第４章（第65条を除く。）の規定に適合していること。
２　材料検査	第二種圧力容器の材料について、構造規格への適合状況を、ミルシート等により確認する。	構造規格第73条において準用する第１条及び第２条の規定に適合していること。
３　外観検査	⑴　第二種圧力容器の現品と明細書及び構造図との適合状況並びにその構造の構造規格への適合状況について、胴の長さ、板の厚さその他の寸法をノギス、スケール、超音波厚さ計等を用いて測定し、現品と書類審査において確認した明細書及び構造図と照合すること等により確認する。 ⑵　工作上の欠陥、腐食等の有無、胴の真円度、鏡板の公差等の構造規格への適合状況を、目視、外観検査用機器等により確認する。 ⑶　安全弁、圧力計等の附属品の取付穴について、構造図及び構造規格への適合状況を目視等により確認する。	現品が、書類審査において確認した明細書及び構造図に適合しており、かつ、構造規格第73条において準用する第３条から第８条まで、第１編第２章、第39条から第41条まで、第44条及び第１編第４章（第65条を除く。）の規定に適合していること。
４　水圧試験	構造規格第73条において準用する第63条に定める方法による水圧試験を行い、変形及び漏れの有無等を目視等により確認する。	構造規格第73条において準用する第63条の規定に適合していること。

5　附属品等	⑴　安全弁、安全弁に代わる安全装置等の構造の構造規格への適合状況を目視等により確認する。 ⑵　銘板の記載事項を確認する。	構造規格第72条及び第73条において準用する第１編第４章の規定に適合していること。
備考	構造規格第73条において準用する第70条に規定する適用の特例の認定を受けた第二種圧力容器については、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する検定の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。 第二種圧力容器が、同一型式で同一仕様のものを計画的に製造するものであるときは、個別検定の検定項目のうち水圧試験以外の項目について、検定の方法の全部又は一部を省略して検定を行うことができる。	

別表第３　令第14条第３号に定める小型ボイラーの個別検定の方法

検定項目	検　定　の　方　法	判　定　基　準
1　書類審査	小型ボイラーの設計について、その構造、工作方法等の小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格（昭和50年労働省告示第84号。以下この表及び別表第４において「構造規格」という。）への適合状況を、申請書、構造図、強度計算書、明細書等により確認する。	構造規格第１条から第17条まで、第19条から第22条まで及び第１章第４節の規定に適合していること。
2　材料検査	小型ボイラーの材料について、構造規格への適合状況を、ミルシート等により確認する。	構造規格第１条の規定に適合していること。
3　外観検査	⑴　小型ボイラーの現品と明細書及び構造図との適合状況並びにその構造の構造規格への適合状況について、胴の長さ、板の厚さその他の寸法をノギス、スケール、超音波厚さ計等を用いて測定し、現品と書類審査において確認した明細書及び構造図と照合すること等により確認する。 ⑵　工作上の欠陥、腐食等の有無、胴の真円度、鏡板の公差等の構造規格への適合状況を、目視、外観検査用機器等により確認する。 ⑶　安全弁、圧力計、水面測定装置等の附属品の取付穴について、構造図及び構造規格への適合状況を目視等により確認する。	現品が、書類審査において確認した明細書及び構造図に適合しており、かつ、構造規格第２条から第21条まで及び第24条から第30条の２までの規定に適合していること。
4　水圧試験	構造規格第23条に定める方法による水圧試験を行い、変形及び漏れの有無等を目視等により確認する。	構造規格第23条の規定に適合していること。
5　附属品等	⑴　安全弁、ガラス水面計等の構造の構造規格への適合状況を目視等により確認する。 ⑵　銘板の記載事項を確認する。	構造規格第１章第４節及び第31条の規定に適合していること。
備考	構造規格第32条に規定する適用除外の認定を受けた小型ボイラーについては、適用除外の認定を受けた構造規格の規定に関する検定の実施に代えて、適用除外の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。 小型ボイラーが、同一型式で同一仕様のものを計画的に製造するものであるときは、個別検定の検定項目のうち水圧試験以外の項目について、検定の方法の全部又は一部を省略して検定を行うことができる。	

別表第４　令第14条第４号に定める小型圧力容器の個別検定の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
1　書類審査	小型圧力容器の設計について、その構造、工作方法等の構造規格への適合状況を、申請書、構造図、強度計算書、明細書等により確認する。	構造規格第33条から第37条まで及び第39条並びに第41条において準用する第４条から第７条まで、第９条から第14条まで、第17条、第19条第１項、第20条から第22条まで及び第26条の規定に適合していること。
2　材料検査	小型圧力容器の材料について、構造規格への適合状況を、ミルシート等により確認する。	構造規格第33条の規定に適合していること。
3　外観検査	⑴　小型圧力容器の現品と明細書及び構造図との適合状況並びにその構造の構造規格への適合状況について、胴の長さ、板の厚さその他の寸法をノギス、スケール、超音波厚さ計等を用いて測定し、現品と書類審査において確認した明細書及び構造図と照合すること等により確認する。 ⑵　工作上の欠陥、腐食等の有無、胴の真円度、鏡板の公差等の構造規格への適合状況を目視、外観検査用機器等により確認する。 ⑶　安全弁、圧力計等の附属品の取付穴について、構造図及び構造規格への適合状況を目視等により確認する。	現品と、書類審査において確認した明細書及び構造図に適合しており、かつ、構造規格第35条から第37条まで及び第39条並びに第41条で準用する第４条から第７条まで、第11条から第14条まで、第17条、第18条、第19条第１項、第20条、第21条及び第26条の規定に適合していること。
4　水圧試験	構造規格第38条に定める方法による水圧試験を行い、変形及び漏れの有無等を目視等により確認する。	構造規格第38条の規定に適合していること。
5　附属品等	⑴　安全弁、安全弁に代わる安全装置等の構造の構造規格への適合状況を目視等により確認する。 ⑵　銘板の記載事項を確認する。	構造規格第39条及び第40条並びに第41条において準用する第26条の規定に適合していること。
備考	構造規格第41条において準用する第32条に規定する適用除外の認定を受けた小型圧力容器については、適用除外の認定を受けた構造規格の規定に関する検定の実施に代えて、適用除外の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。 小型圧力容器が、同一型式で同一仕様のものを計画的に製造するものであるときは、個別検定の検定項目のうち水圧試験以外の項目について、検定の方法の全部又は一部を省略して検定を行うことができる。	

○農林水産省告示第四百三十七号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十五条第二項の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第千九百四十四号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十五条第二項の規定に基づく漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

大臣許可漁業	報告すべき事項	報告の方法
（略）	（略）	（略）
かつお・まぐろ漁業（総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用する者に限る。）	一　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する海域（以下「大西洋条約海域」という。）のうち、北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の海域（以下「西大西洋の海域」という。）における大西洋くろまぐろの日別（採捕しなかった日を除く。）の漁獲数量、採捕の順序を示す番号別の重量、採捕した大西洋くろまぐろのうち生きたまま海に戻したもの	電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により、当該日から二日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）は参入しない。）に報告すること。

改正前

大臣許可漁業	報告すべき事項	報告の方法
（略）	（略）	（略）
かつお・まぐろ漁業（総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用する者に限る。）	一　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する海域（以下「大西洋条約海域」という。）のうち、北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の海域（以下「西大西洋の海域」という。）における大西洋くろまぐろの日別（採捕しなかった日を除く。）の漁獲数量、採捕の順序を示す番号別の重量、採捕した大西洋くろまぐろのうち生きたまま海に戻したもの	電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により、当該日から二日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）は参入しない。）に報告すること。

の尾数及び既に死亡しており海に投棄したものの尾数並びに採捕した日の正午位置及び投縄開始時刻		
二　西大西洋の海域以外の大西洋条約海域における大西洋くろまぐろの日別の漁獲数量、採捕の順序を示す番号別の重量、採捕した大西洋くろまぐろのうち生きたまま海に戻したものの尾数及び既に死亡しており海に投棄したものの尾数並びに採捕した日の正午位置及び投縄開始時刻	電磁的方法により、当該日から二日以内（行政機関の休日は参入しない。）に報告すること。	
（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第四百三十八号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年農林水産省告示第九百七十四号（かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者が大西洋条約海域において採捕するくろまぐろ若しくはみなみまぐろ又はこれらの製品の陸揚港を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
かつお・まぐろ漁業につき漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第一項の許可を受けた者（総トン数百二十トン以上の動力漁船を使用する者に限る。）の当該漁業に係る漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十四条第一項の漁獲物等（大西洋条約海域において採捕した大西洋くろまぐろ及びみなみまぐろに限る。）の陸揚港を次のように指定する。 （略）	かつお・まぐろ漁業につき漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第一項の許可を受けた者（総トン数百二十トン以上の動力漁船を使用する者に限る。）の当該漁業に係る漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十四条第一項の漁獲物等（大西洋条約海域において採捕したくろまぐろ及びみなみまぐろに限る。）の陸揚港を次のように指定する。 （略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省環境省告示第二号

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令（令和八年経済産業省環境省令第一号）の施行に伴い、並びに温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）第四条第五項及び第十三条第三項の規定に基づき、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第四条第五項及び第十三条第三項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める算定方法（令和七年三月経済産業省環境省告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二　報告命令第四条第五項及び第十三条第三項に基づき報告するエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定の方法 1　報告命令第四条第五項及び第十三条第三項に基づき報告するエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に当たっては、報告命令第四条第二項第四号及び第四項（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省・環境省令第三号。以下「算定省令」という。）第二条第一項に規定する方法により算定されるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量に限る。）並びに報告命令第十三条第二項第三号に規定する量のうち他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量は、令第七条第一項第一号イ(3)及び同号ロ(3)（令第五条第一項第三号から第五号までに掲げる者に係るものを除く。）に定めるところにより得られる量又は当該量から第一号（再生可能エネルギー電気等の使用により削減されたものに限る。）及び第二号に掲げる量の全部若しくは一部を控除し、及び第三号（再生可能エネルギー電気等の使用により削減されたものに限る。）に掲げる量を加算して得た量とし、報告命令第四条第二項第四号に規定する量のうち他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量は、令第七条第一項イ(4)に定めるところにより得られる量又は当該量から第一号（再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものに限る。）に掲げる量の全部若しくは一部を控除し、及び第三号（再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものに限る。）に掲げる量を加算して得た量とする。ただし、その量が零を下回る場合には零とする。 一　特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて排出量調整無効化（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の削減等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量を移転ができない状態にすることをいう。以下同じ。）をした国内認証排出削減量（電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）が算定省令第二条第五項第一号に規定する係数及び報告命令第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの、ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。）が報告命令第二十条の二第二項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの、熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下同じ。）が算定省令第二条第六項第三号に規定する係数及び報告命令第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの並びに第三第三項及び第六項の規定により排出量調整無効化をしたものを除く。） 二　（略） 三　特定排出者が創出した国内認証排出削減量のうち、四月一日から翌年三月三十一日までにおいて移転をした量（熱供給事業者が算定省令第二条第六項第三号に規定する係数及び報告命令第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数の算出において加算した量を除く。） 2　（略）	第二　報告命令第四条第五項及び第十三条第三項に基づき報告するエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定の方法 1　報告命令第四条第五項及び第十三条第三項に基づき報告するエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に当たっては、報告命令第四条第二項第四号及び第四項（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省・環境省令第三号。以下「算定省令」という。）第二条第一項に規定する方法により算定されるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量に限る。）並びに報告命令第十三条第二項第三号に規定する量のうち他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量は、令第七条第一項第一号イ(3)及び同号ロ(3)（令第五条第一項第三号から第五号までに掲げる者に係るものを除く。）に定めるところにより得られる量又は当該量から第一号（再生可能エネルギー電気等の使用により削減されたものに限る。）及び第二号に掲げる量の全部若しくは一部を控除し、及び第三号（再生可能エネルギー電気等の使用により削減されたものに限る。）に掲げる量を加算して得た量とし、報告命令第四条第二項第四号に規定する量のうち他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量は、令第七条第一項イ(4)に定めるところにより得られる量又は当該量から第一号（再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものに限る。）に掲げる量の全部若しくは一部を控除し、及び第三号（再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものに限る。）に掲げる量を加算して得た量とする。ただし、その量が零を下回る場合には零とする。 一　特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて排出量調整無効化（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の削減等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量を移転ができない状態にすることをいう。以下同じ。）をした国内認証排出削減量（電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）が算定省令第二条第五項第一号に規定する係数及び報告命令第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの、ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。）が報告命令第二十条の二第二項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの、熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下同じ。）が算定省令第二条第六項第二号に規定する係数及び報告命令第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの並びに第三第三項及び第六項の規定により排出量調整無効化をしたものを除く。） 二　（略） 三　特定排出者が創出した国内認証排出削減量のうち、四月一日から翌年三月三十一日までにおいて移転をした量（熱供給事業者が算定省令第二条第六項第二号に規定する係数及び報告命令第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数の算出において加算した量を除く。） 2　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○環境省告示第十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、上信越高原国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和八年三月二十七日

環境大臣　石原　宏高

一　次の歩道を削除する。

長野県小諸市（車坂峠）から群馬県吾妻郡嬬恋村（しゃくなげ園）まで、群馬県吾妻郡嬬恋村（トーミの頭）から長野県小諸市（湯ノ平歩道合流点）まで、群馬県吾妻郡嬬恋村（鋸岳）から長野県小諸市（賽ノ河原歩道合流点）まで及び群馬県吾妻郡嬬恋村（蛇骨岳）から同村（中コース・歩道合流点）まで

二　次の歩道を追加する。

長野県小諸市（車坂峠）から群馬県吾妻郡嬬恋村（しゃくなげ園）まで、群馬県吾妻郡嬬恋村（トーミの頭）から長野県小諸市（湯ノ平歩道合流点）まで、群馬県吾妻郡嬬恋村（鋸岳）から長野県小諸市（賽ノ河原歩道合流点）まで、群馬県吾妻郡嬬恋村（蛇骨岳）から同村（中コース・歩道合流点）まで及び群馬県吾妻郡嬬恋村（鬼押出園地）から同村（北面登山道・歩道合流点）まで

三　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業決定書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和八年三月二十七日

環境大臣　石原　宏高

一　利尻礼文サロベツ国立公園

公園事業の名称及び種類　区域

大備植生復元施設　北海道礼文郡礼文町（大備）

鉄府植生復元施設　北海道礼文郡礼文町（鉄府）

桃岩植生復元施設　北海道礼文郡礼文町（桃岩）

二　日高山脈襟裳十勝国立公園

公園事業の名称及び種類　区域

幌尻岳平取避難小屋　北海道沙流郡平取町（幌尻岳平取）

三　妙高戸隠連山国立公園

公園事業の名称及び種類　路線

戸隠奥社線道路（歩道）　起点―長野県長野市（戸隠奥社入口）

終点―長野県長野市（戸隠奥社）

四　西表石垣国立公園

公園事業の名称及び種類　区域

西表島西部園地　沖縄県八重山郡竹富町（西表島西部）

○環境省告示第十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を変更したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業変更書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和八年三月二十七日

環境大臣　石原　宏高

一　日光国立公園

明智平線索道運送施設事業（平成九年十二月環境庁告示第九十五号により公示）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類　路線

明智平線索道運送施設　起点―栃木県日光市（明智平）

終点―栃木県日光市（明智平展望台）

二　上信越高原国立公園

黒斑山登山線道路（歩道）事業（令和四年三月環境省告示第四十三号により公示）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類　路線

黒斑山登山線道路（歩道）　起点―長野県小諸市（車坂峠）

終点―群馬県吾妻郡嬬恋村（しゃくなげ園）

起点―群馬県吾妻郡嬬恋村（トーミの頭・歩道分岐点）

終点―長野県小諸市（湯ノ平・歩道合流点）

起点―群馬県吾妻郡嬬恋村（蛇骨岳・歩道分岐点）

終点―群馬県吾妻郡嬬恋村（中コース・歩道合流点）

起点―群馬県吾妻郡嬬恋村（鬼押出園地）

終点―群馬県吾妻郡嬬恋村（北面登山道・歩道合流点）

三　妙高戸隠連山国立公園

戸隠牧場一の鳥居線道路（歩道）事業（平成二十七年九月環境省告示第百十一号により公示）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類　路線

戸隠牧場一の鳥居線道路（歩道）　起点―長野県長野市（戸隠牧場）

終点―長野県長野市（飯縄山山頂・歩道合流点）

起点―長野県長野市（飯縄神社・歩道分岐点）

終点―長野県長野市（一の鳥居）

四　南アルプス国立公園

野呂川広河原園地事業（昭和四十六年十一月環境庁告示第三十九号により公示）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類　区域

野呂川広河原園地　山梨県南アルプス市（野呂川広河原）

北岳肩避難小屋事業（昭和四十年八月厚生省告示第四百十七号により公示）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類　区域

北岳肩避難小屋　山梨県南アルプス市（北岳肩）

高山宿舎事業（昭和四十七年十月環境庁告示第四十五号により公示）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類　区域

高山宿舎　静岡県静岡市（高山）

薬師岳下宿舎事業（昭和四十六年十二月環境庁告示第五十二号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域
薬師岳下宿舎　山梨県南アルプス市（薬師岳下）
ドンドコ沢線道路（歩道）事業（昭和四十八年八月環境庁告示第四十九号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　路線
ドンドコ沢線道路（歩道）　起点―山梨県韮崎市（青木・国立公園境界）
終点―山梨県韮崎市（鳳凰小屋・歩道合流点）
白鳳峠線道路（歩道）事業（昭和四十八年八月環境庁告示第四十九号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　路線
白鳳峠線道路（歩道）　起点―山梨県南アルプス市（野呂川広河原）
終点―山梨県南アルプス市及び山梨県北杜市（白鳳峠）

五　雲仙天草国立公園
鬼海ヶ浦園地事業（平成二年十月環境庁告示第七十一号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域
鬼海ヶ浦園地　熊本県天草市天草町（鬼海ヶ浦）

六　奄美群島国立公園
犬の門蓋園地事業（平成三十年三月環境省告示第十六号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域
犬の門蓋園地　鹿児島県大島郡天城町（犬の門蓋）

その他告示

○デジタル庁告示第四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる補助金等の補助事業者等が市町村（特別区を含む。）であるものの交付に関する同表下欄に掲げる事務を都道府県の知事が行うこととし、令和七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

補助金等の名称	事務の内容
地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金	一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第五条の規定に基づく補助金等の交付申請書の受理 二　法第六条第一項の規定に基づく補助金等の交付に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項の規定に基づく補助事業等の経費の配分の変更の承認、補助事業等の内容の変更の承認、補助事業等の中止又は廃止の承認及び補助事業等が予定期間内に完了しない場合（補助事業等が当該年度内に完了しない場合に限る。）又は補助事業等の遂行が困難となった場合における指示に関する事務のうち、申請又は報告に係る書類等の受理、審査及び必要に応じて行う現地調査等 四　法第七条第一項の規定に基づく補助事業等が予定期間内に完了しない場合（補助事業等が当該年度内に完了しない場合を除く。）における指示に関する事務 五　法第七条第二項の規定に基づく補助金等の全部又は一部に相当する金額の納付命令 六　法第八条の規定に基づく補助金等の交付の決定の通知 七　法第九条第一項の規定に基づく補助金等の交付申請の取下げの受理 八　法第十二条の規定に基づく補助事業等遂行状況報告の受理 九　法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行命令 十　法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令 十一　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく実績報告の受理 十二　法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知 十三　法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令 十四　法第十八条第二項の規定に基づく補助金等の返還命令 十五　法第二十三条第一項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査等

○総務省告示第百十六号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二十七条第六項において準用する同条第三項の規定に基づき、同条第六項において準用する同条第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

福岡県小竹町　小竹町立病院事業特別会計
経営健全化計画完了報告（要旨）

1　経営健全化計画の令和6年度実施状況

(1)　計画と具体的な措置の状況

・二次救急病院として、積極的に救急患者を受入れ、入院患者数を確保した。
・町内の高齢者施設等に出向いて新型コロナウイルスワクチン及びインフルエンザワクチンの集団接種を実施した。
・後発医薬品を積極的に導入して薬品購入費の抑制に努めた。
・新型コロナウイルス感染症外来の患者が減少した事に伴って、救急輪番日に増員していた人員を見直すことで、時間外勤務手当・休日勤務手当を削減した。

⑵　資金不足額解消の状況

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度	計画初年度（令和３年度）	令和５年度	計画最終年度（令和６年度）
当初計画　A		38,385	△ 36,170	61,251
解消実績額　B		38,385	△ 82,091	154,037
現在計画　C		—	—	154,037
B－A又はC－A		0	△ 45,921	92,786
資金不足額	99,826	61,441	184,057	30,019

備考

１　「現在計画　C」とは、将来の各年度における資金不足額の解消見込額を報告時点で示したものである

⑶　資金不足比率の状況

（単位：％）

資金不足比率＼年度	計画初年度の前年度	計画初年度（令和３年度）		令和５年度		計画最終年度（令和６年度）	
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
資金不足比率	26.5	14.9	14.9	30.4	42.7	16.8	7.4

⑷　その他経営の健全化に必要な事項の措置の状況

・病院窓口、病棟にて満足度アンケートを実施し、その結果を病院運営に反映させた。
・経営健全化推進会議ほか院内における会議、ミーティングを実施し、職員の経営改善への意識改革等に向けた取組を行った。
・職員に対し、院内の定期的な研修会のほか、外部の研修会・講習会への参加を促し、能力及びサービスの向上を図った。
・従来慢性期病床として登録していたが、県地域医療構想において将来的に不足が見込まれる回復期病床へ令和４年10月から転換し、町内医療機関、介護福祉施設等関係機関との協力・連携を行った。
・令和６年度に小竹町立病院あり方検討委員会を立ち上げ、委員会において今後の小竹町に最適な医療・福祉環境の実現のため、小竹町立病院の果たすべき役割について検討が行われ、町に答申がなされた。

２　今後の公営企業の経営の方針

⑴　計画と具体的な措置の状況

①　収入の増加に関する事項
・大学医局等への訪問や人材紹介会社、他病院経由での紹介等により、常勤医の確保と定着に努め、信頼される医療機関としての充実を図る。
・地域包括ケアシステムにおける役割を明確にし、他の医療機関、施設等との連携を深め、病床稼働率、利用率及び受診環境の向上による患者の確保に努める。

②　支出の削減に関する事項
・現状の職員適正・効率的な配置を継続し、時間外勤務等の抑制により職員給与費の削減を図る。
・後発医療品の利用拡大や的確な在庫管理等、材料費の抑制及び節電・節水等により経費の抑制を図り、全体的な支出削減に努める。

③　その他
・繰出基準を基本とした、一般会計からの計画的な繰入れを実施。

⑵　その他公営企業の経営の合理化に関する事項

・小竹町立病院あり方検討委員会の答申を受け、町立病院の無床診療所化や、指定管理者制度の導入について、検討を進めている。

沖縄県伊平屋村　船舶運航事業特別会計
経営健全化計画完了報告（要旨）

1　経営健全化計画の令和６年度実施状況

⑴　計画と具体的な措置の状況

①　収益確保に関する取組

・イベント等を開催することにより、観光客が増加した。
・コロナ禍で減少した民家数について、育成に取り組んではいるものの未だコロナ前の水準には届かず、それに伴い修学旅行生が減少している。
・住民が安定的に利用できるよう、運賃割引等に対する各種補助事業を継続して実施した。

②　コスト削減に関する取組

・燃料単価、検査費用（ドック費用）については、複数社から見積もりを取ることで、経費の抑制を図った。

⑵　資金不足額解消の状況

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度	計画初年度（令和４年度）	第２年度（令和５年度）	計画最終年度（令和６年度）
当初計画　A		25,530	9,502	22,519
解消実績額　B		34,739	42,517	△ 23,044
現在計画　C		—	—	—
B－A又はC－A		9,209	33,015	△ 45,563
資金不足額	102,555	67,816	25,299	48,343

備考

1　「現在計画　C」とは、将来の各年度における資金不足額の解消見込額を報告時点で示したものである。

⑶　資金不足比率の状況

（単位：％）

資金不足比率＼年度	計画初年度の前年度	計画初年度（令和４年度）		第２年度（令和５年度）		計画最終年度（令和６年度）		備考
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
資金不足比率	53.3	29.1	25.4	23.8	9.3	15.9	19.3	令和６年度は、営業収益及び営業外収益の減により資金不足比率が増加したが、関係機関と連携して利用者増に取り組んでいるので今後は収益増加予定。

⑷　その他経営の健全化に必要な事項の措置の状況

・観光客等の利便性向上の観点から、令和６年５月に、オンライン予約及び決済（チケットレス）を導入した。
・燃料費や検査費用は、上昇傾向にあるが、運賃改定については、引き続き状況を注視しながら検討する。

2　今後の公営企業の経営の方針

⑴　健全な経営の確保に関する事項

現在の利用者数の回復状況が継続することが前提ではあるが、コロナ渦前の利用者数に戻り、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める資金不足比率については、今後も安定的に経営健全化基準を下回ることができる見込みである。

しかし、物価高や人件費高騰など、取り巻く環境は厳しさを増す中、今後も安全対策や検査費用（ドック費用）及び修繕費に多額の費用を要するなど、引き続き厳しい経営状況が見込まれることから、健全な経営の確保に向けた取組を継続していくことが必要である。

ついては、以下のとおり取り組むこととする。

①　収入の増加に関する事項

・今後も利用者増に向けて、いへやまつり等のイベントを開催しての観光客の増、民泊の受け入れ体制を整備しての修学旅行生の増に向けて取り組みを行う。

・住民への運賃割引等に対する各種補助事業等を引き続き実施する。

②　支出の削減に関する事項

・ドック費用について、複数社から見積書を依頼するなど費用の低減に努める。

・燃料費については２社以上の見積入札をして引き続き、経費削減に取り組む。

・運航回数の調整による費用の抑制、引き続き、運航回数の変更に係る必要な手続き等について、情報収集を行うとともに、変更に伴う課題の洗い出しを行うなど検討を継続する。

③　その他

・一時借入金の適切な運用を継続する。

・積極的な船員確保対策の継続として、船員確保・育成支援事業補助等の活用により、資格取得や人材育成に取り組むとともに、働き方改革を推進する。

⑵　その他公営企業の経営の合理化に関する事項

・本計画期間中に収益確保やコスト削減等に取り組み、現在の経営形態でも一定の成果を残すことができた。今後は伊平屋村船舶運航事業会計経営戦略プランを策定し、引き続き伊平屋村船舶運航事業特別会計にあった経営の合理化、安定化を進める。

○総務省告示第百十七号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十八条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

北海道夕張市　財政再生計画の令和６年度実施状況（概要）

１　計画と具体的な措置の状況

⑴　事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減に関する状況

○　主な歳出削減項目

人件費	職員数の適正化、一般職及び特別職給与の削減等
物件費	必要最小限の執行及び契約事務の適正な執行
維持補修費	必要最小限の執行及び契約事務の適正な執行
扶助費	市単独事業は高齢者や子ども及び教育活動への給付に限定
補助費等	各種補助金などについて真に必要なものに限定
投資的経費	市営住宅の改修や清水沢橋架替工事など、真に必要なものに限定
公債費	地方債の新規発行の抑制に努めながら、計画どおりに債務を償還
他会計繰出金	経営改善や収入の適正化等の取組状況を踏まえ、計画に基づく繰出しを実施

※令和６年度までの累積実績額：45,409百万円）
（うち一般財源相当額：40,699百万円）

⑵　地方税その他の収入の増徴に関する状況

計画どおり合理的な徴収に努めた。

※令和６年度までの累積実績額：516百万円）
（うち一般財源相当額：516百万円）

⑶　地方税その他の収入で滞納に係るものの徴収に関する状況

滞納者の生活実態を把握し、滞納原因の解消に繋げるため、職員やファイナンシャルプランナーによる納付相談を実施し、納税意識の改善に努めた。

また、滞納者へ徹底した電話連絡等を実施し、収入の確保に努めた。

※令和６年度までの累積実績額：148百万円）
（うち一般財源相当額：148百万円）

⑷　使用料等の変更、財産の処分その他の歳入の増加に関する状況

使用料及び手数料については、引き続き収入の確保に努めた。

また、平成27年度から開始した高松ズリ山のズリ売却事業を継続しているほか、金融機関店舗としての市庁舎の有償貸与など、収入の確保に努めた。

※令和６年度までの累積実績額：1,166百万円）

（うち一般財源相当額：130百万円）

⑸　超過課税又は法定外普通税による地方税の増収に関する状況

平成19年度から超過税率を採用した税目の一部について、平成29年度に見直しを行い、これを継続した。

※令和６年度までの累積実績額：572百万円）

（うち一般財源相当額：572百万円）

2　実質赤字解消の状況

別紙第１参照

3　財政再生年次総合計画

別紙第２参照

4　連結実質赤字解消の状況等

別紙第３参照

5　再生振替特例債の償還の状況

別紙第４参照

6　健全化判断比率の状況

別紙第５参照

7　その他財政の再生に必要な事項の措置の状況

財政再生計画の策定後に生じた新たな諸課題に対応するため、事務事業の必要性や緊急性などを十分検討した上で、財源確保を図りながら、令和６年度は計６回の計画変更を行った。

第１　実質赤字解消の状況

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度	計画初年度（平成21年度）	平成22年度（第２年度）	平成23年度（第３年度）	平成24年度（第４年度）	平成25年度（第５年度）	平成26年度（第６年度）	平成27年度（第７年度）	平成28年度（第８年度）	平成29年度（第９年度）	平成30年度（第10年度）
当初計画　A		32,199,466	0	0	0	0	0	0	0	0	0
解消実績額　B		32,624,183									
現在計画　C		32,624,183	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｂ－Ａ又はＣ－Ａ		424,717	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字残額	32,199,466	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再生振替特例債の未償還元金		32,199,000	32,199,000	32,199,000	32,199,000	30,115,752	28,001,139	25,854,687	23,675,918	21,464,345	19,219,474

（単位：千円）

令和元年度（第11年度）	令和２年度（第12年度）	令和３年度（第13年度）	令和４年度（第14年度）	令和５年度（第15年度）	令和６年度（第16年度）	令和７年度（第17年度）	令和８年度（第18年度）	令和９年度（第19年度）	令和10年度（第20年度）	令和11年度（第21年度）
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16,940,804	14,627,825	12,280,021	9,896,868	7,477,834	5,022,378	2,529,952	0	0	0	0

第２　財政再生年次総合計画

一般会計等の実質収支

（単位：千円）

区分＼年度	令和6年度												
	計画額　A		予算額		当該年度決算額　B		翌年度繰越額　C		B＋C　D		D－A		備考
歳入	歳入額	一般財源	歳入額	一般財源	歳入額	一般財源	歳入額	一般財源	歳入額	一般財源	歳入額	一般財源	
1　地方税	825,563	825,563	825,563	825,563	915,498	915,498			915,498	915,498	89,935	89,935	地方税（市民税、固定資産税など）90百万円、地方交付税（普通交付税、特別交付税）97百万円、国道支出金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金・障害者自立支援給付費等負担金など）▲35百万円、繰入金（財政調整基金繰入金など）▲823百万円、その他（地方消費税交付金、デマンド交通利用者負担金収入など）▲55百万円
2　地方譲与税	38,369	38,369	38,369	38,369	60,638	60,638			60,638	60,638	22,269	22,269	
3　地方交付税	5,245,585	5,245,585	5,245,585	5,245,585	5,342,937	5,342,937			5,342,937	5,342,937	97,352	97,352	
4　国都道府県支出金	1,766,989	185,362	1,766,989	185,362	1,687,230	248,769	44,847		1,732,077	248,769	△ 34,912	63,407	
5　繰入金	1,498,350	845,206	1,498,350	845,206	675,587	161,284			675,587	161,284	△ 822,763	△ 683,922	
6　地方債	224,500	9,000	224,500	9,000	212,320	8,820			212,320	8,820	△ 12,180	△ 180	
7　その他	1,127,062	316,193	1,127,062	316,193	1,071,637	348,291			1,071,637	348,291	△ 55,425	32,098	
歳入計	10,726,418	7,465,278	10,726,418	7,465,278	9,965,847	7,086,237	44,847	0	10,010,694	7,086,237	△ 715,724	△ 379,041	
歳出	歳出額	一般財源	歳出額	一般財源	歳出額	一般財源	歳出額	一般財源	歳出額	一般財源	歳出額	一般財源	
1　人件費	1,418,524	1,244,506	1,418,524	1,244,506	1,254,723	1,101,474			1,254,723	1,101,474	△ 163,801	△ 143,032	人件費（給料、各種手当など）▲164百万円、物件費（需用費、委託料など）▲201百万円、維持補修費（除排雪費など）▲50百万円、扶助費（生活扶助等給付費など）▲217百万円、繰出金（介護保険事業会計繰出金など）▲72百万円、その他（公共下水道事業会計補助など）▲116百万円
2　物件費	1,603,481	817,878	1,603,481	817,878	1,402,702	769,555	194		1,402,896	769,555	△ 200,585	△ 48,323	
3　維持補修費	365,749	284,267	365,749	284,267	313,760	223,691	1,710	1,710	315,470	225,401	△ 50,279	△ 58,866	
4　扶助費	1,639,498	577,683	1,639,498	577,683	1,417,485	497,379	5,340		1,422,825	497,379	△ 216,673	△ 80,304	
5　建設事業費	350,275	24,561	350,275	24,561	347,734	55,380	8,199	8,199	355,933	63,579	5,658	39,018	
(1)　普通建設事業費	350,275	24,561	350,275	24,561	347,734	55,380	8,199	8,199	355,933	63,579	5,658	39,018	
(2)　災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	
6　公債費	3,595,461	3,377,767	3,595,461	3,377,767	3,595,466	3,377,962			3,595,466	3,377,962	5	195	
7　繰出金	657,074	548,812	657,074	548,812	585,125	482,431			585,125	482,431	△ 71,949	△ 66,381	
8　その他	1,096,356	589,804	1,096,356	589,804	939,500	469,013	41,270	1,957	980,770	470,970	△ 115,586	△ 118,834	
歳出計	10,726,418	7,465,278	10,726,418	7,465,278	9,856,495	6,976,885	56,713	11,866	9,913,208	6,988,751	△ 813,210	△ 476,527	

第３　連結実質赤字解消の状況等

１　連結実質赤字額

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度	計画初年度（平成21年度）	平成22年度（第２年度）	平成23年度（第３年度）	平成24年度（第４年度）	平成25年度（第５年度）	平成26年度（第６年度）	平成27年度（第７年度）	平成28年度（第８年度）	平成29年度（第９年度）	平成30年度（第10年度）
当初計画　A		32,269,560	5,972	5,456	5,018	4,584	3,445	0	0	0	0
解消実績額　B		32,805,027	641,881	639,936	684,955	786,471	742,238	963,013	1,212,304	563,055	510,262
現在計画　C		32,805,027	5,972	5,456	5,018	4,584	3,445	0	0	0	0
Ｂ－Ａ又はＣ－Ａ		535,467	635,909	634,480	679,937	781,887	738,793	963,013	1,212,304	563,055	510,262
早期健全化基準相当連結実質赤字額	915,266	937,502	1,023,941	993,657	997,350	989,770	946,339	951,027	921,297	905,502	894,079
連結実質赤字残額	32,294,035	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再生振替特例債の未償還元金		32,199,000	32,199,000	32,199,000	32,199,000	30,115,752	28,001,139	25,854,687	23,675,918	21,464,345	19,219,474

（単位：千円）

令和元年度（第11年度）	令和２年度（第12年度）	令和３年度（第13年度）	令和４年度（第14年度）	令和５年度（第15年度）	令和６年度（第16年度）	令和７年度（第17年度）	令和８年度（第18年度）	令和９年度（第19年度）	令和10年度（第20年度）	令和11年度（第21年度）
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,042,172	656,629	1,109,683	823,613	455,641	523,262					
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,042,172	656,629	1,109,683	823,613	455,641	523,262	0	0	0	0	0
896,596	934,730	995,674	966,247	960,712	991,660	903,353	870,206	831,732	823,579	811,929
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16,940,804	14,627,825	12,280,021	9,896,868	7,477,834	5,022,378	2,529,952	0	0	0	0

２　連結実質赤字に係る年次計画

（単位：千円）

区分＼年度	令和６年度 計画額　A	予算額	当該年度決算額　B	翌年度繰越額　C	Ｂ＋Ｃ　D	Ｄ－Ａ	備考
⑴　一般会計等の実質収支　(A)	0	0	△ 97,486		△ 97,486	△ 97,486	地方税や地方交付税等の歳入確保及び徹底した歳出抑制に伴う実質収支黒字の増
⑵　⑴及び⑶以外の特別会計の実質赤字額　(B)	0	0	0		0	0	
国民健康保険事業会計							
実質赤字額	0	0	0		0	0	

(3)　公営企業会計の資金不足額　(C)	0	0	△ 377,557		△ 377,557	△ 377,557	
水道事業会計（法適用企業）							
資金不足額	0	0	△ 360,313		△ 360,313	△ 360,313	
下水道事業会計（法適用企業）							
資金不足額	0	0	△ 17,244		△ 17,244	△ 17,244	
(4)　(1)及び(3)以外の特別会計の実質黒字額　(D)	0	0	48,219		48,219	48,219	
老人保健医療事業会計	0	0	0		0	0	
介護保険事業会計	0	0	47,147		47,147	47,147	
後期高齢者医療事業会計	0	0	1,072		1,072	1,072	
(5)　公営企業会計の資金剰余額　(E)	0	0	0		0	0	
市場事業会計	0	0	0		0	0	
連結実質赤字額（A＋B＋C）－（D＋E）　(F)	0	0	△ 523,262		△ 523,262	△ 523,262	
標準財政規模　(G)	4,749,200	4,749,200	4,958,302		4,958,302		
連結実質赤字比率　F／G　（%）	0.00	0.00	△ 10.55		△ 10.55		

3　実質公債費比率

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度	計画初年度（平成21年度）		平成22年度（第２年度）		平成23年度（第３年度）		平成24年度（第４年度）		平成25年度（第５年度）	
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
(1)　地方債の元利償還金	2,058,218	1,590,811	1,590,811	2,305,424	2,299,746	2,049,194	2,046,422	1,999,989	1,996,152	3,997,915	3,993,298
(2)　準元利償還金	746,779	716,442	716,442	1,268,329	1,244,634	628,722	613,880	284,142	273,915	287,419	269,766
(3)　元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	498,151	417,705	417,705	492,358	484,299	433,882	435,539	405,705	403,609	379,699	376,308
(4)　算入公債費及び算入準公債費の額	611,539	599,341	599,341	607,262	603,916	611,204	600,982	603,081	594,266	598,135	581,368
(5)　標準財政規模	4,576,329	4,687,507	4,687,507	5,096,833	5,142,849	4,792,194	4,968,284	4,713,146	4,986,749	4,623,633	4,948,848

（単位：％）

⑹　実質公債費比率（単年度）	42.8	31.6	31.6	55.1	54.1	39.1	37.2	31.0	29.0	82.2	75.6
⑺　実質公債費比率（３か年の平均）	42.1	36.8	36.8	43.1	42.8	41.5	40.9	41.3	40.0	50.1	47.2

（単位：千円）

平成26年度（第６年度）		平成27年度（第７年度）		平成28年度（第８年度）		平成29年度（第９年度）		平成30年度（第10年度）		令和元年度（第11年度）	
計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
3,958,065	3,953,339	3,750,608	3,746,089	3,735,216	3,730,177	3,323,010	3,314,621	3,420,622	3,397,639	3,411,015	3,407,651
279,582	262,554	268,980	250,954	260,290	242,828	251,412	233,306	251,494	221,889	250,848	284,930
378,876	375,533	310,122	298,263	301,377	288,536	295,169	288,104	333,231	313,542	323,270	321,061
621,523	604,164	526,831	533,223	507,163	543,108	543,492	527,623	605,302	584,166	629,705	596,859
4,476,545	4,731,694	4,628,357	4,755,135	4,172,667	4,606,486	4,547,109	4,527,509	4,418,881	4,470,396	4,355,432	4,482,979

（単位：％）

84.0	78.4	77.6	74.9	86.9	77.3	68.3	68.3	71.2	70.0	72.7	71.4
65.0	61.0	79.0	76.3	80.1	76.8	76.7	73.5	72.2	71.8	70.7	69.9

（単位：千円）

令和２年度（第12年度）		令和３年度（第13年度）		令和４年度（第14年度）		令和５年度（第15年度）		令和６年度（第16年度）		令和７年度（第17年度）	令和８年度（第18年度）
計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
3,435,092	3,432,375	3,500,696	3,495,433	3,513,105	3,511,619	3,470,368	3,466,119	3,594,945	3,595,281	3,601,883	3,719,153
250,803	280,390	250,672	277,100	250,551	289,600	250,438	275,355	249,099	245,655	248,980	248,787
313,699	306,574	319,717	294,716	313,345	261,198	311,743	258,236	260,045	249,116	323,133	253,476
658,120	638,705	706,304	690,669	729,061	703,316	717,353	661,874	730,235	727,848	731,390	764,185
4,513,855	4,673,651	4,344,569	4,978,369	4,530,339	4,831,237	4,689,752	4,803,561	4,749,200	4,958,302	4,726,077	4,351,032

（単位：％）

70.4	68.6	74.9	65.0	71.6	68.7	67.8	68.1	70.6	67.7	70.0	82.3
70.6	70.0	72.2	68.3	71.7	67.4	68.0	67.2	69.1	68.1	69.5	74.2

（単位：千円）

令和９年度（第19年度）	令和10年度（第20年度）	令和11年度（第21年度）
計画値	計画値	計画値
1,062,444	1,038,450	987,639
248,407	248,281	248,132
242,866	237,719	231,407
674,427	640,066	589,192
4,158,658	4,117,893	4,059,645

（単位：％）

11.3	11.8	12.0
54.5	35.1	11.6

4　将来負担比率

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度	計画初年度（平成21年度）		平成22年度（第２年度）		平成23年度（第３年度）		平成24年度（第４年度）		平成25年度（第５年度）	
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
⑴　一般会計等に係る地方債の現在高	13,270,250	45,014,739	45,014,739	44,881,112	44,619,420	44,334,875	44,254,106	43,942,235	43,888,609	41,462,734	41,322,711
⑵　債務負担行為に基づく支出予定額	5,151,858	4,299,046	4,299,046	2,847,857	2,847,855	2,076,963	2,076,963	1,661,577	1,661,577	1,246,191	1,246,191
⑶　一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	1,839,546	1,829,396	1,829,396	1,632,454	1,759,531	1,526,016	1,655,061	1,457,105	1,515,477	1,395,461	1,435,316

⑷　組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑸　退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	695,505	580,884	580,884	898,591	875,792	992,673	920,325	1,053,360	967,860	1,118,792	1,012,861
⑹　設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	1,627,314	1,351,926	1,351,926	893,825	1,098,469	805,972	779,583	324,443	293,830	0	0
⑺　連結実質赤字額	32,294,035	0	0	18,503	0	13,047	0	8,029	0	3,445	0
⑻　組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑼　地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	272,617	265,787	265,787	1,168,301	1,208,339	2,757,725	2,853,400	4,726,079	4,698,299	4,561,895	4,578,508
⑽　地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	3,005,074	2,649,185	2,649,185	2,369,589	2,335,594	2,331,484	2,242,389	2,285,641	2,173,353	2,263,301	2,157,853
⑾　地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	5,449,187	5,552,232	5,552,232	5,646,758	5,783,431	5,483,902	5,661,001	5,011,694	5,606,245	4,829,219	5,577,773
⑿　標準財政規模	4,576,329	4,687,507	4,687,507	5,096,833	5,142,849	4,792,194	4,968,284	4,713,146	4,986,749	4,623,633	4,948,848
⒀　算入公債費及び算入準公債費の額	611,539	599,341	599,341	607,262	603,916	611,204	600,982	603,081	594,266	598,135	581,368

（単位：％）

⒁　将来負担比率	1,164.0	1,091.1	1,091.1	935.2	922.5	937.0	891.3	886.1	816.1	833.9	748.7

（単位：千円）

平成26年度（第６年度）		平成27年度（第７年度）		平成28年度（第８年度）		平成29年度（第９年度）		平成30年度（第10年度）		令和元年度（第11年度）	
計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
39,597,882	39,260,732	36,943,825	36,843,917	35,196,474	35,105,607	33,446,901	33,272,760	31,204,038	31,226,299	29,394,780	29,291,313
830,805	830,805	415,419	415,419	0	0	0	0	0	0	0	0
1,395,248	1,318,469	1,328,098	1,186,289	1,303,989	1,163,408	1,071,727	1,045,871	973,785	929,791	877,027	1,383,075

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,204,833	1,090,308	1,189,982	1,002,470	1,202,531	1,050,386	1,062,708	1,047,676	1,146,510	1,104,559	1,163,486	1,078,341
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,545,647	4,606,710	4,449,595	4,590,165	4,457,472	4,598,070	5,717,048	5,897,104	5,645,436	7,200,030	6,311,317	7,171,316
2,239,014	1,956,025	2,310,706	2,088,478	2,126,940	2,177,057	2,223,142	2,239,276	2,268,608	2,293,668	2,297,854	2,278,048
4,605,381	6,037,625	4,145,245	6,066,914	3,731,460	6,396,552	6,447,851	6,579,313	6,299,110	6,659,350	6,145,859	6,768,518
4,476,545	4,731,694	4,628,357	4,755,135	4,172,667	4,606,486	4,547,109	4,527,509	4,418,881	4,470,396	4,355,432	4,482,979
621,523	604,164	526,831	533,223	507,163	543,108	543,492	527,623	605,302	584,166	629,705	596,859

（単位：％）

820.7	724.4	706.3	632.4	747.1	594.2	529.3	516.2	501.1	440.2	447.7	399.7

（単位：千円）

令和２年度（第12年度）		令和３年度（第13年度）		令和４年度（第14年度）		令和５年度（第15年度）		令和６年度（第16年度）		令和７年度（第17年度）	令和８年度（第18年度）
計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
27,264,818	27,210,091	24,827,032	24,648,691	22,719,350	22,913,702	20,739,395	20,475,696	17,409,744	17,405,548	14,152,437	10,091,521
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
787,335	1,797,533	710,672	2,186,274	824,790	1,878,019	837,957	1,582,608	749,023	1,352,814	704,642	649,407

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,214,767	1,100,187	1,100,268	990,404	1,140,336	993,654	1,146,755	1,000,435	1,147,381	1,005,835	1,144,302	1,104,295
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,804,359	7,499,011	6,367,436	7,383,123	5,654,591	7,820,135	6,228,506	7,833,639	5,667,200	7,564,004	5,057,622	867,462
2,371,921	2,147,256	2,394,854	2,020,472	2,449,174	1,884,117	2,485,971	1,743,242	2,468,193	1,626,550	2,468,371	2,417,110
5,802,139	6,901,239	5,242,258	6,670,840	4,669,186	6,968,190	4,106,464	6,366,872	3,566,082	6,150,998	3,059,106	2,583,418
4,513,855	4,673,651	4,344,569	4,978,369	4,530,339	4,831,237	4,749,200	4,803,561	4,749,200	4,958,302	4,726,077	4,351,032
658,120	638,705	706,304	690,669	729,061	703,316	717,353	661,874	761,187	727,848	803,422	764,185

（単位：％）

370.5	336.0	347.2	274.0	313.3	220.7	249.2	171.7	190.6	104.5	138.0	166.6

（単位：千円）

令和９年度（第19年度）	令和10年度（第20年度）	令和11年度（第21年度）
計画値	計画値	計画値
9,584,926	9,278,279	9,063,805
0	0	0
605,781	567,301	533,746

0	0	0
1,156,422	1,143,641	1,158,034
0	0	0
0	0	0
0	0	0
2,265,134	3,606,107	4,974,832
2,361,721	2,301,461	2,231,373
2,365,427	2,326,411	2,348,453
4,158,658	4,117,893	4,059,645
674,427	640,066	589,192

（単位：％）

124.9	79.2	34.6

第４　再生振替特例債の償還の状況

借入額　32,199,000千円

利　率　17年償還（３年据置）　元利均等　1.50％

（単位：千円）

区分＼年度		計画初年度の前年度	計画初年度（平成21年度）	平成22年度（第２年度）	平成23年度（第３年度）	平成24年度（第４年度）	平成25年度（第５年度）	平成26年度（第６年度）	平成27年度（第７年度）	平成28年度（第８年度）	平成29年度（第９年度）	平成30年度（第10年度）
前年度未償還元金	計画値	0	(32,199,000)	32,199,000	32,199,000	32,199,000	32,199,000	30,115,752	28,001,139	25,854,687	23,675,918	21,464,345
	実績値	0	(32,199,000)	32,199,000	32,199,000	32,199,000	32,199,000	30,115,752	28,001,139	25,854,687	23,675,918	21,464,345

償還額		計画値	0	0	453,212	482,985	482,985	2,558,450	2,558,449	2,558,450	2,558,449	2,558,449	2,558,449
		実績値	0	0	453,212	482,985	482,985	2,558,450	2,558,449	2,558,450	2,558,449	2,558,449	2,558,449
	元金	計画値	0	0	0	0	0	2,083,248	2,114,613	2,146,452	2,178,769	2,211,573	2,244,871
		実績値	0	0	0	0	0	2,083,248	2,114,613	2,146,452	2,178,769	2,211,573	2,244,871
	利子	計画値	0	0	453,212	482,985	482,985	475,202	443,836	411,998	379,680	346,876	313,578
		実績値	0	0	453,212	482,985	482,985	475,202	443,836	411,998	379,680	346,876	313,578
未償還元金		計画値	0	32,199,000	32,199,000	32,199,000	32,199,000	30,115,752	28,001,139	25,854,687	23,675,918	21,464,345	19,219,474
		実績値	0	32,199,000	32,199,000	32,199,000	32,199,000	30,115,752	28,001,139	25,854,687	23,675,918	21,464,345	19,219,474

（単位：千円）

令和元年度（第11年度）	令和２年度（第12年度）	令和３年度（第13年度）	令和４年度（第14年度）	令和５年度（第15年度）	令和６年度（第16年度）	令和７年度（第17年度）	令和８年度（第18年度）	令和９年度（第19年度）	令和10年度（第20年度）	令和11年度（第21年度）
19,219,474	16,940,804	14,627,825	12,280,021	9,896,868	7,477,834	5,022,378	2,529,952	0	0	0
19,219,474	16,940,804	14,627,825	12,280,021	9,896,868	7,477,834					
2,558,449	2,558,450	2,558,450	2,558,450	2,558,450	2,558,450	2,558,450	2,558,449	0	0	0
2,558,449	2,558,450	2,558,450	2,558,450	2,558,450	2,558,450					
2,278,670	2,312,979	2,347,804	2,383,153	2,419,034	2,455,456	2,492,426	2,529,952	0	0	0
2,278,670	2,312,979	2,347,804	2,383,153	2,419,034	2,455,456					
279,779	245,471	210,646	175,297	139,416	102,994	66,024	28,497	0	0	0
279,779	245,471	210,646	175,297	139,416	102,994					
16,940,804	14,627,825	12,280,021	9,896,868	7,477,834	5,022,378	2,529,952	0	0	0	0
16,940,804	14,627,825	12,280,021	9,896,868	7,477,834	5,022,378					

第５　健全化判断比率の状況

（単位：％）

年度／健全化判断比率	計画初年度の前年度	計画初年度（平成21年度）		平成22年度（第２年度）		平成23年度（第３年度）		平成24年度（第４年度）		平成25年度（第５年度）	
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実質赤字比率	703.60 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (14.94)	0.00 (14.91)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)
連結実質赤字比率	705.67 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.36 (19.94)	0.00 (19.91)	0.27 (20.00)	0.00 (20.00)	0.17 (20.00)	0.00 (20.00)	0.07 (20.00)	0.00 (20.00)
実質公債費比率	42.1 (25.0)	36.8 (25.0)	36.8 (25.0)	43.1 (25.0)	42.8 (25.0)	41.5 (25.0)	40.9 (25.0)	41.3 (25.0)	40.0 (25.0)	50.1 (25.0)	47.2 (25.0)
将来負担比率	1,164.0 (350.0)	1,091.1 (350.0)	1,091.1 (350.0)	935.2 (350.0)	922.5 (350.0)	937.0 (350.0)	891.3 (350.0)	886.1 (350.0)	816.1 (350.0)	833.9 (350.0)	748.7 (350.0)

（単位：％）

平成26年度（第６年度）		平成27年度（第７年度）		平成28年度（第８年度）		平成29年度（第９年度）		平成30年度（第10年度）		令和元年度（第11年度）	
計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)
0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)
65.0 (25.0)	61.0 (25.0)	79.0 (25.0)	76.3 (25.0)	80.1 (25.0)	76.8 (25.0)	76.7 (25.0)	73.5 (25.0)	72.2 (25.0)	71.8 (25.0)	70.7 (25.0)	69.9 (25.0)
820.7 (350.0)	724.4 (350.0)	706.3 (350.0)	632.4 (350.0)	747.1 (350.0)	594.2 (350.0)	529.3 (350.0)	516.2 (350.0)	501.1 (350.0)	440.2 (350.0)	447.7 (350.0)	399.7 (350.0)

（単位：％）

令和２年度（第12年度）		令和３年度（第13年度）		令和４年度（第14年度）		令和５年度（第15年度）		令和６年度（第16年度）		令和７年度（第17年度）	令和８年度（第18年度）
計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00	0.00
0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00	0.00
70.6 (25.0)	70.0 (25.0)	72.2 (25.0)	68.3 (25.0)	71.7 (25.0)	67.4 (25.0)	68.0 (25.0)	67.2 (25.0)	69.1 (25.0)	68.1 (25.0)	69.5	74.2
370.5 (350.0)	336.0 (350.0)	347.2 (350.0)	274.0 (350.0)	313.3 (350.0)	220.7 (350.0)	249.2 (350.0)	171.7 (350.0)	190.6 (350.0)	104.5 (350.0)	138.0	166.6

（単位：％）

令和９年度（第19年度）	令和10年度（第20年度）	令和11年度（第21年度）
計画値	計画値	計画値
0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00
54.5	35.1	11.6
124.9	79.2	34.6

○総務省告示第百十八号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第五項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第三条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による令和六年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る報告を取りまとめたので、その概要を次のとおり公表する。

令和八年三月二十七日　　総務大臣　林　芳正

１．健全化判断比率（団体別）

⑴　都道府県

（単位：％）

都道府県名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北海道	—	—	20.0	307.0
青森県	—	—	13.4	58.0
岩手県	—	—	12.3	196.8
宮城県	—	—	10.0	130.8
秋田県	—	—	14.3	232.9
山形県	—	—	13.4	212.2
福島県	—	—	6.0	115.3
茨城県	—	—	9.6	157.9
栃木県	—	—	9.4	102.9
群馬県	—	—	9.2	130.0
埼玉県	—	—	11.0	146.9
千葉県	—	—	7.6	101.3
東京都	—	—	1.2	13.6
神奈川県	—	—	8.6	54.5
新潟県	—	—	18.6	287.0
富山県	—	—	13.9	203.0
石川県	—	—	12.3	182.0
福井県	—	—	11.6	146.6
山梨県	—	—	10.7	164.9
長野県	—	—	9.2	147.1
岐阜県	—	—	9.2	224.9
静岡県	—	—	14.3	234.1
愛知県	—	—	13.4	152.0
三重県	—	—	11.3	164.4
滋賀県	—	—	11.2	178.5
京都府	—	—	17.1	257.2
大阪府	—	—	10.2	110.1
兵庫県	—	—	17.1	311.3
奈良県	—	—	8.8	102.0
和歌山県	—	—	10.8	200.3
鳥取県	—	—	9.5	132.8
島根県	—	—	7.0	157.9
岡山県	—	—	10.9	157.5
広島県	—	—	14.8	188.7
山口県	—	—	9.2	160.8
徳島県	—	—	12.7	146.6
香川県	—	—	10.9	159.7
愛媛県	—	—	11.0	111.5
高知県	—	—	12.3	178.4
福岡県	—	—	11.9	245.3
佐賀県	—	—	10.6	137.2
長崎県	—	—	11.3	172.5
熊本県	—	—	8.9	212.5
大分県	—	—	10.5	161.9
宮崎県	—	—	11.6	107.6
鹿児島県	—	—	11.1	190.1
沖縄県	—	—	7.5	24.2
都道府県（平均）	—	—	10.1	144.1

㈱　１．実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「—」と表記している。
　　２．平均値は加重平均である。

⑵　市区町村（政令市を含む）

（単位：％）

都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北海道	札幌市	— (11.25)	— (16.25)	3.2	22.2
北海道	函館市	— (11.25)	— (16.25)	5.0	38.2
北海道	小樽市	— (11.71)	— (16.71)	3.6	26.6
北海道	旭川市	— (11.25)	— (16.25)	9.1	84.2
北海道	室蘭市	— (12.21)	— (17.21)	10.1	58.2
北海道	釧路市	— (11.25)	— (16.25)	10.3	38.5
北海道	帯広市	— (11.38)	— (16.38)	8.2	10.3
北海道	北見市	— (11.52)	— (16.52)	12.5	153.5
北海道	夕張市	— (15.00)	— (20.00)	68.1	104.5
北海道	岩見沢市	— (12.07)	— (17.07)	10.8	80.1
北海道	網走市	— (13.02)	— (18.02)	15.8	123.9
北海道	留萌市	— (13.82)	— (18.82)	8.8	—
北海道	苫小牧市	— (11.39)	— (16.39)	8.5	79.1
北海道	稚内市	— (12.96)	— (17.96)	10.8	45.4
北海道	美唄市	— (13.55)	— (18.55)	10.1	74.5
北海道	芦別市	— (14.31)	— (19.31)	6.2	74.3
北海道	江別市	— (11.89)	— (16.89)	4.4	—
北海道	赤平市	— (14.94)	— (19.94)	13.1	43.3

北海道	紋別市	— (13.28)	— (18.28)	9.3	—
北海道	士別市	— (13.29)	— (18.29)	13.9	92.6
北海道	名寄市	— (12.95)	— (17.95)	9.9	21.8
北海道	三笠市	— (14.91)	— (19.91)	11.9	26.0
北海道	根室市	— (13.45)	— (18.45)	8.6	—
北海道	千歳市	— (11.97)	— (16.97)	7.0	—
北海道	滝川市	— (13.03)	— (18.03)	6.5	1.4
北海道	砂川市	— (13.91)	— (18.91)	6.9	41.5
北海道	歌志内市	— (15.00)	— (20.00)	7.9	—
北海道	深川市	— (13.40)	— (18.40)	15.8	118.3
北海道	富良野市	— (13.61)	— (18.61)	8.8	26.1
北海道	登別市	— (13.06)	— (18.06)	9.6	37.4
北海道	恵庭市	— (12.67)	— (17.67)	7.7	—
北海道	伊達市	— (13.15)	— (18.15)	5.4	—
北海道	北広島市	— (12.80)	— (17.80)	7.5	90.7
北海道	石狩市	— (12.56)	— (17.56)	6.5	46.6
北海道	北斗市	— (12.95)	— (17.95)	5.5	—
北海道	当別町	— (14.23)	— (19.23)	9.1	35.8
北海道	新篠津村	— (15.00)	— (20.00)	4.9	0.8
北海道	松前町	— (15.00)	— (20.00)	7.4	15.4
北海道	福島町	— (15.00)	— (20.00)	9.4	31.7
北海道	知内町	— (15.00)	— (20.00)	8.0	—
北海道	木古内町	— (15.00)	— (20.00)	15.0	47.7
北海道	七飯町	— (13.81)	— (18.81)	7.0	2.2
北海道	鹿部町	— (15.00)	— (20.00)	4.4	—
北海道	森町	— (14.31)	— (19.31)	8.8	—
北海道	八雲町	— (13.65)	— (18.65)	8.2	—
北海道	長万部町	— (15.00)	— (20.00)	9.0	37.9
北海道	江差町	— (15.00)	— (20.00)	11.9	49.0
北海道	上ノ国町	— (15.00)	— (20.00)	10.5	—
北海道	厚沢部町	— (15.00)	— (20.00)	7.2	—
北海道	乙部町	— (15.00)	— (20.00)	7.0	—
北海道	奥尻町	— (15.00)	— (20.00)	8.2	62.1
北海道	今金町	— (15.00)	— (20.00)	8.6	—
北海道	せたな町	— (14.49)	— (19.49)	8.3	—
北海道	島牧村	— (15.00)	— (20.00)	6.5	16.3
北海道	寿都町	— (15.00)	— (20.00)	14.3	—
北海道	黒松内町	— (15.00)	— (20.00)	12.3	13.4
北海道	蘭越町	— (15.00)	— (20.00)	10.8	—
北海道	ニセコ町	— (15.00)	— (20.00)	4.2	30.0
北海道	真狩村	— (15.00)	— (20.00)	8.8	31.2
北海道	留寿都村	— (15.00)	— (20.00)	9.7	26.3
北海道	喜茂別町	— (15.00)	— (20.00)	9.1	56.9
北海道	京極町	— (15.00)	— (20.00)	8.1	—
北海道	倶知安町	— (14.50)	— (19.50)	8.1	27.0
北海道	共和町	— (15.00)	— (20.00)	9.1	—
北海道	岩内町	— (15.00)	— (20.00)	11.7	71.0
北海道	泊村	— (15.00)	— (20.00)	2.2	—
北海道	神恵内村	— (15.00)	— (20.00)	3.5	92.4
北海道	積丹町	— (15.00)	— (20.00)	9.7	9.2
北海道	古平町	— (15.00)	— (20.00)	8.4	—
北海道	仁木町	— (15.00)	— (20.00)	9.2	—
北海道	余市町	— (14.43)	— (19.43)	4.9	—
北海道	赤井川村	— (15.00)	— (20.00)	5.0	—
北海道	南幌町	— (15.00)	— (20.00)	12.4	128.3
北海道	奈井江町	— (15.00)	— (20.00)	8.6	71.1
北海道	上砂川町	— (15.00)	— (20.00)	5.5	—
北海道	由仁町	— (15.00)	— (20.00)	13.6	23.1
北海道	長沼町	— (14.95)	— (19.95)	10.2	14.1
北海道	栗山町	— (14.92)	— (19.92)	6.4	59.1
北海道	月形町	— (15.00)	— (20.00)	4.4	—
北海道	浦臼町	— (15.00)	— (20.00)	14.2	—
北海道	新十津川町	— (15.00)	— (20.00)	6.9	—
北海道	妹背牛町	— (15.00)	— (20.00)	6.6	—
北海道	秩父別町	— (15.00)	— (20.00)	6.3	—
北海道	雨竜町	— (15.00)	— (20.00)	6.4	—
北海道	北竜町	— (15.00)	— (20.00)	11.2	—
北海道	沼田町	— (15.00)	— (20.00)	0.2	—
北海道	鷹栖町	— (15.00)	— (20.00)	6.7	—
北海道	東神楽町	— (15.00)	— (20.00)	8.3	44.0
北海道	当麻町	— (15.00)	— (20.00)	8.0	34.2
北海道	比布町	— (15.00)	— (20.00)	6.9	9.0
北海道	愛別町	— (15.00)	— (20.00)	7.8	—
北海道	上川町	— (15.00)	— (20.00)	9.7	66.2
北海道	東川町	— (14.99)	— (19.99)	7.1	3.8
北海道	美瑛町	— (14.30)	— (19.30)	13.6	17.8
北海道	上富良野町	— (15.00)	— (20.00)	9.0	79.1
北海道	中富良野町	— (15.00)	— (20.00)	5.1	16.5
北海道	南富良野町	— (15.00)	— (20.00)	10.4	5.9
北海道	占冠村	— (15.00)	— (20.00)	7.2	38.3
北海道	和寒町	— (15.00)	— (20.00)	6.6	—
北海道	剣淵町	— (15.00)	— (20.00)	7.1	—
北海道	下川町	— (15.00)	— (20.00)	7.2	8.5

北海道	美深町	— (15.00)	— (20.00)	5.6	—
北海道	音威子府村	— (15.00)	— (20.00)	7.4	2.9
北海道	中川町	— (15.00)	— (20.00)	13.4	13.6
北海道	幌加内町	— (15.00)	— (20.00)	5.5	—
北海道	増毛町	— (15.00)	— (20.00)	4.8	—
北海道	小平町	— (15.00)	— (20.00)	9.4	—
北海道	苫前町	— (15.00)	— (20.00)	9.1	—
北海道	羽幌町	— (15.00)	— (20.00)	9.3	—
北海道	初山別村	— (15.00)	— (20.00)	7.7	—
北海道	遠別町	— (15.00)	— (20.00)	9.0	—
北海道	天塩町	— (15.00)	— (20.00)	7.2	8.7
北海道	猿払村	— (15.00)	— (20.00)	11.4	48.5
北海道	浜頓別町	— (15.00)	— (20.00)	10.9	47.7
北海道	中頓別町	— (15.00)	— (20.00)	−0.3	—
北海道	枝幸町	— (14.09)	— (19.09)	9.2	—
北海道	豊富町	— (15.00)	— (20.00)	10.1	—
北海道	礼文町	— (15.00)	— (20.00)	10.2	—
北海道	利尻町	— (15.00)	— (20.00)	14.1	81.8
北海道	利尻富士町	— (15.00)	— (20.00)	12.8	—
北海道	幌延町	— (15.00)	— (20.00)	4.5	—
北海道	美幌町	— (13.95)	— (18.95)	7.9	—
北海道	津別町	— (15.00)	— (20.00)	5.4	—
北海道	斜里町	— (14.39)	— (19.39)	10.8	34.2
北海道	清里町	— (15.00)	— (20.00)	9.1	—
北海道	小清水町	— (15.00)	— (20.00)	9.8	60.5
北海道	訓子府町	— (15.00)	— (20.00)	8.5	—
北海道	置戸町	— (15.00)	— (20.00)	9.4	—
北海道	佐呂間町	— (15.00)	— (20.00)	7.1	—
北海道	遠軽町	— (13.35)	— (18.35)	12.0	33.8
北海道	湧別町	— (14.58)	— (19.58)	9.0	—
北海道	滝上町	— (15.00)	— (20.00)	7.4	—
北海道	興部町	— (15.00)	— (20.00)	7.9	—
北海道	西興部村	— (15.00)	— (20.00)	10.5	—
北海道	雄武町	— (15.00)	— (20.00)	7.9	—
北海道	大空町	— (14.74)	— (19.74)	9.7	2.0
北海道	豊浦町	— (15.00)	— (20.00)	13.5	0.5
北海道	壮瞥町	— (15.00)	— (20.00)	8.2	—
北海道	白老町	— (14.19)	— (19.19)	10.2	2.1
北海道	厚真町	— (15.00)	— (20.00)	12.8	—
北海道	洞爺湖町	— (15.00)	— (20.00)	10.4	19.6
北海道	安平町	— (15.00)	— (20.00)	11.4	27.9
北海道	むかわ町	— (14.65)	— (19.65)	8.3	20.2
北海道	日高町	— (14.08)	— (19.08)	14.5	58.4
北海道	平取町	— (15.00)	— (20.00)	9.3	44.8
北海道	新冠町	— (15.00)	— (20.00)	8.4	—
北海道	浦河町	— (14.55)	— (19.55)	9.7	20.5
北海道	様似町	— (15.00)	— (20.00)	10.9	28.3
北海道	えりも町	— (15.00)	— (20.00)	8.2	—
北海道	新ひだか町	— (13.43)	— (18.43)	10.9	25.8
北海道	音更町	— (12.93)	— (17.93)	11.4	29.7
北海道	士幌町	— (15.00)	— (20.00)	8.8	—
北海道	上士幌町	— (15.00)	— (20.00)	9.3	—
北海道	鹿追町	— (15.00)	— (20.00)	10.1	—
北海道	新得町	— (14.97)	— (19.97)	7.8	—
北海道	清水町	— (14.77)	— (19.77)	9.4	—
北海道	芽室町	— (13.78)	— (18.78)	9.2	66.8
北海道	中札内村	— (15.00)	— (20.00)	5.6	—
北海道	更別村	— (15.00)	— (20.00)	5.2	—
北海道	大樹町	— (15.00)	— (20.00)	10.0	1.6
北海道	広尾町	— (15.00)	— (20.00)	12.7	19.2
北海道	幕別町	— (13.29)	— (18.29)	10.0	75.1
北海道	池田町	— (15.00)	— (20.00)	12.1	—
北海道	豊頃町	— (15.00)	— (20.00)	9.1	—
北海道	本別町	— (15.00)	— (20.00)	12.2	30.1
北海道	足寄町	— (14.46)	— (19.46)	11.5	—
北海道	陸別町	— (15.00)	— (20.00)	11.4	—
北海道	浦幌町	— (15.00)	— (20.00)	10.5	—
北海道	釧路町	— (14.37)	— (19.37)	8.4	32.9
北海道	厚岸町	— (14.62)	— (19.62)	10.1	60.1
北海道	浜中町	— (15.00)	— (20.00)	11.3	47.8
北海道	標茶町	— (14.29)	— (19.29)	10.1	74.9
北海道	弟子屈町	— (14.98)	— (19.98)	14.1	—
北海道	鶴居村	— (15.00)	— (20.00)	6.5	—
北海道	白糠町	— (14.96)	— (19.96)	10.2	—
北海道	別海町	— (13.35)	— (18.35)	11.1	—
北海道	中標津町	— (13.50)	— (18.50)	12.7	87.5
北海道	標津町	— (15.00)	— (20.00)	8.8	18.4
北海道	羅臼町	— (15.00)	— (20.00)	8.2	—
青森県	青森市	— (11.25)	— (16.25)	10.9	81.6
青森県	弘前市	— (11.37)	— (16.37)	6.9	49.0
青森県	八戸市	— (11.25)	— (16.25)	9.2	99.7
青森県	黒石市	— (13.48)	— (18.48)	10.5	20.1
青森県	五所川原市	— (12.59)	— (17.59)	8.7	75.5

青森県	十和田市	—	(12.55)	—	(17.55)	12.3	26.2	岩手県	一関市	—	(11.43)	—	(16.43)	9.1	43.1
青森県	三沢市	—	(13.16)	—	(18.16)	8.6	72.1	岩手県	陸前高田市	—	(14.01)	—	(19.01)	11.6	—
青森県	むつ市	—	(12.59)	—	(17.59)	13.8	128.3	岩手県	釜石市	—	(13.21)	—	(18.21)	10.2	—
青森県	つがる市	—	(12.91)	—	(17.91)	12.9	98.7	岩手県	二戸市	—	(13.35)	—	(18.35)	12.5	54.5
青森県	平川市	—	(13.15)	—	(18.15)	8.0	—	岩手県	八幡平市	—	(13.07)	—	(18.07)	13.8	21.6
青森県	平内町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.9	69.4	岩手県	奥州市	—	(11.60)	—	(16.60)	15.2	28.1
青森県	今別町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.4	—	岩手県	滝沢市	—	(13.04)	—	(18.04)	6.2	32.1
青森県	蓬田村	—	(15.00)	—	(20.00)	6.6	—	岩手県	雫石町	—	(14.23)	—	(19.23)	9.0	—
青森県	外ヶ浜町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.9	—	岩手県	葛巻町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.1	7.4
青森県	鰺ヶ沢町	—	(15.00)	—	(20.00)	13.3	134.1	岩手県	岩手町	—	(14.59)	—	(19.59)	8.0	37.7
青森県	深浦町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.6	30.3	岩手県	紫波町	—	(13.48)	—	(18.48)	14.0	71.8
青森県	西目屋村	—	(15.00)	—	(20.00)	9.5	—	岩手県	矢巾町	—	(13.97)	—	(18.97)	15.3	47.5
青森県	藤崎町	—	(15.00)	—	(20.00)	12.4	25.9	岩手県	西和賀町	—	(15.00)	—	(20.00)	15.9	43.5
青森県	大鰐町	—	(15.00)	—	(20.00)	12.3	61.5	岩手県	金ケ崎町	—	(14.59)	—	(19.59)	10.9	—
青森県	田舎館村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.8	—	岩手県	平泉町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.4	72.7
青森県	板柳町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.7	—	岩手県	住田町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.6	—
青森県	鶴田町	—	(15.00)	—	(20.00)	13.6	103.1	岩手県	大槌町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.5	—
青森県	中泊町	—	(14.99)	—	(19.99)	10.1	45.0	岩手県	山田町	—	(14.96)	—	(19.96)	4.8	—
青森県	野辺地町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.4	11.6	岩手県	岩泉町	—	(14.34)	—	(19.34)	12.4	—
青森県	七戸町	—	(13.95)	—	(18.95)	3.5	—	岩手県	田野畑村	—	(15.00)	—	(20.00)	10.5	—
青森県	六戸町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.7	8.4	岩手県	普代村	—	(15.00)	—	(20.00)	9.0	—
青森県	横浜町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.8	—	岩手県	軽米町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.6	20.5
青森県	東北町	—	(14.09)	—	(19.09)	12.9	83.7	岩手県	野田村	—	(15.00)	—	(20.00)	6.2	—
青森県	六ヶ所村	—	(13.46)	—	(18.46)	3.2	—	岩手県	九戸村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.7	—
青森県	おいらせ町	—	(14.01)	—	(19.01)	9.3	—	岩手県	洋野町	—	(14.08)	—	(19.08)	11.4	1.1
青森県	大間町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.7	42.0	岩手県	一戸町	—	(14.76)	—	(19.76)	5.4	14.9
青森県	東通村	—	(15.00)	—	(20.00)	13.0	—	宮城県	仙台市	—	(11.25)	—	(16.25)	4.9	44.6
青森県	風間浦村	—	(15.00)	—	(20.00)	12.1	—	宮城県	石巻市	—	(11.46)	—	(16.46)	6.2	—
青森県	佐井村	—	(15.00)	—	(20.00)	5.6	—	宮城県	塩竈市	—	(12.97)	—	(17.97)	4.6	—
青森県	三戸町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.6	—	宮城県	気仙沼市	—	(12.55)	—	(17.55)	8.1	—
青森県	五戸町	—	(14.28)	—	(19.28)	9.4	—	宮城県	白石市	—	(13.35)	—	(18.35)	5.5	—
青森県	田子町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.6	10.3	宮城県	名取市	—	(12.60)	—	(17.60)	1.9	—
青森県	南部町	—	(14.11)	—	(19.11)	8.4	—	宮城県	角田市	—	(13.61)	—	(18.61)	11.0	—
青森県	階上町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.1	—	宮城県	多賀城市	—	(12.87)	—	(17.87)	3.8	—
青森県	新郷村	—	(15.00)	—	(20.00)	5.8	—	宮城県	岩沼市	—	(13.26)	—	(18.26)	0.3	—
岩手県	盛岡市	—	(11.25)	—	(16.25)	10.0	83.0	宮城県	登米市	—	(11.97)	—	(16.97)	7.8	60.3
岩手県	宮古市	—	(12.58)	—	(17.58)	10.4	10.5	宮城県	栗原市	—	(11.96)	—	(16.96)	8.0	29.8
岩手県	大船渡市	—	(13.12)	—	(18.12)	13.3	76.3	宮城県	東松島市	—	(13.22)	—	(18.22)	8.6	11.9
岩手県	花巻市	—	(11.86)	—	(16.86)	9.2	50.6	宮城県	大崎市	—	(11.52)	—	(16.52)	7.9	79.3
岩手県	北上市	—	(12.03)	—	(17.03)	7.2	61.4	宮城県	富谷市	—	(13.21)	—	(18.21)	−1.6	—
岩手県	久慈市	—	(13.09)	—	(18.09)	10.8	86.7	宮城県	蔵王町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.7	—
岩手県	遠野市	—	(13.18)	—	(18.18)	10.5	40.0	宮城県	七ヶ宿町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.6	—

宮城県	大河原町	—	(14.52)	—	(19.52)	4.4	—	秋田県	美郷町	—	(13.67)	—	(18.67)	−2.4	—
宮城県	村田町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.4	40.1	秋田県	羽後町	—	(14.64)	—	(19.64)	10.4	—
宮城県	柴田町	—	(13.59)	—	(18.59)	6.7	54.4	秋田県	東成瀬村	—	(15.00)	—	(20.00)	11.5	—
宮城県	川崎町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.1	—	山形県	山形市	—	(11.25)	—	(16.25)	7.8	87.3
宮城県	丸森町	—	(14.69)	—	(19.69)	8.5	—	山形県	米沢市	—	(12.43)	—	(17.43)	9.5	43.8
宮城県	亘理町	—	(13.73)	—	(18.73)	5.0	—	山形県	鶴岡市	—	(11.44)	—	(16.44)	7.9	51.5
宮城県	山元町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.8	—	山形県	酒田市	—	(11.82)	—	(16.82)	9.4	9.6
宮城県	松島町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.6	6.7	山形県	新庄市	—	(13.30)	—	(18.30)	7.1	—
宮城県	七ヶ浜町	—	(15.00)	—	(20.00)	1.3	—	山形県	寒河江市	—	(13.21)	—	(18.21)	7.5	—
宮城県	利府町	—	(13.76)	—	(18.76)	7.1	47.7	山形県	上山市	—	(13.62)	—	(18.62)	5.4	11.2
宮城県	大和町	—	(13.65)	—	(18.65)	3.0	—	山形県	村山市	—	(13.81)	—	(18.81)	9.2	16.5
宮城県	大郷町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.8	—	山形県	長井市	—	(13.63)	—	(18.63)	14.3	245.6
宮城県	大衡村	—	(15.00)	—	(20.00)	6.4	—	山形県	天童市	—	(12.78)	—	(17.78)	4.9	—
宮城県	色麻町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.8	72.6	山形県	東根市	—	(12.97)	—	(17.97)	8.8	—
宮城県	加美町	—	(13.55)	—	(18.55)	7.0	20.7	山形県	尾花沢市	—	(14.12)	—	(19.12)	10.3	22.8
宮城県	涌谷町	—	(14.91)	—	(19.91)	6.6	—	山形県	南陽市	—	(13.60)	—	(18.60)	13.2	107.6
宮城県	美里町	—	(13.95)	—	(18.95)	7.9	46.1	山形県	山辺町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.5	—
宮城県	女川町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.5	—	山形県	中山町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.9	16.5
宮城県	南三陸町	—	(14.63)	—	(19.63)	10.8	—	山形県	河北町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.5	14.4
秋田県	秋田市	—	(11.25)	—	(16.25)	9.4	119.3	山形県	西川町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.2	—
秋田県	能代市	—	(12.65)	—	(17.65)	9.2	71.2	山形県	朝日町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.6	—
秋田県	横手市	—	(11.76)	—	(16.76)	8.6	17.4	山形県	大江町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.7	—
秋田県	大館市	—	(12.28)	—	(17.28)	9.4	86.5	山形県	大石田町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.7	2.4
秋田県	男鹿市	—	(13.28)	—	(18.28)	8.3	36.2	山形県	金山町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.2	—
秋田県	湯沢市	—	(12.72)	—	(17.72)	11.6	73.4	山形県	最上町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.2	25.0
秋田県	鹿角市	—	(13.14)	—	(18.14)	8.4	30.4	山形県	舟形町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.9	—
秋田県	由利本荘市	—	(11.85)	—	(16.85)	12.2	103.0	山形県	真室川町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.4	—
秋田県	潟上市	—	(13.33)	—	(18.33)	6.3	26.9	山形県	大蔵村	—	(15.00)	—	(20.00)	10.5	—
秋田県	大仙市	—	(11.88)	—	(16.88)	11.3	70.5	山形県	鮭川村	—	(15.00)	—	(20.00)	5.5	—
秋田県	北秋田市	—	(12.85)	—	(17.85)	7.4	3.4	山形県	戸沢村	—	(15.00)	—	(20.00)	13.5	44.0
秋田県	にかほ市	—	(13.47)	—	(18.47)	8.0	50.0	山形県	高畠町	—	(14.05)	—	(19.05)	12.0	99.5
秋田県	仙北市	—	(13.10)	—	(18.10)	8.9	75.8	山形県	川西町	—	(14.10)	—	(19.10)	12.6	137.5
秋田県	小坂町	—	(15.00)	—	(20.00)	12.7	33.7	山形県	小国町	—	(15.00)	—	(20.00)	12.0	51.6
秋田県	上小阿仁村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.8	—	山形県	白鷹町	—	(14.75)	—	(19.75)	12.6	10.6
秋田県	藤里町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.0	12.0	山形県	飯豊町	—	(15.00)	—	(20.00)	14.1	106.3
秋田県	三種町	—	(14.10)	—	(19.10)	6.6	—	山形県	三川町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.7	79.5
秋田県	八峰町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.1	—	山形県	庄内町	—	(13.87)	—	(18.87)	11.0	17.0
秋田県	五城目町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.4	48.2	山形県	遊佐町	—	(14.81)	—	(19.81)	11.6	40.7
秋田県	八郎潟町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.0	—	福島県	福島市	—	(11.25)	—	(16.25)	4.5	—
秋田県	井川町	—	(15.00)	—	(20.00)	3.5	—	福島県	会津若松市	—	(11.82)	—	(16.82)	5.2	38.8
秋田県	大潟村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.0	—	福島県	郡山市	—	(11.25)	—	(16.25)	1.3	—
								福島県	いわき市	—	(11.25)	—	(16.25)	7.1	—

福島県	白河市	—	(12.58)	—	(17.58)	8.3	48.4	福島県	古殿町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.5	—
福島県	須賀川市	—	(12.47)	—	(17.47)	5.6	75.0	福島県	三春町	—	(14.79)	—	(19.79)	7.8	55.5
福島県	喜多方市	—	(12.73)	—	(17.73)	6.9	76.1	福島県	小野町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.2	—
福島県	相馬市	—	(13.27)	—	(18.27)	11.2	—	福島県	広野町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.7	—
福島県	二本松市	—	(12.62)	—	(17.62)	9.4	27.1	福島県	楢葉町	—	(15.00)	—	(20.00)	−2.0	—
福島県	田村市	—	(12.88)	—	(17.88)	8.8	—	福島県	富岡町	—	(15.00)	—	(20.00)	−0.3	—
福島県	南相馬市	—	(12.55)	—	(17.55)	8.4	—	福島県	川内村	—	(15.00)	—	(20.00)	6.4	—
福島県	伊達市	—	(12.61)	—	(17.61)	10.9	51.0	福島県	大熊町	—	(14.09)	—	(19.09)	−1.0	—
福島県	本宮市	—	(13.42)	—	(18.42)	5.4	66.9	福島県	双葉町	—	(15.00)	—	(20.00)	2.0	—
福島県	桑折町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.8	—	福島県	浪江町	—	(14.82)	—	(19.82)	0.9	—
福島県	国見町	—	(15.00)	—	(20.00)	3.9	0.4	福島県	葛尾村	—	(15.00)	—	(20.00)	5.3	—
福島県	川俣町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.4	—	福島県	新地町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.2	—
福島県	大玉村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.0	—	福島県	飯舘村	—	(15.00)	—	(20.00)	5.9	—
福島県	鏡石町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.1	107.2	茨城県	水戸市	—	(11.25)	—	(16.25)	9.1	131.4
福島県	天栄村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.3	—	茨城県	日立市	—	(11.44)	—	(16.44)	1.9	—
福島県	下郷町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.9	—	茨城県	土浦市	—	(11.70)	—	(16.70)	6.4	2.1
福島県	檜枝岐村	—	(15.00)	—	(20.00)	4.1	—	茨城県	古河市	—	(11.69)	—	(16.69)	3.3	20.7
福島県	只見町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.0	—	茨城県	石岡市	—	(12.53)	—	(17.53)	6.9	5.3
福島県	南会津町	—	(13.66)	—	(18.66)	6.9	17.9	茨城県	結城市	—	(13.12)	—	(18.12)	7.9	31.2
福島県	北塩原村	—	(15.00)	—	(20.00)	14.3	52.9	茨城県	龍ケ崎市	—	(12.68)	—	(17.68)	4.4	—
福島県	西会津町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.5	65.4	茨城県	下妻市	—	(13.14)	—	(18.14)	7.7	69.5
福島県	磐梯町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.1	81.1	茨城県	常総市	—	(12.68)	—	(17.68)	7.6	36.0
福島県	猪苗代町	—	(14.56)	—	(19.56)	9.5	27.5	茨城県	常陸太田市	—	(12.75)	—	(17.75)	4.6	—
福島県	会津坂下町	—	(14.84)	—	(19.84)	9.0	12.2	茨城県	高萩市	—	(13.86)	—	(18.86)	8.3	30.4
福島県	湯川村	—	(15.00)	—	(20.00)	11.5	—	茨城県	北茨城市	—	(13.15)	—	(18.15)	12.9	102.2
福島県	柳津町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.9	—	茨城県	笠間市	—	(12.50)	—	(17.50)	5.9	—
福島県	三島町	—	(15.00)	—	(20.00)	15.6	5.5	茨城県	取手市	—	(12.05)	—	(17.05)	7.0	9.4
福島県	金山町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.0	—	茨城県	牛久市	—	(12.60)	—	(17.60)	3.4	—
福島県	昭和村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.9	—	茨城県	つくば市	—	(11.25)	—	(16.25)	6.4	41.3
福島県	会津美里町	—	(13.87)	—	(18.87)	3.4	—	茨城県	ひたちなか市	—	(11.68)	—	(16.68)	11.9	79.7
福島県	西郷村	—	(13.77)	—	(18.77)	3.4	—	茨城県	鹿嶋市	—	(12.72)	—	(17.72)	6.9	37.7
福島県	泉崎村	—	(15.00)	—	(20.00)	6.4	—	茨城県	潮来市	—	(13.79)	—	(18.79)	9.6	38.7
福島県	中島村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.6	2.8	茨城県	守谷市	—	(12.80)	—	(17.80)	4.0	—
福島県	矢吹町	—	(14.88)	—	(19.88)	10.4	65.1	茨城県	常陸大宮市	—	(12.86)	—	(17.86)	9.2	31.5
福島県	棚倉町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.4	—	茨城県	那珂市	—	(12.88)	—	(17.88)	4.1	—
福島県	矢祭町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.0	—	茨城県	筑西市	—	(11.98)	—	(16.98)	7.6	58.5
福島県	塙町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.7	34.3	茨城県	坂東市	—	(12.85)	—	(17.85)	6.9	39.4
福島県	鮫川村	—	(15.00)	—	(20.00)	5.9	—	茨城県	稲敷市	—	(12.89)	—	(17.89)	8.5	—
福島県	石川町	—	(14.91)	—	(19.91)	6.3	21.9	茨城県	かすみがうら市	—	(13.09)	—	(18.09)	8.5	47.4
福島県	玉川村	—	(15.00)	—	(20.00)	12.0	119.9	茨城県	桜川市	—	(13.04)	—	(18.04)	7.1	22.5
福島県	平田村	—	(15.00)	—	(20.00)	14.3	—	茨城県	神栖市	—	(11.84)	—	(16.84)	4.9	45.0
福島県	浅川町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.5	17.0	茨城県	行方市	—	(13.15)	—	(18.15)	8.2	19.2

茨城県	鉾田市	—	(12.88)	—	(17.88)	10.5	—	群馬県	前橋市	—	(11.25)	—	(16.25)	7.9	55.5
茨城県	つくばみらい市	—	(12.86)	—	(17.86)	7.1	46.8	群馬県	高崎市	—	(11.25)	—	(16.25)	4.3	41.0
茨城県	小美玉市	—	(12.84)	—	(17.84)	7.2	20.6	群馬県	桐生市	—	(11.99)	—	(16.99)	3.8	—
茨城県	茨城町	—	(13.66)	—	(18.66)	5.9	22.8	群馬県	伊勢崎市	—	(11.31)	—	(16.31)	5.2	7.9
茨城県	大洗町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.5	69.5	群馬県	太田市	—	(11.26)	—	(16.26)	5.3	25.6
茨城県	城里町	—	(14.21)	—	(19.21)	8.3	43.7	群馬県	沼田市	—	(12.83)	—	(17.83)	6.5	78.9
茨城県	東海村	—	(13.06)	—	(18.06)	2.1	—	群馬県	館林市	—	(12.60)	—	(17.60)	5.9	81.9
茨城県	大子町	—	(14.21)	—	(19.21)	4.7	50.0	群馬県	渋川市	—	(12.30)	—	(17.30)	4.9	—
茨城県	美浦村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.8	73.2	群馬県	藤岡市	—	(12.68)	—	(17.68)	4.5	—
茨城県	阿見町	—	(13.15)	—	(18.15)	4.5	—	群馬県	富岡市	—	(12.96)	—	(17.96)	7.3	—
茨城県	河内町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.0	—	群馬県	安中市	—	(12.70)	—	(17.70)	6.5	—
茨城県	八千代町	—	(14.54)	—	(19.54)	7.0	—	群馬県	みどり市	—	(12.99)	—	(17.99)	5.0	—
茨城県	五霞町	—	(15.00)	—	(20.00)	14.1	—	群馬県	榛東村	—	(15.00)	—	(20.00)	6.7	—
茨城県	境町	—	(14.21)	—	(19.21)	10.2	24.1	群馬県	吉岡町	—	(14.86)	—	(19.86)	6.0	1.2
茨城県	利根町	—	(15.00)	—	(20.00)	1.6	—	群馬県	上野村	—	(15.00)	—	(20.00)	5.0	—
栃木県	宇都宮市	—	(11.25)	—	(16.25)	4.2	50.4	群馬県	神流町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.6	—
栃木県	足利市	—	(11.78)	—	(16.78)	3.9	—	群馬県	下仁田町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.6	—
栃木県	栃木市	—	(11.51)	—	(16.51)	8.8	23.2	群馬県	南牧村	—	(15.00)	—	(20.00)	3.9	—
栃木県	佐野市	—	(11.83)	—	(16.83)	2.1	—	群馬県	甘楽町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.1	6.2
栃木県	鹿沼市	—	(12.15)	—	(17.15)	3.0	—	群馬県	中之条町	—	(14.12)	—	(19.12)	9.7	—
栃木県	日光市	—	(12.03)	—	(17.03)	7.1	49.0	群馬県	長野原町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.6	—
栃木県	小山市	—	(11.59)	—	(16.59)	6.2	63.3	群馬県	嬬恋村	—	(15.00)	—	(20.00)	10.5	—
栃木県	真岡市	—	(12.52)	—	(17.52)	5.0	—	群馬県	草津町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.7	—
栃木県	大田原市	—	(12.52)	—	(17.52)	7.0	23.5	群馬県	高山村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.8	—
栃木県	矢板市	—	(13.68)	—	(18.68)	8.3	1.4	群馬県	東吾妻町	—	(14.51)	—	(19.51)	11.8	12.5
栃木県	那須塩原市	—	(11.86)	—	(16.86)	3.2	—	群馬県	片品村	—	(15.00)	—	(20.00)	5.9	—
栃木県	さくら市	—	(13.08)	—	(18.08)	7.7	—	群馬県	川場村	—	(15.00)	—	(20.00)	15.8	126.7
栃木県	那須烏山市	—	(13.62)	—	(18.62)	7.2	—	群馬県	昭和村	—	(15.00)	—	(20.00)	4.8	—
栃木県	下野市	—	(12.71)	—	(17.71)	4.4	—	群馬県	みなかみ町	—	(13.48)	—	(18.48)	7.5	—
栃木県	上三川町	—	(13.83)	—	(18.83)	7.2	—	群馬県	玉村町	—	(13.72)	—	(18.72)	3.1	—
栃木県	益子町	—	(14.68)	—	(19.68)	6.8	—	群馬県	板倉町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.3	—
栃木県	茂木町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.7	—	群馬県	明和町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.4	35.5
栃木県	市貝町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.1	—	群馬県	千代田町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.8	—
栃木県	芳賀町	—	(14.77)	—	(19.77)	1.8	21.1	群馬県	大泉町	—	(13.63)	—	(18.63)	4.5	—
栃木県	壬生町	—	(13.44)	—	(18.44)	7.7	—	群馬県	邑楽町	—	(14.17)	—	(19.17)	6.6	—
栃木県	野木町	—	(14.40)	—	(19.40)	8.6	—	埼玉県	さいたま市	—	(11.25)	—	(16.25)	6.1	20.7
栃木県	塩谷町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.6	17.5	埼玉県	川越市	—	(11.25)	—	(16.25)	6.4	48.3
栃木県	高根沢町	—	(13.97)	—	(18.97)	3.0	—	埼玉県	熊谷市	—	(11.38)	—	(16.38)	−0.8	—
栃木県	那須町	—	(13.71)	—	(18.71)	7.2	—	埼玉県	川口市	—	(11.25)	—	(16.25)	2.1	21.3
栃木県	那珂川町	—	(14.43)	—	(19.43)	7.2	—	埼玉県	行田市	—	(12.58)	—	(17.58)	2.3	—
								埼玉県	秩父市	—	(12.63)	—	(17.63)	3.0	—
								埼玉県	所沢市	—	(11.25)	—	(16.25)	5.0	9.1
								埼玉県	飯能市	—	(12.52)	—	(17.52)	5.2	19.5

埼玉県	加須市	—	(11.95)	—	(16.95)	5.6	—	埼玉県	横瀬町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.5	37.2
埼玉県	本庄市	—	(12.56)	—	(17.56)	4.0	—	埼玉県	皆野町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.1	—
埼玉県	東松山市	—	(12.47)	—	(17.47)	4.7	17.7	埼玉県	長瀞町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.3	—
埼玉県	春日部市	—	(11.28)	—	(16.28)	2.5	34.2	埼玉県	小鹿野町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.5	14.0
埼玉県	狭山市	—	(11.78)	—	(16.78)	5.7	2.9	埼玉県	東秩父村	—	(15.00)	—	(20.00)	3.2	—
埼玉県	羽生市	—	(12.99)	—	(17.99)	10.4	41.7	埼玉県	美里町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.0	—
埼玉県	鴻巣市	—	(11.99)	—	(16.99)	3.7	—	埼玉県	神川町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.3	—
埼玉県	深谷市	—	(11.68)	—	(16.68)	−1.5	—	埼玉県	上里町	—	(14.13)	—	(19.13)	8.8	—
埼玉県	上尾市	—	(11.37)	—	(16.37)	5.0	—	埼玉県	寄居町	—	(13.72)	—	(18.72)	4.0	22.5
埼玉県	草加市	—	(11.27)	—	(16.27)	5.4	30.2	埼玉県	宮代町	—	(13.84)	—	(18.84)	5.5	—
埼玉県	越谷市	—	(11.25)	—	(16.25)	5.2	1.3	埼玉県	杉戸町	—	(13.36)	—	(18.36)	6.4	—
埼玉県	蕨市	—	(12.68)	—	(17.68)	2.9	—	埼玉県	松伏町	—	(14.25)	—	(19.25)	6.3	8.0
埼玉県	戸田市	—	(11.68)	—	(16.68)	7.8	23.1	千葉県	千葉市	—	(11.25)	—	(16.25)	10.4	120.1
埼玉県	入間市	—	(11.88)	—	(16.88)	4.2	0.6	千葉県	銚子市	—	(12.79)	—	(17.79)	14.7	59.5
埼玉県	朝霞市	—	(11.88)	—	(16.88)	5.2	17.5	千葉県	市川市	—	(11.25)	—	(16.25)	2.6	—
埼玉県	志木市	—	(12.70)	—	(17.70)	2.4	—	千葉県	船橋市	—	(11.25)	—	(16.25)	3.6	—
埼玉県	和光市	—	(12.58)	—	(17.58)	6.4	35.7	千葉県	館山市	—	(13.07)	—	(18.07)	7.1	70.7
埼玉県	新座市	—	(11.67)	—	(16.67)	5.8	23.3	千葉県	木更津市	—	(11.83)	—	(16.83)	3.9	—
埼玉県	桶川市	—	(12.69)	—	(17.69)	5.3	31.5	千葉県	松戸市	—	(11.25)	—	(16.25)	2.2	21.9
埼玉県	久喜市	—	(11.66)	—	(16.66)	4.5	—	千葉県	野田市	—	(11.66)	—	(16.66)	4.0	0.0
埼玉県	北本市	—	(12.86)	—	(17.86)	7.8	—	千葉県	茂原市	—	(12.51)	—	(17.51)	11.4	67.7
埼玉県	八潮市	—	(12.47)	—	(17.47)	7.2	55.4	千葉県	成田市	—	(11.47)	—	(16.47)	10.3	95.1
埼玉県	富士見市	—	(12.22)	—	(17.22)	3.3	—	千葉県	佐倉市	—	(11.67)	—	(16.67)	2.2	—
埼玉県	三郷市	—	(11.83)	—	(16.83)	8.5	51.2	千葉県	東金市	—	(12.89)	—	(17.89)	2.8	41.7
埼玉県	蓮田市	—	(12.86)	—	(17.86)	3.6	—	千葉県	旭市	—	(12.56)	—	(17.56)	9.8	—
埼玉県	坂戸市	—	(12.44)	—	(17.44)	8.9	1.3	千葉県	習志野市	—	(11.53)	—	(16.53)	7.8	39.8
埼玉県	幸手市	—	(13.14)	—	(18.14)	4.7	11.6	千葉県	柏市	—	(11.25)	—	(16.25)	1.2	—
埼玉県	鶴ヶ島市	—	(12.80)	—	(17.80)	5.1	—	千葉県	勝浦市	—	(14.72)	—	(19.72)	7.1	—
埼玉県	日高市	—	(13.02)	—	(18.02)	5.6	—	千葉県	市原市	—	(11.25)	—	(16.25)	5.7	12.1
埼玉県	吉川市	—	(12.76)	—	(17.76)	6.7	0.0	千葉県	流山市	—	(11.42)	—	(16.42)	2.5	51.8
埼玉県	ふじみ野市	—	(12.09)	—	(17.09)	3.4	—	千葉県	八千代市	—	(11.50)	—	(16.50)	6.4	6.8
埼玉県	白岡市	—	(13.13)	—	(18.13)	4.1	—	千葉県	我孫子市	—	(11.98)	—	(16.98)	2.3	—
埼玉県	伊奈町	—	(13.48)	—	(18.48)	6.9	—	千葉県	鴨川市	—	(13.33)	—	(18.33)	9.7	74.8
埼玉県	三芳町	—	(13.46)	—	(18.46)	9.3	39.0	千葉県	鎌ケ谷市	—	(12.30)	—	(17.30)	6.8	45.7
埼玉県	毛呂山町	—	(13.86)	—	(18.86)	8.2	24.3	千葉県	君津市	—	(12.45)	—	(17.45)	5.1	35.3
埼玉県	越生町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.4	—	千葉県	富津市	—	(13.03)	—	(18.03)	7.6	52.6
埼玉県	滑川町	—	(14.93)	—	(19.93)	7.2	8.2	千葉県	浦安市	—	(11.25)	—	(16.25)	7.0	15.2
埼玉県	嵐山町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.5	18.4	千葉県	四街道市	—	(12.55)	—	(17.55)	2.6	—
埼玉県	小川町	—	(14.05)	—	(19.05)	4.6	27.0	千葉県	袖ケ浦市	—	(12.61)	—	(17.61)	4.7	11.2
埼玉県	川島町	—	(14.69)	—	(19.69)	4.8	20.8	千葉県	八街市	—	(12.81)	—	(17.81)	7.1	54.0
埼玉県	吉見町	—	(14.83)	—	(19.83)	5.6	0.1	千葉県	印西市	—	(11.80)	—	(16.80)	0.9	5.7
埼玉県	鳩山町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.7	71.3								
埼玉県	ときがわ町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.7	—								

千葉県	白井市	—	(12.90)	—	(17.90)	4.9	41.6
千葉県	富里市	—	(13.22)	—	(18.22)	6.6	—
千葉県	南房総市	—	(12.79)	—	(17.79)	8.1	—
千葉県	匝瑳市	—	(13.33)	—	(18.33)	7.6	11.4
千葉県	香取市	—	(12.40)	—	(17.40)	10.5	8.4
千葉県	山武市	—	(12.80)	—	(17.80)	7.1	—
千葉県	いすみ市	—	(13.13)	—	(18.13)	6.3	10.8
千葉県	大網白里市	—	(13.22)	—	(18.22)	9.6	29.0
千葉県	酒々井町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.7	2.1
千葉県	栄町	—	(14.98)	—	(19.98)	5.9	—
千葉県	神崎町	—	(15.00)	—	(20.00)	3.0	—
千葉県	多古町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.8	—
千葉県	東庄町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.8	—
千葉県	九十九里町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.6	—
千葉県	芝山町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.5	—
千葉県	横芝光町	—	(14.09)	—	(19.09)	5.2	7.2
千葉県	一宮町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.4	—
千葉県	睦沢町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.2	—
千葉県	長生村	—	(15.00)	—	(20.00)	10.1	58.0
千葉県	白子町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.6	—
千葉県	長柄町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.0	—
千葉県	長南町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.3	27.4
千葉県	大多喜町	—	(15.00)	—	(20.00)	3.9	—
千葉県	御宿町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.7	—
千葉県	鋸南町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.9	7.3
東京都	千代田区	—	(11.41)	—	(16.41)	−0.9	—
東京都	中央区	—	(11.25)	—	(16.25)	1.6	—
東京都	港区	—	(11.25)	—	(16.25)	−1.5	—
東京都	新宿区	—	(11.25)	—	(16.25)	−1.5	—
東京都	文京区	—	(11.25)	—	(16.25)	−2.9	—
東京都	台東区	—	(11.25)	—	(16.25)	−1.5	—
東京都	墨田区	—	(11.25)	—	(16.25)	0.0	—
東京都	江東区	—	(11.25)	—	(16.25)	−2.2	—
東京都	品川区	—	(11.25)	—	(16.25)	−3.0	—
東京都	目黒区	—	(11.25)	—	(16.25)	−3.3	—
東京都	大田区	—	(11.25)	—	(16.25)	−2.3	—
東京都	世田谷区	—	(11.25)	—	(16.25)	−1.5	—
東京都	渋谷区	—	(11.25)	—	(16.25)	−2.8	—
東京都	中野区	—	(11.25)	—	(16.25)	−1.1	—
東京都	杉並区	—	(11.25)	—	(16.25)	−3.7	—
東京都	豊島区	—	(11.25)	—	(16.25)	−0.8	—
東京都	北区	—	(11.25)	—	(16.25)	−1.2	—
東京都	荒川区	—	(11.25)	—	(16.25)	4.0	—
東京都	板橋区	—	(11.25)	—	(16.25)	−2.6	—
東京都	練馬区	—	(11.25)	—	(16.25)	−2.1	—
東京都	足立区	—	(11.25)	—	(16.25)	−2.7	—
東京都	葛飾区	—	(11.25)	—	(16.25)	−0.7	—
東京都	江戸川区	—	(11.25)	—	(16.25)	−4.2	—
東京都	八王子市	—	(11.25)	—	(16.25)	0.1	—
東京都	立川市	—	(11.32)	—	(16.32)	3.3	—
東京都	武蔵野市	—	(11.28)	—	(16.28)	−0.9	—
東京都	三鷹市	—	(11.34)	—	(16.34)	1.3	—
東京都	青梅市	—	(11.84)	—	(16.84)	3.3	—
東京都	府中市	—	(11.25)	—	(16.25)	2.6	—
東京都	昭島市	—	(12.07)	—	(17.07)	0.4	—
東京都	調布市	—	(11.25)	—	(16.25)	2.1	24.9
東京都	町田市	—	(11.25)	—	(16.25)	0.5	—
東京都	小金井市	—	(12.04)	—	(17.04)	1.9	—
東京都	小平市	—	(11.43)	—	(16.43)	2.1	—
東京都	日野市	—	(11.50)	—	(16.50)	−0.2	1.7
東京都	東村山市	—	(11.72)	—	(16.72)	1.1	—
東京都	国分寺市	—	(11.92)	—	(16.92)	2.1	54.7
東京都	国立市	—	(12.61)	—	(17.61)	3.4	2.3
東京都	福生市	—	(12.97)	—	(17.97)	−2.5	—
東京都	狛江市	—	(12.59)	—	(17.59)	0.7	—
東京都	東大和市	—	(12.56)	—	(17.56)	−0.2	—
東京都	清瀬市	—	(12.64)	—	(17.64)	4.1	20.2
東京都	東久留米市	—	(12.07)	—	(17.07)	0.7	—
東京都	武蔵村山市	—	(12.75)	—	(17.75)	1.5	—
東京都	多摩市	—	(11.64)	—	(16.64)	2.9	—
東京都	稲城市	—	(12.49)	—	(17.49)	4.2	15.7
東京都	羽村市	—	(13.01)	—	(18.01)	1.0	—
東京都	あきる野市	—	(12.58)	—	(17.58)	4.2	13.5
東京都	西東京市	—	(11.39)	—	(16.39)	2.7	—
東京都	瑞穂町	—	(13.85)	—	(18.85)	1.4	—
東京都	日の出町	—	(15.00)	—	(20.00)	3.2	—
東京都	檜原村	—	(15.00)	—	(20.00)	−3.8	—
東京都	奥多摩町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.2	—
東京都	大島町	—	(15.00)	—	(20.00)	12.9	77.3
東京都	利島村	—	(15.00)	—	(20.00)	6.8	—
東京都	新島村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.3	—
東京都	神津島村	—	(15.00)	—	(20.00)	2.7	—
東京都	三宅村	—	(15.00)	—	(20.00)	12.3	—

東京都	御蔵島村	— (15.00)	— (20.00)	4.4	—
東京都	八丈町	— (15.00)	— (20.00)	11.1	—
東京都	青ヶ島村	— (15.00)	— (20.00)	−0.7	—
東京都	小笠原村	— (15.00)	— (20.00)	3.6	—
神奈川県	横浜市	— (11.25)	— (16.25)	9.2	114.9
神奈川県	川崎市	— (11.25)	— (16.25)	8.4	111.4
神奈川県	相模原市	— (11.25)	— (16.25)	2.9	—
神奈川県	横須賀市	— (11.25)	— (16.25)	6.2	36.2
神奈川県	平塚市	— (11.25)	— (16.25)	4.8	19.2
神奈川県	鎌倉市	— (11.46)	— (16.46)	2.1	—
神奈川県	藤沢市	— (11.25)	— (16.25)	5.3	46.4
神奈川県	小田原市	— (11.42)	— (16.42)	4.3	43.1
神奈川県	茅ヶ崎市	— (11.29)	— (16.29)	4.8	17.2
神奈川県	逗子市	— (12.89)	— (17.89)	5.9	—
神奈川県	三浦市	— (13.21)	— (18.21)	11.8	84.2
神奈川県	秦野市	— (11.68)	— (16.68)	1.5	7.2
神奈川県	厚木市	— (11.25)	— (16.25)	3.7	76.1
神奈川県	大和市	— (11.30)	— (16.30)	4.9	43.2
神奈川県	伊勢原市	— (12.35)	— (17.35)	6.7	31.9
神奈川県	海老名市	— (11.85)	— (16.85)	5.5	31.7
神奈川県	座間市	— (11.95)	— (16.95)	2.5	8.5
神奈川県	南足柄市	— (13.39)	— (18.39)	3.2	4.2
神奈川県	綾瀬市	— (12.59)	— (17.59)	1.4	—
神奈川県	葉山町	— (13.77)	— (18.77)	−2.5	—
神奈川県	寒川町	— (13.19)	— (18.19)	6.7	—
神奈川県	大磯町	— (13.83)	— (18.83)	4.3	6.8
神奈川県	二宮町	— (14.26)	— (19.26)	5.8	13.8
神奈川県	中井町	— (15.00)	— (20.00)	−0.2	—
神奈川県	大井町	— (15.00)	— (20.00)	−1.7	—
神奈川県	松田町	— (15.00)	— (20.00)	6.6	0.7
神奈川県	山北町	— (15.00)	— (20.00)	11.4	5.0
神奈川県	開成町	— (15.00)	— (20.00)	7.0	40.7
神奈川県	箱根町	— (14.49)	— (19.49)	10.9	61.6
神奈川県	真鶴町	— (15.00)	— (20.00)	13.3	69.9
神奈川県	湯河原町	— (14.35)	— (19.35)	8.3	64.8
神奈川県	愛川町	— (13.46)	— (18.46)	1.4	—
神奈川県	清川村	— (15.00)	— (20.00)	−0.8	—
新潟県	新潟市	— (11.25)	— (16.25)	12.4	121.7
新潟県	長岡市	— (11.25)	— (16.25)	8.0	74.6
新潟県	三条市	— (11.96)	— (16.96)	13.8	61.8
新潟県	柏崎市	— (12.14)	— (17.14)	10.0	9.9
新潟県	新発田市	— (11.98)	— (16.98)	7.7	67.2
新潟県	小千谷市	— (13.25)	— (18.25)	10.4	25.4
新潟県	加茂市	— (13.93)	— (18.93)	9.6	69.2
新潟県	十日町市	— (12.49)	— (17.49)	14.0	73.6
新潟県	見附市	— (13.27)	— (18.27)	11.3	80.6
新潟県	村上市	— (12.29)	— (17.29)	11.9	69.6
新潟県	燕市	— (12.38)	— (17.38)	12.7	68.7
新潟県	糸魚川市	— (12.68)	— (17.68)	13.0	43.4
新潟県	妙高市	— (13.02)	— (18.02)	7.1	—
新潟県	五泉市	— (12.85)	— (17.85)	7.8	58.8
新潟県	上越市	— (11.25)	— (16.25)	10.5	55.6
新潟県	阿賀野市	— (12.93)	— (17.93)	9.4	66.6
新潟県	佐渡市	— (12.07)	— (17.07)	12.1	141.3
新潟県	魚沼市	— (12.70)	— (17.70)	9.6	16.1
新潟県	南魚沼市	— (12.53)	— (17.53)	11.8	—
新潟県	胎内市	— (13.35)	— (18.35)	13.0	109.8
新潟県	聖籠町	— (15.00)	— (20.00)	10.5	2.5
新潟県	弥彦村	— (15.00)	— (20.00)	12.7	34.1
新潟県	田上町	— (15.00)	— (20.00)	7.7	11.8
新潟県	阿賀町	— (13.83)	— (18.83)	13.0	70.4
新潟県	出雲崎町	— (15.00)	— (20.00)	8.7	—
新潟県	湯沢町	— (15.00)	— (20.00)	9.0	30.2
新潟県	津南町	— (15.00)	— (20.00)	11.6	16.6
新潟県	刈羽村	— (15.00)	— (20.00)	−1.4	—
新潟県	関川村	— (15.00)	— (20.00)	12.5	13.7
新潟県	粟島浦村	— (15.00)	— (20.00)	6.0	—
富山県	富山市	— (11.25)	— (16.25)	9.1	78.4
富山県	高岡市	— (11.43)	— (16.43)	10.9	91.0
富山県	魚津市	— (13.21)	— (18.21)	11.0	77.1
富山県	氷見市	— (12.98)	— (17.98)	11.7	4.9
富山県	滑川市	— (13.62)	— (18.62)	4.9	—
富山県	黒部市	— (12.92)	— (17.92)	11.0	108.1
富山県	砺波市	— (12.84)	— (17.84)	11.4	27.0
富山県	小矢部市	— (13.48)	— (18.48)	12.8	122.9
富山県	南砺市	— (12.37)	— (17.37)	9.5	—
富山県	射水市	— (11.98)	— (16.98)	8.5	58.9
富山県	舟橋村	— (15.00)	— (20.00)	8.3	25.8
富山県	上市町	— (14.22)	— (19.22)	14.0	40.8
富山県	立山町	— (13.75)	— (18.75)	11.4	18.2
富山県	入善町	— (13.93)	— (18.93)	16.1	58.2
富山県	朝日町	— (14.84)	— (19.84)	13.3	—
石川県	金沢市	— (11.25)	— (16.25)	3.4	20.7
石川県	七尾市	— (12.59)	— (17.59)	13.2	49.0

石川県	小松市	—	(11.90)	—	(16.90)	10.8	98.9	山梨県	北杜市	—	(12.51)	—	(17.51)	5.3	—
石川県	輪島市	—	(13.13)	—	(18.13)	15.4	—	山梨県	甲斐市	—	(12.57)	—	(17.57)	5.1	—
石川県	珠洲市	—	(14.12)	—	(19.12)	16.3	—	山梨県	笛吹市	—	(12.50)	—	(17.50)	7.5	—
石川県	加賀市	—	(12.56)	—	(17.56)	8.2	104.1	山梨県	上野原市	—	(13.85)	—	(18.85)	11.6	13.1
石川県	羽咋市	—	(14.00)	—	(19.00)	6.6	—	山梨県	甲州市	—	(13.27)	—	(18.27)	13.5	26.9
石川県	かほく市	—	(13.21)	—	(18.21)	12.7	51.4	山梨県	中央市	—	(13.54)	—	(18.54)	7.2	—
石川県	白山市	—	(11.67)	—	(16.67)	10.6	122.3	山梨県	市川三郷町	—	(14.42)	—	(19.42)	13.4	97.9
石川県	能美市	—	(12.80)	—	(17.80)	4.5	27.1	山梨県	早川町	—	(15.00)	—	(20.00)	3.8	—
石川県	野々市市	—	(12.99)	—	(17.99)	6.1	1.6	山梨県	身延町	—	(14.41)	—	(19.41)	0.3	—
石川県	川北町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.0	18.1	山梨県	南部町	—	(15.00)	—	(20.00)	1.1	—
石川県	津幡町	—	(13.47)	—	(18.47)	7.4	76.1	山梨県	富士川町	—	(14.88)	—	(19.88)	9.9	54.4
石川県	内灘町	—	(14.33)	—	(19.33)	8.9	57.1	山梨県	昭和町	—	(14.42)	—	(19.42)	7.9	—
石川県	志賀町	—	(13.70)	—	(18.70)	7.7	—	山梨県	道志村	—	(15.00)	—	(20.00)	10.1	—
石川県	宝達志水町	—	(14.74)	—	(19.74)	7.6	—	山梨県	西桂町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.6	29.1
石川県	中能登町	—	(14.20)	—	(19.20)	15.8	38.9	山梨県	忍野村	—	(15.00)	—	(20.00)	−2.6	—
石川県	穴水町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.8	69.9	山梨県	山中湖村	—	(15.00)	—	(20.00)	1.3	—
石川県	能登町	—	(13.51)	—	(18.51)	3.8	4.2	山梨県	鳴沢村	—	(15.00)	—	(20.00)	−2.9	—
福井県	福井市	—	(11.25)	—	(16.25)	9.9	49.3	山梨県	富士河口湖町	—	(13.52)	—	(18.52)	10.8	22.9
福井県	敦賀市	—	(12.63)	—	(17.63)	4.1	—	山梨県	小菅村	—	(15.00)	—	(20.00)	10.6	—
福井県	小浜市	—	(13.41)	—	(18.41)	11.7	79.5	山梨県	丹波山村	—	(15.00)	—	(20.00)	10.5	—
福井県	大野市	—	(13.24)	—	(18.24)	5.3	12.6	長野県	長野市	—	(11.25)	—	(16.25)	5.1	9.7
福井県	勝山市	—	(13.96)	—	(18.96)	9.1	9.3	長野県	松本市	—	(11.25)	—	(16.25)	3.6	—
福井県	鯖江市	—	(12.68)	—	(17.68)	5.4	—	長野県	上田市	—	(11.41)	—	(16.41)	5.6	22.1
福井県	あわら市	—	(13.53)	—	(18.53)	8.3	23.0	長野県	岡谷市	—	(12.98)	—	(17.98)	7.3	34.0
福井県	越前市	—	(12.35)	—	(17.35)	10.0	109.9	長野県	飯田市	—	(11.90)	—	(16.90)	8.6	7.2
福井県	坂井市	—	(12.10)	—	(17.10)	8.2	8.3	長野県	諏訪市	—	(12.96)	—	(17.96)	7.9	42.4
福井県	永平寺町	—	(14.20)	—	(19.20)	7.2	—	長野県	須坂市	—	(12.90)	—	(17.90)	8.3	—
福井県	池田町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.6	—	長野県	小諸市	—	(13.17)	—	(18.17)	7.3	—
福井県	南越前町	—	(14.82)	—	(19.82)	2.4	—	長野県	伊那市	—	(12.33)	—	(17.33)	7.2	—
福井県	越前町	—	(13.73)	—	(18.73)	10.2	—	長野県	駒ヶ根市	—	(13.38)	—	(18.38)	11.8	53.9
福井県	美浜町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.4	35.5	長野県	中野市	—	(12.93)	—	(17.93)	5.8	—
福井県	高浜町	—	(13.45)	—	(18.45)	5.3	—	長野県	大町市	—	(13.26)	—	(18.26)	8.3	33.7
福井県	おおい町	—	(14.76)	—	(19.76)	1.3	—	長野県	飯山市	—	(13.59)	—	(18.59)	11.6	—
福井県	若狭町	—	(14.26)	—	(19.26)	15.2	41.2	長野県	茅野市	—	(12.58)	—	(17.58)	7.5	40.2
山梨県	甲府市	—	(11.31)	—	(16.31)	8.4	6.5	長野県	塩尻市	—	(12.57)	—	(17.57)	7.7	8.5
山梨県	富士吉田市	—	(13.08)	—	(18.08)	10.0	—	長野県	佐久市	—	(11.81)	—	(16.81)	2.7	—
山梨県	都留市	—	(13.31)	—	(18.31)	11.2	—	長野県	千曲市	—	(12.62)	—	(17.62)	11.3	4.7
山梨県	山梨市	—	(13.21)	—	(18.21)	12.2	—	長野県	東御市	—	(13.41)	—	(18.41)	9.9	25.3
山梨県	大月市	—	(13.77)	—	(18.77)	15.0	60.3	長野県	安曇野市	—	(11.91)	—	(16.91)	7.9	—
山梨県	韮崎市	—	(13.48)	—	(18.48)	11.0	87.7	長野県	小海町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.4	—
山梨県	南アルプス市	—	(12.41)	—	(17.41)	4.9	—	長野県	川上村	—	(15.00)	—	(20.00)	2.4	—
								長野県	南牧村	—	(15.00)	—	(20.00)	3.1	—

○　△　○

長野県	南相木村	—	(15.00)	—	(20.00)	−0.8	—		
長野県	北相木村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.8	—		
長野県	佐久穂町	—	(14.78)	—	(19.78)	9.2	—		
長野県	軽井沢町	—	(13.16)	—	(18.16)	0.9	—		
長野県	御代田町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.9	—		
長野県	立科町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.7	—		
長野県	青木村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.9	—		
長野県	長和町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.0	29.3		
長野県	下諏訪町	—	(14.76)	—	(19.76)	8.0	32.9		
長野県	富士見町	—	(14.71)	—	(19.71)	8.0	—		
長野県	原村	—	(15.00)	—	(20.00)	6.1	—		
長野県	辰野町	—	(14.29)	—	(19.29)	8.6	—		
長野県	箕輪町	—	(13.95)	—	(18.95)	9.0	36.4		
長野県	飯島町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.9	27.7		
長野県	南箕輪村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.8	3.4		
長野県	中川村	—	(15.00)	—	(20.00)	−0.1	—		
長野県	宮田村	—	(15.00)	—	(20.00)	6.2	—		
長野県	松川町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.1	—		
長野県	高森町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.3	27.0		
長野県	阿南町	—	(15.00)	—	(20.00)	3.6	—		
長野県	阿智村	—	(15.00)	—	(20.00)	2.2	—		
長野県	平谷村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.2	—		
長野県	根羽村	—	(15.00)	—	(20.00)	4.3	—		
長野県	下條村	—	(15.00)	—	(20.00)	−4.3	—		
長野県	売木村	—	(15.00)	—	(20.00)	11.6	—		
長野県	天龍村	—	(15.00)	—	(20.00)	3.1	—		
長野県	泰阜村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.0	—		
長野県	喬木村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.4	—		
長野県	豊丘村	—	(15.00)	—	(20.00)	12.0	—		
長野県	大鹿村	—	(15.00)	—	(20.00)	2.8	—		
長野県	上松町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.9	37.7		
長野県	南木曽町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.9	—		
長野県	木祖村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.2	—		
長野県	王滝村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.6	—		
長野県	大桑村	—	(15.00)	—	(20.00)	12.2	32.4		
長野県	木曽町	—	(14.04)	—	(19.04)	11.0	—		
長野県	麻績村	—	(15.00)	—	(20.00)	6.1	—		
長野県	生坂村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.3	—		
長野県	山形村	—	(15.00)	—	(20.00)	5.3	—		
長野県	朝日村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.7	—		
長野県	筑北村	—	(15.00)	—	(20.00)	3.0	—		
長野県	池田町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.9	—		
長野県	松川村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.9	—		
長野県	白馬村	—	(15.00)	—	(20.00)	16.2	—		
長野県	小谷村	—	(15.00)	—	(20.00)	11.3	—		
長野県	坂城町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.4	—		
長野県	小布施町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.4	—		
長野県	高山村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.3	—		
長野県	山ノ内町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.8	38.3		
長野県	木島平村	—	(15.00)	—	(20.00)	11.0	—		
長野県	野沢温泉村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.0	—		
長野県	信濃町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.7	—		
長野県	小川村	—	(15.00)	—	(20.00)	5.3	—		
長野県	飯綱町	—	(14.91)	—	(19.91)	11.8	—		
長野県	栄村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.2	—		
岐阜県	岐阜市	—	(11.25)	—	(16.25)	2.5	—		
岐阜県	大垣市	—	(11.49)	—	(16.49)	3.1	14.5		
岐阜県	高山市	—	(11.88)	—	(16.88)	4.6	—		
岐阜県	多治見市	—	(12.11)	—	(17.11)	−2.3	—		
岐阜県	関市	—	(12.12)	—	(17.12)	2.0	—		
岐阜県	中津川市	—	(12.11)	—	(17.11)	7.1	—		
岐阜県	美濃市	—	(14.33)	—	(19.33)	9.0	5.9		
岐阜県	瑞浪市	—	(13.30)	—	(18.30)	2.4	—		
岐阜県	羽島市	—	(12.80)	—	(17.80)	7.7	—		
岐阜県	恵那市	—	(12.60)	—	(17.60)	2.1	—		
岐阜県	美濃加茂市	—	(12.93)	—	(17.93)	4.4	—		
岐阜県	土岐市	—	(12.87)	—	(17.87)	5.0	—		
岐阜県	各務原市	—	(11.79)	—	(16.79)	3.5	—		
岐阜県	可児市	—	(12.36)	—	(17.36)	−1.8	—		
岐阜県	山県市	—	(13.59)	—	(18.59)	10.0	—		
岐阜県	瑞穂市	—	(12.98)	—	(17.98)	1.6	—		
岐阜県	飛騨市	—	(13.25)	—	(18.25)	10.6	—		
岐阜県	本巣市	—	(13.08)	—	(18.08)	8.0	56.0		
岐阜県	郡上市	—	(12.57)	—	(17.57)	11.4	58.2		
岐阜県	下呂市	—	(12.89)	—	(17.89)	10.7	—		
岐阜県	海津市	—	(13.22)	—	(18.22)	7.0	30.3		
岐阜県	岐南町	—	(14.46)	—	(19.46)	7.7	—		
岐阜県	笠松町	—	(14.89)	—	(19.89)	6.2	38.1		
岐阜県	養老町	—	(13.99)	—	(18.99)	8.6	27.5		
岐阜県	垂井町	—	(14.11)	—	(19.11)	4.9	57.1		
岐阜県	関ケ原町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.9	28.4		
岐阜県	神戸町	—	(14.89)	—	(19.89)	5.0	44.9		
岐阜県	輪之内町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.2	10.7		
岐阜県	安八町	—	(15.00)	—	(20.00)	12.9	50.7		

岐阜県	揖斐川町	—	(13.44)	—	(18.44)	7.4	—	静岡県	清水町	—	(13.93)	—	(18.93)	6.1	18.4
岐阜県	大野町	—	(14.73)	—	(19.73)	6.2	—	静岡県	長泉町	—	(13.20)	—	(18.20)	3.4	13.0
岐阜県	池田町	—	(14.42)	—	(19.42)	11.6	52.9	静岡県	小山町	—	(14.44)	—	(19.44)	10.5	51.2
岐阜県	北方町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.2	—	静岡県	吉田町	—	(13.94)	—	(18.94)	10.3	14.5
岐阜県	坂祝町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.6	—	静岡県	川根本町	—	(15.00)	—	(20.00)	2.4	—
岐阜県	富加町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.1	—	静岡県	森町	—	(14.64)	—	(19.64)	12.8	30.4
岐阜県	川辺町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.9	—	愛知県	名古屋市	—	(11.25)	—	(16.25)	6.4	84.2
岐阜県	七宗町	—	(15.00)	—	(20.00)	2.3	—	愛知県	豊橋市	—	(11.25)	—	(16.25)	5.7	27.5
岐阜県	八百津町	—	(15.00)	—	(20.00)	3.7	—	愛知県	岡崎市	—	(11.25)	—	(16.25)	1.6	—
岐阜県	白川町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.2	—	愛知県	一宮市	—	(11.25)	—	(16.25)	3.8	16.7
岐阜県	東白川村	—	(15.00)	—	(20.00)	16.5	8.6	愛知県	瀬戸市	—	(11.95)	—	(16.95)	1.7	—
岐阜県	御嵩町	—	(14.96)	—	(19.96)	6.4	—	愛知県	半田市	—	(11.95)	—	(16.95)	−0.1	5.8
岐阜県	白川村	—	(15.00)	—	(20.00)	4.9	—	愛知県	春日井市	—	(11.25)	—	(16.25)	4.3	21.6
静岡県	静岡市	—	(11.25)	—	(16.25)	5.9	30.9	愛知県	豊川市	—	(11.38)	—	(16.38)	−0.6	—
静岡県	浜松市	—	(11.25)	—	(16.25)	3.3	—	愛知県	津島市	—	(12.83)	—	(17.83)	5.5	9.1
静岡県	沼津市	—	(11.39)	—	(16.39)	4.2	17.9	愛知県	碧南市	—	(12.53)	—	(17.53)	3.7	—
静岡県	熱海市	—	(13.20)	—	(18.20)	4.3	—	愛知県	刈谷市	—	(11.39)	—	(16.39)	−1.0	—
静岡県	三島市	—	(12.20)	—	(17.20)	6.5	28.1	愛知県	豊田市	—	(11.25)	—	(16.25)	1.6	—
静岡県	富士宮市	—	(11.85)	—	(16.85)	3.6	—	愛知県	安城市	—	(11.33)	—	(16.33)	0.4	—
静岡県	伊東市	—	(12.66)	—	(17.66)	6.5	—	愛知県	西尾市	—	(11.49)	—	(16.49)	2.2	11.4
静岡県	島田市	—	(12.15)	—	(17.15)	5.7	7.0	愛知県	蒲郡市	—	(12.55)	—	(17.55)	2.5	—
静岡県	富士市	—	(11.25)	—	(16.25)	4.8	59.8	愛知県	犬山市	—	(12.68)	—	(17.68)	2.1	—
静岡県	磐田市	—	(11.42)	—	(16.42)	0.4	0.4	愛知県	常滑市	—	(12.76)	—	(17.76)	12.0	80.2
静岡県	焼津市	—	(11.82)	—	(16.82)	5.7	—	愛知県	江南市	—	(12.43)	—	(17.43)	3.2	—
静岡県	掛川市	—	(11.87)	—	(16.87)	7.9	14.1	愛知県	小牧市	—	(11.52)	—	(16.52)	0.1	—
静岡県	藤枝市	—	(11.77)	—	(16.77)	4.7	—	愛知県	稲沢市	—	(11.74)	—	(16.74)	4.1	13.3
静岡県	御殿場市	—	(12.53)	—	(17.53)	10.3	21.3	愛知県	新城市	—	(12.75)	—	(17.75)	7.5	55.0
静岡県	袋井市	—	(12.38)	—	(17.38)	4.9	62.7	愛知県	東海市	—	(11.69)	—	(16.69)	1.6	39.6
静岡県	下田市	—	(14.17)	—	(19.17)	7.0	50.8	愛知県	大府市	—	(12.30)	—	(17.30)	0.2	—
静岡県	裾野市	—	(13.01)	—	(18.01)	11.6	20.7	愛知県	知多市	—	(12.55)	—	(17.55)	3.3	20.0
静岡県	湖西市	—	(12.85)	—	(17.85)	5.3	15.1	愛知県	知立市	—	(12.77)	—	(17.77)	1.9	—
静岡県	伊豆市	—	(13.21)	—	(18.21)	6.7	68.6	愛知県	尾張旭市	—	(12.61)	—	(17.61)	4.0	—
静岡県	御前崎市	—	(13.52)	—	(18.52)	2.2	—	愛知県	高浜市	—	(13.28)	—	(18.28)	4.1	37.1
静岡県	菊川市	—	(12.99)	—	(17.99)	8.1	—	愛知県	岩倉市	—	(13.21)	—	(18.21)	4.2	6.4
静岡県	伊豆の国市	—	(12.95)	—	(17.95)	7.2	17.0	愛知県	豊明市	—	(12.74)	—	(17.74)	1.2	—
静岡県	牧之原市	—	(12.94)	—	(17.94)	6.0	—	愛知県	日進市	—	(12.52)	—	(17.52)	0.9	—
静岡県	東伊豆町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.3	11.1	愛知県	田原市	—	(12.58)	—	(17.58)	2.2	—
静岡県	河津町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.7	—	愛知県	愛西市	—	(12.72)	—	(17.72)	5.0	—
静岡県	南伊豆町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.9	—	愛知県	清須市	—	(12.60)	—	(17.60)	2.3	—
静岡県	松崎町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.5	—	愛知県	北名古屋市	—	(12.50)	—	(17.50)	5.0	—
静岡県	西伊豆町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.4	—	愛知県	弥富市	—	(13.09)	—	(18.09)	5.4	95.4
静岡県	函南町	—	(13.59)	—	(18.59)	5.2	28.3								

愛知県	みよし市	—	(12.56)	—	(17.56)	2.5	—	三重県	南伊勢町	—	(14.34)	—	(19.34)	11.3	65.8
愛知県	あま市	—	(12.44)	—	(17.44)	6.2	65.3	三重県	紀北町	—	(14.29)	—	(19.29)	8.2	23.6
愛知県	長久手市	—	(12.84)	—	(17.84)	2.7	—	三重県	御浜町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.7	—
愛知県	東郷町	—	(13.39)	—	(18.39)	0.6	—	三重県	紀宝町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.0	—
愛知県	豊山町	—	(15.00)	—	(20.00)	2.6	0.3	滋賀県	大津市	—	(11.25)	—	(16.25)	−0.4	—
愛知県	大口町	—	(13.76)	—	(18.76)	1.7	—	滋賀県	彦根市	—	(11.96)	—	(16.96)	9.2	53.5
愛知県	扶桑町	—	(13.73)	—	(18.73)	0.7	—	滋賀県	長浜市	—	(11.59)	—	(16.59)	0.8	—
愛知県	大治町	—	(14.12)	—	(19.12)	3.8	25.2	滋賀県	近江八幡市	—	(12.46)	—	(17.46)	0.0	—
愛知県	蟹江町	—	(13.68)	—	(18.68)	5.7	63.8	滋賀県	草津市	—	(11.73)	—	(16.73)	4.0	—
愛知県	飛島村	—	(15.00)	—	(20.00)	−0.6	—	滋賀県	守山市	—	(12.49)	—	(17.49)	3.5	18.0
愛知県	阿久比町	—	(14.08)	—	(19.08)	5.5	17.9	滋賀県	栗東市	—	(12.69)	—	(17.69)	11.8	73.2
愛知県	東浦町	—	(13.12)	—	(18.12)	0.2	—	滋賀県	甲賀市	—	(12.00)	—	(17.00)	5.8	35.6
愛知県	南知多町	—	(14.76)	—	(19.76)	7.9	50.6	滋賀県	野洲市	—	(12.86)	—	(17.86)	7.1	29.1
愛知県	美浜町	—	(14.56)	—	(19.56)	2.5	—	滋賀県	湖南市	—	(12.85)	—	(17.85)	7.8	—
愛知県	武豊町	—	(13.03)	—	(18.03)	2.3	—	滋賀県	高島市	—	(12.60)	—	(17.60)	6.7	—
愛知県	幸田町	—	(13.23)	—	(18.23)	0.7	—	滋賀県	東近江市	—	(11.71)	—	(16.71)	6.6	—
愛知県	設楽町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.7	1.7	滋賀県	米原市	—	(12.90)	—	(17.90)	4.1	—
愛知県	東栄町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.5	5.4	滋賀県	日野町	—	(14.25)	—	(19.25)	6.1	16.3
愛知県	豊根村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.8	—	滋賀県	竜王町	—	(15.00)	—	(20.00)	3.7	29.1
三重県	津市	—	(11.25)	—	(16.25)	5.3	21.4	滋賀県	愛荘町	—	(14.34)	—	(19.34)	5.7	45.9
三重県	四日市市	—	(11.25)	—	(16.25)	4.0	—	滋賀県	豊郷町	—	(15.00)	—	(20.00)	0.4	—
三重県	伊勢市	—	(11.74)	—	(16.74)	5.8	—	滋賀県	甲良町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.0	—
三重県	松阪市	—	(11.39)	—	(16.39)	1.9	—	滋賀県	多賀町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.0	—
三重県	桑名市	—	(11.67)	—	(16.67)	6.8	37.9	京都府	京都市	—	(11.25)	—	(16.25)	12.0	132.0
三重県	鈴鹿市	—	(11.42)	—	(16.42)	2.2	—	京都府	福知山市	—	(12.06)	—	(17.06)	10.0	28.3
三重県	名張市	—	(12.62)	—	(17.62)	14.9	125.8	京都府	舞鶴市	—	(12.43)	—	(17.43)	13.0	70.0
三重県	尾鷲市	—	(14.35)	—	(19.35)	8.8	—	京都府	綾部市	—	(13.27)	—	(18.27)	9.9	87.9
三重県	亀山市	—	(12.87)	—	(17.87)	3.1	—	京都府	宇治市	—	(11.49)	—	(16.49)	−1.2	—
三重県	鳥羽市	—	(14.12)	—	(19.12)	7.8	—	京都府	宮津市	—	(14.08)	—	(19.08)	13.8	110.9
三重県	熊野市	—	(13.91)	—	(18.91)	5.7	—	京都府	亀岡市	—	(12.45)	—	(17.45)	12.7	60.7
三重県	いなべ市	—	(12.77)	—	(17.77)	10.1	3.7	京都府	城陽市	—	(12.65)	—	(17.65)	12.2	113.9
三重県	志摩市	—	(12.78)	—	(17.78)	7.6	12.7	京都府	向日市	—	(12.90)	—	(17.90)	1.9	—
三重県	伊賀市	—	(11.89)	—	(16.89)	8.7	48.1	京都府	長岡京市	—	(12.54)	—	(17.54)	2.7	24.9
三重県	木曽岬町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.4	—	京都府	八幡市	—	(12.68)	—	(17.68)	3.4	22.3
三重県	東員町	—	(14.06)	—	(19.06)	4.0	—	京都府	京田辺市	—	(12.64)	—	(17.64)	2.3	—
三重県	菰野町	—	(13.32)	—	(18.32)	4.3	—	京都府	京丹後市	—	(12.43)	—	(17.43)	13.1	126.1
三重県	朝日町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.7	5.3	京都府	南丹市	—	(12.86)	—	(17.86)	13.2	46.8
三重県	川越町	—	(15.00)	—	(20.00)	1.7	—	京都府	木津川市	—	(12.52)	—	(17.52)	9.9	—
三重県	多気町	—	(14.57)	—	(19.57)	3.2	—	京都府	大山崎町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.1	—
三重県	明和町	—	(14.30)	—	(19.30)	12.2	45.5	京都府	久御山町	—	(14.58)	—	(19.58)	1.5	—
三重県	大台町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.3	1.2	京都府	井手町	—	(15.00)	—	(20.00)	0.3	—
三重県	玉城町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.1	8.2	京都府	宇治田原町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.8	88.6
三重県	度会町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.2	—								
三重県	大紀町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.8	—								

京都府	笠置町	— (15.00)	— (20.00)	6.6	—
京都府	和束町	— (15.00)	— (20.00)	10.4	2.7
京都府	精華町	— (13.43)	— (18.43)	9.8	28.2
京都府	南山城村	— (15.00)	— (20.00)	9.5	—
京都府	京丹波町	— (14.11)	— (19.11)	15.2	58.0
京都府	伊根町	— (15.00)	— (20.00)	10.1	—
京都府	与謝野町	— (13.81)	— (18.81)	15.8	75.7
大阪府	大阪市	— (11.25)	— (16.25)	0.1	—
大阪府	堺市	— (11.25)	— (16.25)	5.0	—
大阪府	岸和田市	— (11.32)	— (16.32)	3.8	—
大阪府	豊中市	— (11.25)	— (16.25)	2.0	—
大阪府	池田市	— (12.12)	— (17.12)	2.8	—
大阪府	吹田市	— (11.25)	— (16.25)	0.5	—
大阪府	泉大津市	— (12.57)	— (17.57)	7.4	44.6
大阪府	高槻市	— (11.25)	— (16.25)	−2.7	—
大阪府	貝塚市	— (12.51)	— (17.51)	5.7	12.1
大阪府	守口市	— (11.61)	— (16.61)	4.8	—
大阪府	枚方市	— (11.25)	— (16.25)	1.9	—
大阪府	茨木市	— (11.25)	— (16.25)	−0.3	—
大阪府	八尾市	— (11.25)	— (16.25)	2.3	—
大阪府	泉佐野市	— (12.09)	— (17.09)	7.1	—
大阪府	富田林市	— (12.09)	— (17.09)	−0.4	—
大阪府	寝屋川市	— (11.25)	— (16.25)	−1.7	—
大阪府	河内長野市	— (12.24)	— (17.24)	2.3	—
大阪府	松原市	— (11.94)	— (16.94)	2.1	—
大阪府	大東市	— (11.99)	— (16.99)	2.6	—
大阪府	和泉市	— (11.49)	— (16.49)	4.3	—
大阪府	箕面市	— (11.74)	— (16.74)	2.2	—
大阪府	柏原市	— (12.69)	— (17.69)	5.6	5.2
大阪府	羽曳野市	— (12.08)	— (17.08)	3.9	—
大阪府	門真市	— (11.83)	— (16.83)	5.0	25.1
大阪府	摂津市	— (12.41)	— (17.41)	−0.5	—
大阪府	高石市	— (12.80)	— (17.80)	9.6	65.6
大阪府	藤井寺市	— (12.77)	— (17.77)	2.4	19.9
大阪府	東大阪市	— (11.25)	— (16.25)	4.7	—
大阪府	泉南市	— (12.82)	— (17.82)	8.1	31.7
大阪府	四條畷市	— (12.95)	— (17.95)	3.2	—
大阪府	交野市	— (12.65)	— (17.65)	5.2	48.5
大阪府	大阪狭山市	— (12.90)	— (17.90)	4.0	—
大阪府	阪南市	— (13.09)	— (18.09)	4.0	29.7
大阪府	島本町	— (13.72)	— (18.72)	5.8	—
大阪府	豊能町	— (14.93)	— (19.93)	5.6	—
大阪府	能勢町	— (15.00)	— (20.00)	14.0	61.6
大阪府	忠岡町	— (15.00)	— (20.00)	5.0	7.5
大阪府	熊取町	— (13.39)	— (18.39)	1.7	—
大阪府	田尻町	— (15.00)	— (20.00)	1.7	—
大阪府	岬町	— (15.00)	— (20.00)	11.0	100.4
大阪府	太子町	— (15.00)	— (20.00)	4.2	—
大阪府	河南町	— (15.00)	— (20.00)	7.4	—
大阪府	千早赤阪村	— (15.00)	— (20.00)	7.1	—
兵庫県	神戸市	— (11.25)	— (16.25)	4.9	64.5
兵庫県	姫路市	— (11.25)	— (16.25)	3.7	3.3
兵庫県	尼崎市	— (11.25)	— (16.25)	8.0	—
兵庫県	明石市	— (11.25)	— (16.25)	3.9	19.9
兵庫県	西宮市	— (11.25)	— (16.25)	5.0	—
兵庫県	洲本市	— (12.94)	— (17.94)	12.3	38.3
兵庫県	芦屋市	— (11.94)	— (16.94)	8.4	30.5
兵庫県	伊丹市	— (11.30)	— (16.30)	4.3	—
兵庫県	相生市	— (13.59)	— (18.59)	10.0	49.4
兵庫県	豊岡市	— (11.94)	— (16.94)	13.6	13.9
兵庫県	加古川市	— (11.25)	— (16.25)	1.9	—
兵庫県	赤穂市	— (12.90)	— (17.90)	8.9	66.7
兵庫県	西脇市	— (13.05)	— (18.05)	10.3	—
兵庫県	宝塚市	— (11.27)	— (16.27)	5.5	—
兵庫県	三木市	— (12.50)	— (17.50)	7.1	15.6
兵庫県	高砂市	— (12.27)	— (17.27)	4.9	45.6
兵庫県	川西市	— (11.63)	— (16.63)	7.9	71.6
兵庫県	小野市	— (13.02)	— (18.02)	7.7	—
兵庫県	三田市	— (12.13)	— (17.13)	4.1	—
兵庫県	加西市	— (13.02)	— (18.02)	9.8	—
兵庫県	丹波篠山市	— (12.86)	— (17.86)	14.9	59.3
兵庫県	養父市	— (13.16)	— (18.16)	8.5	—
兵庫県	丹波市	— (12.37)	— (17.37)	6.2	—
兵庫県	南あわじ市	— (12.70)	— (17.70)	12.8	35.5
兵庫県	朝来市	— (13.03)	— (18.03)	9.8	—
兵庫県	淡路市	— (12.66)	— (17.66)	13.2	36.7
兵庫県	宍粟市	— (12.79)	— (17.79)	6.6	48.9
兵庫県	加東市	— (12.96)	— (17.96)	6.3	—
兵庫県	たつの市	— (12.30)	— (17.30)	7.3	—
兵庫県	猪名川町	— (13.88)	— (18.88)	2.8	—
兵庫県	多可町	— (13.98)	— (18.98)	11.2	4.2
兵庫県	稲美町	— (13.86)	— (18.86)	5.5	—

兵庫県	播磨町	—	(13.79)	—	(18.79)	2.9	—	奈良県	野迫川村	—	(15.00)	—	(20.00)	10.2	—
兵庫県	市川町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.7	65.0	奈良県	十津川村	—	(15.00)	—	(20.00)	9.3	—
兵庫県	福崎町	—	(14.50)	—	(19.50)	13.2	88.8	奈良県	下北山村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.8	—
兵庫県	神河町	—	(14.62)	—	(19.62)	12.1	38.8	奈良県	上北山村	—	(15.00)	—	(20.00)	6.1	—
兵庫県	太子町	—	(13.73)	—	(18.73)	11.4	14.2	奈良県	川上村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.0	—
兵庫県	上郡町	—	(14.89)	—	(19.89)	13.9	106.0	奈良県	東吉野村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.1	—
兵庫県	佐用町	—	(13.63)	—	(18.63)	1.1	—	和歌山県	和歌山市	—	(11.25)	—	(16.25)	9.8	79.3
兵庫県	香美町	—	(13.66)	—	(18.66)	11.4	17.6	和歌山県	海南市	—	(12.83)	—	(17.83)	9.6	66.8
兵庫県	新温泉町	—	(14.25)	—	(19.25)	11.0	18.9	和歌山県	橋本市	—	(12.66)	—	(17.66)	11.5	28.2
奈良県	奈良市	—	(11.25)	—	(16.25)	9.8	72.1	和歌山県	有田市	—	(13.85)	—	(18.85)	8.9	—
奈良県	大和高田市	—	(12.70)	—	(17.70)	5.6	40.0	和歌山県	御坊市	—	(13.96)	—	(18.96)	13.0	70.4
奈良県	大和郡山市	—	(12.43)	—	(17.43)	5.2	—	和歌山県	田辺市	—	(12.14)	—	(17.14)	8.0	—
奈良県	天理市	—	(12.73)	—	(17.73)	8.2	44.8	和歌山県	新宮市	—	(13.32)	—	(18.32)	10.8	—
奈良県	橿原市	—	(12.03)	—	(17.03)	3.8	23.8	和歌山県	紀の川市	—	(12.58)	—	(17.58)	4.2	—
奈良県	桜井市	—	(12.89)	—	(17.89)	6.3	59.6	和歌山県	岩出市	—	(13.09)	—	(18.09)	2.8	—
奈良県	五條市	—	(13.17)	—	(18.17)	8.3	54.5	和歌山県	紀美野町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.7	71.0
奈良県	御所市	—	(13.72)	—	(18.72)	11.4	61.1	和歌山県	かつらぎ町	—	(14.24)	—	(19.24)	9.1	21.0
奈良県	生駒市	—	(12.04)	—	(17.04)	1.6	—	和歌山県	九度山町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.3	—
奈良県	香芝市	—	(12.63)	—	(17.63)	10.7	46.1	和歌山県	高野町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.9	—
奈良県	葛城市	—	(13.26)	—	(18.26)	7.5	5.1	和歌山県	湯浅町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.9	—
奈良県	宇陀市	—	(13.14)	—	(18.14)	10.4	77.6	和歌山県	広川町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.2	—
奈良県	山添村	—	(15.00)	—	(20.00)	4.1	—	和歌山県	有田川町	—	(13.26)	—	(18.26)	12.0	—
奈良県	平群町	—	(14.80)	—	(19.80)	11.5	117.5	和歌山県	美浜町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.8	—
奈良県	三郷町	—	(14.61)	—	(19.61)	4.9	68.6	和歌山県	日高町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.5	32.4
奈良県	斑鳩町	—	(14.10)	—	(19.10)	8.0	4.8	和歌山県	由良町	—	(15.00)	—	(20.00)	13.9	108.9
奈良県	安堵町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.5	14.6	和歌山県	印南町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.5	—
奈良県	川西町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.2	—	和歌山県	みなべ町	—	(14.81)	—	(19.81)	11.1	—
奈良県	三宅町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.8	—	和歌山県	日高川町	—	(14.61)	—	(19.61)	10.8	—
奈良県	田原本町	—	(13.75)	—	(18.75)	11.7	13.7	和歌山県	白浜町	—	(13.86)	—	(18.86)	7.8	17.7
奈良県	曽爾村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.8	—	和歌山県	上富田町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.0	—
奈良県	御杖村	—	(15.00)	—	(20.00)	5.4	—	和歌山県	すさみ町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.2	—
奈良県	高取町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.4	16.9	和歌山県	那智勝浦町	—	(14.60)	—	(19.60)	8.0	13.3
奈良県	明日香村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.0	53.3	和歌山県	太地町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.4	28.1
奈良県	上牧町	—	(14.72)	—	(19.72)	12.8	96.6	和歌山県	古座川町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.3	—
奈良県	王寺町	—	(14.36)	—	(19.36)	6.8	—	和歌山県	北山村	—	(15.00)	—	(20.00)	10.2	—
奈良県	広陵町	—	(13.61)	—	(18.61)	5.3	28.6	和歌山県	串本町	—	(14.29)	—	(19.29)	9.1	33.6
奈良県	河合町	—	(15.00)	—	(20.00)	16.1	145.1	鳥取県	鳥取市	—	(11.25)	—	(16.25)	9.0	69.4
奈良県	吉野町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.5	71.9	鳥取県	米子市	—	(11.65)	—	(16.65)	9.3	46.8
奈良県	大淀町	—	(14.98)	—	(19.98)	8.7	17.7	鳥取県	倉吉市	—	(12.80)	—	(17.80)	7.9	52.2
奈良県	下市町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.5	—	鳥取県	境港市	—	(13.58)	—	(18.58)	10.3	96.6
奈良県	黒滝村	—	(15.00)	—	(20.00)	5.9	—	鳥取県	岩美町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.3	—
奈良県	天川村	—	(15.00)	—	(20.00)	10.7	—								

鳥取県	若桜町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.1	7.2	岡山県	瀬戸内市	—	(13.07)	—	(18.07)	8.5	35.8
鳥取県	智頭町	—	(15.00)	—	(20.00)	14.5	25.4	岡山県	赤磐市	—	(12.93)	—	(17.93)	8.1	—
鳥取県	八頭町	—	(14.04)	—	(19.04)	10.0	19.8	岡山県	真庭市	—	(12.49)	—	(17.49)	10.8	—
鳥取県	三朝町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.0	—	岡山県	美作市	—	(12.88)	—	(17.88)	10.4	—
鳥取県	湯梨浜町	—	(14.23)	—	(19.23)	6.3	0.3	岡山県	浅口市	—	(13.34)	—	(18.34)	6.8	—
鳥取県	琴浦町	—	(14.12)	—	(19.12)	11.6	36.3	岡山県	和気町	—	(14.55)	—	(19.55)	7.2	13.0
鳥取県	北栄町	—	(14.63)	—	(19.63)	9.4	40.0	岡山県	早島町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.1	—
鳥取県	日吉津村	—	(15.00)	—	(20.00)	10.0	1.4	岡山県	里庄町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.0	—
鳥取県	大山町	—	(14.06)	—	(19.06)	9.8	—	岡山県	矢掛町	—	(14.54)	—	(19.54)	7.8	—
鳥取県	南部町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.8	8.2	岡山県	新庄村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.3	—
鳥取県	伯耆町	—	(14.77)	—	(19.77)	8.1	—	岡山県	鏡野町	—	(13.90)	—	(18.90)	12.5	39.0
鳥取県	日南町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.4	—	岡山県	勝央町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.8	5.8
鳥取県	日野町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.5	—	岡山県	奈義町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.8	—
鳥取県	江府町	—	(15.00)	—	(20.00)	16.0	70.2	岡山県	西粟倉村	—	(15.00)	—	(20.00)	13.9	0.9
島根県	松江市	—	(11.25)	—	(16.25)	8.9	60.7	岡山県	久米南町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.7	—
島根県	浜田市	—	(12.41)	—	(17.41)	9.5	3.7	岡山県	美咲町	—	(13.94)	—	(18.94)	9.1	21.8
島根県	出雲市	—	(11.29)	—	(16.29)	11.7	156.8	岡山県	吉備中央町	—	(14.61)	—	(19.61)	8.8	—
島根県	益田市	—	(12.75)	—	(17.75)	9.8	63.3	広島県	広島市	—	(11.25)	—	(16.25)	8.8	161.3
島根県	大田市	—	(12.90)	—	(17.90)	9.9	83.9	広島県	呉市	—	(11.25)	—	(16.25)	4.9	32.0
島根県	安来市	—	(12.79)	—	(17.79)	12.1	82.3	広島県	竹原市	—	(13.72)	—	(18.72)	8.6	45.1
島根県	江津市	—	(13.52)	—	(18.52)	9.7	47.5	広島県	三原市	—	(11.91)	—	(16.91)	8.7	7.2
島根県	雲南市	—	(12.64)	—	(17.64)	11.1	88.1	広島県	尾道市	—	(11.54)	—	(16.54)	8.3	10.3
島根県	奥出雲町	—	(13.93)	—	(18.93)	12.6	124.6	広島県	福山市	—	(11.25)	—	(16.25)	1.2	—
島根県	飯南町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.4	20.7	広島県	府中市	—	(13.05)	—	(18.05)	6.4	39.1
島根県	川本町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.3	—	広島県	三次市	—	(12.27)	—	(17.27)	7.2	35.5
島根県	美郷町	—	(15.00)	—	(20.00)	13.4	35.7	広島県	庄原市	—	(12.58)	—	(17.58)	11.5	66.7
島根県	邑南町	—	(14.04)	—	(19.04)	12.4	95.0	広島県	大竹市	—	(13.73)	—	(18.73)	12.7	62.8
島根県	津和野町	—	(14.90)	—	(19.90)	12.1	83.5	広島県	東広島市	—	(11.25)	—	(16.25)	3.3	—
島根県	吉賀町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.7	55.1	広島県	廿日市市	—	(11.75)	—	(16.75)	7.6	65.8
島根県	海士町	—	(15.00)	—	(20.00)	1.6	29.1	広島県	安芸高田市	—	(13.03)	—	(18.03)	10.0	55.1
島根県	西ノ島町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.3	58.2	広島県	江田島市	—	(13.52)	—	(18.52)	7.9	—
島根県	知夫村	—	(15.00)	—	(20.00)	13.3	89.1	広島県	府中町	—	(13.11)	—	(18.11)	8.1	75.1
島根県	隠岐の島町	—	(13.51)	—	(18.51)	11.3	161.5	広島県	海田町	—	(13.89)	—	(18.89)	7.0	—
岡山県	岡山市	—	(11.25)	—	(16.25)	5.7	—	広島県	熊野町	—	(14.42)	—	(19.42)	6.8	—
岡山県	倉敷市	—	(11.25)	—	(16.25)	3.2	0.0	広島県	坂町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.8	—
岡山県	津山市	—	(11.86)	—	(16.86)	12.2	78.9	広島県	安芸太田町	—	(15.00)	—	(20.00)	13.2	—
岡山県	玉野市	—	(12.73)	—	(17.73)	4.6	—	広島県	北広島町	—	(13.40)	—	(18.40)	12.1	44.3
岡山県	笠岡市	—	(12.88)	—	(17.88)	8.1	57.6	広島県	大崎上島町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.5	—
岡山県	井原市	—	(12.94)	—	(17.94)	10.3	—	広島県	世羅町	—	(13.92)	—	(18.92)	9.5	2.2
岡山県	総社市	—	(12.58)	—	(17.58)	5.7	—	広島県	神石高原町	—	(14.28)	—	(19.28)	6.5	—
岡山県	高梁市	—	(12.86)	—	(17.86)	11.3	57.9	山口県	下関市	—	(11.25)	—	(16.25)	9.3	43.0
岡山県	新見市	—	(12.69)	—	(17.69)	7.7	—								
岡山県	備前市	—	(12.99)	—	(17.99)	8.6	—								

山口県	宇部市	— (11.51)	— (16.51)	2.5	47.2
山口県	山口市	— (11.26)	— (16.26)	6.3	89.3
山口県	萩市	— (12.62)	— (17.62)	5.4	—
山口県	防府市	— (12.02)	— (17.02)	3.6	9.3
山口県	下松市	— (12.93)	— (17.93)	4.3	10.9
山口県	岩国市	— (11.52)	— (16.52)	4.5	—
山口県	光市	— (12.86)	— (17.86)	6.1	1.8
山口県	長門市	— (12.97)	— (17.97)	6.3	—
山口県	柳井市	— (13.29)	— (18.29)	8.3	42.0
山口県	美祢市	— (13.35)	— (18.35)	8.6	112.5
山口県	周南市	— (11.48)	— (16.48)	9.4	65.1
山口県	山陽小野田市	— (12.51)	— (17.51)	9.6	29.3
山口県	周防大島町	— (13.54)	— (18.54)	12.2	—
山口県	和木町	— (15.00)	— (20.00)	8.5	7.5
山口県	上関町	— (15.00)	— (20.00)	11.1	—
山口県	田布施町	— (15.00)	— (20.00)	8.6	11.7
山口県	平生町	— (15.00)	— (20.00)	11.4	116.0
山口県	阿武町	— (15.00)	— (20.00)	0.1	—
徳島県	徳島市	— (11.25)	— (16.25)	5.5	32.5
徳島県	鳴門市	— (12.83)	— (17.83)	11.6	95.6
徳島県	小松島市	— (13.46)	— (18.46)	12.0	49.1
徳島県	阿南市	— (12.36)	— (17.36)	6.9	4.0
徳島県	吉野川市	— (12.97)	— (17.97)	6.3	2.0
徳島県	阿波市	— (13.05)	— (18.05)	7.8	—
徳島県	美馬市	— (13.07)	— (18.07)	8.8	33.2
徳島県	三好市	— (12.91)	— (17.91)	7.0	—
徳島県	勝浦町	— (15.00)	— (20.00)	5.4	—
徳島県	上勝町	— (15.00)	— (20.00)	6.0	—
徳島県	佐那河内村	— (15.00)	— (20.00)	1.3	—
徳島県	石井町	— (14.23)	— (19.23)	3.5	—
徳島県	神山町	— (15.00)	— (20.00)	3.5	—
徳島県	那賀町	— (14.25)	— (19.25)	8.5	—
徳島県	牟岐町	— (15.00)	— (20.00)	7.6	—
徳島県	美波町	— (15.00)	— (20.00)	10.3	54.8
徳島県	海陽町	— (15.00)	— (20.00)	1.6	—
徳島県	松茂町	— (15.00)	— (20.00)	0.0	—
徳島県	北島町	— (14.58)	— (19.58)	6.2	—
徳島県	藍住町	— (13.82)	— (18.82)	7.5	—
徳島県	板野町	— (15.00)	— (20.00)	5.6	—
徳島県	上板町	— (15.00)	— (20.00)	4.0	—
徳島県	つるぎ町	— (14.90)	— (19.90)	11.0	—
徳島県	東みよし町	— (14.75)	— (19.75)	9.4	—
香川県	高松市	— (11.25)	— (16.25)	7.0	68.2
香川県	丸亀市	— (11.92)	— (16.92)	11.0	1.1
香川県	坂出市	— (12.82)	— (17.82)	7.8	74.1
香川県	善通寺市	— (13.68)	— (18.68)	5.4	23.6
香川県	観音寺市	— (12.67)	— (17.67)	10.2	30.2
香川県	さぬき市	— (12.74)	— (17.74)	11.7	—
香川県	東かがわ市	— (13.18)	— (18.18)	4.6	—
香川県	三豊市	— (12.43)	— (17.43)	8.1	—
香川県	土庄町	— (14.79)	— (19.79)	11.7	—
香川県	小豆島町	— (14.51)	— (19.51)	5.4	—
香川県	三木町	— (14.20)	— (19.20)	7.2	11.7
香川県	直島町	— (15.00)	— (20.00)	11.9	—
香川県	宇多津町	— (15.00)	— (20.00)	5.9	—
香川県	綾川町	— (13.95)	— (18.95)	−1.9	—
香川県	琴平町	— (15.00)	— (20.00)	8.1	9.8
香川県	多度津町	— (14.52)	— (19.52)	11.9	147.5
香川県	まんのう町	— (14.00)	— (19.00)	8.0	—
愛媛県	松山市	— (11.25)	— (16.25)	7.6	22.1
愛媛県	今治市	— (11.36)	— (16.36)	8.0	—
愛媛県	宇和島市	— (12.04)	— (17.04)	5.6	—
愛媛県	八幡浜市	— (13.06)	— (18.06)	10.4	33.8
愛媛県	新居浜市	— (11.86)	— (16.86)	3.1	—
愛媛県	西条市	— (11.80)	— (16.80)	8.0	43.2
愛媛県	大洲市	— (12.72)	— (17.72)	8.3	35.4
愛媛県	伊予市	— (13.16)	— (18.16)	5.6	23.6
愛媛県	四国中央市	— (12.07)	— (17.07)	8.2	43.9
愛媛県	西予市	— (12.70)	— (17.70)	12.9	77.0
愛媛県	東温市	— (13.27)	— (18.27)	10.0	15.1
愛媛県	上島町	— (15.00)	— (20.00)	14.4	36.5
愛媛県	久万高原町	— (14.44)	— (19.44)	10.4	—
愛媛県	松前町	— (13.88)	— (18.88)	9.8	71.3
愛媛県	砥部町	— (14.51)	— (19.51)	4.7	54.1
愛媛県	内子町	— (14.12)	— (19.12)	2.8	—
愛媛県	伊方町	— (14.70)	— (19.70)	6.8	—
愛媛県	松野町	— (15.00)	— (20.00)	7.5	26.9
愛媛県	鬼北町	— (14.95)	— (19.95)	7.4	2.0
愛媛県	愛南町	— (13.45)	— (18.45)	10.0	—
高知県	高知市	— (11.25)	— (16.25)	12.6	150.6
高知県	室戸市	— (14.53)	— (19.53)	9.2	—
高知県	安芸市	— (14.07)	— (19.07)	5.5	35.7
高知県	南国市	— (13.01)	— (18.01)	9.6	85.8
高知県	土佐市	— (13.74)	— (18.74)	12.1	55.4

高知県	須崎市	—	(13.93)	—	(18.93)	12.4	—	福岡県	豊前市	—	(13.94)	—	(18.94)	8.1	—
高知県	宿毛市	—	(13.98)	—	(18.98)	10.5	44.3	福岡県	中間市	—	(13.33)	—	(18.33)	4.2	—
高知県	土佐清水市	—	(14.62)	—	(19.62)	16.2	18.9	福岡県	小郡市	—	(12.92)	—	(17.92)	6.5	11.9
高知県	四万十市	—	(12.99)	—	(17.99)	10.9	106.5	福岡県	筑紫野市	—	(12.34)	—	(17.34)	1.7	—
高知県	香南市	—	(13.16)	—	(18.16)	5.1	—	福岡県	春日市	—	(12.30)	—	(17.30)	2.5	—
高知県	香美市	—	(13.26)	—	(18.26)	8.0	—	福岡県	大野城市	—	(12.33)	—	(17.33)	2.3	—
高知県	東洋町	—	(15.00)	—	(20.00)	12.5	29.9	福岡県	宗像市	—	(12.30)	—	(17.30)	−0.6	—
高知県	奈半利町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.2	—	福岡県	太宰府市	—	(12.74)	—	(17.74)	2.1	—
高知県	田野町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.5	—	福岡県	古賀市	—	(12.86)	—	(17.86)	5.5	—
高知県	安田町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.8	—	福岡県	福津市	—	(12.73)	—	(17.73)	5.7	—
高知県	北川村	—	(15.00)	—	(20.00)	−0.1	—	福岡県	うきは市	—	(13.47)	—	(18.47)	6.4	—
高知県	馬路村	—	(15.00)	—	(20.00)	9.1	—	福岡県	宮若市	—	(13.46)	—	(18.46)	8.5	—
高知県	芸西村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.0	—	福岡県	嘉麻市	—	(12.95)	—	(17.95)	7.4	16.1
高知県	本山町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.2	34.1	福岡県	朝倉市	—	(12.69)	—	(17.69)	7.5	—
高知県	大豊町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.2	—	福岡県	みやま市	—	(13.11)	—	(18.11)	6.7	7.3
高知県	土佐町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.7	—	福岡県	糸島市	—	(12.25)	—	(17.25)	6.4	—
高知県	大川村	—	(15.00)	—	(20.00)	12.9	—	福岡県	那珂川市	—	(13.14)	—	(18.14)	7.1	—
高知県	いの町	—	(13.64)	—	(18.64)	8.9	—	福岡県	宇美町	—	(13.70)	—	(18.70)	6.7	—
高知県	仁淀川町	—	(15.00)	—	(20.00)	−2.3	—	福岡県	篠栗町	—	(13.98)	—	(18.98)	5.8	—
高知県	中土佐町	—	(15.00)	—	(20.00)	14.0	—	福岡県	志免町	—	(13.33)	—	(18.33)	4.1	—
高知県	佐川町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.9	—	福岡県	須恵町	—	(14.17)	—	(19.17)	7.0	38.7
高知県	越知町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.3	1.6	福岡県	新宮町	—	(13.82)	—	(18.82)	8.9	—
高知県	梼原町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.3	—	福岡県	久山町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.7	—
高知県	日高村	—	(15.00)	—	(20.00)	9.3	30.5	福岡県	粕屋町	—	(13.26)	—	(18.26)	7.9	—
高知県	津野町	—	(15.00)	—	(20.00)	−7.4	—	福岡県	芦屋町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.3	—
高知県	四万十町	—	(13.54)	—	(18.54)	7.1	—	福岡県	水巻町	—	(14.17)	—	(19.17)	5.8	9.5
高知県	大月町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.6	12.5	福岡県	岡垣町	—	(14.01)	—	(19.01)	3.9	—
高知県	三原村	—	(15.00)	—	(20.00)	13.8	—	福岡県	遠賀町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.3	—
高知県	黒潮町	—	(14.84)	—	(19.84)	13.0	—	福岡県	小竹町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.8	81.5
福岡県	北九州市	—	(11.25)	—	(16.25)	10.6	143.0	福岡県	鞍手町	—	(14.80)	—	(19.80)	7.7	—
福岡県	福岡市	—	(11.25)	—	(16.25)	7.7	58.8	福岡県	桂川町	—	(15.00)	—	(20.00)	3.8	—
福岡県	大牟田市	—	(11.87)	—	(16.87)	6.4	11.8	福岡県	筑前町	—	(13.65)	—	(18.65)	10.7	31.5
福岡県	久留米市	—	(11.25)	—	(16.25)	3.5	—	福岡県	東峰村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.5	—
福岡県	直方市	—	(12.84)	—	(17.84)	7.3	41.3	福岡県	大刀洗町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.6	—
福岡県	飯塚市	—	(11.61)	—	(16.61)	7.2	—	福岡県	大木町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.7	—
福岡県	田川市	—	(12.86)	—	(17.86)	8.5	—	福岡県	広川町	—	(14.89)	—	(19.89)	8.3	20.1
福岡県	柳川市	—	(12.63)	—	(17.63)	8.1	19.4	福岡県	香春町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.0	—
福岡県	八女市	—	(12.37)	—	(17.37)	6.7	—	福岡県	添田町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.2	—
福岡県	筑後市	—	(13.06)	—	(18.06)	8.3	—	福岡県	糸田町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.8	—
福岡県	大川市	—	(13.57)	—	(18.57)	10.8	30.7	福岡県	川崎町	—	(14.81)	—	(19.81)	7.0	20.2
福岡県	行橋市	—	(12.72)	—	(17.72)	7.2	—	福岡県	大任町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.4	—
								福岡県	赤村	—	(15.00)	—	(20.00)	−0.5	—

福岡県	福智町	—	(13.92)	—	(18.92)	6.9	—	長崎県	川棚町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.1	26.8
福岡県	苅田町	—	(13.14)	—	(18.14)	9.4	7.2	長崎県	波佐見町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.0	—
福岡県	みやこ町	—	(14.05)	—	(19.05)	6.4	—	長崎県	小値賀町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.3	—
福岡県	吉富町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.9	—	長崎県	佐々町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.4	—
福岡県	上毛町	—	(15.00)	—	(20.00)	1.5	—	長崎県	新上五島町	—	(13.34)	—	(18.34)	0.7	—
福岡県	築上町	—	(14.36)	—	(19.36)	10.5	19.9	熊本県	熊本市	—	(11.25)	—	(16.25)	5.9	93.1
佐賀県	佐賀市	—	(11.25)	—	(16.25)	2.4	—	熊本県	八代市	—	(11.59)	—	(16.59)	9.7	79.3
佐賀県	唐津市	—	(11.59)	—	(16.59)	14.3	117.5	熊本県	人吉市	—	(13.41)	—	(18.41)	7.8	—
佐賀県	鳥栖市	—	(12.63)	—	(17.63)	0.8	—	熊本県	荒尾市	—	(12.98)	—	(17.98)	10.1	88.1
佐賀県	多久市	—	(14.15)	—	(19.15)	12.8	—	熊本県	水俣市	—	(13.50)	—	(18.50)	10.3	—
佐賀県	伊万里市	—	(12.74)	—	(17.74)	7.6	30.6	熊本県	玉名市	—	(12.56)	—	(17.56)	7.8	30.5
佐賀県	武雄市	—	(12.84)	—	(17.84)	11.2	—	熊本県	山鹿市	—	(12.60)	—	(17.60)	9.4	—
佐賀県	鹿島市	—	(13.81)	—	(18.81)	9.7	98.4	熊本県	菊池市	—	(12.73)	—	(17.73)	9.7	5.6
佐賀県	小城市	—	(12.97)	—	(17.97)	9.9	—	熊本県	宇土市	—	(13.30)	—	(18.30)	12.0	0.0
佐賀県	嬉野市	—	(13.71)	—	(18.71)	8.2	—	熊本県	上天草市	—	(13.23)	—	(18.23)	11.7	—
佐賀県	神埼市	—	(13.34)	—	(18.34)	9.6	36.7	熊本県	宇城市	—	(12.57)	—	(17.57)	11.0	30.4
佐賀県	吉野ヶ里町	—	(14.84)	—	(19.84)	9.8	—	熊本県	阿蘇市	—	(13.29)	—	(18.29)	8.9	45.6
佐賀県	基山町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.3	—	熊本県	天草市	—	(11.77)	—	(16.77)	9.0	—
佐賀県	上峰町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.1	—	熊本県	合志市	—	(12.75)	—	(17.75)	6.5	—
佐賀県	みやき町	—	(13.71)	—	(18.71)	9.8	—	熊本県	美里町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.2	—
佐賀県	玄海町	—	(15.00)	—	(20.00)	1.3	—	熊本県	玉東町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.4	—
佐賀県	有田町	—	(14.33)	—	(19.33)	8.9	—	熊本県	南関町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.8	22.0
佐賀県	大町町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.2	—	熊本県	長洲町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.5	37.9
佐賀県	江北町	—	(15.00)	—	(20.00)	12.1	—	熊本県	和水町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.1	—
佐賀県	白石町	—	(13.69)	—	(18.69)	10.9	—	熊本県	大津町	—	(13.43)	—	(18.43)	7.1	—
佐賀県	太良町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.5	—	熊本県	菊陽町	—	(13.30)	—	(18.30)	8.2	52.7
長崎県	長崎市	—	(11.25)	—	(16.25)	10.4	91.6	熊本県	南小国町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.5	—
長崎県	佐世保市	—	(11.25)	—	(16.25)	5.7	—	熊本県	小国町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.5	—
長崎県	島原市	—	(13.01)	—	(18.01)	5.9	—	熊本県	産山村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.3	—
長崎県	諫早市	—	(11.57)	—	(16.57)	6.6	—	熊本県	高森町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.9	—
長崎県	大村市	—	(12.22)	—	(17.22)	8.5	—	熊本県	西原村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.8	—
長崎県	平戸市	—	(12.94)	—	(17.94)	5.3	—	熊本県	南阿蘇村	—	(14.24)	—	(19.24)	14.0	23.5
長崎県	松浦市	—	(13.46)	—	(18.46)	10.1	29.3	熊本県	御船町	—	(14.51)	—	(19.51)	14.2	—
長崎県	対馬市	—	(12.64)	—	(17.64)	9.5	27.9	熊本県	嘉島町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.9	61.1
長崎県	壱岐市	—	(12.99)	—	(17.99)	8.3	22.0	熊本県	益城町	—	(13.38)	—	(18.38)	10.5	38.7
長崎県	五島市	—	(12.66)	—	(17.66)	8.6	—	熊本県	甲佐町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.7	—
長崎県	西海市	—	(13.03)	—	(18.03)	1.7	—	熊本県	山都町	—	(13.85)	—	(18.85)	4.0	—
長崎県	雲仙市	—	(12.68)	—	(17.68)	4.0	—	熊本県	氷川町	—	(15.00)	—	(20.00)	13.0	9.7
長崎県	南島原市	—	(12.63)	—	(17.63)	−5.7	—	熊本県	芦北町	—	(14.19)	—	(19.19)	5.1	—
長崎県	長与町	—	(13.61)	—	(18.61)	8.0	—	熊本県	津奈木町	—	(15.00)	—	(20.00)	3.6	—
長崎県	時津町	—	(14.10)	—	(19.10)	4.9	—	熊本県	錦町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.3	4.7
長崎県	東彼杵町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.8	19.4	熊本県	多良木町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.0	—

熊本県	湯前町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.1	—	宮崎県	新富町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.1	—
熊本県	水上村	—	(15.00)	—	(20.00)	12.1	—	宮崎県	西米良村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.2	—
熊本県	相良村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.3	—	宮崎県	木城町	—	(15.00)	—	(20.00)	3.4	—
熊本県	五木村	—	(15.00)	—	(20.00)	12.5	—	宮崎県	川南町	—	(14.99)	—	(19.99)	8.5	—
熊本県	山江村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.5	—	宮崎県	都農町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.1	—
熊本県	球磨村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.5	—	宮崎県	門川町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.9	—
熊本県	あさぎり町	—	(14.18)	—	(19.18)	8.5	—	宮崎県	諸塚村	—	(15.00)	—	(20.00)	5.3	—
熊本県	苓北町	—	(15.00)	—	(20.00)	12.5	6.1	宮崎県	椎葉村	—	(15.00)	—	(20.00)	10.0	—
大分県	大分市	—	(11.25)	—	(16.25)	6.0	45.7	宮崎県	美郷町	—	(14.96)	—	(19.96)	7.3	—
大分県	別府市	—	(11.92)	—	(16.92)	4.0	—	宮崎県	高千穂町	—	(14.92)	—	(19.92)	6.6	—
大分県	中津市	—	(12.11)	—	(17.11)	5.6	43.3	宮崎県	日之影町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.8	—
大分県	日田市	—	(12.37)	—	(17.37)	5.4	—	宮崎県	五ヶ瀬町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.4	—
大分県	佐伯市	—	(12.09)	—	(17.09)	10.1	—	鹿児島県	鹿児島市	—	(11.25)	—	(16.25)	4.5	39.9
大分県	臼杵市	—	(12.99)	—	(17.99)	8.2	—	鹿児島県	鹿屋市	—	(11.90)	—	(16.90)	5.3	—
大分県	津久見市	—	(14.46)	—	(19.46)	8.4	—	鹿児島県	枕崎市	—	(14.20)	—	(19.20)	7.7	—
大分県	竹田市	—	(13.34)	—	(18.34)	7.4	16.9	鹿児島県	阿久根市	—	(14.11)	—	(19.11)	7.0	—
大分県	豊後高田市	—	(13.55)	—	(18.55)	4.3	—	鹿児島県	出水市	—	(12.65)	—	(17.65)	7.0	—
大分県	杵築市	—	(13.22)	—	(18.22)	3.5	—	鹿児島県	指宿市	—	(12.90)	—	(17.90)	9.3	16.3
大分県	宇佐市	—	(12.65)	—	(17.65)	6.4	34.9	鹿児島県	西之表市	—	(14.29)	—	(19.29)	8.9	—
大分県	豊後大野市	—	(12.79)	—	(17.79)	6.7	—	鹿児島県	垂水市	—	(14.64)	—	(19.64)	9.2	—
大分県	由布市	—	(13.11)	—	(18.11)	7.4	36.9	鹿児島県	薩摩川内市	—	(11.81)	—	(16.81)	6.6	—
大分県	国東市	—	(13.01)	—	(18.01)	4.6	—	鹿児島県	日置市	—	(12.75)	—	(17.75)	8.5	0.2
大分県	姫島村	—	(15.00)	—	(20.00)	4.5	—	鹿児島県	曽於市	—	(12.94)	—	(17.94)	5.9	—
大分県	日出町	—	(14.07)	—	(19.07)	8.4	1.6	鹿児島県	霧島市	—	(11.58)	—	(16.58)	5.3	—
大分県	九重町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.8	—	鹿児島県	いちき串木野市	—	(13.52)	—	(18.52)	11.8	1.7
大分県	玖珠町	—	(14.71)	—	(19.71)	3.9	—	鹿児島県	南さつま市	—	(12.94)	—	(17.94)	7.1	—
宮崎県	宮崎市	—	(11.25)	—	(16.25)	7.9	23.3	鹿児島県	志布志市	—	(13.13)	—	(18.13)	10.1	—
宮崎県	都城市	—	(11.39)	—	(16.39)	6.1	—	鹿児島県	奄美市	—	(12.57)	—	(17.57)	9.1	—
宮崎県	延岡市	—	(11.69)	—	(16.69)	8.6	15.9	鹿児島県	南九州市	—	(12.97)	—	(17.97)	6.6	—
宮崎県	日南市	—	(12.72)	—	(17.72)	9.4	51.9	鹿児島県	伊佐市	—	(13.40)	—	(18.40)	9.1	—
宮崎県	小林市	—	(12.81)	—	(17.81)	12.5	56.7	鹿児島県	姶良市	—	(12.54)	—	(17.54)	8.7	52.6
宮崎県	日向市	—	(12.66)	—	(17.66)	10.5	30.9	鹿児島県	三島村	—	(15.00)	—	(20.00)	13.5	—
宮崎県	串間市	—	(14.04)	—	(19.04)	7.4	43.2	鹿児島県	十島村	—	(15.00)	—	(20.00)	4.8	—
宮崎県	西都市	—	(13.44)	—	(18.44)	3.0	—	鹿児島県	さつま町	—	(13.72)	—	(18.72)	4.6	—
宮崎県	えびの市	—	(14.13)	—	(19.13)	4.4	—	鹿児島県	長島町	—	(14.41)	—	(19.41)	9.9	—
宮崎県	三股町	—	(14.15)	—	(19.15)	6.2	—	鹿児島県	湧水町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.4	—
宮崎県	高原町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.1	—	鹿児島県	大崎町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.5	—
宮崎県	国富町	—	(14.66)	—	(19.66)	11.4	40.0	鹿児島県	東串良町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.8	—
宮崎県	綾町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.5	28.3	鹿児島県	錦江町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.5	—
宮崎県	高鍋町	—	(14.80)	—	(19.80)	10.0	—	鹿児島県	南大隅町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.8	—
								鹿児島県	肝付町	—	(14.30)	—	(19.30)	7.8	—

鹿児島県	中種子町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.3	—
鹿児島県	南種子町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.3	—
鹿児島県	屋久島町	—	(14.30)	—	(19.30)	9.8	—
鹿児島県	大和村	—	(15.00)	—	(20.00)	6.7	—
鹿児島県	宇検村	—	(15.00)	—	(20.00)	9.4	—
鹿児島県	瀬戸内町	—	(14.56)	—	(19.56)	9.6	—
鹿児島県	龍郷町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.0	—
鹿児島県	喜界町	—	(15.00)	—	(20.00)	10.8	—
鹿児島県	徳之島町	—	(14.90)	—	(19.90)	7.6	37.7
鹿児島県	天城町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.3	1.1
鹿児島県	伊仙町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.8	87.6
鹿児島県	和泊町	—	(15.00)	—	(20.00)	16.2	0.8
鹿児島県	知名町	—	(15.00)	—	(20.00)	12.3	5.0
鹿児島県	与論町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.3	—
沖縄県	那覇市	—	(11.25)	—	(16.25)	8.1	46.5
沖縄県	宜野湾市	—	(12.23)	—	(17.23)	6.3	21.3
沖縄県	石垣市	—	(12.71)	—	(17.71)	7.0	53.6
沖縄県	浦添市	—	(11.99)	—	(16.99)	5.0	29.6
沖縄県	名護市	—	(12.54)	—	(17.54)	6.6	35.0
沖縄県	糸満市	—	(12.85)	—	(17.85)	9.2	22.0
沖縄県	沖縄市	—	(11.65)	—	(16.65)	5.8	30.8
沖縄県	豊見城市	—	(12.83)	—	(17.83)	8.9	97.6
沖縄県	うるま市	—	(11.73)	—	(16.73)	6.1	4.9
沖縄県	宮古島市	—	(12.50)	—	(17.50)	10.1	18.2
沖縄県	南城市	—	(12.95)	—	(17.95)	6.2	—
沖縄県	国頭村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.2	—
沖縄県	大宜味村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.4	—
沖縄県	東村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.6	—
沖縄県	今帰仁村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.4	6.2
沖縄県	本部町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.3	3.8
沖縄県	恩納村	—	(15.00)	—	(20.00)	5.2	—
沖縄県	宜野座村	—	(15.00)	—	(20.00)	9.3	—
沖縄県	金武町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.7	—
沖縄県	伊江村	—	(15.00)	—	(20.00)	5.5	—
沖縄県	読谷村	—	(13.54)	—	(18.54)	6.4	—
沖縄県	嘉手納町	—	(15.00)	—	(20.00)	1.6	—
沖縄県	北谷町	—	(13.64)	—	(18.64)	4.0	—
沖縄県	北中城村	—	(15.00)	—	(20.00)	5.5	46.5
沖縄県	中城村	—	(14.81)	—	(19.81)	5.1	—
沖縄県	西原町	—	(13.77)	—	(18.77)	6.1	1.7
沖縄県	与那原町	—	(15.00)	—	(20.00)	8.7	73.9
沖縄県	南風原町	—	(13.52)	—	(18.52)	8.5	15.6
沖縄県	渡嘉敷村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.3	—
沖縄県	座間味村	—	(15.00)	—	(20.00)	11.8	67.4
沖縄県	粟国村	—	(15.00)	—	(20.00)	11.9	186.7
沖縄県	渡名喜村	—	(15.00)	—	(20.00)	11.0	—
沖縄県	南大東村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.5	—
沖縄県	北大東村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.2	—
沖縄県	伊平屋村	—	(15.00)	—	(20.00)	7.3	101.7
沖縄県	伊是名村	—	(15.00)	—	(20.00)	6.0	26.1
沖縄県	久米島町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.5	—
沖縄県	八重瀬町	—	(13.71)	—	(18.71)	8.0	—
沖縄県	多良間村	—	(15.00)	—	(20.00)	6.5	—
沖縄県	竹富町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.8	—
沖縄県	与那国町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.1	—
市区町村（平均）		—		—		5.6	6.2

(注)　１．実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「—」と表記している。
　　２．（　）内の数値は、各団体の早期健全化基準（財政規模に応じ設定）である。
　　３．平均値は加重平均である。

２．団体別公営企業会計別資金不足比率

⑴　都道府県

（単位：千円、％）

都道府県名	公営企業会計名	資金不足額	資金不足比率
山形県	病院事業会計	3,251,736	8.5
新潟県	病院事業会計	28,756	0.0
兵庫県	病院事業会計	6,972,506	4.5
都道府県（計）		10,252,998	—

(注)　資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。

⑵　市区町村（政令市を含む。）

（単位：千円、％）

都道府県名	市区町村名	公営企業会計名	資金不足額	資金不足比率
北海道	札幌市	病院事業会計	1,261,814	5.4
北海道	旭川市	病院事業会計	706,935	6.9
北海道	室蘭市	病院事業会計	691,901	9.2
北海道	留萌市	病院事業会計	619,534	16.3

北海道	芦別市	病院事業会計	51,635	4.1
北海道	奈井江町	奈井江町立国民健康保険病院事業会計	46,237	9.4
北海道	平取町	国民健康保険病院特別会計	33,588	9.3
北海道	新ひだか町	病院事業会計	123,723	10.8
青森県	青森市	病院事業会計	1,232,541	13.5
青森県	青森市	自動車運送事業会計	118,599	5.9
青森県	黒石市	病院事業会計	708,525	18.1
青森県	十和田市	病院事業会計	1,303,266	17.4
青森県	三沢市	三沢市立三沢病院事業会計	788,707	17.3
岩手県	盛岡市	病院事業会計	47,928	1.4
宮城県	仙台市	自動車運送事業会計	286,200	4.5
秋田県	大館市	大館市病院事業会計	1,686,708	15.3
秋田県	男鹿市	男鹿みなと市民病院事業会計	97,161	4.9
秋田県	仙北市	仙北市病院事業会計	1,327,850	35.1
秋田県	上小阿仁村	農業集落排水事業会計	1,226	8.5
山形県	米沢市	米沢市立病院事業会計	92,200	1.1
福島県	三春町	病院事業会計	11,402	1.1
埼玉県	越谷市	病院事業会計	537,188	5.1
千葉県	多古町	病院事業会計	86,733	4.7
岐阜県	郡上市	病院事業会計	132,753	4.0
岐阜県	下呂市	金山病院事業会計	11,545	1.5
京都府	亀岡市	病院事業会計	351,354	12.2
京都府	京丹後市	病院事業会計	448,233	7.7
大阪府	泉大津市	泉大津市病院事業会計	251,027	3.9
大阪府	貝塚市	病院事業会計	20,193	0.2
兵庫県	神戸市	自動車事業会計	1,795,409	19.6
兵庫県	西宮市	病院事業会計	362	0.0
和歌山県	有田市	病院事業会計	85,718	4.5
和歌山県	すさみ町	国保すさみ病院事業会計	1,756	0.5
鳥取県	若桜町	索道事業	9,440	16.5
島根県	安来市	病院事業会計	41,553	1.9
島根県	海士町	下水道事業会計	1,428	3.0
山口県	宇部市	農業集落排水事業特別会計	25,461	128.5
香川県	土庄町	宅地造成事業特別会計	358	2.6
福岡県	小竹町	小竹町立病院事業特別会計	30,019	7.4
福岡県	糸田町	町立緑ヶ丘病院事業特別会計	25,664	6.9
熊本県	山鹿市	山鹿市病院事業会計	505,791	15.3
大分県	中津市	診療所事業会計	1,793	4.2
大分県	津久見市	津久見市下水道事業会計	5,850	4.2
宮崎県	高原町	高原町病院事業会計	10,281	1.6
鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市交通事業特別会計	24,726	0.8
鹿児島県	屋久島町	屋久島町船舶事業特別会計	53,123	137.4
沖縄県	渡嘉敷村	航路事業特別会計	23,790	4.3
沖縄県	伊平屋村	船舶運航事業特別会計	48,343	19.3
市区町村（計）			15,767,571	—

(注)　資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。

(3)　一部事務組合等

（単位：千円、％）

都道府県名	一部事務組合等名	公営企業会計名	資金不足額	資金不足比率
青森県	中部上北広域事業組合	病院事業会計	36,822	2.8
宮城県	みやぎ県南中核病院企業団	みやぎ県南中核病院企業団病院事業会計	579,449	5.6
石川県	白山石川医療企業団	公立つるぎ病院事業会計	272,631	9.3
兵庫県	公立豊岡病院組合	病院事業会計	202,410	1.0
一部事務組合等（計）			1,091,312	—

(注)　資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。

○総務省告示第百十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、国民民主党から訂正の届出があったので、令和七年総務省告示第三百四十九号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
［一　略］	［一　同上］
二　国民民主党	二　国民民主党
［(一)～(六)　略］	［(一)～(六)　同上］
(七)　所属国会議員	(七)　所属国会議員
氏名　住所　選出区分　選挙期日	氏名　住所　選出区分　選挙期日
同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出された者は	同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出された者は
○	○
［略］	［同上］
伊藤　辰夫　愛知県名古屋市南区本星崎町字西田一一五四　参議院議員　比例代表　令和七年七月二十日　○	伊藤　辰夫　愛知県名古屋市南区本星崎町西田一一五四　参議院議員　比例代表　令和七年七月二十日　○
［略］	［同上］
［(六)・(九)　略］	［(六)・(九)　同上］
［三～十　略］	［三～十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第百二十号

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第六条第二項において準用する法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和七年七月二十九日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、法第六条第二項において準用する法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党	所属国会議員の住所	宮出　千慧	大阪府東大阪市菱江一―五―二一	令和七年七月三十日
参政党	所属国会議員の氏名	髙森　千慧（宮出　千慧）		
参政党	所属国会議員の住所	後藤　翔太	東京都千代田区麹町四―七	
国民民主党	所属国会議員の住所	奥村　祥大	東京都墨田区太平一―一五―一三	令和七年十二月一日
れいわ新選組	所属国会議員の住所	櫛渕　万里（くしぶち万里）	東京都江戸川区小松川一―二―二	令和七年十二月二日
参政党	所属国会議員の住所	富田　麻奈（岩本　麻奈）	東京都多摩市桜ヶ丘四―九―五	令和七年十二月二十七日
日本維新の会	所属国会議員の住所	北埜　陽平（石）	奈良県奈良市あやめ池南三―三―三八	届出年月日　令和八年一月八日
自由民主党	支部の数	七六七九	七六八〇	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六七九	七六八〇	
自由民主党	支部の数	七六七八	七六七九	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六七八	七六七九	
自由民主党	支部の数	七六七七	七六七八	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六七七	七六七八	
自由民主党	支部の数	七六七五	七六七七	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六七五	七六七七	
自由民主党	支部の数	七六七四	七六七五	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六七四	七六七五	
自由民主党	支部の数	七六七三	七六七四	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六七三	七六七四	
自由民主党	支部の数	七六二四	七六七三	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六二四	七六七三	
国民民主党	支部の数	一四一	一四六	届出年月日　令和八年一月九日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一四一	一四六	
日本維新の会	支部の数	二一五	二二九	届出年月日　令和八年一月十三日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二一五	二二九	
れいわ新選組	支部の数	一六	一八	届出年月日　令和八年一月十四日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一六	一八	
立憲民主党	支部の数	三五四	三五六	届出年月日　令和八年一月十五日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三五四	三五六	

○総務省告示第百二十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和八年一月一日を基準日とする届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

一　公明党

(一)　政党の名称　公明党（略称　公明）

(二)　主たる事務所の所在地　東京都新宿区南元町一七

(三)　代表者

氏名	住所	生年月日	選任年月日
斉藤　鉄夫	広島県広島市安佐南区祇園三―一二―五二	昭和二十七年二月五日	令和六年十一月九日

届出年月日　令和八年一月十五日

	氏名	住所	選出区分	選挙期日	
(四) 会計責任者	西田　実仁	埼玉県所沢市本郷一〇〇八―五		昭和三十七年八月二十七日	令和六年九月二十八日
(五) 会計責任者の職務代行者	小山田興一	東京都八王子市大和田町七―四―四		昭和四十年十二月十四日	令和五年四月一日
(六) 会計監査を行うべき者	安江　伸夫	愛知県知多市清水が丘一―八〇六―一		昭和六十二年六月二十六日	令和六年十一月九日
(七) 所属国会議員	赤羽　一嘉	兵庫県神戸市北区広陵町三―四二	衆議院議員 兵庫県第二区	令和六年十月二十七日	○
	浮島　智子（浮島とも子）	大阪府大阪市住吉区帝塚山中三―六―三	衆議院議員 近畿	令和六年十月二十七日	○
	大森江里子	東京都渋谷区代々木四―三六―一〇	衆議院議員 東京都	令和六年十月二十七日	○
	岡本　三成	東京都荒川区南千住四―九―二	衆議院議員 東京都第二十九区	令和六年十月二十七日	○
	河西　宏一	東京都北区滝野川六―二一―一	衆議院議員 東京都	令和六年十月二十七日	○
	金城　泰邦	沖縄県浦添市港川二―二五―一	衆議院議員 九州	令和六年十月二十七日	○
	輿水　恵一	埼玉県さいたま市緑区美園四―一三―五	衆議院議員 北関東	令和六年十月二十七日	○
	斉藤　鉄夫	広島県広島市安佐南区祇園三―一二―五二	衆議院議員 広島県第三区	令和六年十月二十七日	○
	佐藤　英道	北海道札幌市北区新琴似八条一三―三―二一	衆議院議員 北海道	令和六年十月二十七日	○
	庄子　賢一	宮城県仙台市宮城野区岩切字水分三七―一四	衆議院議員 東北	令和六年十月二十七日	○
	竹内　譲	京都府京都市上京区寺町通今出川下る真如堂前町一二三	衆議院議員 近畿	令和六年十月二十七日	○
	角田　秀穂	千葉県船橋市芝山五―五〇―六	衆議院議員 南関東	令和六年十月二十七日	○
	中川　宏昌	長野県松本市野溝西一―九―五―二	衆議院議員 北陸信越	令和六年十月二十七日	○
	中川　康洋	三重県四日市市千代田町八〇九―二	衆議院議員 東海	令和六年十月二十七日	○
	中野　洋昌	兵庫県尼崎市塚口町一―二四―一二	衆議院議員 兵庫県第八区	令和六年十月二十七日	○
	西園　勝秀	静岡県静岡市葵区沓谷四―一六―七	衆議院議員 東海	令和六年十月二十七日	○
	沼崎　満子	神奈川県茅ヶ崎市赤松町一三―二三	衆議院議員 南関東	令和六年十月二十七日	○
	濵地　雅一	福岡県福岡市中央区薬院一―一二―一〇	衆議院議員 九州	令和六年十月二十七日	○
	平林　晃	広島県広島市東区上大須賀町一四―六	衆議院議員 中国	令和六年十月二十七日	○
	福重　隆浩	群馬県高崎市下中居町三八一―三	衆議院議員 北関東	令和六年十月二十七日	○
	山口　良治	栃木県宇都宮市中里町三〇一〇―三	衆議院議員 北関東	令和六年十月二十七日	○
	山崎　正恭	高知県高知市浦戸五六三	衆議院議員 四国	令和六年十月二十七日	○
	吉田　宣弘	福岡県久留米市諏訪野町一九五二―一	衆議院議員 九州	令和六年十月二十七日	○
	鰐淵　洋子	大阪府大阪市天王寺区筆ケ崎町五―五三	衆議院議員 近畿	令和六年十月二十七日	○
	秋野　公造	福岡県北九州市戸畑区初音町一三―三五	参議院議員 福岡県	令和四年七月十日	○
	石川　博崇	大阪府豊中市大黒町一―五―二四	参議院議員 大阪府	令和四年七月十日	○
	伊藤　孝江	兵庫県宝塚市仁川北二―一三―二〇	参議院議員 兵庫県	令和四年七月十日	○
	上田　勇	神奈川県横浜市保土ケ谷区霞台一―二	参議院議員 比例代表	令和四年七月十日	○
	川村　雄大	東京都北区中里三―一九―六	参議院議員 東京都	令和七年七月二十日	○
	菊地とし子（竹谷とし子）	東京都中央区佃二―一―一	参議院議員 東京都	令和四年七月十日	○
	窪田　哲也	鹿児島県鹿児島市西千石町一四―二〇	参議院議員 比例代表	令和四年七月十日	○
	佐々木雅文	宮城県仙台市宮城野区萩野町二―一三―三	参議院議員 比例代表	令和七年七月二十日	○
	里見　隆治	愛知県岡崎市美合町下長根一―一一	参議院議員 愛知県	令和四年七月十日	○
	下野　六太	福岡県太宰府市坂本三―一〇―二	参議院議員 福岡県	令和七年七月二十日	○
	杉　久武	大阪府寝屋川市香里新町二八―三〇	参議院議員 大阪府	令和七年七月二十日	○
	高橋　光男	兵庫県神戸市東灘区本山中町四―八―八	参議院議員 兵庫県	令和七年七月二十日	○
	竹内　真二	千葉県浦安市舞浜三―二一―一	参議院議員 比例代表	令和四年七月十日	○
	谷合　正明	岡山県岡山市北区いずみ町五―八	参議院議員 比例代表	令和四年七月十日	○

○　同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙にお選挙区選出議員にのいて選出されたる者は

司	隆史	大阪府大阪市東成区中本五―一三―一一	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○
西田	実仁	埼玉県所沢市本郷一〇〇八―五	参議院議員埼玉県	令和四年七月十日	○
原田大二郎		愛媛県松山市畑寺四―一四―一六	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○
平木	大作	千葉県市川市市川南三―一二	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○
三浦	信祐	神奈川県横浜市緑区東本郷三―三三―五	参議院議員神奈川県	令和四年七月十日	○
宮崎	勝	埼玉県ふじみ野市上福岡五―七―二三	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○
横山	信一	北海道函館市美原四―二二―一一	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○

(八) 得票総数

令和六年十月二十七日執行総選挙	小選挙区選挙	七三〇、四〇一票
	比例代表選挙	五、九六四、四一五票
令和七年七月二十日執行通常選挙	比例代表選挙	五、二一〇、五六九・四〇〇票
	選挙区選挙	三、一七五、七九〇・九〇八票
令和四年七月十日執行通常選挙	比例代表選挙	六、一八一、四三一・九三七票
	選挙区選挙	三、六〇〇、四九〇票

(九) 支部の数　四一八　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　四一八

(一〇) 政党が組織された年月日又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成六年十二月五日

(一一) 政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成六年十二月二十七日

(一二) 政党助成法第六条第一項の規定による直近の届出年月日　令和七年八月七日

二　国民民主党（こくみんみんしゅとう）（略称　民主党（みんしゅとう））

(一) 政党の名称　国民民主党（こくみんみんしゅとう）（略称　民主党（みんしゅとう））　届出年月日　令和八年一月九日

(二) 主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町二―一七―一七

氏名	住所	生年月日	選任年月日
(三) 代表者　玉木雄一郎	香川県さぬき市寒川町神前二九三三―一	昭和四十四年五月一日	令和二年九月十一日
(四) 会計責任者　濱野　喜史	東京都千代田区麹町四―七	昭和三十五年十二月二十一日	令和七年十月一日
(五) 会計責任者の職務代行者　平田　大祐	東京都文京区小日向一―一―八	昭和五十二年三月一日	令和四年九月一日
(六) 会計監査を行うべき者　榛葉賀津也	静岡県菊川市西方三六一五―一	昭和四十二年四月二十五日	令和二年九月十一日

(七) 所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	○
浅野　哲	茨城県日立市鹿島町一―六―二	衆議院議員茨城県第五区	令和六年十月二十七日	○
石井　智恵	愛媛県松山市南吉田町一七五〇―二	衆議院議員四国	令和六年十月二十七日	○
臼木　秀剛	東京都新宿区余丁町九―九	衆議院議員北海道	令和六年十月二十七日	○
岡野　純子	千葉県浦安市日の出三―三	衆議院議員南関東	令和六年十月二十七日	○
小竹　凱	石川県金沢市割出町三四七―一	衆議院議員北陸信越	令和六年十月二十七日	○
菊池大二郎	山形県村山市楯岡笛田一―一五―五〇	衆議院議員東北	令和六年十月二十七日	○
岸田　光広	埼玉県新座市東北二―三―一四	衆議院議員北関東	令和六年十月二十七日	○
許斐亮太郎	福岡県宗像市日の里八―三―四	衆議院議員九州	令和六年十月二十七日	○
鈴木　義弘	埼玉県三郷市戸ヶ崎四―一八	衆議院議員埼玉県第十四区	令和六年十月二十七日	○
仙田　晃宏	岐阜県各務原市三井北町三―一七七	衆議院議員東海	令和六年十月二十七日	○
田中　健	静岡県富士市岩淵七九一―五	衆議院議員静岡県第四区	令和六年十月二十七日	○
玉木雄一郎	香川県さぬき市寒川町神前二九三三―一	衆議院議員香川県第二区	令和六年十月二十七日	○
丹野みどり	愛知県豊田市四郷町六反田南一一―四	衆議院議員愛知県第十一区	令和六年十月二十七日	○
長友　慎治	宮崎県延岡市瀬之口町二―二―六	衆議院議員九州	令和六年十月二十七日	○
西岡　秀子	長崎県長崎市館内町五―一六	衆議院議員長崎県第一区	令和六年十月二十七日	○
西岡　義高	神奈川県横浜市戸塚区舞岡町二四二―一	衆議院議員南関東	令和六年十月二十七日	○
橋本　幹彦	埼玉県久喜市久喜東二―一七―二二	衆議院議員埼玉県第十三区	令和六年十月二十七日	○
鳩山紀一郎	東京都中央区勝どき四―二―一一	衆議院議員東京都	令和六年十月二十七日	○
日野紗里亜	愛知県愛知郡東郷町白鳥二―一六―一八	衆議院議員愛知県第七区	令和六年十月二十七日	○
深作光輝ヘス（深作ヘスス）	神奈川県横浜市都筑区牛久保西二―二六―三九	衆議院議員南関東	令和六年十月二十七日	○

○同党に所属する候補者として、又は前回の総選挙若しくは前回選挙議員の参議院議員通常選挙において選挙回議員のうち、お名前が掲載されている者は出にの参は

福田　徹	愛知県小牧市小牧一―五八三	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
福田　玄	広島県広島市佐伯区海老山南二―一―一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
古川　元久	愛知県名古屋市千種区富士見台二―七―二―一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
向山　好一	兵庫県神戸市北区桂木二―二〇―二二	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
村岡　敏英	秋田県由利本荘市砂子下一一三―一〇	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
森　洋介（森ようすけ）	東京都足立区西新井栄町一―一八―一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
山崎　順子（円より子）	東京都新宿区中里町六―一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
足立　康史	大阪府茨木市竹橋町一〇―二六	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
伊藤　孝恵	愛知県犬山市天神町四―五七	参議院議員	令和四年七月十日	○
伊藤　辰夫	愛知県名古屋市南区本星崎町字西田一一五四	参議院議員	令和七年七月二十日	○
礒﨑　哲史	東京都世田谷区祖師谷四―三三―二一	参議院議員	令和七年七月二十日	○
上田　清司	埼玉県さいたま市大宮区土手町二―一〇五	参議院議員	令和四年七月十日	
江原久美子（江原くみ子）	埼玉県深谷市上野台五〇七―六三	参議院議員	令和七年七月二十日	○
高橋　茉友（牛田　茉友）	東京都目黒区上目黒五―三―一一	参議院議員	令和七年七月二十日	○
奥村　祥大	東京都墨田区太平一―一五―一三	参議院議員	令和七年七月二十日	○
籠島　彰宏（かごしま彰宏）	神奈川県横浜市青葉区あかね台二―一〇―四八	参議院議員	令和七年七月二十日	○
川合　孝典	東京都目黒区鷹番三―四―五	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○
中山さやか（小林さやか）	千葉県市川市菅野一―二〇―六	参議院議員	令和七年七月二十日	○
後藤　斎	山梨県甲府市後屋町三八四―二	参議院議員	令和七年七月二十日	○
榛葉賀津也	静岡県菊川市西方三六一五―一	参議院議員	令和七年七月二十日	○
竹詰　仁	東京都世田谷区北烏山一―五五―二七	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○
田村　麻美（田村　まみ）	東京都千代田区麹町四―七	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○
堂込麻紀子	茨城県稲敷郡阿見町大字曙四〇七―二	参議院議員茨城県	令和四年七月十日	
庭田　幸恵	富山県富山市西大泉一二―七	参議院議員富山県	令和七年七月二十日	○
芳賀　道也	山形県山形市五日町一二―九	参議院議員山形県	令和七年七月二十日	
濱口　誠（浜口　誠）	愛知県みよし市三好丘緑一―二―一九	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○
濱野　喜史（浜野　喜史）	東京都千代田区麹町四―七	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○
原田　秀一	香川県高松市西の丸町一四―二〇	参議院議員香川県	令和七年七月二十日	○
平戸　航太	千葉県流山市おおたかの森西一―三―二	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○
舟山　康江	山形県西置賜郡小国町大字緑町三―四三	参議院議員山形県	令和四年七月十日	○
水野　孝一	愛知県名古屋市瑞穂区密柑山町一―九二―五	参議院議員愛知県	令和七年七月二十日	○
山田　吉彦	東京都小金井市貫井南町五―二一―一〇―三一	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○

(八)　得票総数

令和六年十月二十七日執行総選挙

小選挙区選挙　二、三四九、五八三・七四五票

比例代表選挙　六、一七一、五三三・四八九票

令和七年七月二十日執行通常選挙

比例代表選挙　七、六二〇、四九二・六五二票

選挙区選挙　七、一八〇、六五三・二〇二票

令和四年七月十日執行通常選挙

比例代表選挙　三、一五九、六二五・八九〇票

選挙区選挙　二、〇三八、六五四・五九六票

(九)　支部の数　一四一　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　一四一

(一〇)　政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　令和二年九月十一日

(一一)　政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　令和二年九月十四日

(一二)　政党助成法第六条第一項の規定による直近の届出年月日　令和七年八月七日

三　参政党

(一)　政党の名称　参政党（略称　参政）　届出年月日　令和八年一月十六日

(二)　主たる事務所の所在地　東京都港区赤坂三―四―三

(三)	代表者	氏名	住所	生年月日	選任年月日
		神谷　宗幣	石川県加賀市須谷町八一四二―一	昭和五十二年十月十二日	令和五年八月三十日

(四)	会計責任者	氏名	住所	生年月日	選任年月日
		海老　克昌	富山県射水市庄西二―一七―七	昭和五十六年四月十一日	令和四年十二月十六日

(五)	会計責任者の職務代行者	氏名	住所	生年月日	選任年月日
		上原千可子	福井県敦賀市新松島町一―二六	昭和五十七年八月二十五日	令和六年三月六日

(六)	会計監査を行うべき者	氏名	住所	生年月日	選任年月日
		黒石　匡昭	東京都中央区佃二―一―六	昭和四十六年九月六日	令和四年七月十日

(七)　所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	
神谷　宗幣	石川県加賀市須谷町八一四二―一	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○
鈴木　敦	神奈川県川崎市中原区下沼部一七六三	参議院議員南関東	令和六年十月二十七日	○
北野　裕子	滋賀県守山市守山四―六―六	衆議院議員近畿	令和六年十月二十七日	○
吉川　里奈	東京都新宿区山吹町三三九	衆議院議員九州	令和六年十月二十七日	○
櫻井　祥子	茨城県龍ケ崎市佐貫三―一七―一	参議院議員茨城県	令和七年七月二十日	○
大津　力	埼玉県飯能市岩沢八九四―一	参議院議員埼玉県	令和七年七月二十日	○
塩入　清香（さや）	東京都大田区蒲田四―一九―五	参議院議員東京都	令和七年七月二十日	○
初鹿野裕樹	神奈川県三浦市初声町下宮田一〇七九―一三六	参議院議員神奈川県	令和七年七月二十日	○
杉本　純子	愛知県名古屋市緑区徳重四―一五〇五―一	参議院議員愛知県	令和七年七月二十日	○
髙森　千慧（宮出　千慧）	大阪府東大阪市菱江一―五―二一	参議院議員大阪府	令和七年七月二十日	○
中田　優子	福岡県福岡市南区長丘四―三―三六	参議院議員福岡県	令和七年七月二十日	○
安達　悠司	京都府京都市上京区寺町通広小路下る東桜町七	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○
安藤　裕	京都府宇治市大久保町久保六―七	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○
富田　麻奈（岩本　麻奈）	東京都多摩市桜ヶ丘四―九―五	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○
梅村みずほ	大阪府大阪市東淀川区柴島三―一―二七	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○
後藤　翔太	東京都千代田区麹町四―七	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○
松田　学	東京都世田谷区成城七―一九―一六	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○
山中　泉	東京都台東区松が谷二―五―四	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○

(八)　得票総数

令和六年十月二十七日執行総選挙

小選挙区選挙　一、三五七、一八九・一五九票
比例代表選挙　一、八七〇、三四七票
比例代表選挙　七、四二五、〇五三・五七四票
選挙区選挙　九、二六四、二八四票
比例代表選挙　一、七六八、三八五・四〇九票
選挙区選挙　二、〇一八、二一四・六二七票

令和七年七月二十日執行通常選挙

小選挙区選挙　一、八七〇、三四七票
比例代表選挙　七、四二五、〇五三・五七四票
選挙区選挙　九、二六四、二八四票
比例代表選挙　一、七六八、三八五・四〇九票
選挙区選挙　二、〇一八、二一四・六二七票

令和四年七月十日執行通常選挙

小選挙区選挙　一、三五七、一八九・一五九票
比例代表選挙　一、八七〇、三四七票
比例代表選挙　七、四二五、〇五三・五七四票
選挙区選挙　九、二六四、二八四票
比例代表選挙　一、七六八、三八五・四〇九票
選挙区選挙　二、〇一八、二一四・六二七票

(九)　支部の数　三四〇　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　三四〇

(一)　政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　令和二年三月十七日

(二)　政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　令和四年七月二十二日

(三)　政党助成法第六条第一項の規定による直近の届出年月日　令和七年八月十三日

四　社会民主党　　届出年月日　令和八年一月十四日

(一)　政党の名称　社会民主党（略称　社民党）

(二)　主たる事務所の所在地　東京都中央区湊三―一八―一七

氏名	住所	生年月日	選任年月日
代表者　福島　瑞穂	神奈川県川崎市麻生区白山五―一―七	昭和三十年十二月二十四日	令和二年二月二十三日
会計責任者　中島　修	埼玉県さいたま市浦和区領家六―二三―一三	昭和二十五年八月十日	令和三年一月一日
会計責任者の職務代行者　牛越　元	東京都多摩市落合三―四―四	昭和四十年十一月二十九日	令和三年一月一日
会計監査を行うべき者　伊藤　正通	秋田県秋田市新屋船場町四―二	昭和二十六年十月七日	令和四年三月二十日
鈴木　清丞	千葉県柏市岩井八〇二―一一	昭和三十三年十二月三十一日	令和六年二月二十三日
八塚　勇一	大阪府豊中市立花町二―一―一七	昭和二十六年二月十五日	令和六年二月二十三日

(七)　所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	
福島　瑞穂（福島みずほ）	神奈川県川崎市麻生区白山五―一―七	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○
石井　朗夫（ラサール石井）	神奈川県鎌倉市浄明寺一―五―三	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○

○　同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出されたものは

(八)　得票総数

令和六年十月二十七日執行総選挙

小選挙区選挙　二八三、二八七・四二九票
比例代表選挙　九三四、五九八票
比例代表選挙　一、二一七、八二三・一六九票
選挙区選挙　三〇二、七七五票
比例代表選挙　一、二五八、五〇一・七一五票
選挙区選挙　一七八、九一一票

令和七年七月二十日執行通常選挙

小選挙区選挙　二八三、二八七・四二九票
比例代表選挙　九三四、五九八票
比例代表選挙　一、二一七、八二三・一六九票
選挙区選挙　三〇二、七七五票
比例代表選挙　一、二五八、五〇一・七一五票
選挙区選挙　一七八、九一一票

令和四年七月十日執行通常選挙

小選挙区選挙　二八三、二八七・四二九票
比例代表選挙　九三四、五九八票
比例代表選挙　一、二一七、八二三・一六九票
選挙区選挙　三〇二、七七五票
比例代表選挙　一、二五八、五〇一・七一五票
選挙区選挙　一七八、九一一票

(九) 支部の数　一五五　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　一五五

(一〇) 政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　昭和三十年十月十四日

(一一) 政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成六年十二月二十八日

(一二) 政党助成法第六条第一項の規定による直近の届出年月日　令和七年八月六日

五　自由民主党　届出年月日　令和八年一月十三日

(一) 政党の名称　自由民主党（略称　自民党）

(二) 主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町一―一一―二三

(三) 代表者	(四) 会計責任者	(五) 会計責任者の職務代行者	(六) 会計監査を行うべき者
氏名	鈴木　俊一	井形　厚一	山口　俊一
住所	岩手県下閉伊郡山田町八幡町二―一二	埼玉県和光市白子三―二七―七	徳島県三好市池田町字ウエノ二七八二―九
生年月日	昭和二十八年四月十三日	昭和四十年八月十七日	昭和二十五年二月二十一日
選任年月日	令和七年十月七日	令和五年六月一日	令和六年十月十二日

(七) 所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	
逢沢　一郎	岡山県岡山市北区鹿田町一―四―八	衆議院議員岡山県第一区	令和六年十月二十七日	○
赤澤　亮正	鳥取県米子市日ノ出町一―六―四〇	衆議院議員鳥取県第二区	令和六年十月二十七日	○
赤間　二郎（あかま二郎）	神奈川県相模原市中央区横山台二―九―二〇	衆議院議員神奈川県第十四区	令和六年十月二十七日	○
東　国幹	北海道旭川市春光六条八―一四―一一	衆議院議員北海道第六区	令和六年十月二十七日	○
麻生　太郎	福岡県飯塚市柏の森二一四	衆議院議員福岡県第八区	令和六年十月二十七日	○
阿部　俊子（あべ　俊子）	岡山県津山市伏見町一三二三―一〇	衆議院議員九州	令和六年十月二十七日	○
安藤　高夫（安藤たかお）	東京都練馬区豊玉北五―一七―四	衆議院議員東京都	令和六年十月二十七日	○

同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出されたものとされた者は○

五十嵐　清	栃木県日光市御幸町五七八―一	衆議院議員北関東	令和六年十月二十七日	○
石田　真敏	和歌山県海南市黒江一―七四	衆議院議員近畿	令和六年十月二十七日	○
石破　茂	鳥取県鳥取市上町三六	衆議院議員鳥取県第一区	令和六年十月二十七日	○
石橋林太郎	広島県広島市安佐南区大町東一―一五―四	衆議院議員中国	令和六年十月二十七日	○
石原　宏高	東京都品川区大崎一―一四―三	衆議院議員東京都第三区	令和六年十月二十七日	○
井出　庸生	長野県佐久市臼田二一二六―一	衆議院議員陸信越	令和六年十月二十七日	○
伊藤　忠彦	愛知県知多市つつじが丘三―二七―五	衆議院議員東海	令和六年十月二十七日	○
伊藤　達也	東京都調布市調布ヶ丘三―六四―一	衆議院議員京都	令和六年十月二十七日	○
伊東　良孝	北海道釧路市美原五―三〇―一	衆議院議員北海道	令和六年十月二十七日	○
稲田　朋美	福井県福井市中央三―九―五	衆議院議員福井県第一区	令和六年十月二十七日	○
井上　信治	東京都青梅市河辺町一〇―一五―一一	衆議院議員東京都第二十五区	令和六年十月二十七日	○
井上　貴博	福岡県福岡市博多区中洲一―二―三	衆議院議員福岡県第一区	令和六年十月二十七日	○
井野　俊郎	群馬県伊勢崎市田中町九三―一	衆議院議員群馬県第二区	令和六年十月二十七日	○
井林　辰憲	静岡県藤枝市本町二―八―四九	衆議院議員静岡県第二区	令和六年十月二十七日	○
今枝宗一郎	愛知県豊川市八幡町上宿一〇	衆議院議員愛知県第十四区	令和六年十月二十七日	○
岩田　和親	佐賀県佐賀市中の小路七―一	衆議院議員九州	令和六年十月二十七日	○
岩屋　毅	大分県別府市田の湯町八―一	衆議院議員大分県第三区	令和六年十月二十七日	○
上田　英俊	富山県下新川郡入善町入膳五五三五	衆議院議員富山県第二区	令和六年十月二十七日	○
上野賢一郎（うえの賢一郎）	滋賀県長浜市南呉服町五―三二	衆議院議員滋賀県第二区	令和六年十月二十七日	○
江渡　聡徳	青森県青森市堤町二―一―一五	衆議院議員東北	令和六年十月二十七日	○
江藤　拓	宮崎県日向市亀崎東四―一一七	衆議院議員宮崎県第二区	令和六年十月二十七日	○
英利アリフェヤー（英利アルフィヤ）	千葉県市川市南八幡三―七―八	衆議院議員南関東	令和六年十月二十七日	○

遠藤　利明	山形県山形市元木一―四―一八	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
大岡　敏孝	滋賀県大津市平津一―一三―三一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
大串　正樹	兵庫県伊丹市北本町一―一八四	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
大空　幸星	東京都江東区豊洲五―一―一三	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
大西　洋平	東京都江戸川区篠崎町二―四六―五	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
大野敬太郎	香川県丸亀市塩飽町二三―一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
尾﨑　正直	高知県高知市長浜蒔絵台二―一六―一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
鬼木　誠	福岡県福岡市中央区福浜二―二―四	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
小野寺五典	宮城県気仙沼市南町四―一―一一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
小渕　優子	群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町一〇〇三―七	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
梶山　弘志	茨城県常陸太田市山下町一一八七―三	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
勝俣　孝明	静岡県沼津市花園町八―一一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
勝目　康	京都府京都市中京区新烏丸通夷川下る橘柳町一四八	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
加藤　勝信	岡山県笠岡市中央町二二―一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
加藤　竜祥	長崎県島原市稗田町甲三六七―二	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
金子　恭之	熊本県八代市萩原町二―一一―四四	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
金子　容三	長崎県佐世保市稲荷町二四―三	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
上川　陽子	静岡県静岡市駿河区大谷七八〇―一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
川崎　秀人（川崎ひでと）	三重県鈴鹿市南玉垣町六七一二―三	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
神田　潤一	青森県八戸市大字糠塚字蟹沢三六―五七	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
城内　実	静岡県浜松市中央区初生町八五九―四三	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
黄川田仁志	埼玉県越谷市レイクタウン八―一三―一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
岸田　文雄	広島県広島市南区比治山町六―二九	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
岸　信千世	山口県熊毛郡田布施町大字下田布施三三九一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
北口かおる（福田かおる）	東京都西東京市田無町四―二〇―一六	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	

木原　誠二	東京都東村山市栄町二―六―六	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
木原　稔	熊本県熊本市中央区出水五―六―一八	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
草間　剛	神奈川県横浜市都筑区中川中央一―二〇―七	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
工藤　彰三	愛知県名古屋市熱田区四番二―五―九	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
國定　勇人（国定勇人）	新潟県三条市東裏館一―一二―一四	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
栗原　渉	福岡県朝倉市中島田五四四	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
小池　正昭	千葉県成田市三里塚一八八	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
小泉進次郎	神奈川県横須賀市三春町一―一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
小泉　龍司	埼玉県深谷市上柴町東三―一七―一九	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
河野　太郎	神奈川県平塚市八重咲町二六―八	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
高村　正大	山口県宇部市東本町二―六―七	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
古賀　篤	福岡県福岡市早良区百道二―四―四一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
國場幸之助	沖縄県那覇市松尾二―八―五三	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
小寺　裕雄	滋賀県東近江市春日町三―一七	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
後藤　茂之	長野県諏訪市湖岸通り二―七―二一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
小林　茂樹	奈良県奈良市二条町二―一―二	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
小林　鷹之	千葉県八千代市緑が丘一―二―一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
小林　史明	広島県福山市西町三―八―一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
小森　卓郎	石川県金沢市平和町二―二七―二五	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
齋藤　健	千葉県流山市南流山一―一九―七	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
齋藤　洋明（斎藤洋明）	新潟県村上市平林一六三二―二	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
坂井　学	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町一四三―一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	
坂本　哲志	熊本県菊池郡大津町大字新二六六―二	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○	

坂本竜太郎	福島県いわき市植田町本町一―六―三	衆議院議員	福島県第四区	令和六年十月二十七日	○
笹川　博義	群馬県太田市小舞木町二七〇―二	衆議院議員	群馬県第三区	令和六年十月二十七日	○
佐々木　紀	石川県小松市土居原町二六五―一	衆議院議員	石川県第二区	令和六年十月二十七日	○
佐藤　文乃（国光あやの）	茨城県つくば市竹園一―九―五	衆議院議員	北関東ブロック	令和六年十月二十七日	○
佐藤　勉	栃木県下都賀郡壬生町本丸二―七―二二	衆議院議員	北関東ブロック	令和六年十月二十七日	○
塩崎　彰久	愛媛県松山市上市一―二―四九	衆議院議員	愛媛県第一区	令和六年十月二十七日	○
柴山　昌彦	埼玉県所沢市小手指町二―三―二四	衆議院議員	埼玉県第八区	令和六年十月二十七日	○
島尻安伊子	沖縄県沖縄市中央二―五―一	衆議院議員	沖縄県第三区	令和六年十月二十七日	○
島田　智明	大阪府河内長野市千代田南町八―三七	衆議院議員	近畿ブロック	令和六年十月二十七日	○
新谷　正義	広島県東広島市八本松東三―二―八	衆議院議員	中国ブロック	令和六年十月二十七日	○
新藤　義孝	埼玉県川口市柳崎一―一〇―三〇	衆議院議員	埼玉県第二区	令和六年十月二十七日	○
菅　義偉	神奈川県横浜市神奈川区金港町一―一一	衆議院議員	神奈川県第二区	令和六年十月二十七日	○
鈴木　英敬	三重県伊勢市岡本二―一―一―二八	衆議院議員	三重県第四区	令和六年十月二十七日	○
鈴木　馨祐	神奈川県横浜市港北区新横浜三―一―二	衆議院議員	南関東ブロック	令和六年十月二十七日	○
鈴木　俊一	岩手県下閉伊郡山田町八幡町二―一二	衆議院議員	岩手県第二区	令和六年十月二十七日	○
鈴木　貴子	北海道釧路市鳥取北四―八―一五	衆議院議員	北海道第七区	令和六年十月二十七日	○
鈴木　憲和	山形県南陽市金山二八七	衆議院議員	山形県第二区	令和六年十月二十七日	○
鈴木　隼人	東京都豊島区東池袋三―二二―二一	衆議院議員	東京都第十区	令和六年十月二十七日	○
関　芳弘	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘七―一―三〇	衆議院議員	兵庫県第三区	令和六年十月二十七日	○
瀬戸　隆一	香川県坂出市室町一―一―三三	衆議院議員	四国ブロック	令和六年十月二十七日	○
平　将明	東京都大田区蒲田五―二九―一	衆議院議員	東京都第四区	令和六年十月二十七日	○
高市　早苗	奈良県奈良市百楽園二―七―一	衆議院議員	奈良県第二区	令和六年十月二十七日	○
高木（高木　啓）	東京都北区王子一―二三―五	衆議院議員	東京都第十二区	令和六年十月二十七日	○
高見　康裕	島根県出雲市灘分町一〇〇七―四	衆議院議員	島根県第二区	令和六年十月二十七日	○
武部　新	北海道北見市高栄西町一―九―一〇	衆議院議員	北海道第十二区	令和六年十月二十七日	○
武村　展英	滋賀県草津市渋川一―三―三	衆議院議員	滋賀県第三区	令和六年十月二十七日	○

橘　慶一郎	富山県高岡市中川上町三―一一	衆議院議員	富山県第三区	令和六年十月二十七日	○
田所　嘉徳	茨城県筑西市灰塚六七	衆議院議員	北関東ブロック	令和六年十月二十七日	○
田中　和徳	神奈川県川崎市川崎区小田栄二―三―三	衆議院議員	神奈川県第十区	令和六年十月二十七日	○
田中　良生	埼玉県蕨市中央六―二―三	衆議院議員	埼玉県第十五区	令和六年十月二十七日	○
棚橋　泰文	岐阜県大垣市御殿町一―五九	衆議院議員	岐阜県第二区	令和六年十月二十七日	○
谷　公一	兵庫県美方郡香美町村岡区川会一三三	衆議院議員	兵庫県第五区	令和六年十月二十七日	○
田野瀬太道	奈良県橿原市菖蒲町二―一四―三〇	衆議院議員	奈良県第三区	令和六年十月二十七日	○
田畑　裕明	富山県富山市北代四四一二	衆議院議員	富山県第一区	令和六年十月二十七日	○
田村　憲久	三重県松阪市船江町四七四―六	衆議院議員	三重県第一区	令和六年十月二十七日	○
辻　清人	東京都中央区勝どき四―六―一	衆議院議員	東京都第二区	令和六年十月二十七日	○
津島　淳	青森県青森市大字安田字近野三七―一	衆議院議員	青森県第一区	令和六年十月二十七日	○
土田　慎	東京都足立区綾瀬一―三〇―七	衆議院議員	東京都第十三区	令和六年十月二十七日	○
土屋　品子	埼玉県春日部市八―三二五	衆議院議員	埼玉県第十六区	令和六年十月二十七日	○
角田　鮎子（加藤　鮎子）	山形県鶴岡市大東町一七―二三	衆議院議員	山形県第三区	令和六年十月二十七日	○
寺田　稔	広島県呉市中央二―五―一六	衆議院議員	中国ブロック	令和六年十月二十七日	○
渡海紀三朗	兵庫県高砂市曽根町二二四八	衆議院議員	兵庫県第十区	令和六年十月二十七日	○
冨樫　博之	秋田県秋田市仁井田新田三―一三―二〇	衆議院議員	秋田県第一区	令和六年十月二十七日	○
永岡　桂子	茨城県古河市東本町一―二二―二六	衆議院議員	北関東ブロック	令和六年十月二十七日	○
長坂　康正	愛知県稲沢市高御堂一―一五―一七	衆議院議員	東海ブロック	令和六年十月二十七日	○
長島　昭久	東京都府中市寿町一―二―二	衆議院議員	東京都ブロック	令和六年十月二十七日	○
中曽根康隆	群馬県前橋市城東町一―一―一	衆議院議員	群馬県第一区	令和六年十月二十七日	○
中谷　元	高知県高知市介良乙一七四八	衆議院議員	高知県第一区	令和六年十月二十七日	○
中谷　真一	山梨県韮崎市一ツ谷一八三六	衆議院議員	南関東ブロック	令和六年十月二十七日	○
中西　健治	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四―二〇―八	衆議院議員	神奈川県第三区	令和六年十月二十七日	○
中野　英幸	埼玉県川越市伊勢原一―八―一	衆議院議員	北関東ブロック	令和六年十月二十七日	○

中村　裕之　○　北海道余市郡余市町黒川町一二―八　衆議院議員　北海道　令和六年十月二十七日

仁木　博文　○　徳島県阿南市宝田町平岡八二六　衆議院議員　徳島県第一区　令和六年十月二十七日

西田　昭二　石川県七尾市石崎町ソ部五―九　衆議院議員　北陸信越　令和六年十月二十七日

西野　太亮　熊本県熊本市南区近見四―一三―一　衆議院議員　熊本県第二区　令和六年十月二十七日

西村　康稔　兵庫県明石市小久保一二〇―五五　衆議院議員　兵庫県第九区　令和六年十月二十七日

西銘恒三郎　沖縄県那覇市東町二四―七　衆議院議員　沖縄県第四区　令和六年十月二十七日

丹羽　秀樹　愛知県春日井市八田町五―四―八　衆議院議員　愛知県第六区　令和六年十月二十七日

額賀福志郎　茨城県行方市麻生一一八八―一　衆議院議員　茨城県第二区　令和六年十月二十七日

根本　拓　福島県郡山市咲田二―二〇―二　衆議院議員　東北　令和六年十月二十七日

根本　幸典　愛知県豊橋市小松町二六　衆議院議員　愛知県第十五区　令和六年十月二十七日

野田　聖子　岐阜県岐阜市加納城南通一―一四―三　衆議院議員　岐阜県第一区　令和六年十月二十七日

野中　厚　埼玉県加須市大越二一九四　衆議院議員　北関東　令和六年十月二十七日　○

萩生田光一　東京都八王子市暁町一―三三―四　衆議院議員　東京都第二十四区　令和六年十月二十七日

長谷川淳二　愛媛県宇和島市宇和津町二―四―二六　衆議院議員　愛媛県第三区　令和六年十月二十七日　○

鳩山　二郎　福岡県久留米市東櫛原町三〇五―二　衆議院議員　福岡県第六区　令和六年十月二十七日　○

葉梨　康弘　茨城県取手市新町一―六―一　衆議院議員　茨城県第三区　令和六年十月二十七日　○

馬場みどり（松島みどり）　東京都墨田区押上二―三三―三　衆議院議員　東京都第十四区　令和六年十月二十七日　○

浜田　靖一　千葉県富津市大堀二〇〇二―一　衆議院議員　千葉県第十二区　令和六年十月二十七日　○

林　芳正　山口県下関市貴船町四―七―一　衆議院議員　山口県第三区　令和六年十月二十七日　○

平井　卓也　香川県高松市錦町二―二―八　衆議院議員　四国　令和六年十月二十七日　○

平口　洋　広島県広島市西区井口一―二―五　衆議院議員　広島県第二区　令和六年十月二十七日　○

平沢　勝栄　東京都葛飾区柴又二―二一―四　衆議院議員　東京都第十七区　令和六年十月二十七日　○

平沼正二郎　岡山県津山市山北六二一―一七　衆議院議員　中国　令和六年十月二十七日　○

広瀬　建　大分県日田市淡窓二―六―二　衆議院議員　大分県第二区　令和六年十月二十七日　○

深澤　陽一　静岡県静岡市清水区興津中町一四一五―六　衆議院議員　東海　令和六年十月二十七日　○

福田　達夫　群馬県高崎市貝沢町九一九―三　衆議院議員　群馬県第四区　令和六年十月二十七日　○

福原　淳嗣　秋田県大館市柄沢字狐台二―四六　衆議院議員　東北　令和六年十月二十七日　○

藤井比早之　兵庫県神戸市西区美賀多台一―三　衆議院議員　兵庫県第四区　令和六年十月二十七日　○

藤丸　敏　福岡県みやま市瀬高町上庄一四一一―一〇　衆議院議員　福岡県第七区　令和六年十月二十七日　○

船田　元　栃木県宇都宮市一の沢一―二―六　衆議院議員　栃木県第一区　令和六年十月二十七日　○

古川　直季　神奈川県横浜市旭区柏町三六―一　衆議院議員　南関東　令和六年十月二十七日　○

古川　康　佐賀県唐津市新興町二〇　衆議院議員　九州　令和六年十月二十七日　○

古川　禎久　宮崎県都城市中原町二九街区一五　衆議院議員　宮崎県第三区　令和六年十月二十七日　○

古屋　圭司　岐阜県恵那市大井町一〇一　衆議院議員　岐阜県第五区　令和六年十月二十七日　○

星野　剛士　神奈川県藤沢市南藤沢八―一四　衆議院議員　南関東　令和六年十月二十七日　○

穂坂　泰　埼玉県志木市幸町三―一―二〇　衆議院議員　埼玉県第四区　令和六年十月二十七日　○

細野　豪志　静岡県三島市西若町六―五　衆議院議員　静岡県第五区　令和六年十月二十七日　○

堀内　詔子　山梨県富士吉田市新西原二―一―四　衆議院議員　山梨県第二区　令和六年十月二十七日　○

本田　太郎　京都府宮津市字鶴賀二一一三―一〇　衆議院議員　京都府第五区　令和六年十月二十七日　○

牧島かれん　神奈川県小田原市本町一―四―一　衆議院議員　神奈川県第十七区　令和六年十月二十七日　○

松野　博一　千葉県市原市根田一―六―二五　衆議院議員　千葉県第三区　令和六年十月二十七日　○

松本　剛明　兵庫県姫路市延末二四六　衆議院議員　兵庫県第十一区　令和六年十月二十七日　○

松本　尚　千葉県佐倉市ユーカリが丘七―二六―五　衆議院議員　千葉県第十三区　令和六年十月二十七日　○

松本　洋平　東京都小平市小川東町五―一六―一五　衆議院議員　東京都　令和六年十月二十七日　○

三反園　訓　鹿児島県鹿児島市谷山中央一―四〇五五―九　衆議院議員　鹿児島県第二区　令和六年十月二十七日　○

三谷　英弘　神奈川県横浜市青葉区あざみ野一―一二―一二　衆議院議員　南関東　令和六年十月二十七日　○

御法川信英　秋田県大仙市大曲金谷町一―二一　衆議院議員　東北　令和六年十月二十七日　○

宮内　秀樹　福岡県福津市日蒔野一―一―二　衆議院議員　福岡県第四区　令和六年十月二十七日　○

宮崎　政久　沖縄県浦添市宮城一―一九―一〇　衆議院議員　九州　令和六年十月二十七日　○

宮下　一郎	長野県伊那市境一六五三―一	衆議院議員	長野県第五区	令和六年十月二十七日	○
宮路　拓馬	鹿児島県鹿児島市真砂本町三九―一三	衆議院議員	九州	令和六年十月二十七日	○
向山　淳	北海道函館市本町二四―一	衆議院議員	北海道	令和六年十月二十七日	○
武藤　容治	岐阜県各務原市那加桜町一―三六	衆議院議員	岐阜県第三区	令和六年十月二十七日	○
村井　英樹	埼玉県さいたま市浦和区岸町六―一〇―一二	衆議院議員	埼玉県第一区	令和六年十月二十七日	○
村上誠一郎	愛媛県今治市別宮町二―四―二〇	衆議院議員	四国	令和六年十月二十七日	○
茂木　敏充	栃木県足利市朝倉町七三三―三五	衆議院議員	栃木県第五区	令和六年十月二十七日	○
森　英介	東京都目黒区中町二―一五―三	衆議院議員	千葉県第十一区	令和六年十月二十七日	○
森（森下）　千里	宮城県石巻市開北一―一―一二	衆議院議員	東北	令和六年十月二十七日	○
森山　裕	鹿児島県鹿屋市今坂町一〇一一八―一五	衆議院議員	鹿児島県第四区	令和六年十月二十七日	○
簗　和生	栃木県大田原市新富町三―一一―二七	衆議院議員	栃木県第三区	令和六年十月二十七日	○
山際大志郎	神奈川県川崎市宮前区鷺沼一―一六―七	衆議院議員	南関東	令和六年十月二十七日	○
山口　俊一	徳島県三好市池田町字ウエノ二七八二―九	衆議院議員	徳島県第二区	令和六年十月二十七日	○
山口　壯	兵庫県相生市本郷町四―五	衆議院議員	兵庫県第十二区	令和六年十月二十七日	○
山下　貴司	岡山県岡山市中区住吉町一―一	衆議院議員	岡山県第二区	令和六年十月二十七日	○
山田　賢司	兵庫県西宮市神楽町七―二三	衆議院議員	兵庫県第七区	令和六年十月二十七日	○
山本　大地	和歌山県和歌山市有本二八六―七	衆議院議員	和歌山県第一区	令和六年十月二十七日	○
吉田　真次	山口県下関市豊北町大字北宇賀三五五六	衆議院議員	中国	令和六年十月二十七日	○
若山　慎司	愛知県一宮市丹陽町重吉字新田郷一〇一〇―八	衆議院議員	東海	令和六年十月二十七日	○
青木　一彦	島根県出雲市大社町杵築北二六六八―一	参議院議員	鳥取県・島根県	令和四年七月十日	○
青山　繁晴	東京都港区台場二―二―二	参議院議員	比例代表	令和四年七月十日	○
赤松　健	東京都港区南青山六―一三―二一	参議院議員	比例代表	令和四年七月十日	○
浅尾慶一郎	神奈川県鎌倉市植木三七〇―一	参議院議員	神奈川県	令和四年七月十日	○
朝日健太郎	東京都杉並区高井戸東一―三一―二	参議院議員	東京都	令和四年七月十日	○

阿達　雅志	東京都目黒区平町一―一九―一八	参議院議員	比例代表	令和四年七月十日	○
新居（松川）　るい	東京都渋谷区恵比寿西一―三三―二七	参議院議員	大阪府	令和四年七月十日	○
有村　治子	東京都千代田区麹町四―七	参議院議員	比例代表	令和七年七月二十日	○
石井　準一	千葉県長生郡長生村驚四七六―一一	参議院議員	千葉県	令和七年七月二十日	○
石井　浩郎	秋田県南秋田郡八郎潟町字中田六七―三	参議院議員	秋田県	令和四年七月十日	○
石﨑　聖子（橋本　聖子）	千葉県大網白里市北飯塚一七五―一六	参議院議員	比例代表	令和七年七月二十日	○
石田　昌宏	東京都大田区大森北三―三六―一四	参議院議員	比例代表	令和七年七月二日	○
磯﨑　仁彦	東京都八王子市南大沢四―三二―一〇	参議院議員	香川県	令和四年七月十日	○
井上　義行	神奈川県小田原市栄町一―八―一一	参議院議員	比例代表	令和四年七月十日	○
猪口　邦子	東京都文京区小石川二―一九―二	参議院議員	千葉県	令和四年七月十日	○
今井絵理子	東京都国分寺市高木町二―七―三〇	参議院議員	比例代表	令和四年七月十日	○
岩本　剛人	北海道札幌市清田区平岡六条三―八―三六	参議院議員	北海道	令和七年七月二十日	○
犬童（いんどう）　周作	神奈川県横浜市神奈川区新子安一―二―二	参議院議員	比例代表	令和七年七月二十日	○
上野　通子	栃木県宇都宮市昭和二―五―一〇	参議院議員	栃木県	令和四年七月十日	○
臼井　正一	千葉県千葉市美浜区高洲一―九―七	参議院議員	千葉県	令和四年七月十日	○
江島　潔	山口県下関市椋野町一―一八―四三	参議院議員	山口県	令和四年七月十日	○
大家　敏志	福岡県北九州市八幡東区昭和一―八―一八	参議院議員	福岡県	令和四年七月十日	○
岡田　直樹	石川県金沢市窪五―二三三―三	参議院議員	石川県	令和四年七月十日	○
小川惠里子（山谷えり子）	東京都世田谷区尾山台一―九―二	参議院議員	比例代表	令和四年七月十日	○
小川　克巳	埼玉県さいたま市見沼区中川一〇七―四	参議院議員	比例代表	令和四年七月十日	○
越智　俊之	広島県江田島市江田島町小用二―五〇―七	参議院議員	比例代表	令和四年七月十日	○
小野田紀美	岡山県瀬戸内市邑久町虫明一四二三	参議院議員	岡山県	令和四年七月十日	○
梶原　大介	高知県高知市東雲町四―四七	参議院議員	比例代表	令和四年七月十日	○
加田　裕之	兵庫県神戸市灘区宮山町三―一―八	参議院議員	兵庫県	令和七年七月二十日	○
片山さつき	静岡県浜松市中央区志都呂一―三二―一五	参議院議員	比例代表	令和四年七月十日	○

加藤　明良	茨城県水戸市愛宕町二―一七	参議院議員	令和四年七月十日	○	
釜萢（かまやち）　敏	東京都文京区本駒込二―二六―二	参議院議員	令和七年七月二十日	○	
神谷　政幸	愛知県豊橋市駅前大通三―五五	参議院議員	令和四年七月十日	○	
北村　経夫	山口県熊毛郡田布施町大字下田布施一〇六八―一	参議院議員	令和七年七月二十日	○	
見坂　茂範	千葉県柏市大塚町八―五六	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	
上月　良祐	茨城県水戸市五軒町二―一―一〇	参議院議員	令和七年七月二十日	○	
古賀友一郎	長崎県長崎市油屋町六―八	参議院議員	令和七年七月二十日	○	
古庄　玄知	大分県大分市高尾台二―六―一	参議院議員	令和七年七月二十日	○	
小林　一大	新潟県新潟市秋葉区朝日二五六〇	参議院議員	令和四年七月十日	○	
小林孝一郎	岡山県岡山市南区南輝二―一三―一六	参議院議員	令和七年七月二十日	○	
小鑓（こやり）　隆史	滋賀県大津市中央三―二―一	参議院議員	令和四年七月十日	○	
酒井　庸行	愛知県刈谷市一ツ木町八―二―一五	参議院議員	令和七年七月二十日	○	
櫻井　充	宮城県仙台市青葉区川平五―九―九二	参議院議員	令和四年七月十日	○	
佐藤　啓	奈良県奈良市北登美ヶ丘五―八―一	参議院議員	令和四年七月十日	○	
佐山（生稲）　晃子	東京都港区白金六―一七―六	参議院議員	令和四年七月十日	○	
清水　真人	群馬県高崎市楽間町五五九―七	参議院議員	令和七年七月二十日	○	
進藤金日子	千葉県柏市逆井七六七―三四	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○	
末松　信介	兵庫県神戸市垂水区舞子坂三―一五―九	参議院議員兵庫県	令和四年七月十日	○	
鈴木　大地	東京都渋谷区代々木五―二九―七	参議院議員東京都	令和七年七月二十日	○	
鈴木　宗男	北海道釧路市鳥取北四―八―一五	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	
関口　昌一	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二三七〇―一	参議院議員埼玉県	令和四年七月十日	○	
高橋　克法	栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺一一一三	参議院議員栃木県	令和七年七月二十日	○	
高橋はるみ	北海道札幌市中央区南十五条西一―一―二四	参議院議員北海道	令和七年七月二十日	○	
瀧波（滝波）　宏文	福井県大野市中野一―五―六	参議院議員福井県	令和七年七月二十日	○	
鶴保　庸介	和歌山県岩出市桜台一三六―八	参議院議員和歌山県	令和四年七月十日	○	
出川　桃子	島根県松江市大正町四四七―三〇	参議院議員鳥取県・島根県	令和七年七月二十日	○	

土肥（友納）　理緒	東京都千代田区麹町一―三―一一	参議院比例代表	令和四年七月十日	○	
永井　学	山梨県甲府市北新一―八―九	参議院議員山梨県	令和四年七月十日	○	
中曽根弘文	群馬県前橋市南町三―七一―一	参議院議員群馬県	令和四年七月十日	○	
中西　祐介	徳島県阿南市学原町上カヤ野一六―七七	参議院議員徳島県・高知県	令和四年七月十日	○	
中根（三原じゅん子）　順子	神奈川県横浜市中区本牧荒井一三二―七四	参議院議員神奈川県	令和四年七月十日	○	
西田　昌司	京都府京都市南区西九条高畠町二〇	参議院議員京都府	令和七年七月二十日	○	
西田　英範	広島県広島市安佐北区口田南六―一〇―一〇	参議院議員広島県	令和七年七月二十日	○	
野上浩太郎	富山県富山市堀川町四四四―二	参議院議員富山県	令和四年七月十日	○	
野村　哲郎	鹿児島県鹿児島市吉野町一一一八六―三	参議院議員鹿児島県	令和四年七月十日	○	
橋本　英子（自見はなこ）	東京都千代田区麹町四―七	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○	
長谷川　岳	北海道札幌市南区定山渓温泉西一―四〇―四	参議院議員北海道	令和四年七月十日	○	
長谷川英晴	千葉県いすみ市山田一七三五	参議院比例代表	令和四年七月十日	○	
馬場　成志	熊本県熊本市東区小山六―二―二〇	参議院議員熊本県	令和七年七月二十日	○	
東野　秀樹	北海道名寄市風連町字旭三〇五〇	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	
福岡　資麿	佐賀県佐賀市兵庫北五―一―一―四三	参議院議員佐賀県	令和四年七月十日	○	
福山　守	徳島県徳島市八万町橋本二五四―一五	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	
藤井　一博	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷二七七	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○	
藤川　政人	愛知県丹羽郡扶桑町柏森中切三〇三	参議院議員愛知県	令和四年七月十日	○	
藤木　眞也	熊本県上益城郡嘉島町大字下仲間七二二	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○	
船橋　利実	北海道札幌市中央区南二条東五―一―一四	参議院議員北海道	令和四年七月十日	○	
古川　俊治	埼玉県さいたま市岩槻区城町二―一―二四	参議院議員埼玉県	令和七年七月二十日	○	
星　北斗	福島県郡山市方八町二―一七―一七	参議院議員福島県	令和四年七月十日	○	
堀井　巌	奈良県橿原市木原町四六―四	参議院議員奈良県	令和七年七月二十日	○	
本田　顕子	熊本県熊本市西区花園七―一二―一六	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	
舞立　昇治	鳥取県米子市西福原八―一二―六四	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	

牧野　京夫（牧野たかお）	静岡県島田市志戸呂八〇四	参議院議員	令和七年七月二十日	○	
松下　新平	宮崎県宮崎市高岡町飯田四―一四―九	参議院議員	令和四年七月十日	○	
松村　祥史	熊本県球磨郡あさぎり町上北四二七―一	参議院議員	令和四年七月十日	○	
松山　政司	福岡県福岡市西区愛宕浜二―三―一○	参議院議員	令和七年七月二十日	○	
宮澤　洋一（宮沢　洋一）	広島県福山市北吉津町二―一―一	参議院議員	令和四年七月十日	○	
宮本　和宏	滋賀県守山市浮気町三二一―三	参議院議員	令和七年七月二十日	○	
宮本　周司	石川県能美市松が岡五―一九一	参議院議員	令和七年七月二十日	○	
三好　雅子（森　まさこ）	福島県いわき市泉町黒須野字早稲田一六一―二四	参議院議員	令和七年七月二十日	○	
山崎　正昭	福井県大野市国時町一二〇五	参議院議員	令和四年七月十日	○	
山下　雄平	佐賀県唐津市呼子町呼子三八一七―五	参議院議員	令和七年七月二十日	○	
山田　太郎	東京都大田区北千束一―一五―八	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	
山田　宏	東京都千代田区麹町四―七	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○	
山本　啓介	長崎県壱岐市芦辺町芦辺浦一三一一	参議院議員長崎県	令和四年七月十日	○	
山本佐知子	三重県桑名市大字矢田小野山西二一八	参議院議員三重県	令和四年七月十日	○	
山本　順三	愛媛県今治市大新田町二―二―五○	参議院議員愛媛県	令和四年七月十日	○	
吉井　章	京都府京都市山科区西野岸ノ下町五五―五	参議院議員京都府	令和四年七月十日	○	
若井　敦子	岐阜県岐阜市西野町五―八	参議院議員岐阜県	令和七年七月二十日	○	
若林　洋平	静岡県御殿場市新橋六九四―三	参議院議員静岡県	令和四年七月十日	○	
脇　雅昭	神奈川県横浜市鶴見区寺谷二―三―一七	参議院議員神奈川県	令和七年七月二十日	○	
渡辺　猛之	岐阜県加茂郡八百津町福地三五一	参議院議員岐阜県	令和四年七月十日	○	

(八)　得票総数

令和六年十月二十七日執行総選挙

小選挙区選挙	二〇、八六七、七六二・二九九票
比例代表選挙	一四、五八二、六九〇　票
比例代表選挙	一二、八〇八、三〇六・七七五票
選挙区選挙	一四、四七〇、〇一六・九二五票
比例代表選挙	一八、二五六、二四五・四一二票
選挙区選挙	二〇、六〇三、二九八・二四一票

(九)　支部の数　七六二四　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　七六二四

(一〇)　政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　昭和三十年十一月十五日

(二)　政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成六年十二月二十六日

(三)　政党助成法第六条第一項の規定による直近の届出年月日　令和七年八月八日

六　チームみらい　届出年月日　令和八年一月十五日

(一)　政党の名称　チームみらい（略称　みらい）

(二)　主たる事務所の所在地　東京都港区赤坂二―二一―五

氏名	住所	生年月日	選任年月日
代表者　安野　貴博	東京都千代田区紀尾井町一―一五	平成二年十二月一日	令和七年七月二十日
会計責任者　安野　貴博	東京都千代田区紀尾井町一―一五	平成二年十二月一日	令和七年七月二十日
会計責任者の職務代行者　高山　聡史	東京都豊島区駒込一―三八―七	昭和六十一年九月二十一日	令和七年七月二十日
会計監査を行うべき者　安野　里奈	東京都千代田区紀尾井町一―一五	平成二年九月二十二日	令和七年七月二十九日

(七)　所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日
安野　貴博	東京都千代田区紀尾井町一―一五	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日

○　同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出されたものとされた者は

(八)　得票総数

令和七年七月二十日執行通常選挙

比例代表選挙	一、五一七、八九〇・三〇六票
選挙区選挙	九五六、六七四・〇〇二票

(九)　政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　令和六年十一月一日

(一〇)　政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　令和七年八月一日

(二)　政党助成法第六条第一項の規定による直近の届出年月日　令和七年八月十二日

七　日本維新の会　届出年月日　令和八年一月十三日

(一)　政党の名称　日本維新の会（略称　維新）

(二)　主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一―一七―一六

氏名	住所	生年月日	選任年月日
代表者　吉村　洋文	大阪府大阪市北区天満二―一〇―一九	昭和五十年六月十七日	令和六年十二月一日

	氏名	住所	選出区分	選挙期日	
(四) 会計責任者	高木佳保里	大阪府堺市南区御池台二―一―七四		昭和四十七年十月十日	
(五) 会計責任者の職務代行者	飯田　利信	大阪府堺市西区鳳南町四―三八八		昭和四十四年五月二十日	
(六) 会計監査を行うべき者	萩原　佳	大阪府茨木市南春日丘一―一〇―三		昭和五十二年七月二十七日	
(七) 所属国会議員	青柳　仁士	大阪府八尾市光町一―五五	衆議院議員 大阪府第十四区	令和六年十月二十七日	○
	東　徹	大阪府大阪市住之江区新北島三―二―一九	衆議院議員 大阪府第三区	令和六年十月二十七日	○
	阿部　圭史	兵庫県神戸市兵庫区西出町二―四―一二	衆議院議員 近畿ブロック	令和六年十月二十七日	○
	阿部　司	東京都北区田端新町二―一八―九	衆議院議員 東京都	令和六年十月二十七日	○
	池下　卓	大阪府高槻市古曽部町四―九―六	衆議院議員 大阪府第十区	令和六年十月二十七日	○
	池畑浩太朗	兵庫県たつの市龍野町旭町一〇〇―一	衆議院議員 近畿ブロック	令和六年十月二十七日	○
	市村浩一郎	兵庫県宝塚市栄町三―九―三	衆議院議員 近畿ブロック	令和六年十月二十七日	○
	伊東　信久	大阪府泉南市男里六―一五―一	衆議院議員 大阪府第十九区	令和六年十月二十七日	○
	井上　英孝	大阪府大阪市港区夕凪二―四―二四	衆議院議員 大阪府第一区	令和六年十月二十七日	○
	猪口　幸子	東京都葛飾区金町五―九―八	衆議院議員 東京都	令和六年十月二十七日	○
	岩谷　良平	大阪府東大阪市長堂一―八―二八	衆議院議員 大阪府第十三区	令和六年十月二十七日	○
	梅村　聡	大阪府池田市満寿美町六―二三	衆議院議員 大阪府第五区	令和六年十月二十七日	○
	浦野　靖人	大阪府松原市天美東八―六―一七	衆議院議員 大阪府第十五区	令和六年十月二十七日	○
	漆間　譲司（うるま譲司）	大阪府豊中市新千里北町三―一―一〇	衆議院議員 大阪府第八区	令和六年十月二十七日	○
	遠藤　敬	大阪府高石市高師浜一―二〇―八	衆議院議員 大阪府第十八区	令和六年十月二十七日	○
	奥下　剛光	大阪府吹田市藤白台五―七―七二	衆議院議員 大阪府第七区	令和六年十月二十七日	○
	金村　龍那	東京都港区白金台四―三―二九	衆議院議員 南関東ブロック	令和六年十月二十七日	○
	黒田　征樹	大阪府堺市東区日置荘田中町一七四―六	衆議院議員 大阪府第十六区	令和六年十月二十七日	○
	斎藤勇士アレックス（斎藤アレックス）	滋賀県大津市梅林一―一五―一五	衆議院議員 滋賀県第一区	令和六年十月二十七日	○
	杉本　和巳	愛知県一宮市本町四―二一―一〇	衆議院議員 東海ブロック	令和六年十月二十七日	○
	空本　誠喜	広島県東広島市西条町下見四六二三―一五	衆議院議員 広島県第四区	令和六年十月二十七日	○
	髙橋　英明	埼玉県川口市芝中田二―九―六	衆議院議員 北関東ブロック	令和六年十月二十七日	○
	徳安　淳子（徳安　淳子）	兵庫県尼崎市東難波町五―一―八	衆議院議員 近畿ブロック	令和六年十月二十七日	○
	中司　宏	大阪府枚方市楠葉美咲二―二―一	衆議院議員 大阪府第十一区	令和六年十月二十七日	○
	西田　薫	大阪府守口市大日町一―二―九	衆議院議員 大阪府第六区	令和六年十月二十七日	○
	萩原　佳	大阪府茨木市南春日丘一―一〇―三	衆議院議員 大阪府第九区	令和六年十月二十七日	○
	馬場　伸幸	大阪府堺市西区鳳南町一―二三―八	衆議院議員 大阪府第十七区	令和六年十月二十七日	○
	藤田　文武	大阪府寝屋川市打上元町一六―六	衆議院議員 大阪府第十二区	令和六年十月二十七日	○
	藤巻　健太	千葉県松戸市胡録台一六三―一	衆議院議員 南関東ブロック	令和六年十月二十七日	○
	前原　誠司	京都府京都市左京区岡崎南御所町三五―一	衆議院議員 京都府第二区	令和六年十月二十七日	○
	三木　圭恵	兵庫県西宮市高須町二―一―二六	衆議院議員 近畿ブロック	令和六年十月二十七日	○
	美延　映夫	大阪府大阪市北区長柄西一―七―四八	衆議院議員 大阪府第四区	令和六年十月二十七日	○
	村上　智信	福岡県築上郡築上町大字椎田九六八―一五	衆議院議員 福岡県第十二区	令和六年十月二十七日	○
	和田有一朗	兵庫県神戸市垂水区五色山一―二―二二	衆議院議員 近畿ブロック	令和六年十月二十七日	○
	青島　健太	東京都港区高輪四―六―二九	参議院議員 比例代表	令和四年七月十日	○
	浅田　均	大阪府大阪市城東区中央二―一四	参議院議員 大阪府	令和四年七月十日	○
	石井　苗子	神奈川県川崎市多摩区南生田六―二四―二	参議院議員 比例代表	令和四年七月十日	○
	猪瀬　直樹	東京都町田市つくし野四―二八―四五	参議院議員 比例代表	令和四年七月十日	○
	上野　蛍	富山県富山市上赤江町二―九―六	参議院議員 比例代表	令和四年七月十日	○

○　令和七年八月十二日　同党に所属して回の衆議院議員の総選挙又は前回の参議院議員通常選挙において選挙により選出されたとする候補者、前議員若しくは前々回の議員の参考人として出席を求めることを議決された者は、次のとおりである。

岡崎　太	大阪府大阪市東成区大今里二―二三―八	参議院議員	令和七年七月二十日	○	
嘉田由紀子	滋賀県大津市北比良八二九―二七	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	
片山　大介	兵庫県神戸市中央区加納町二―三―六	参議院議員兵庫県	令和四年七月十日	○	
金子　道仁	兵庫県川辺郡猪名川町若葉二―四―一―二	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○	
北埜　陽平（石　平）	奈良県奈良市あやめ池南三―三―三八	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	
串田　誠一	神奈川県横浜市保土ケ谷区川島町六八三―六一	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○	
柴田　巧	富山県小矢部市清水二九六七	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	
下村　清（中条きよし）	静岡県熱海市熱海一九八一―六五	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○	
髙木佳保里（高木かおり）	大阪府堺市南区御池台二―一―七四	参議院議員大阪府	令和四年七月十日	○	
中野　理江（佐々木りえ）	大阪府大阪市住之江区粉浜一―一二―一七	参議院議員大阪府	令和七年七月二十日	○	
新實　彰平（新実　彰平）	京都府京都市左京区聖護院東寺領町二―一七	参議院議員京都府	令和七年七月二十日	○	
根本めぐみ（石井めぐみ）	茨城県取手市藤代南二―八―一〇	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	
前田　明美（松野　明美）	熊本県熊本市北区植木町伊知坊四一〇―三	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○	
松沢　成文	東京都世田谷区奥沢五―五―六	参議院議員神奈川県	令和四年七月十日	○	

(八)　得票総数　六、〇四八、一〇三・六五二票

令和六年十月二十七日執行総選挙　小選挙区選挙　六、〇四八、一〇三・六五二票

令和七年七月二十日執行通常選挙　比例代表選挙　五、一〇五、一二七　票

令和七年七月二十日執行通常選挙　比例代表選挙　四、三七五、九二七・六八二票

令和四年七月十日執行通常選挙　選挙区選挙　三、四五一、八三四　票

令和四年七月十日執行通常選挙　比例代表選挙　七、八四五、九九五・三五二票

令和四年七月十日執行通常選挙　選挙区選挙　五、五三三、六五七・四五四票

(九)　支部の数　二一五　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　二一五

政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成二十七年十月三十一日

(一)　政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成二十七年十一月二日

(二)　政党助成法第六条第一項の規定による直近の届出年月日　令和七年八月十二日

(三)　政党助成法第六条第一項の規定による直近の届出年月日　令和八年一月十六日

八　日本保守党

(一)　政党の名称　日本保守党（にっぽんほしゅとう）（略称　保守党（ほしゅとう））

(二)　主たる事務所の所在地　東京都千代田区麹町二―二―三一

(三)　代表者　百田　尚樹　兵庫県川西市萩原台西一―二一六　生年月日　昭和三十一年二月二十三日

(四)　会計責任者　小柳　岳史　東京都江東区古石場二―一二―五　生年月日　昭和五十一年五月十七日

(五)　会計責任者の職務代行者　宗川　龍介　千葉県四街道市鹿渡八六五―五三　生年月日　昭和六十三年六月十日

(六)　会計監査を行うべき者　堤　登志男　東京都北区滝野川六―二一―一　生年月日　昭和二十七年三月十三日

(七)　所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	
島田　洋一	福井県福井市坪谷町二二―一二	衆議院議員近畿	令和六年十月二十七日	○
百田　尚樹	兵庫県川西市萩原台西一―二一六	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○
北村　晴男	神奈川県川崎市麻生区万福寺四―一九―一	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○

同党に所属する候補者として、衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出されたものは○

(八)　得票総数　一五五、八三七　票

令和六年十月二十七日執行総選挙　小選挙区選挙　一、一四五、六二二　票

令和七年七月二十日執行通常選挙　比例代表選挙　二、九八二、〇九三・四五五票

選挙区選挙　六五二、二六六　票

(九)　支部の数　六　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　六

政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　令和五年九月一日

(一)　政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　令和六年十一月五日

(二)　政党助成法第六条第一項の規定による直近の届出年月日　令和七年八月十三日

九　立憲民主党

(一)　政党の名称　立憲民主党（りっけんみんしゅとう）（略称　民主党（みんしゅとう））

(二)　主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町一―一一―一

(三)　代表者　野田　佳彦　千葉県船橋市薬円台六―二一―一〇　生年月日　昭和三十二年五月二十日

(四)　会計責任者　津村　啓介　岡山県岡山市中区円山一〇七　生年月日　昭和四十六年十月二十七日

	氏名	住所	選出区分	選挙期日	
(五) 会計責任者の職務代行者	豊原　昭二	東京都世田谷区上祖師谷四―三八―七	衆議院議員	令和三十四年十二月十八日	令和二年九月十五日
(六) 会計監査を行うべき者	下條　光康	長野県松本市深志二―五―一三	衆議院議員	昭和三十年十二月二十八日	令和六年十月一日
	田島麻衣子	東京都千代田区麹町四―七	衆議院議員	昭和五十一年十二月二十日	令和七年十月二十一日
(七) 所属国会議員	青柳陽一郎（青柳陽一郎）	神奈川県横浜市保土ケ谷区東川島町七〇―三	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	青山　大人	茨城県土浦市荒川沖東三―一七―六二	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	阿久津幸彦	東京都板橋区中板橋一八―五	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	東　克哉	広島県広島市安佐南区長束四―一八―一九	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	安住　淳	宮城県石巻市南中里四―一―一八	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	阿部　知子	神奈川県藤沢市川名一八一―一八	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	阿部祐美子	東京都品川区北品川五―五―二七	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	荒井　優	北海道札幌市豊平区水車町四―二―二四	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	有田　芳生	東京都練馬区早宮一―四七―九	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	五十嵐衣里（五十嵐えり）	東京都武蔵野市中町二―三―一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	池田　真紀	北海道札幌市厚別区厚別中央二条五―四―三五	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	井坂　信彦	兵庫県神戸市灘区深田町二―四―一二	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	石川　香織	北海道帯広市西十八条南五―三二―一〇	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	泉　健太	京都府京都市伏見区深草大亀谷西久宝寺町二四―四	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	市來　伴子	埼玉県所沢市緑町四―二八	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	伊藤　俊輔	東京都町田市原町田三―三―二七	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	稲富　修二	福岡県福岡市南区長丘二―二七―四二	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	今井　雅人	岐阜県美濃加茂市太田町一七五七―七	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	内田　玲子（松下　玲子）	東京都西東京市新町一―四	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	梅谷　守	新潟県上越市木田一―一三―二七	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	江田　憲司	神奈川県横浜市青葉区新石川二―一〇―二	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	枝野　幸男	埼玉県さいたま市大宮区東町二―一一四	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	大河原雅子（大河原まさこ）	東京都立川市錦町六―四―二四	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	大串　博志	佐賀県小城市三日月町長神田一八〇七―三	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	逢坂　誠二	北海道函館市梁川町六―六	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	大島　敦	埼玉県北本市宮内七―七〇―一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	大嶽　理恵（おおたけりえ）	愛知県豊川市為当町椎木一三五	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	大築　紅葉（おおつき紅葉）	北海道小樽市緑二―二六―三	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	大西　健介	愛知県刈谷市八幡町五―四一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	岡島　一正	千葉県市原市姉崎三九五	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	岡田　克也	三重県四日市市諏訪栄町五―八	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	岡田　悟	兵庫県西宮市津門稲荷町六―八	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	岡田　華子	東京都目黒区鷹番二―一〇―二	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	岡本　充功	愛知県稲沢市日下部北町四―二―一	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	小川　淳也	香川県高松市円座町一六七三―五	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	奥野總一郎（奥野総一郎）	千葉県千葉市中央区亀岡町八―八	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	小熊　慎司	福島県会津若松市一箕町松長一―一四	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○
	小沢　一郎	岩手県奥州市水沢袋町二―三八	衆議院議員	令和六年十月二十七日	○

落合　貴之	東京都世田谷区赤堤一―三四―二〇	衆議院議員東京都第六区	令和六年十月二十七日	○		
尾辻かな子	大阪府高槻市大手町三―四四	衆議院議員近畿	令和六年十月二十七日	○		
海江田万里	東京都新宿区西新宿四―八―四	衆議院議員東京都第一区	令和六年十月二十七日	○		
籾谷　淳子（安藤じゅん子）	千葉県松戸市上本郷二七三五	衆議院議員千葉県第六区	令和六年十月二十七日	○		
金子　恵美	福島県伊達市保原町字旭町九一	衆議院議員福島県第一区	令和六年十月二十七日	○		
鎌田さゆり	宮城県仙台市泉区住吉台東四―一二―一二	衆議院議員宮城県第二区	令和六年十月二十七日	○		
神谷　裕	北海道岩見沢市六条東一一―五五	衆議院議員北海道第十区	令和六年十月二十七日	○		
亀井亜紀子	島根県松江市西津田六―七―一七	衆議院議員島根県第一区	令和六年十月二十七日	○		
川内　博史	鹿児島県鹿児島市下荒田一―六―二三	衆議院議員鹿児島県第一区	令和六年十月二十七日	○		
川原田英世	北海道網走市台町一―一五―一九	衆議院議員北海道	令和六年十月二十七日	○		
城井　崇	福岡県北九州市小倉南区上石田二―二一―一八	衆議院議員福岡県第十区	令和六年十月二十七日	○		
菊田真紀子	新潟県三条市東三条一―二二―一〇	衆議院議員新潟県第二区	令和六年十月二十七日	○		
黒岩　宇洋	新潟県新発田市諏訪町三―二―一九	衆議院議員新潟県第三区	令和六年十月二十七日	○		
玄葉光一郎	福島県田村市船引町船引字北町通四一	衆議院議員福島県第二区	令和六年十月二十七日	○		
源馬謙太郎	静岡県浜松市中央区海老塚一―一二―一	衆議院議員静岡県第八区	令和六年十月二十七日	○		
神津　健（神津たけし）	長野県上田市中央二―一二―九	衆議院議員長野県第三区	令和六年十月二十七日	○		
高野和歌子（福森和歌子）	三重県津市新町一―五―三四	衆議院議員東京都第十五区	令和六年十月二十七日	○		
後藤　祐一	神奈川県厚木市寿町二―一―三	衆議院議員神奈川県第十六区	令和六年十月二十七日	○		
小宮山泰子	埼玉県川越市新富町一―一〇―三	衆議院議員埼玉県第七区	令和六年十月二十七日	○		
小山　千帆	東京都港区赤坂二―一七―一〇	衆議院議員東京都第十一区	令和六年十月二十七日	○		
小山　展弘	静岡県磐田市中泉二八〇―三	衆議院議員静岡県第三区	令和六年十月二十七日	○		
近藤　和也	石川県鹿島郡中能登町井田む部二〇	衆議院議員石川県第三区	令和六年十月二十七日	○		
近藤　昭一	愛知県名古屋市緑区鳴海町字中汐田二一七―一	衆議院議員愛知県第三区	令和六年十月二十七日	○		
齋藤　裕喜	福島県双葉郡富岡町大字本岡字清水前一二二―八	衆議院議員東北	令和六年十月二十七日	○		
酒井　菜摘（酒井なつみ）	東京都江東区塩浜一―四―三三	衆議院議員東京都第十五区	令和六年十月二十七日	○		

坂本祐之輔	埼玉県東松山市材木町六―八	衆議院議員埼玉県第十区	令和六年十月二十七日	○		
櫻井　周	兵庫県伊丹市鈴原町九―一三八	衆議院議員兵庫県第六区	令和六年十月二十七日	○		
佐々木奈保美（佐々木ナオミ）	神奈川県小田原市鴨宮八三一―七	衆議院議員南関東	令和六年十月二十七日	○		
佐藤　公治	広島県尾道市向島町八〇三―一	衆議院議員広島県第五区	令和六年十月二十七日	○		
重徳　和彦（重徳　和彦）	愛知県岡崎市真宮町八―一〇	衆議院議員愛知県第十二区	令和六年十月二十七日	○		
階　猛	岩手県盛岡市馬場町六―一八	衆議院議員岩手県第一区	令和六年十月二十七日	○		
篠原　豪	神奈川県横浜市金沢区富岡西二―七―二〇	衆議院議員神奈川県第一区	令和六年十月二十七日	○		
篠原　孝	長野県中野市大字田麦九〇六	衆議院議員長野県第一区	令和六年十月二十七日	○		
柴田　勝之	東京都江戸川区船堀一―四―一〇	衆議院議員東京都	令和六年十月二十七日	○		
下條　光康（下条　みつ）	長野県松本市深志二―五―一三	衆議院議員長野県第二区	令和六年十月二十七日	○		
下野　幸助	三重県鈴鹿市白子駅前三九―一七	衆議院議員三重県第二区	令和六年十月二十七日	○		
白石　洋一	愛媛県西条市神拝甲五三三―一	衆議院議員愛媛県第二区	令和六年十月二十七日	○		
末松　義規	東京都小平市花小金井一―八―二	衆議院議員東京都第十九区	令和六年十月二十七日	○		
杉﨑小百合（大塚小百合）	神奈川県茅ヶ崎市東海岸南二―五―二七	衆議院議員神奈川県第二十区	令和六年十月二十七日	○		
杉村　慎治	埼玉県入間市豊岡二―九―三	衆議院議員埼玉県第九区	令和六年十月二十七日	○		
鈴木　岳幸	静岡県藤枝市五十海一―六―一〇	衆議院議員東海	令和六年十月二十七日	○		
鈴木　庸介	東京都豊島区北大塚二―二七―三	衆議院議員京都	令和六年十月二十七日	○		
宗野　創	神奈川県川崎市高津区溝口六―八―七	衆議院議員神奈川県第十八区	令和六年十月二十七日	○		
高橋　永	徳島県徳島市万代町四―三六―六	衆議院議員四国	令和六年十月二十七日	○		
高松　智之（高松　智之）	東京都練馬区東大泉七―三七―六	衆議院議員東京都第二十八区	令和六年十月二十七日	○		
竹内　千春	埼玉県越谷市南越谷四―二一―九	衆議院議員北関東	令和六年十月二十七日	○		
武正　公一	埼玉県さいたま市浦和区大東三―三九―一五	衆議院議員東北	令和六年十月二十七日	○		
田嶋　要	千葉県千葉市稲毛区小仲台五―五―一	衆議院議員千葉県第一区	令和六年十月二十七日	○		
辻　英之	福井県小浜市谷田部四一―三	衆議院議員福井県第二区	令和六年十月二十七日	○		
津村　啓介	岡山県岡山市中区円山一〇七	衆議院議員中国	令和六年十月二十七日	○		

手塚　仁雄　東京都目黒区上目黒一―二六―一　衆議院議員　東京都第五区　令和六年十月二十七日　○
寺田　学　秋田県秋田市御所野地蔵田五―二二―一三　衆議院議員　東北　令和六年十月二十七日　○
中川奈保子（篠田奈保子）　北海道釧路市緑ヶ岡五―一〇―二二　衆議院議員　北海道　令和六年十月二十七日　○
中嶋　克仁（中島　克仁）　山梨県甲府市高畑二―一八―一一　衆議院議員　山梨県第一区　令和六年十月二十七日　○
中谷　一馬　神奈川県横浜市港北区日吉本町一―二七―三七　衆議院議員　神奈川県第七区　令和六年十月二十七日　○
長妻　昭　東京都中野区本町一―三二―一　衆議院議員　東京都第二十七区　令和六年十月二十七日　○
長友　克洋（長友よしひろ）　神奈川県相模原市緑区上九沢二六八　衆議院議員　南関東　令和六年十月二十七日　○
西川　厚志　愛知県名古屋市中川区一色新町一―九〇五　衆議院議員　愛知県第五区　令和六年十月二十七日　○
西川　将人　北海道旭川市永山一条二〇―一―一一　衆議院議員　北海道　令和六年十月二十七日　○
野田　佳彦　千葉県船橋市薬円台六―二一―一〇　衆議院議員　千葉県第十四区　令和六年十月二十七日　○
野間　健　鹿児島県薩摩川内市平佐町二八八七―一　衆議院議員　鹿児島県第三区　令和六年十月二十七日　○
橋本　慧悟　兵庫県明石市藤江二〇二八―一二四　衆議院議員　近畿　令和六年十月二十七日　○
長谷川嘉一　群馬県太田市由良町九二一　衆議院議員　北関東　令和六年十月二十七日　○
波多野　翼　福井県吉田郡永平寺町谷口一一―三九　衆議院議員　北陸信越　令和六年十月二十七日　○
原口　一博　佐賀県佐賀市高木瀬東二―五―四一　衆議院議員　佐賀県第一区　令和六年十月二十七日　○
原田　和広　山形県山形市鈴川町二―三―一　衆議院議員　東北　令和六年十月二十七日　○
伴野　豊　愛知県東海市加木屋町三ツ池一二―五　衆議院議員　愛知県第八区　令和六年十月二十七日　○
平岡　秀夫　山口県岩国市楠町二―一一―四一　衆議院議員　中国　令和六年十月二十七日　○
福田　昭夫　栃木県日光市小百七七八　衆議院議員　栃木県第二区　令和六年十月二十七日　○
福田　淳太　長野県飯田市松尾明五二〇一―一　衆議院議員　北陸信越　令和六年十月二十七日　○
藤岡　隆雄（藤岡たかお）　栃木県小山市城東二―一―三七　衆議院議員　栃木県第四区　令和六年十月二十七日　○
藤原　規眞　愛知県一宮市新生二―五―三〇　衆議院議員　愛知県第十区　令和六年十月二十七日　○
本庄　知史　千葉県柏市増尾二―一九―二〇　衆議院議員　千葉県第八区　令和六年十月二十七日　○
本多智奈美（西村智奈美）　新潟県新潟市中央区万代五―七―二　衆議院議員　新潟県第一区　令和六年十月二十七日　○

牧　義夫　愛知県名古屋市熱田区熱田西町一―一七　衆議院議員　愛知県第四区　令和六年十月二十七日　○
升田世喜男　青森県青森市新田二―一―一〇　衆議院議員　東北　令和六年十月二十七日　○
松尾　明弘　東京都中野区本町二―四六―三　衆議院議員　東京都第七区　令和六年十月二十七日　○
松木　謙公（松木けんこう）　北海道札幌市北区新琴似四条二―四―五　衆議院議員　北海道第二区　令和六年十月二十七日　○
松田　功　愛知県北名古屋市西春駅前一―五三　衆議院議員　東海　令和六年十月二十七日　○
眞野　哲　岐阜県多治見市若松町二―四九―二　衆議院議員　東海　令和六年十月二十七日　○
馬淵　澄夫　奈良県奈良市帝塚山南四―八―一九　衆議院議員　奈良県第一区　令和六年十月二十七日　○
丸尾　圭祐　福岡県福岡市東区香椎団地一―一二　衆議院議員　九州　令和六年十月二十七日　○
水沼　秀幸　千葉県船橋市本町二―七―一　衆議院議員　千葉県第四区　令和六年十月二十七日　○
三角　創太　埼玉県春日部市粕壁四六三〇―六　衆議院議員　北関東　令和六年十月二十七日　○
道下　大樹　北海道札幌市西区西町北一―三―一一　衆議院議員　北海道第一区　令和六年十月二十七日　○
緑川　貴士　秋田県大館市南神明町九―一九　衆議院議員　秋田県第二区　令和六年十月二十七日　○
宮川　伸　千葉県印西市中央南二―二―二　衆議院議員　南関東　令和六年十月二十七日　○
森川　栄志（太栄志）　神奈川県大和市中央林間五―四―二〇　衆議院議員　神奈川県第十三区　令和六年十月二十七日　○
森田　俊和　埼玉県熊谷市久保島一四二九―五　衆議院議員　埼玉県第十二区　令和六年十月二十七日　○
森山　浩行　大阪府堺市堺区向陵西町一―六―二八　衆議院議員　近畿　令和六年十月二十七日　○
矢﨑堅太郎（矢崎堅太郎）　千葉県浦安市弁天二―一七―七　衆議院議員　千葉県第五区　令和六年十月二十七日　○
谷田川　元　千葉県香取市佐原ホ一二二六―一　衆議院議員　南関東　令和六年十月二十七日　○
柳沢　剛　宮城県名取市ゆりが丘四―一八―一　衆議院議員　宮城県第三区　令和六年十月二十七日　○
山岡　達丸　北海道苫小牧市拓勇東町七―二―二七　衆議院議員　北海道第九区　令和六年十月二十七日　○
山岸　一生　東京都練馬区石神井町五―三―一五　衆議院議員　東京都第九区　令和六年十月二十七日　○
山﨑　誠（山崎　誠）　神奈川県横浜市戸塚区戸塚町三九八三　衆議院議員　南関東　令和六年十月二十七日　○
山下　章子（岡本あき子）　宮城県仙台市太白区長町五―三―一　衆議院議員　宮城県第一区　令和六年十月二十七日　○
山田　勝彦　長崎県大村市黒丸町三一〇―一二　衆議院議員　九州　令和六年十月二十七日　○

山　登志浩	富山県富山市下新町二一―二四	衆議院議員北陸信越	令和六年十月二十七日	○		
山井　和則	京都府宇治市宇治壱番三八―二	衆議院議員京都府第六区	令和六年十月二十七日	○		
山花　郁夫	東京都調布市柴崎二―一三―三	衆議院議員東京都第二十二区	令和六年十月二十七日	○		
屋良　朝博	沖縄県沖縄市久保田一―一五―二七	衆議院議員九州州	令和六年十月二十七日	○		
柚木　道義	岡山県倉敷市中央一―二五―二三	衆議院議員岡山県第四区	令和六年十月二十七日	○		
吉川　元	大分県臼杵市大字野田八九七―三	衆議院議員九州州	令和六年十月二十七日	○		
吉田　晴美（吉田はるみ）	東京都杉並区阿佐谷北一―一七―三	衆議院議員東京都第八区	令和六年十月二十七日	○		
米山　隆一	新潟県長岡市旭町二―三―三一	衆議院議員新潟県第四区	令和六年十月二十七日	○		
笠　浩史	神奈川県川崎市麻生区万福寺三―一二―一	衆議院議員神奈川県第九区	令和六年十月二十七日	○		
早稲田夕季（早稲田ゆき）	神奈川県鎌倉市雪ノ下二―一二―一〇	衆議院議員神奈川県第四区	令和六年十月二十七日	○		
渡邉　周（渡辺　周）	静岡県沼津市末広町三九	衆議院議員静岡県第六区	令和六年十月二十七日	○		
渡辺　創	宮崎県宮崎市東大宮二―一〇―七	衆議院議員宮崎県第一区	令和六年十月二十七日	○		
青木　愛	東京都北区岸町一―二―九	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○		
石橋　通宏	東京都千代田区麹町四―七	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○		
小川のり子（石垣のりこ）	宮城県仙台市青葉区堤町一―一―三	参議院議員宮城県	令和七年七月二十日	○		
小澤　雅仁（小沢　雅仁）	山梨県甲府市飯田五―一七―一八	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○		
鬼木　誠	福岡県久留米市西町一三五八―一	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○		
勝部　賢志	北海道江別市大麻晴美町四―六	参議院議員北海道	令和七年七月二十日	○		
川堀　絵里（三上　えり）	広島県廿日市市阿品四―四一―一九	参議院議員広島県	令和四年七月十日	○		
岸　真紀子	北海道岩見沢市栗沢町上幌二三三四	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○		
木戸口英司	岩手県花巻市材木町一四―四五	参議院議員岩手県	令和六年十月二十七日			
熊谷　裕人	埼玉県さいたま市北区宮原町一―八七―一	参議院議員埼玉県	令和七年七月二十日	○		
古賀　千景	福岡県久留米市善導寺町与田三〇―一二	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○		
古賀　之士	福岡県福岡市早良区室見一―一〇―三	参議院議員福岡県	令和四年七月十日	○		
小島　智子（小島とも子）	三重県桑名市大山田四―一七―六	参議院議員三重県	令和七年七月二十日	○		
小西　洋之	東京都千代田区紀尾井町一―一五	参議院議員千葉県	令和四年七月十日	○		
齋藤　嘉隆（斎藤　嘉隆）	愛知県名古屋市中川区服部五―六一八	参議院議員愛知県	令和四年七月十日	○		
齊藤　蓮舫（蓮　舫）	東京都世田谷区太子堂三―三四―一	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○		
塩村　文夏（塩村あやか）	東京都世田谷区野沢三―三一―四	参議院議員東京都	令和七年七月二日	○		
柴　愼一	東京都大田区大森東三―五―二五	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○		
杉尾　秀哉	長野県長野市大字稲葉一八一二	参議院議員長野県	令和四年七月十日	○		
鈴木　エリ（徳永　エリ）	北海道札幌市中央区南十三条西二三―一―一〇	参議院議員北海道	令和四年七月十日	○		
髙木　真理（高木　真理）	埼玉県さいたま市北区宮原町三―六〇二	参議院議員埼玉県	令和四年七月十日	○		
田島麻衣子	東京都千代田区麹町四―七	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○		
田名部匡代	青森県八戸市南類家三―一〇―一	参議院議員青森県	令和四年七月十日	○		
辻元　清美	大阪府高槻市城北町一―一四―一一	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○		
長浜　博行	千葉県柏市中央町五―二一	参議院議員千葉県	令和七年七月二十日	○		
羽田　次郎	長野県上田市中央二―四―一二	参議院議員長野県	令和七年七月二十日	○		
福士　珠美（福士ますみ）	青森県青森市造道三―二六―一	参議院議員青森県	令和七年七月二十日	○		
福山　哲郎	京都府京都市上京区小島町五四七―一	参議院議員京都府	令和四年七月十日	○		
牧山　弘恵（牧山ひろえ）	神奈川県横浜市中区根岸旭台一一	参議院議員神奈川県	令和七年七月二十日	○		
水岡　俊一	兵庫県神戸市西区春日台二―四―二〇	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○		
村木さく良（打越さく良）	新潟県新潟市中央区笹口二―五―一〇	参議院議員新潟県	令和七年七月二十日	○		
村田　享子	東京都文京区本郷四―一七―五	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○		
森本　真治	広島県広島市安佐北区口田南八―四三―六	参議院議員広島県	令和七年七月二十日	○		
森　裕子（森　ゆうこ）	新潟県新潟市江南区横越中央一―七―一一	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○		
山内佳菜子（山内かなこ）	宮崎県宮崎市神宮東二―四―二	参議院議員宮崎県	令和七年七月二十日	○		
横澤　高徳（横沢　高徳）	岩手県紫波郡矢巾町大字室岡第一二地割六九―六	参議院議員岩手県	令和七年七月二十日	○		
吉川　沙織	東京都千代田区麹町四―七	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○		
吉田　忠智	大分県大分市にじが丘三―九―二	参議院議員大分県	令和七年七月二十日	○		

(八) 得票総数　小選挙区選挙　一五、七四〇、八六〇・二七九票
令和六年十月二十七日執行総選挙　比例代表選挙　一一、五六五、一二二・六二〇票
令和七年七月二十日執行通常選挙　比例代表選挙　七、三九七、四五七・四九八票
選挙区選挙　九、一一九、六五五・七三二票
令和四年七月十日執行通常選挙　比例代表選挙　六、七七一、九四五・〇一一票
選挙区選挙　八、一五四、三三〇・〇三六票

(九) 支部の数　三五四　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　三五四

(一〇) 政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　令和二年九月十五日

(二) 政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　令和二年九月十五日

(三) 政党助成法第六条第一項の規定による直近の届出年月日　令和七年八月十三日

十　れいわ新選組

(一) 政党の名称　れいわ新選組（しんせんぐみ）（略称　れいわ）　届出年月日　令和八年一月十四日

(二) 主たる事務所の所在地　東京都千代田区麹町二―五―二〇

(三) 代表者　氏名　住所　生年月日　選任年月日
山本　太郎　東京都千代田区紀尾井町三―二九　昭和四十九年十一月二十四日　令和元年七月二十一日

(四) 会計責任者　髙井　崇志　埼玉県久喜市本町八―二―九　昭和四十四年九月二十六日　令和四年七月一日

(五) 会計責任者の職務代行者　後藤　一輝　東京都国分寺市戸倉二―七―一六　昭和四十九年七月十五日　令和元年七月二十一日

(六) 会計監査を行うべき者　南　裕史　東京都千代田区永田町二―一二―四　昭和四十三年十月十一日　令和元年七月二十九日

(七) 所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出された者は○
木村　英子	東京都多摩市馬引沢一―四―一	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○
伊勢崎賢治	東京都練馬区上石神井一―七―七	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○
遠藤美代（奥田ふみよ）	福岡県糸島市福吉二―八―一二	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○
山本　太郎	東京都千代田区紀尾井町三―二九	参議院議員東京都	令和四年七月十日	○
天畠　大輔	東京都武蔵野市中町一―一二―一〇	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○
大島九州男	福岡県直方市知古二―五―三八	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○
佐原　若子	青森県弘前市大字駅前二―九―一	衆議院議員東北	令和六年十月二十七日	○
髙井　崇志（髙井たかし）	埼玉県久喜市本町八―二―九	衆議院議員東北	令和六年十月二十七日	○
多ケ谷　亮（たがや　亮）	千葉県茂原市早野一三四二―一	衆議院議員南関東	令和六年十月二十七日	○
櫛渕　万里（くしぶち万里）	東京都江戸川区小松川一―二―二	衆議院議員東京都	令和六年十月二十七日	○
阪口　直人（さかぐち直人）	岐阜県各務原市鵜沼南町二―一三―四	衆議院議員東海	令和六年十月二十七日	○
上村　英明	神奈川県川崎市麻生区上麻生一―一二―二	衆議院議員東海	令和六年十月二十七日	○
大石　晃子（大石あきこ）	大阪府大阪市中央区内淡路町一―四―一一	衆議院議員近畿	令和六年十月二十七日	○
八幡　愛（やはた　愛）	大阪府東大阪市小阪二―五―二五	衆議院議員近畿	令和六年十月二十七日	○
山川　仁（山川ひとし）	沖縄県豊見城市字豊崎一―八七九	衆議院議員九州	令和六年十月二十七日	○

(八) 得票総数　小選挙区選挙　四二五、四四五・一一一票
令和六年十月二十七日執行総選挙　比例代表選挙　三、八〇五、〇六〇票
令和七年七月二十日執行通常選挙　比例代表選挙　三、八七九、九一四・二五三票
選挙区選挙　一、八八一、六〇六票
令和四年七月十日執行通常選挙　比例代表選挙　二、三一九、一五六・〇一六票
選挙区選挙　九八九、七一六票

(九) 支部の数　一六　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　一六

(一〇) 政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成三十一年四月一日

(二) 政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　令和元年七月二十五日

(三) 政党助成法第六条第一項の規定による直近の届出年月日　令和七年八月八日

○総務省告示第百二十二号

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和八年一月一日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
立憲民主党	支部の数	三五五	三五四	（届出年月日）令和八年一月十五日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三五五	三五四	
立憲民主党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名 後藤　祐一		令和八年一月十五日
公明党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名 中嶋　克仁（中島　克仁）		令和八年一月十五日
		河西　宏一		
		山井　和則		
		中野　洋昌		
立憲民主党	会計責任者の職務代行者	氏名 岡本　健司		令和八年一月十五日
		住所 東京都江東区北砂五―二〇―一八		
		生年月日 昭和四十五年七月十六日		
		選任年月日 令和八年一月十五日		
		豊原　昭二		
立憲民主党	代表者	氏名 水岡　俊一		令和八年一月二十日
		住所 兵庫県神戸市西区春日台二―四―二〇		
		生年月日 昭和三十一年六月十三日		
		選任年月日 令和八年一月二十日		
		野田　佳彦		
立憲民主党	会計責任者	氏名 田名部匡代		
		住所 青森県八戸市南類家三―一〇―一		
		生年月日 昭和四十四年七月十日		
		津村　啓介		

政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
立憲民主党	会計監査を行うべき者	氏名 下條　光康		令和八年一月二十日
	会計監査を行うべき者（会計監査を行うべき者でなくなった）			
	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名 青柳陽一郎（青柳陽一郎）		
		青山　大人		
		阿久津幸彦		
		東　克哉		
		安住　淳		
		阿部　知子		
		阿部祐美子		
		荒井　優		
		有田　芳生		
		五十嵐衣里（五十嵐えり）		
		池田　真紀		
		井坂　信彦		
		石川　香織		
		泉　健太		
		市來　伴子		
		伊藤　俊輔		
		稲富　修二		
		今井　雅人		
		内田　玲子（松下　玲子）		
		梅谷　守		
		江田　憲司		
		枝野　幸男		
		大串　博志		
		逢坂　誠二		
		大島　敦		
		大嶽　理恵（おおたけりえ）		
		大築　紅葉（おおつき紅葉）		
		大西　健介		
		岡島　一正		
		岡田　克也		
		岡田　悟		
		岡田　華子		

岡本　充功
小川　淳也
奥野總一郎（奥野総一郎）
小熊　慎司
小沢　一郎
落合　貴之
尾辻かな子
海江田万里
粕谷　淳子（安藤じゅん子）
金子　恵美
鎌田さゆり
神谷　裕
亀井亜紀子
川内　博史
川原田英世
城井　崇
菊田真紀子
黒岩　宇洋
玄葉光一郎
源馬謙太郎
神津　健（神津たけし）
高野和歌子（福森和歌子）
小宮山泰子
小山　千帆
小山　展弘
近藤　和也
近藤　昭一
齋藤　裕喜
酒井　菜摘（酒井なつみ）
坂本祐之輔
櫻井　周
佐々木奈保美（佐々木ナオミ）
佐藤　公治
重徳　和彦（重徳　和彦）
階　猛

篠原　豪
篠原　孝
柴田　勝之
下條　光康（下条　みつ）
下野　幸助
白石　洋一
末松　義規
杉崎小百合（大塚小百合）
杉村　慎治
鈴木　岳幸
鈴木　庸介
宗野　創
高橋　永
高松　智之（高松　智之）
竹内　千春
武正　公一
田嶋　要
辻　英之
津村　啓介
手塚　仁雄
中川奈保子（篠田奈保子）
中谷　一馬
長妻　昭
長友　克洋（長友よしひろ）
西川　厚志
西川　将人
野田　佳彦
野間　健
橋本　慧悟
長谷川嘉一
波多野　翼
原田　和広
伴野　豊
平岡　秀夫
福田　昭夫
福田　淳太
藤岡　隆雄（藤岡たかお）
藤原　規眞

公明党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	令和八年一月二十一日
		赤羽　一嘉	
		浮島　智子（浮島とも子）	
		大森江里子	
		岡本　三成	
		金城　泰邦	
		輿水　恵一	
		斉藤　鉄夫	
		佐藤　英道	
		庄子　賢一	
		角田　秀穂	
		中川　宏昌	
		中川　康洋	
		西園　勝秀	
		沼崎　満子	
		濵地　雅一	
		平林　晃	
		福重　隆浩	
		山崎　正恭	
		吉田　宣弘	
公明党	代表者	斉藤　鉄夫	令和八年一月二十二日

本庄　知史
本多智奈美（西村智奈美）
牧　義夫
升田世喜男
松尾　明弘
松木　謙公（松木けんこう）
松田　功
眞野　哲
馬淵　澄夫
丸尾　圭祐
水沼　秀幸
三角　創太
道下　大樹
緑川　貴士
宮川　伸
森川　栄志（太　栄志）
森田　俊和
森山　浩行
矢崎堅太郎（矢崎堅太郎）
谷田川　元
柳沢　剛
山岡　達丸
山岸　一生
山崎　誠（山崎　誠）
山下　章子（岡本あき子）
山田　勝彦
山　登志浩
山花　郁夫
屋良　朝博
柚木　道義
吉川　元
吉田　晴美（吉田はるみ）
米山　隆一
笠　浩史
早稲田夕季（早稲田ゆき）
渡邉　周（渡辺　周）
渡辺　創
原口　一博

○総務省告示第百二十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第三十三条第七項の規定に基づき、政党交付金の返還を命じた旨、政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

政党交付金の返還命令

政党の名称　日本維新の会

政党交付金の返還命令額　10,775,900円

（理由）政党助成法第33条第２項第４号に該当するため。

公明党	住所	東京都中央区佃二―一―一
	氏名	菊地とし子（竹谷とし子）
	生年月日	昭和四十四年九月三十日
	選任年月日	令和八年一月二十二日

○厚生労働省告示第百二十三号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、結核に関する特定感染症予防指針等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

結核に関する特定感染症予防指針等の一部を改正する告示

（結核に関する特定感染症予防指針の一部改正）

第一条　結核に関する特定感染症予防指針（平成十九年厚生労働省告示第七十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第八　施設内（院内）感染の防止等 一　施設内（院内）感染の防止 1・2　（略） 3　都道府県等は、結核の発生の予防及びそのまん延の防止を目的に、施設内（院内）感染に関する情報や研究の成果を、医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院等、学校、社会福祉施設、学習塾等の関係者に普及していくことが重要である。また、これらの施設の管理者にあっては、提供された情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、普段からの施設内（院内）の患者、生徒等、収容されている者及び職員の健康管理等により、結核患者が早期に発見されるように努めることが重要である。外来患者やデイケア等を利用する通所者に対しても、十分な配慮がなされることが望ましい。 二・三　（略）	第八　施設内（院内）感染の防止等 一　施設内（院内）感染の防止 1・2　（略） 3　都道府県等は、結核の発生の予防及びそのまん延の防止を目的に、施設内（院内）感染に関する情報や研究の成果を、医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院等、学校、社会福祉施設、学習塾等の関係者に普及していくことが重要である。また、これらの施設の管理者にあっては、提供された情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、普段からの施設内（院内）の患者、生徒、収容されている者及び職員の健康管理等により、結核患者が早期に発見されるように努めることが重要である。外来患者やデイケア等を利用する通所者に対しても、十分な配慮がなされることが望ましい。 二・三　（略）

（麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正）

第二条　麻しんに関する特定感染症予防指針（平成十九年厚生労働省告示第四百四十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三　発生の予防及びまん延の防止 一・二　（略） 三　予防接種法に基づかない予防接種の推奨 1～5　（略） 6　厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、学校等の設置者に対し、母子保健法第十二条第一項第二号に規定する健康診査並びに学校保健安全法第十三条第一項に規定する児童生徒等の健康診断及び同法第十五条第一項に規定する職員の健康診断等の機会を利用して、学校等の児童生徒等及び職員の麻しんのり患歴及び予防接種歴を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、当該予防接種を受けることを強く推奨するよう依頼するものとする。また、医療・福祉・教育に係る大学及び専修学校の学生に対し、幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんにり患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことを説明し、当該学生の麻しんのり患歴及び予防接種歴を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、当該予防接種を受けることを推奨するよう依頼するものとする。 7～9　（略） 四　（略）	第三　発生の予防及びまん延の防止 一・二　（略） 三　予防接種法に基づかない予防接種の推奨 1～5　（略） 6　厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、学校等の設置者に対し、母子保健法第十二条第一項第二号に規定する健康診査並びに学校保健安全法第十三条第一項に規定する児童生徒等の健康診断及び同法第十五条第一項に規定する職員の健康診断等の機会を利用して、学校等の児童生徒等及び職員の麻しんのり患歴及び予防接種歴を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、当該予防接種を受けることを強く推奨するよう依頼するものとする。また、医療・福祉・教育に係る大学並びに専修学校の学生及び生徒に対し、幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんにり患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことを説明し、当該学生並びに生徒の麻しんのり患歴及び予防接種歴を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、当該予防接種を受けることを推奨するよう依頼するものとする。 7～9　（略） 四　（略）

（風しんに関する特定感染症予防指針の一部改正）

第三条　風しんに関する特定感染症予防指針（平成二十六年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三　発生の予防及びまん延の防止 一～三　（略） 四　予防接種法に基づかない予防接種の推奨 1～8　（略） 9　厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、母子保健法第十二条第一項第二号に規定する健康診査並びに学校保健安全法第十三条第一項に規定する児童生徒等の健康診断及び同法第十五条第一項に規定する職員の健康診断等の機会を利用して、学校の児童生徒等や学校等の職員の罹患歴及び予防接種歴を確認し、いずれも確認できない者に対して、風しんの抗体検査や予防接種を推奨し、学校の管理者に対し、推奨を依頼するものとする。また、医療・福祉・教育に係る大学及び専修学校の学生に対し、幼児、児童、体力の弱い者等の風しんに罹患すると重症化しやすい者や妊婦と接する機会が多いことを説明し、当該学生の罹患歴及び予防接種歴を確認し、いずれも確認できない者に対して、風しんの抗体検査や予防接種を推奨するものとする。 五　（略）	第三　発生の予防及びまん延の防止 一～三　（略） 四　予防接種法に基づかない予防接種の推奨 1～8　（略） 9　厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、母子保健法第十二条第一項第二号に規定する健康診査並びに学校保健安全法第十三条第一項に規定する児童生徒等の健康診断及び同法第十五条第一項に規定する職員の健康診断等の機会を利用して、学校の児童生徒等や学校等の職員の罹患歴及び予防接種歴を確認し、いずれも確認できない者に対して、風しんの抗体検査や予防接種を推奨し、学校の管理者に対し、推奨を依頼するものとする。また、医療・福祉・教育に係る大学及び専修学校の学生及び生徒に対し、幼児、児童、体力の弱い者等の風しんに罹患すると重症化しやすい者や妊婦と接する機会が多いことを説明し、当該学生及び生徒の罹患歴及び予防接種歴を確認し、いずれも確認できない者に対して、風しんの抗体検査や予防接種を推奨するものとする。 五　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○厚生労働省告示第百二十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の二第一項の規定により、都道府県労働局長が製造時等検査の業務を自ら行うものとするので、同法第百十二条の二第一項及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一の規定に基づき告示する。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

自ら行うものとする都道府県労働局長の名称	自ら行うものとする年月日	自ら行うものとする製造時等検査の業務の範囲	自ら行うものとする期間
青森労働局長、岩手労働局長、秋田労働局長、福島労働局長、茨城労働局長、栃木労働局長、群馬労働局長、新潟労働局長、富山労働局長、石川労働局長、福井労働局長、山梨労働局長、大分労働局長、宮崎労働局長、鹿児島労働局長及び沖縄労働局長	令和八年四月一日	ボイラー（小型ボイラーを除く。以下同じ。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）に係る製造時等検査の業務の全部	一年間
北海道労働局長、宮城労働局長、山形労働局長、埼玉労働局長、千葉労働局長、東京労働局長、神奈川労働局長、長野労働局長、鳥取労働局長、島根労働局長、岡山労働局長、広島労働局長、山口労働局長、福岡労働局長、佐賀労働局長、長崎労働局長及び熊本労働局長	令和八年四月一日	ボイラーに係る製造時等検査の業務の全部	一年間

○農林水産省告示第四百三十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年六月四日に消滅したものとみなされる。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第16975号
2　登録年月日　平成20年６月３日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　ケイアメツム
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第30242号
2　登録年月日　令和６年６月３日
3　農林水産植物の種類
Anthurium Schott
4　登録品種の名称　ANTHFABLO
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Anthura B.V.
Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands

1　登録番号　第30259号
2　登録年月日　令和６年６月３日
3　農林水産植物の種類
Gentiana L.
4　登録品種の名称　安代29-2030
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
八幡平市
岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

1　登録番号　第30261号
2　登録年月日　令和６年６月３日
3　農林水産植物の種類
Gentiana L.
4　登録品種の名称　安代29-2065
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
八幡平市
岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

1　登録番号　第30271号
2　登録年月日　令和６年６月３日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium crispum (P. J. Bergius) L'Her.
4　登録品種の名称　PACCASSIS
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Elsner pac Jungpflanzen GbR
Am Fiebig 14, 01561 Thiendorf, Germany

○農林水産省告示第四百四十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年六月十日に消滅したものとみなされる。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第29241号
2　登録年月日　令和４年６月９日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　笑美須々
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
小井戸輝雄
長野県松本市元町一丁目１番７号

1　登録番号　第29699号
2　登録年月日　令和５年６月８日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　KIMgrass
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社キムラ企画
埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根4425―１

1　登録番号　第29716号
2　登録年月日　令和５年６月８日
3　農林水産植物の種類
Verbena L.
4　登録品種の名称　RIKAV50003
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
WinGen, L.L.C.
6834 Old Lockhart Hwy, Mustang Ridge, Texas 78610, USA

○農林水産省告示第四百四十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年六月十一日に消滅したものとみなされる。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第25207号
2　登録年月日　平成28年６月10日
3　農林水産植物の種類
Alternanthera ficoidea (L.) P. Beauv.
4　登録品種の名称　SBW01
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
進藤勝信
兵庫県姫路市安富町塩野911―１
尾崎一雄
兵庫県宍粟市山崎町田井142
瀬尾幸範
兵庫県赤穂市加里屋南６―６
堀田雄介
兵庫県赤穂郡上郡町山野里763―６
春本靖雄
兵庫県佐用郡佐用町三日月1457番地　祇園住宅421
吉本康二
兵庫県赤穂郡上郡町高田台２―２―14
岡田健志
兵庫県佐用郡佐用町弦谷145―14

1　登録番号　第25208号
2　登録年月日　平成28年６月10日
3　農林水産植物の種類
Alternanthera ficoidea (L.) P. Beauv.
4　登録品種の名称　SBW02
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
進藤勝信
兵庫県姫路市安富町塩野911―１
尾崎一雄
兵庫県宍粟市山崎町田井142
瀬尾幸範
兵庫県赤穂市加里屋南６―６
堀田雄介
兵庫県赤穂郡上郡町山野里763―６
春本靖雄
兵庫県佐用郡佐用町三日月1457番地　祇園住宅421
吉本康二
兵庫県赤穂郡上郡町高田台２―２―14
岡田健志
兵庫県佐用郡佐用町弦谷145―14

○農林水産省告示第四百四十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年六月十四日に消滅したものとみなされる。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第25243号
2　登録年月日　平成28年６月13日
3　農林水産植物の種類
Coreopsis L.
4　登録品種の名称　URCOPI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Park Kong Young
87 Jinsangmi-ro 924beon-gil Moga-myeon Icheon-si Gyeonggi-do, Republic of Korea

1　登録番号　第25245号
2　登録年月日　平成28年６月13日
3　農林水産植物の種類
Coreopsis L.
4　登録品種の名称　URCOWH
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Park Kong Young
87 Jinsangmi-ro 924beon-gil Moga-myeon Icheon-si Gyeonggi-do, Republic of Korea

○農林水産省告示第四百四十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年六月十七日に消滅したものとみなされる。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第27946号
2　登録年月日　令和２年６月15日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　きゅらメーレ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
鹿児島県
鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番１号

1　登録番号　第27959号
2　登録年月日　令和２年６月15日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイネルヴァ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第27963号
2　登録年月日　令和２年６月15日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイピンチョ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第27964号
2　登録年月日　令和２年６月15日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DLFQUAR 5
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第27967号
2　登録年月日　令和２年６月15日
3　農林水産植物の種類
Flammulina velutipes (Fr.) Sing.
4　登録品種の名称　チクマッシュT-033
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社千曲化成
長野県千曲市大字内川1101番地

1　登録番号　第27970号
2　登録年月日　令和２年６月15日
3　農林水産植物の種類
Kalanchoe blossfeldiana Poelln.
4　登録品種の名称　FIKALPITONPI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dummen Group B.V.
Coldenhovelaan 6,2678PS De Lier, The Netherlands

○農林水産省告示第四百四十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年六月十九日に消滅したものとみなされる。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第22573号
2　登録年月日　平成25年６月18日
3　農林水産植物の種類
Catharanthus roseus (L.) G. Don
4　登録品種の名称　恋する日々　ロマンスのかけら
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
中村孝康
愛知県豊橋市老津町字波入江99番地

○農林水産省告示第四百四十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年六月二十一日に消滅したものとみなされる。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第27460号
2　登録年月日　令和元年６月20日
3　農林水産植物の種類
Callistephus chinensis (L.) Nees
4　登録品種の名称　TA717
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第27471号
2　登録年月日　令和元年６月20日
3　農林水産植物の種類
Catharanthus roseus (L.) G. Don
4　登録品種の名称　Suncatha 236
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第27474号
2　登録年月日　令和元年６月20日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　泉郷旗章
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第27475号
2　登録年月日　令和元年６月20日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　泉郷東の風
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第27476号
2　登録年月日　令和元年６月20日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華感銘
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第27477号
2　登録年月日　令和元年６月20日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華艦隊
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第27478号
2　登録年月日　令和元年６月20日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　泉郷星彩
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第27480号
2　登録年月日　令和元年６月20日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　ナザルバエフ大統領
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第27482号
2　登録年月日　令和元年６月20日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華卒寿啓
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第27493号
2　登録年月日　令和元年６月20日
3　農林水産植物の種類
Hemizygia (Benth.) Briq.
4　登録品種の名称　ピンクサファイア
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
浅野寿晴
岐阜県岐阜市日置江323番地

○農林水産省告示第四百四十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年六月二十四日に消滅したものとみなされる。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第26038号
2　登録年月日　平成29年６月23日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　Amalflo Yellow
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Floritec Breeding B.V.
van Hemessenkade 7, 2481BG Woubrugge, The Netherlands

○農林水産省告示第四百四十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年六月二十七日に消滅したものとみなされる。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第26882号
2　登録年月日　平成30年６月26日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイスピース
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第26890号
2　登録年月日　平成30年６月26日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイサイラスオレンジ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

○国土交通省告示第四百二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

第１　起業者の名称　国土交通大臣
第２　事業の種類　一般国道235号改築工事（日高自動車道「厚賀静内道路」・北海道新冠郡新冠町字北星町地内から同町字東町地内まで）
第３　起業地
1　収用の部分　北海道新冠郡新冠町字北星町及び字東町地内
2　使用の部分　なし
第４　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第１号の要件への適合性
「一般国道235号改築工事（日高自動車道「厚賀静内道路」・北海道新冠郡新冠町字北星町地内から同町字東町地内まで）」（以下「本件事業」という。）は、北海道新冠郡新冠町字高江地内の新冠インターチェンジから同道日高郡新ひだか町静内神森地内の静内インターチェンジ（仮称）までの延長7.1㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道の改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。
本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第２号の要件への適合性
本件事業は、起業者により既に開始されていることから、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思を有する者であると認められる。
また、本件事業は、一般国道の改築工事であり、国道の改築は、道路法第12条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていること等から、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な能力を有する者であると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。
3　法第20条第３号の要件への適合性
⑴　得られる公共の利益
一般国道235号日高自動車道（以下「本路線」という。）は、北海道苫小牧市を起点とし、同道浦河郡浦河町に至る延長約120㎞の自動車専用道路である。
本路線が通過する日高地域（北海道日高振興局管内をいう。以下同じ。）は、軽種馬産業及び農業が盛んな地域であり、生産された軽種馬、花き等は、本路線及び本路線と並行する一般国道235号を利用して道内外に輸送されている。また、本件区間に対応する一般国道235号（以下「現道」という。）は、新冠町及び新ひだか町の市街部を結ぶ唯一の主要幹線道路であることから、地域住民の日常生活、物流等に重要な役割を担っている。
しかしながら、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する除雪を勘案した路肩等の幅員を確保できていない区間が存在することから、冬期には、堆雪により車線の幅員が減少し、車両のすれ違いに必要な車線の幅員を確保することができず、対向車線への逸脱を原因とした正面衝突型の事故が複数発生している。
また、現道は、自然災害の影響を受けやすい海岸段丘部を通過することから、大雨による法面崩壊等の影響による通行止めが複数発生しており、70時間に及ぶ全面通行止めも発生している。
さらに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づき設置された北海道防災会議によると、現道の大部分は、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルにより設定された津波浸水想定区域を通過しており、津波による災害リスクが非常に高い状況である。
本件事業の完成により、本件区間が既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線と連絡することで、日高地域と道央地域（北海道石狩振興局、北海道空知総合振興局、北海道胆振総合振興局及び北海道後志総合振興局管内をいう。以下同じ。）を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化に寄与するとともに、道路構造令等の規格に適合し、海岸段丘部及び津波浸水想定区域を回避した自動車専用道路が整備され、自然災害発生時の現道の機能を代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。
したがって、本件事業の施行によって得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。
⑵　失われる利益
本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は、同法等に準じた環境影響評価を任意で実施している。
起業者が実施した環境影響評価の結果によると、本件事業が生活環境に与える影響については、大気質、騒音、振動等の各項目を満足するとされている。
また、本件区間内及びその周辺の土地において、学術上又は希少性等の観点から重要な動植物が下記のとおり確認されている。
動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるタンチョウ及び天然記念物であるオジロワシ等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ等並びに環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ等その他これらの分類に該当しない種が確認されている。
植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているエゾハリスゲ等及び絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているエンビセンノウ等その他これらの分類に該当しない種が確認されている。
本件事業が上記の動植物に及ぼす影響の程度については、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから、影響がない若しくは極めて小さい、又は環境保全措置の実施により、影響が回避若しくは低減されると評価されている。

主な環境保全措置として、オジロワシ等については、生息環境に影響が生じるおそれがあることから、起業者は、必要に応じて、越冬期の工程及び工法に配慮した工事を実施することとしている。エゾハリスゲ等については、生育環境に影響が生じるおそれがあることから、起業者は、必要に応じて、移植を実施することとしている。なお、上記の動植物が、工事による改変箇所及びその周辺の土地において確認された場合は、必要に応じて専門家の指導・助言を受け、必要な環境保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件事業が景観に及ぼす影響については、一部の眺望景観に影響が生じることから、起業者は、植栽による修景等の環境保全措置を講ずることとしている。

加えて、本件区間内の土地には、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が５か所存在するが、このうち１か所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る４か所についても北海道教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業の構造形式等については、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、申請案より山側を通過するルート案及び申請案より海側を通過するルート案の３案により比較・検討されている。申請案は、構造物延長が最も短い上、切土量と盛土量の差が少なく、追加の土の搬入や残土の処分が最小限で済むことから、施工性が最も優れるとともに、事業費が最も廉価であることから、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、道路構造令に規定する除雪を勘案した路肩等の幅員を確保できていない区間が存在することから、正面衝突型の交通事故が複数発生しているほか、海岸段丘部及び津波浸水想定区域を通過しており、災害リスクが非常に高い状況である。

本件事業の完成により、日高地域と道央地域を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、物流の効率化に寄与するとともに、道路構造令等の規格に適合し、海岸段丘部及び津波浸水想定区域を回避した自動車専用道路が整備され、自然災害発生時の現道の機能を代替することで、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の長からなる北海道日高総合開発期成会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

3(3)で述べたように、本件事業の事業計画については、合理的であると認められることから、起業地の範囲は、公益性を発揮するために必要かつ最小限の範囲であることが認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、使用の範囲はない。

したがって、本件事業の起業地の範囲及び収用又は使用の範囲の別については、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　北海道新冠郡新冠町役場

○国土交通省告示第四百二十二号

秋田空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所

二　(2)(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　秋田県　秋田県秋田市山王四丁目一番一号

三　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　秋田空港照明施設

四　航空灯火の位置及び所在地　秋田空港内及びその周辺　秋田県秋田市

五　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年三月三十日

六　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
過走帯灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	最大七百カンデラ	過走帯の末端
（略）			

変更前			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
過走帯灯	白熱電灯、航空赤の不動光	最大千カンデラ	過走帯の末端
（略）			

○国土交通省告示第四百二十三号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十一条第一項の規定に基づき、令和八年三月九日付けをもって次の製造事業場の認定が、その効力を失ったので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十七日　　国土交通大臣　金子　恭之

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	失効の理由
株式会社ＩＨＩ原動機太田工場	群馬県太田市西新町125番地１	縦軸推進装置	製造事業場の認定を辞退したため
〃	〃	弾性継手	〃
株式会社ＩＨＩ原動機新潟ガスタービン工場	新潟県北蒲原郡聖籠町東港５―2756―３	排気タービン過給機	〃

○国土交通省告示第四百二十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年三月十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十七日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5736号	電子海図情報表示装置	ＥＣ―9000	東京計器株式会社	ソフトウェアの変更

○環境省告示第十五号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十二条の規定に基づき、障害補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

令和八年三月二十七日　　環境大臣　石原　宏高

年齢階層	性別 男子	性別 女子
昭和六十一年四月二日から平成三年四月一日までの間に生まれた者	三二九、一〇〇円	二五三、七〇〇円
昭和五十六年四月二日から昭和六十一年四月一日までの間に生まれた者	三五四、〇〇〇円	二五七、三〇〇円
昭和五十一年四月二日から昭和五十六年四月一日までの間に生まれた者	三七六、五〇〇円	二六六、三〇〇円
昭和四十六年四月二日から昭和五十一年四月一日までの間に生まれた者	三八四、九〇〇円	二六四、〇〇〇円
昭和四十一年四月二日から昭和四十六年四月一日までの間に生まれた者	三九五、三〇〇円	二六一、二〇〇円
昭和三十六年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	三〇六、〇〇〇円	二二八、六〇〇円

年齢階層	性別 男子	性別 女子
昭和三十一年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	二六四、〇〇〇円	二〇四、七〇〇円
昭和三十一年四月一日以前に生まれた者	二三七、八〇〇円	一九七、八〇〇円

附　則

1　この告示は、令和八年四月以降の月分の障害補償費について適用し、令和八年三月以前の月分の障害補償費については、なお従前の例による。

2　令和七年三月環境省告示第二十六号（公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。

○環境省告示第十六号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第三十一条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十七条の規定に基づき、遺族補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

令和八年三月二十七日　　環境大臣　石原　宏高

年齢階層	性別 男子	性別 女子
昭和六十一年四月二日から平成三年四月一日までの間に生まれた者	二八八、〇〇〇円	二二二、〇〇〇円
昭和五十六年四月二日から昭和六十一年四月一日までの間に生まれた者	三〇九、八〇〇円	二二五、一〇〇円
昭和五十一年四月二日から昭和五十六年四月一日までの間に生まれた者	三二九、四〇〇円	二三三、〇〇〇円
昭和四十六年四月二日から昭和五十一年四月一日までの間に生まれた者	三三六、八〇〇円	二三一、〇〇〇円
昭和四十一年四月二日から昭和四十六年四月一日までの間に生まれた者	三四五、九〇〇円	二二八、六〇〇円
昭和三十六年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	二六七、七〇〇円	二〇〇、〇〇〇円
昭和三十一年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	二三一、〇〇〇円	一七九、一〇〇円
昭和三十一年四月一日以前に生まれた者	二〇八、一〇〇円	一七三、一〇〇円

附　則

1　この告示は、令和八年四月以降の月分の遺族補償費及び令和八年四月一日以降に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金について適用し、令和八年三月以前の月分の遺族補償費及び令和八年三月三十一日以前に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金については、なお従前の例による。

2　令和七年三月環境省告示第二十七号（公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。

○環境省告示第十七号

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項の規定に基づき、環境物品等の調達の推進に関する基本方針を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により公表する。

令和八年三月二十七日

環境大臣　石原　宏高

環境物品等の調達の推進に関する基本方針

この基本方針は、国（国会、各省庁、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第２条第２項の法人を定める政令（平成12年政令第556号）に規定される法人（以下「独立行政法人等」という。）が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。また、地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい。

なお、国がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

１．国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会の在り方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講ずることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成５年法律第91号）第24条［環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進］及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第19条［再生品の使用の促進］の趣旨に則るものである。

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとして認識されており、我が国においても令和２年10月に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す旨を宣言したところである。また、地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチックごみ問題への対応等を図ることも喫緊の課題となっている。このため、地球温暖化対策や資源循環の重要性に鑑み、「地球温暖化対策計画」（令和７年２月18日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和７年２月18日閣議決定）並びに「循環型社会形成推進基本計画」（令和６年８月２日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、国等は環境物品等を率先して調達する必要がある。さらに、国等が率先してプラスチックの資源循環を推進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第60号）第７条第１項に規定するプラスチック使用製品設計指針（令和４年１月19日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第１号）に適合していると認定された設計に係るプラスチック使用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）については、国等の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。加えて、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換するグリーントランスフォーメーション（以下「GX」という。）に向けた「GX2040ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂」（令和７年２月18日閣議決定）では、公共部門が自ら率先してGX製品を始めとした先端的な環境物品・サービスを調達することは初期需要を創出する上で重要であるとされていることから、GXに資する見直しを積極的に行うものとする。

(2) 環境物品等の調達推進の基本的考え方

国等の各機関（以下「各機関」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第７条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

①　物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点が考慮事項となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、環境関連法規の遵守はもちろんのこと、事業者の更なる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を

行うものとする。

② 環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

③ 各機関は、環境物品等の調達に当たっては、再使用品（リユース品）の積極的な利用を図るとともに、調達総量をできるだけ抑制するよう、レンタル、リース、シェアリングの活用等の物品等の合理的な使用に努めるものとし、法第11条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。なお、近年は環境負荷の低減を図る観点及び新しい生活様式への対応等から、情報通信技術を活用したテレワークやWeb会議システムの導入による非対面業務への切替が積極的に試みられている。こうした非対面業務への切替に当たっては、物品等の調達総量やエネルギー消費量の増大を招かないよう適切に検討することが重要である。

また、環境物品等の調達を推進するに当たっては、ＷＴＯ政府調達協定（特に同協定第10条技術仕様書及び入札説明書の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

２．特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア．特定調達品目の基本的事項

特定調達品目は、国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類であり、国等による一定の調達があり、かつ、国等が環境物品等の調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込める場合に設定するものである。また、国等の率先調達により初期需要創出への貢献が求められる先端的な環境物品等についても、特定調達品目への位置づけを検討することが必要である。

イ．判断の基準等の基本的事項

特定調達品目の判断の基準は、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするための要件として定められるものである。

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。当該事項の設定に当たっては、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、必要に応じ、より高い環境性能を示すものとして「基準値１」、最低限満たすべきものとして「基準値２」の２段階の判断の基準を設定するものとする。

また、全ての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものであり、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。２段階の判断の基準が設定されている品目については、脱炭素社会等の実現を目指す観点からも、「基準値１」及び「基準値２」それぞれの調達目標を調達方針に位置づけた上で「基準値１」による調達を積極的に推進するものとする。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであることから、環境負荷の低減に直接的又は間接的に関連しない品質、機能、価格等の調達される物品等に期待される事項については規定しないものとする。

ウ．特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実、調達実績等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。２段階の判断の基準の見直しに当たっては、「基準値１」が常に市場を牽引できるようにより高い環境性能を示す基準とするとともに、併せて「基準値２」の水準の引き上げを図るものとする。また、国等の率先調達により初期需要創出への貢献が求められる先端的な環境物品等については「基準値１」への位置づけを検討するものとする。

さらに、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ．特定調達物品等の調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとに定められたそれぞれの目標の立て方に従って、毎年度、特定調達物品等に係る調達目標を設定するものとする。２段階の判断の基準が設定されている品目の調達目標の設定に当たっては、「基準値１」及び「基準値２」それぞれについて定量的な調達目標を設定するものとし、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値１」により調達するものとする。

オ．公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

⑵ 各特定調達品目及びその判断の基準等

別記のとおり。

⑶ 特定調達物品等以外の環境物品等

特定調達物品等以外の環境物品等についても、その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達の目標を掲げて調達を推進していくものとする。

特に、役務については、本基本方針において特定調達品目として定められていない場合であっても、特定調達物品等を用いて提供されているものについては環境負荷の低減に潜在的に大きな効果があると考えられることから、各機関において積極的に調達方針で取り上げていくよう努めるものとする。

また、一般に市販されている物品等のみならず、各機関の特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。

さらに、各機関において直接調達する物品等にとどまらず、調達した物品等を輸送する際に、低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を求めること、可能な範囲で提出書類を簡素化すること等、調達に伴い発生する環境負荷についても、可能な限り低減を図るよう努めるものとする。

３．その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

⑴ 調達の推進体制の在り方

各機関において、環境物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境物品等の調達を統括できる者（各省庁等にあっては局長（官房長）相当職以上の者）とするとともに、体制には全ての内部組織が参画することとする。なお、環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。各機関は、具体的な環境物品等の調達の推進体制を調達方針に明記する。

⑵ 調達方針の適用範囲

調達方針は原則として、各機関の全ての内部組織に適用するものとする。ただし、一律の環境物品等の調達推進が困難である特殊部門等については、その理由を調達方針に明記した上で、別途、個別の調達方針を作成する。各機関は、調達方針の具体的な適用範囲を調達方針に明記する。

⑶ 調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

調達方針の公表を通じた毎年度の環境物品等の調達目標の各機関内への周知及び公表は、事業者による環境物品等の供給を需要面から牽引することとなる。また、環境物品等の調達を着実に推進していくためには、各機関は「基準値１」の調達実績を含めて的確に把握し、調達方針の作成に反映させていくとともに、分かりやすい形で調達実績の概要を公表することにより、環境物品等の調達の進展状況が客観的に明らかにされることが必要である。

また、国は、各機関の調達方針及び調達実績をとりまとめ、必要に応じ、「基準値１」及び「基準値２」による調達の取組状況を比較して公表することなどにより、「基準値１」による更なる調達の推進を図るものとする。

⑷ 関係省庁等連絡会議の設置

環境物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討などを行う関係省庁等連絡会議を設置する。

(5) 職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施

調達実務担当者を始めとする職員に対して、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図るため、研修や講演会その他の普及啓発などの積極的な実施を図る。

(6) 環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。また、認定プラスチック使用製品については、主務大臣がその情報を公表することとされている。このため、各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、エコマークや、環境製品宣言（EPD：Environmental Product Declaration）などの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図るとともに、温室効果ガス削減のための取組であるカーボン・オフセットの認証に関するラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。

さらに、物品等の定量的環境情報は、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減を促進する観点から、経済産業省・環境省が策定した「カーボンフットプリントガイドライン」に整合して、可能な限り実績値を使用して算定され、適切に開示がなされたものが適当であると考えられる。各機関は、このガイドラインに則した定量的環境情報が整備された品目から先行して、温室効果ガスの排出量が少ない製品を優先的に選択するよう努めることとする。

また、国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。加えて、事業者、各機関その他関係者は、特定調達物品等の調達に係る信頼性の確保に努めることとする。

(7) 環境物品等の更なる普及に向けた取組

国は、環境物品等の更なる普及に向け、地方公共団体、事業者及び国民等の理解を深められるように適切な情報提供・普及啓発に取り組むとともに、必要に応じ、地方公共団体等による取組の実態を把握した上で、特定調達品目に位置づけられていない環境物品等について、その選択に寄与する環境性能の考え方を提供するなどの措置を講ずるよう努めることとする。

別　記

定　義

この別記において、「判断の基準」、「基準値１」、「基準値２」及び「配慮事項」の定義は、それぞれ下記のとおりとする。

「判断の基準」	：	法第６条第２項第２号に規定する特定調達物品等であるための基準
「基準値１」	：	判断の基準において２段階の判断の基準を設定している場合に、当該品目におけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示すもの
「基準値２」	：	判断の基準において２段階の判断の基準を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
「配慮事項」	：	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

１．共通の判断の基準及び配慮事項

下記のとおり共通の判断の基準及び配慮事項を設定し、個別の特定調達品目に係る判断の基準と合わせて適用する。※

原材料に鉄鋼が使用された物品	【判断の基準】 ○基準値１は、当該品目に係る判断の基準を満たし、次の要件を満たす鉄鋼が使用されていること。 ①削減実績量が付されていること。 ②原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 【配慮事項】 ○温室効果ガス削減に係る追加費用が一定以上の非化石電力を活用した鋼材が使用されていること。

備考）１　「削減実績量が付されていること」とは、一般社団法人日本鉄鋼連盟作成の「GX スチールガイドライン」の手続に従って削減実績量が付されていることをいう。

２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

３　定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）、経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」又は一般社団法人日本鉄鋼連盟作成の「鉄鋼製品に関するカーボンフットプリント製品別算定ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

４　共通の判断の基準について、製造事業者において当該基準値１を満たす製品を製造する時期と同製品が販売される時期に差が生じることにより判断の基準を満たす鉄鋼の使用が困難な場合はこの限りではない。

５　配慮事項の鋼材は、一般社団法人日本鉄鋼連盟・普通鋼電炉工業会作成の「非化石電力鋼材のカーボンフットプリント算定ガイドライン」に記載の「タイプ１」に当たる鋼材であって、同ガイドラインの手続に従ったものをいう。

６　調達を行う各機関は、環境省及び製造事業者等がウエブサイト等に公表する情報提供を踏まえ、調達を行うこと。

※　２段階の判断の基準が設定されている品目については、当該品目に係る基準値１を満たす場合、又は共通の判断の基準の基準値１を満たし当該品目に係る基準値２を満たす場合は基準値１となる。また、共通の判断の基準の基準値１、当該品目に係る基準値１のいずれも満たさずに当該品目に係る基準値２を満たす場合は基準値２となる。

２段階の判断の基準が設定されていない品目については、共通の判断の基準の基準値１を満たし当該品目に係る判断の基準を満たす場合は基準値１となる。また、共通の判断の基準の基準値１を満たさずに当該品目に係る判断の基準を満たす場合は適合となる。

なお、個別の品目において当該品目に係る判断の基準（２段階の判断の基準が設定されている場合は基準値２）を満たさない場合は、共通の判断の基準の適合状況によらず適合しない。

２．紙　類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考５の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウエブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア．森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ．資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

２　「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

３　「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

４　「総合評価値」とは備考５に示される Y の値をいう。

「指標値」とは、備考５に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、

備考５に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考５の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値をいう。

５　総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$

$y_1 = x_1 - 20$　（$70 \leqq x_1 \leqq 100$）

$y_2 = x_2 + x_3$　（$0 \leqq x_2 + x_3 \leqq 30$）

$y_3 = 0.5 \times x_4$　（$0 \leqq x_4 \leqq 30$）

$y_4 = - x_5 + 75$　（$60 \leqq x_5 \leqq 75$，$x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60$，$x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75$）

$y_5 = - 2.5x_6 + 170$　（$62 \leqq x_6 \leqq 68$，$x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62$，$x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68$）

Y 及び y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6 は次の数値を表す。

Y（総合評価値）：y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2：森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_5：坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1：最低保証の古紙パルプ配合率（%）

x_2：森林認証材パルプ利用割合（%）

x_2 ＝（森林認証材パルプ／バージンパルプ）×（$100 - x_1$）

x_3：間伐材等パルプ利用割合（%）

x_3 ＝（間伐材等パルプ／バージンパルプ）×（$100 - x_1$）

x_4：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%）

x_4 ＝（その他の持続可能性を目指したパルプ／バージンパルプ）×（$100 - x_1$）

x_5：白色度（%）

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x_6：坪量（g/㎡）

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

６　調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。

７　調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウエブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

８　紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

９　紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年２月）」に準拠して行うものとする。

１０　紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年２月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

フォーム用紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/㎡以下であること。 【配慮事項】 ①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

インクジェットカラープリンター用塗工紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工量が両面で20g/㎡以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/㎡とする。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）　紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年２月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

【印刷用紙】

塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．塗工されていないものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び白色度を備考６の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 イ．塗工されているものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び塗工量を備考６の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ及びその他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ以外のパルプを原料として使用しないこと。 ③バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ④製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウエブサイト等で容易に確認できること。 ⑤再生利用しにくい加工が施されていないこと。 【配慮事項】 ①総合評価値がより高いものであること。 ②古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ③バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率が可能な限り高いものであること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「管理木材パルプ」とは、森林認証材とは異なるが、森林認証制度により容認されない分類に属さない木材であって、認証取得組織間のみで取り引きされ、その適格性について第三者認証機関によって検証された木材を原料とするパルプをいう。

２　「その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ（以下「その他の持続可能性を目指したパルプ」という。）」とは、次のいずれかをいう（森林認証材パルプ、間伐材等パルプ及び管理木材パルプに該当するものを除く。）。

ア．森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ．資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残

材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

３　「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

４　「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指したパルプ配合率、白色度及び塗工量をいう。

５　「総合評価値」とは備考６に示されるY_1又はY_2の値をいう。

「指標値」とは、備考６に示されるx_1, x_2, x_3, x_4, x_5の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考６に示されるx_6, x_8の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考６のy_1, y_2, y_3, y_4, y_5について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

６　総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$Y_1 = y_1 + y_2 + y_3 + y_4$

$Y_2 = y_1 + y_2 + y_3 + y_5$

$y_1 = x_1 + x_2 + x_3$　（$0 \leqq x_1 + x_2 + x_3 \leqq 100$）

$y_2 = 0.75 \times x_4$　（$0 \leqq x_4 \leqq 100$）

$y_3 = 0.5 \times x_5$　（$0 \leqq x_5 \leqq 70$）

$y_4 = -x_6 + x_7$　（$x_7 - 15 \leqq x_6 \leqq x_7$，$x_6 < x_7 - 15 \rightarrow x_6 = x_7 - 15$，$x_6 > x_7 \rightarrow x_6 = x_7$）

$y_5 = -0.5x_8 + 20$　（$0 < x_8 \leqq 10 \rightarrow x_8 = 10$，$10 < x_8 \leqq 20 \rightarrow x_8 = 20$，$20 < x_8 \leqq 30 \rightarrow x_8 = 30$，$x_8 > 30 \rightarrow x_8 = 40$）

Y_1, Y_2及び$y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6, x_7, x_8$は次の数値を表す。

Y_1（塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値）：y_1, y_2, y_3, y_4の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y_2（塗工されている印刷用紙に係る総合評価値）：y_1, y_2, y_3, y_5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1：古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率の合計値に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2：管理木材パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3：その他の持続可能性を目指したパルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値（ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。）

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準（「印刷」参照）に示されたＡランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は５、それ以外の紙である場合は０

y_5：塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1：古紙パルプ配合率（％）

x_2：森林認証材パルプ配合率（％）

x_3：間伐材等パルプ配合率（％）

x_4：管理木材パルプ配合率（％）

x_5：その他の持続可能性を目指したパルプ配合率（％）

x_6：白色度（％）

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x_7：白色度の基準値（％）

白色度の基準値は古紙パルプ配合率（x_1）及びバージンパルプ配合率（$x_2 + x_3 + x_4 + x_5$）に対応した基準値であって、古紙パルプ配合率100%の場合の基準値は70%、バージンパルプ配合率100%の場合の基準値は90%として次式により算定。

$x_7 = 0.7 \times x_1 + 0.9 \times (x_2 + x_3 + x_4 + x_5)$

x_8：塗工量（g/㎡）

塗工量（両面への塗布量）は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

７　調達を行う各機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウエブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

８　紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年２月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

９　紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年２月）」に準拠して行うものとする。

１０　紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年２月13日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材及び管理木材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材、間伐材等などとそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材、間伐材等などが等しく使われているとみなす方式をいう。

【衛生用紙】

トイレットペーパー ティッシュペーパー	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①古紙パルプ配合率100%であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①トイレットペーパーにあっては、製品の長尺化及び狭幅化が図られていること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.108「衛生用紙 Version2」に係る認定基準をいう。

２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

３　配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

(2) 古紙及び古紙パルプ配合率

各品目において判断の基準となっている古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義は、以下のとおりとする。

【古紙及び関連する用語の定義】

古紙	市中回収古紙及び産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの（商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。）。
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。 ただし、紙製造事業者等（当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。）の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者に加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない（当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。）。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 ・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの（いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドライブローク）。 ・製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの（いわゆる「仕込損紙」）。 ・上記産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	「日本標準産業分類」（平成21年総務省告示第175号）の中分類に掲げる「紙製造業（142）」であり、小分類の「洋紙製造業（1421）」「板紙製造業（1422）」「機械すき和紙製造業（1423）」及び「手すき和紙製造業（1424）」をいう。
子会社、関連会社及び関係会社	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条の各項に定めるものをいう。

【古紙パルプ配合率の定義】

$$古紙パルプ配合率＝\frac{古紙パルプ}{（バージンパルプ＋古紙パルプ）}\times100（\%）$$

パルプは含水率10%の重量とする。
上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。

(3) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総重量（kg）に占める基準を満たす物品の重量（kg）の割合とする。

３．文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。 ②金属を除く主要材料が木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア．紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が50%以上であること。 イ．紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ④大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。ただし、すべての材料が金属の場合はイの要件を除く。 ア．原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。 イ．使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分解・分別できないことが必要な部品を除く。 ⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑤間伐材又は間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑦製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材化又は使用する素材の種類が少なくなるよう配慮されていること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑨製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 注）文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、大部分の材料が金属類に該当しない場合であって、個別の特定調達品目について判断の基準（●印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（●印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみに上記の判断の基準を適用する。
シャープペンシル	【配慮事項】 ○残芯が可能な限り少ないこと。
シャープペンシル替芯	〔判断の基準は容器に適用〕
ボールペン	【判断の基準】 ●文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。
マーキングペン	【配慮事項】 ○消耗品が交換又は補充できること。
鉛筆	
スタンプ台	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○インク又は液が補充できること。
朱肉	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイ

	オマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○インク又は液が補充できること。
印章セット	【配慮事項】 ○液が補充できること。
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	〔判断の基準は巻紙（スリーブ）又はケースに適用〕
ステープラー（汎用型）	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（機構部分を除く。）。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステープラー（汎用型以外）	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステープラー針リムーバー	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
連射式クリップ（本体）	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
事務用修正具（テープ）	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。
事務用修正具（液状）	〔判断の基準は容器に適用〕
クラフトテープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	【判断の基準】 ●テープ基材（ラミネート層を除くことができる。）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
両面粘着紙テープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
製本テープ	〔判断の基準はテープ基材に適用〕
ブックスタンド	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
ペンスタンド	

クリップケース	
はさみ	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
マグネット（玉）	
マグネット（バー）	
テープカッター	
パンチ（手動）	
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	
紙めくりクリーム	〔判断の基準は容器に適用〕
鉛筆削（手動）	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
ＯＡクリーナー（ウェットタイプ）	【判断の基準】 〔判断の基準は容器に適用〕 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○内容物が補充できること。
ＯＡクリーナー（液タイプ）	〔判断の基準は容器に適用〕 【配慮事項】 ○内容物が補充できること。
ダストブロワー	【判断の基準】 ●フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。
レターケース	
メディアケース	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②CD、DVD及びBD用にあっては、厚さ5㎜程度以下のスリムタイプケースであること。
	③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
マウスパッド	
ＯＡフィルター（枠あり）	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。
丸刃式紙裁断機	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
カッターナイフ	
カッティングマット	【配慮事項】 ○マットの両面が使用できること。
デスクマット	
ＯＨＰフィルム	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ②インクジェット用のものにあっては、上記①の要件を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
絵筆	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
絵の具	〔判断の基準は容器に適用〕
墨汁	〔判断の基準は容器に適用〕
のり（液状）（補充用を含む。）	〔判断の基準は容器に適用〕 【配慮事項】 ○内容物が補充できること。
のり（澱粉のり）（補充用を含む。）	
のり（固形）（補充用を含む。）	〔判断の基準は容器・ケースに適用〕 【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。
のり（テープ）	
ファイル（クリアーホルダ	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、

一及びクリアーファイルを除く。）	森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
クリアーホルダー クリアーファイル	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、基準値１はアを、基準値２はイを満たすこと。 ア．認定プラスチック使用製品であること。 イ．再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 20%以上使用されていること。 ②金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③上記①及び②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
バインダー	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、基準値１はアを、基準値２はイを満たすこと。 ア．認定プラスチック使用製品であること。 イ．再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 20%以上使用されていること。 ②金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③上記①及び②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
ファイリング用品	
アルバム （台紙を含む。）	
つづりひも	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 ③上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
カードケース	
事務用封筒（紙製）	【判断の基準】 ●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・

	小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
窓付き封筒（紙製）	【判断の基準】 ●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕 ●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
けい紙 起案用紙 ノート	【判断の基準】 ●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
パンチラベル	【配慮事項】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
タックラベル インデックス 付箋紙	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
付箋フィルム	【配慮事項】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。

黒板拭き	
ホワイトボード用イレーザー	
額縁	
テープ印字機等用カセット	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②次の要件を満たすこと。 ア．使用済み製品にテープ部分（リボンを含む。）を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること。 イ．通常の使用条件により、5回以上繰り返して使用することが可能であること。 ウ．工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること。 エ．工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率（使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカートリッジ等の重量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品の重量の割合をいう。）が製品全体の重量（インクを除く。）の95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。
テープ印字機等用テープ	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること。
ごみ箱	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
リサイクルボックス	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
缶・ボトルつぶし機（手動）	

名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）	
鍵かけ（フックを含む。）	
チョーク	【判断の基準】 ●再生材料が10%以上使用されていること。
グラウンド用白線	【判断の基準】 ●再生材料が70%以上使用されていること。
梱包用バンド	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率100%であること。 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ステープラー（汎用型）」とは、JIS S 6036 の 2.に規定するステープラつづり針の種類 10 号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー（汎用型以外）」とは、ステープラー（汎用型）以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。

２　「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Ｚ式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

３　「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。

４　「クリアーホルダー」とは、主に透明のシートからなる書類を挟み込んで保管するためのファイルをいい、スライド付きのものは含まない。

５　「クリアーファイル」とは、何枚かの透明ポケットを一冊にまとめ、それに表紙がついたファイルをいい、名刺ファイル、はがきファイル等用途が限定されたものを含み、バインダー型のものを除く。

６　「認定プラスチック使用製品」とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号）第８条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品をいう。

７　「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。

８　「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「２．紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。

９　「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

１０　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

１１　「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

１２　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１３　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１４　「主要材料」とは、製品の構成材料として、消耗品、粘着部分を除いた製品重量の 50%以上を占める材料をいう。なお、再生材料等に係る判断の基準は、金属を除く主要材料に適用する。

１５　「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分全てを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウエイ）は、当該部分（インク等）のみ当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。

１６　「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。

１７　「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が消耗品、粘着部分を除いた製品全体重量の 95%以上であるものをいう。

１８　文具類共通の判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質及び紙を使用している場合並びに大部分の材料が金属類である場合について定めたものであり、大部分の材料が金属類に該当しない場合かつ金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

１９　文具類共通の判断の基準④アについては、自社の同等の機能を有する従来品と比較して原材料の使用量の削減及び軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること又は自社で定めた製品の機能に関連する重量原単位が削減されるよう設計がなされていることとする。

２０　文具類共通の判断の基準⑤の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.112「文具・事務用品 Version2」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準を満たす製品については備考１４に示す主要材料の定義によらず、判断の基準を満たすものとみなす。

２１　ダストブロワーに係る判断の基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。判断の基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234ze）等。

２２　ダストブロワーに係る判断の基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第２項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。

２３　本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、CD、DVD 及び BD 用とする。

２４　塗工されている印刷用紙に係る判断の基準は、本基本方針「２．紙類」の「塗工されている印刷用紙」による。

２５　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

２６　文具類共通の配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

２７　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

ただし、平成 18 年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成 18 年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年１回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

２８　紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年２月）」に準拠して行うものとする。

２９　紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年２月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

(2) 目標の立て方

クリアーホルダー、クリアーファイル及びバインダーについては、当該年度の各品目の調達総量（点数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

上記以外の場合は、各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

４．オフィス家具等

(1) 品目及び判断の基準等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	【判断の基準】 〇次の①から④のいずれかの要件及び⑤の要件を満たすこと、又は⑥の要件を満たすこと。ただし、①から④について主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、イ及びウを、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器であって、表１に示された区分の製品は、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合及び大部分の材料が金属類であるディスプレイスタンドにあっては、イ及びウの要件を満たすこと。 ア．区分ごとの基準を上回らないこと。 イ．単一素材分解可能率が 90%以上であること。 ウ．表２の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 ②金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．再生プラスチックがプラスチック重量の 10%以上使用されていること。 イ．バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。 ③金属を除く主要材料が木質の場合は、次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。 ア．間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ．間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ．上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 エ．材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/㎡ h 以下又はこれと同等のものであること。 ④金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア．紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ．紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ．上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後 5 年以

	上とすること。 ⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ④材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ⑤材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。 ⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑦ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑨包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

２　「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の 95%以上であるものをいう。

３　判断の基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。

単一素材分解可能率（%）＝単一素材まで分解可能な部品数／製品部品数×100

次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

①　盗難、地震や操作上起こり得る転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等）

②部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等）

③日本産業規格（以下「JIS」という。）又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ

４　「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「２．紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。

５　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

６　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

７　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

８　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、プラスチック重量に占める、バイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とするプラスチックの割当率はプラスチック重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

９　放散速度が 0.02mg/㎡h 以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア．対応した JIS 又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、Ｆ☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1031 に適合するオフィス用机・テーブル、JIS S 1032 に適合するオフィス用いす、JIS S 1039 に適合する書架・物品棚、及び JIS S 1033 に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。

イ．上記 ア．以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

１０　判断の基準③イについては、クリーンウッド法の対象物品に適用することとする。

１１　判断の基準④ウについては、クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しないこととする。

１２　判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.130「家具 Version2」に係る認定基準をいう。

１３　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１４　配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１５　「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下

本項において「オフセット」という。）製品をいう。

１６　オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

１７　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。

ア．クリーンウッド法の対象物品にあっては、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

イ．クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。

ただし、平成 18 年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成 18 年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年 1 回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表１　大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区　　分	基準
収納庫（カルテ収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

備考）棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

機能重量の基準＝棚板重量（kg）÷棚耐荷重（kg）

表２　大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目　　的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
		その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。
		材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

５．画像機器等

５－１　コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	【判断の基準】 ＜共通事項＞ ○基準値１は、次の①から⑤の要件を、基準値２は、次の②から⑤の要件をそれぞれ満たすこと。 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ③次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。 イ．特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ④少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ⑤使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ＜個別事項＞ ①コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含む。） ア．モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては、表１－１に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ．カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては、表１－２に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ．大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては、表１－３に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②複合機（インクジェット方式を除く。） ア．モノクロ複合機（大判機を除く。）にあっては、表２－１、表３及び表４に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ．カラー複合機（大判機を除く。）にあっては、表２－２、表３及び表４に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ．大判複合機にあっては、表５に示された区分ごとの基準を満たすこと。 エ．リユースに配慮したモノクロ複合機又は業務用モノクロ複合機（大判機を除く。）にあっては、表６－１に示された区分ごとの基準を満たすこと。 オ．リユースに配慮したカラー複合機又は業務用カラー複合機（大判機を除く。）にあっては、表６－２に示された区分ごとの基準を満たすこと。 カ．リユースに配慮した大判複合機にあっては、表１－３に示された区分ごとの基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ③資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、１以上の機能を有する機器をいう。

２　「業務用複合機」とは、以下のアからカの項目を全て満たし、かつ、製品の標準又は付属品を含め、以下のキからスの機能の項目のうち、カラー製品の場合は５項目以上、モノクロ製品の場合は４項目以上を満たす複合機をいう。

ア．坪量 141g/㎡以上を有する用紙のサポート

イ．A3 判用紙の処理可能

ウ．製品がモノクロの場合、製品速度 86 枚/分以上（製品速度については後述表１－１の備考１参照）

エ．製品がカラーの場合、製品速度 50 枚/分以上

オ．各色に対するプリント解像度 600×600 ドット/インチ（dpi）以上

カ．ベースモデルで 180kg を超える重量

キ．紙容量 8,000 枚以上

ク．デジタルフロントエンド

ケ．パンチ穴開け

コ．無線綴じ又はリング綴じ（若しくは類似のテープ若しくはワイヤ綴じ。ステープル綴じを除く。）

サ．DRAM1,024MB 以上

シ．第三者による色認証

ス．塗工紙対応

３　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

４　判断の基準＜共通事項＞①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の

「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

５　「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築･維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。

ア.「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。

イ.「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。

６　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

７　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

８　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

９　判断の基準＜共通事項＞④については、資源有効利用促進法の特定再利用業種に該当する機器に適用する。

１０　「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。

１１　「大判機」とは、幅が 406mm 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

１２　「希少金属類」とは、昭和 59 年８月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を１鉱種として考慮）の金属をいう。

１３　リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準＜共通事項＞③ア及びイについて併記すること。

１４　コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準①オの「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

１５　判断の基準＜共通事項＞②については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。

１６　リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、判断の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、表１－１、表１－２、表６－１及び表６－２の該当する要件を満たすことで対応する判断の基準を満たすものとみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

１７　「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。

１８　オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

表１－１　モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦5	≦0.3	要件なし
5＜ipm≦20	≦0.04×ipm＋0.1	
20＜ipm≦24	≦0.06×ipm－0.3	
24＜ipm≦30		基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
30＜ipm＜37	≦0.11×ipm－1.8	
37≦ipm≦40		基本製品に内蔵されている
40＜ipm≦65	≦0.16×ipm－3.8	
65＜ipm≦90	≦0.2×ipm－6.4	
90＜ipm	≦0.55×ipm－37.9	

備考）１　「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。１ipm（分当たりの画像数）とは、１分間に A4 判又は 8.5″×11″の用紙１枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5″×11″用紙とで異なる場合は、その２つの速度のうち速い方を適用する。以下表７を除く全ての表において同じ。

２　A3 判の用紙に対応可能な製品（幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。以下表１－２、表６－１及び表６－２において同じ。

３　標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表１－２、表６－１及び表６－２において同じ。

表１－２　カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦10	≦1.3	要件なし
10＜ipm≦15	≦0.06×ipm＋0.7	
15＜ipm≦19	≦0.15×ipm－0.65	
19＜ipm≦30		基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
30＜ipm＜35	≦0.2×ipm－2.15	
35≦ipm≦75		基本製品に内蔵されている
75＜ipm	≦0.7×ipm－39.65	

表１－３　大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機（リユースに配慮した大判コピー機及び大判複合機等を含む。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30分	≦8.2W	≦0.5W
30＜ipm	60分		

備考）１　「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表３、表４、表５及び表７において同じ。

２　スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表７の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

３　消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法バージョン2.0」による。

表２－１　モノクロ複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦20	≦0.263	要件なし
20＜ipm≦24	≦0.018×ipm－0.115	
24＜ipm≦40		基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
40＜ipm≦60	≦0.016×ipm－0.033	
60＜ipm≦80	≦0.037×ipm－1.314	
80＜ipm	≦0.086×ipm－5.283	

備考）１　A3判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に0.05kWhを加えたものを基準とする。表２－２において同じ。

２　Wi-Fiが出荷時にセットされた製品については、区分ごとの基準に0.1kWhを加えたものを基準とする。表２－２において同じ。

３　標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成30年12月改定）」による。表２－２において同じ。

表２－２　カラー複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦19	≦0.254	要件なし
ipm＝20		基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
20＜ipm≦40	≦0.024×ipm－0.250	
40＜ipm≦60	≦0.011×ipm＋0.283	
60＜ipm≦80	≦0.055×ipm－2.401	
80＜ipm	≦0.118×ipm－7.504	

表３　リカバリー時間に係る基準

製品速度（ipm）	短い初期設定		長い初期設定	
	スリープ移行時間　Ts（分）	リカバリー時間（秒）	スリープ移行時間　Ts（分）	リカバリー時間（秒）
0＜ipm≦5	0＜Ts≦5	≦min(0.42×ipm+5,30)	5＜Ts	≦min(0.51×ipm+15,60)
5＜ipm≦10	0＜Ts≦10		10＜Ts≦15	
10＜ipm≦20	0＜Ts≦10		10＜Ts≦20	
20＜ipm≦30	0＜Ts≦10		10＜Ts≦30	
30＜ipm≦40	0＜Ts≦10		10＜Ts≦45	
40＜ipm	0＜Ts≦15		15＜Ts≦45	

備考）１　「リカバリー時間」とは、スリープモード又はオフモードから稼働準備状態になるまでの時間をいい、算定方法は、以下の式による。

リカバリー時間（秒）＝T_{act1}－T_{act0}

T_{act1}：スリープモードから最初のシートが当該装置を出るまでの時間（秒）

T_{act0}：稼働準備状態から最初のシートが当該装置を出るまでの時間（秒）

２　本表においてmin(A,B)は最小関数であり、AとBの小さい値を表す。例えば、短い初期設定におけるリカバリー時間の基準のmin(0.42×ipm+5,30)は、「0.42×ipm+5秒」又は「30秒」のいずれかのうち小さい値。

３　長い初期設定のスリープ移行時間（Ts）を超える製品については、リカバリー時間に関する規定はない。

表４　モノクロ複合機又はカラー複合機に係るスリープ移行時間の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
ipm≦10	≦15分	≦60分
10＜ipm≦20	≦30分	
20＜ipm≦30	≦45分	
30＜ipm		≦120分

備考）　「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。表５において同じ。

表５　大判複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力		オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術	
ipm≦10	≦15分	≦60分	≦5.4W	≦8.7W	≦0.3W
10＜ipm≦20	≦30分				
20＜ipm≦30	≦45分				
30＜ipm		≦120分			

備考）１　「他マーキング技術」とは、インパクト方式及びインクジェット方式以外のマーキング技術をいう。

２　スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表７の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。ただし、表７の追加機能の種類のうち、スキャナ及び内部ディスクドライブについては、スリープモード消費電力許容値の加算は適用しない。

３　消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成30年12月改定）」による。

表６－１　リユースに配慮したモノクロ複合機又は業務用モノクロ複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦5	≦0.4	要件なし
5＜ipm≦24	≦0.07×ipm＋0.05	
24＜ipm≦30		基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
30＜ipm＜37	≦0.11×ipm－1.15	
37≦ipm≦50		基本製品に内蔵されている
50＜ipm≦80	≦0.25×ipm－8.15	
80＜ipm	≦0.6×ipm－36.15	

表６－２　リユースに配慮したカラー複合機又は業務用カラー複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦10	≦1.5	要件なし
10＜ipm≦15	≦0.1×ipm＋0.5	
15＜ipm≦19	≦0.13×ipm＋0.05	
19＜ipm≦30		基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
30＜ipm＜35	≦0.2×ipm－2.05	
35≦ipm≦70		基本製品に内蔵されている
70＜ipm≦80	≦0.7×ipm－37.05	
80＜ipm	≦0.75×ipm－41.05	

表７　追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度ｒ（Mbit/秒）	詳細	追加機能許容値（W）
インターフェース	有線	ｒ＜20	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		20≦ｒ＜500	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		ｒ≧500	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメライン ターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	複合機のみに適用	0.2
	無線、無線周波数（RF）	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線（IR）	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光ランプ（CCFL）あるいは、発光ダイオード（LED）、ハロゲン、熱陰極蛍光管（HCFT）、キセノン又は管状蛍光灯（TL）技術等の CCFL ではない他の技術（ランプの大きさ、又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、1 回のみ適用される）。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02×（Pout－10.0）
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考）追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は２以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－２ プリンタ等

(1) 品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ複合機	【判断の基準】 ○次の①から⑦の要件を満たすこと、又は⑧の要件を満たすこと。 ①プリンタ又はプリンタ複合機（大判機を除く。）にあっては、次の基準を満たすこと。 ア．モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表１－１、表２及び表３－１に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ複合機にあっては、表１－２、表２及び表３－２に示された区分ごとの基準。 イ．カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表２、表３－１及び表４－１に示された区分ごとの基準。カラープリンタ複合機にあっては、表２、表３－２及び表４－２に示された区分ごとの基準。 ウ．インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタにあっては、表５－１に示された区分ごとの基準。インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ複合機にあっては、表５－２に示された区分ごとの基準。 エ．業務用モノクロプリンタにあっては、表６－１に示された区分ごとの基準。業務用モノクロプリンタ複合機にあっては、表６－２に示された基準。 オ．業務用カラープリンタにあっては、表６－３に示された区分ごとの基準。業務用カラープリンタ複合機にあっては、表６－４に示された区分ごとの基準。 ②大判プリンタにあっては、表７－１に示された区分ごとの基準、大判プリンタ複合機にあっては、表７－２に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ⑤少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ⑥ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が5g以上使用されていること。 ⑦ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品がプラスチック重量の1%以上使用されていること。 ⑧エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
	③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ④紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑤製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、１以上の機能を有する機器をいう。

２　「業務用プリンタ」又は「業務用プリンタ複合機」とは、以下のアからカの項目を全て満たし、かつ、製品の標準又は付属品を含め、以下のキからスの機能の項目のうち、カラー製品の場合は５項目以上、モノクロ製品の場合は４項目以上を満たすプリンタ又はプリンタ複合機をいう。

ア．坪量 141g/㎡以上を有する用紙のサポート

イ．A3 判用紙の処理可能

ウ．製品がモノクロの場合、製品速度 86 枚/分以上（製品速度については後述表１－１の備考１参照）

エ．製品がカラーの場合、製品速度 50 枚/分以上

オ．各色に対するプリント解像度 600×600 ドット/インチ（dpi）以上

カ．ベースモデルで 180kg を超える重量

キ．紙容量 8,000 枚以上

ク．デジタルフロントエンド

ケ．パンチ穴開け

コ．無線綴じ又はリング綴じ（若しくは類似のテープ若しくはワイヤ綴じ。ステープル綴じを除く。）

サ．DRAM1,024MB 以上

シ．第三者による色認証

ス．塗工紙対応

３　「大判機」とは、幅が 406mm 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

４　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

５　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。

６　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

７　プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体又はインク容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針の「５－６　カートリッジ等」に示した判断の基準①オの「トナーの化学安全性が確認されていること」又は「インクの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとする。

８　判断の基準③については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。

９　判断の基準⑤、⑥及び⑦については、インパクト方式のプリンタ及びプリンタ複合機には適用しない。

１０　判断の基準⑥については、令和７年３月以前に販売されている製品には適用しない。

１１　判断の基準⑦については、プリント基板、ラベル、ケーブル、プラグ、電機部品及び光学部品を除くすべてのプラスチックの重量を対象とし、令和８年３月以前に販売されている製品には適用しない。

１２　判断の基準⑧の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」に係る認定基準をいう。

１３　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１４　配慮事項⑤の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

表１－１　モノクロプリンタ（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦20	≦0.226	要件なし
20＜ipm≦24	≦0.018×ipm－0.152	
24＜ipm≦40		基本製品に内蔵し、初期設定されていること
40＜ipm≦60	≦0.025×ipm－0.439	
60＜ipm≦135	≦0.049×ipm－1.903	
135＜ipm	≦0.183×ipm－20.127	

備考）１　「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。１ipm（分当たりの画像数）とは、１分間に A4 判又は 8.5″×11″の用紙１枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5″×11″用紙とで異なる場合は、その２つの速度のうち速い方を適用する。以下表８を除く全ての表において同じ。

２　A3 判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に 0.05kWh を加えたものを基準とする。以下表１－２、表４－１及び表４－２において同じ。

３　Wi-Fi が出荷時にセットされた製品については、区分ごとの基準に 0.1kWh を加えたものを基準とする。以下表１－２、表４－１及び表４－２において同じ。

４　標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成 30 年 12 月改定）」による。以下表１－２、表４－１、表４－２及び表６－１から表６－４において同じ。

表１－２　モノクロプリンタ複合機（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦20	≦0.263	要件なし
20＜ipm≦24	≦0.018×ipm－0.115	
24＜ipm≦40		基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
40＜ipm≦60	≦0.016×ipm－0.033	
60＜ipm≦80	≦0.037×ipm－1.314	
80＜ipm	≦0.086×ipm－5.283	

表２　リカバリー時間に係る基準

製品速度（ipm）	短い初期設定		長い初期設定	
	スリープ移行時間　Ts（分）	リカバリー時間（秒）	スリープ移行時間　Ts（分）	リカバリー時間（秒）
0＜ipm≦5	0＜Ts≦5	≦min(0.42×ipm+5,30)	5＜Ts	≦min(0.51×ipm+15,60)
5＜ipm≦10	0＜Ts≦10		10＜Ts≦15	
10＜ipm≦20	0＜Ts≦10		10＜Ts≦20	
20＜ipm≦30	0＜Ts≦10		10＜Ts≦30	
30＜ipm≦40	0＜Ts≦10		10＜Ts≦45	
40＜ipm	0＜Ts≦15		15＜Ts≦45	

備考）１　「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表３－１、表３－２、表５－１、表５－２、表７－１、表７－２及び表８において同じ。

２　「リカバリー時間」とは、スリープモード又はオフモードから稼働準備状態になるまでの時間をいい、算定方法は、以下の式による。

$$リカバリー時間（秒）＝T_{act1}－T_{act0}$$

T_{act1}：スリープモードから最初のシートが当該装置を出るまでの時間（秒）

T_{act0}：稼働準備状態から最初のシートが当該装置を出るまでの時間（秒）

３　本表において min(A,B)は最小関数であり、A と B の小さい値を表す。例えば、短い初期設定におけるリカバリー時間の基準の min(0.42×ipm+5,30)は、「0.42×ipm+5 秒」又は「30 秒」のいずれかのうち小さい値。

４　長い初期設定のスリープ移行時間（Ts）を超える製品については、リカバリー時間に関する規定はない。

表３－１　モノクロプリンタ又はカラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）に係るスリープ移行時間の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
ipm≦10	≦5 分	≦60 分
10＜ipm≦20	≦15 分	
20＜ipm≦30	≦30 分	
30＜ipm	≦45 分	≦120 分

備考）　「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。以下表３－２、表５－１、表５－２、表７－１及び表７－２において同じ。

表３－２　モノクロプリンタ複合機又はカラープリンタ複合機（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）に係るスリープ移行時間の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
ipm≦10	≦15 分	≦60 分
10＜ipm≦20	≦30 分	
20＜ipm≦30	≦45 分	
30＜ipm		≦120 分

表４－１　カラープリンタ（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦19	≦0.275	要件なし
ipm＝20		基本製品に内蔵し、初期設定されていること
20＜ipm≦40	≦0.032×ipm－0.397	
40＜ipm≦60	≦0.002×ipm＋0.833	
60＜ipm	≦0.100×ipm－5.145	

表４－２　カラープリンタ複合機（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦19	≦0.254	要件なし
ipm＝20		基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
20＜ipm≦40	≦0.024×ipm－0.250	
40＜ipm≦60	≦0.011×ipm＋0.283	
60＜ipm≦80	≦0.055×ipm－2.401	
80＜ipm	≦0.118×ipm－7.504	

表５－１　インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
ipm≦10	≦5 分	≦60 分	≦0.6W	≦0.3W
10＜ipm≦20	≦15 分			
20＜ipm≦30	≦30 分			
30＜ipm	≦45 分	≦120 分		

備考）１　スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表８の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表５－２、表７－１及び表７－２において同じ。

２　消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成 30 年 12 月改定）」による。以下表５－２、表７－１及び表７－２において同じ。

表５－２　インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ複合機（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
ipm≦10	≦15 分	≦60 分	≦1.1W	≦0.3W
10＜ipm≦20	≦30 分			
20＜ipm≦30	≦45 分			
30＜ipm		≦120 分		

表６－１　業務用モノクロプリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
85＜ipm≦90	≦0.2×ipm－6.4	基本製品に内蔵されている
90＜ipm	≦0.55×ipm－37.9	

備考）　A3 判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。以下表６－２、表６－３及び表６－４において同じ。

表６－２　業務用モノクロプリンタ複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
85＜ipm	≦0.6×ipm－36.15	基本製品に内蔵されている

表６－３　業務用カラープリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
49＜ipm≦75	≦0.2×ipm－2.15	基本製品に内蔵されている
75＜ipm	≦0.7×ipm－39.65	

表６－４　業務用カラープリンタ複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
49＜ipm≦70	≦0.2×ipm－2.05	基本製品に内蔵されている
70＜ipm≦80	≦0.7×ipm－37.05	
80＜ipm	≦0.75×ipm－41.05	

表７－１　大判プリンタに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力		オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術	
ipm≦10	5 分	60 分	≦4.9W	≦2.5W	≦0.3W
10＜ipm≦20	15 分				
20＜ipm≦30	30 分				
30＜ipm	45 分	120 分			

備考）　「他マーキング技術」とは、インクジェット方式以外のマーキング技術をいう。表７－２において同じ。

表７－２　大判プリンタ複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力		オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術	
ipm≦10	≦15分	≦60分	≦5.4W	≦8.7W	≦0.3W
10＜ipm≦20	≦30分				
20＜ipm≦30	≦45分				
30＜ipm		≦120分			

表８　追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度r（Mbit/秒）	詳細	追加機能許容値（W）
インターフェース	有線	r＜20	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		20≦r＜500	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mbイーサネット	0.4
		r≧500	例：USB3.x、1Gbイーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	複合機のみに適用	0.2
	無線、無線周波数（RF）	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線（IR）	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02×（Pout－10.0）
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2

備考）追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数はファクシミリ機能を含め２以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ複合機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－３ ファクシミリ

(1) 品目及び判断の基準等

ファクシミリ	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては、表１に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ．カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては、表２に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ．インクジェット方式のファクシミリにあっては、表３に示された基準を満たすこと。 エ．特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 オ．少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

２　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Ｂに準ずるものとする。

３　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

４　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」に係る認定基準をいう。

５　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

６　配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

表１　モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）
ipm≦5	≦0.3
5＜ipm≦20	≦0.04×ipm＋0.1
20＜ipm≦30	≦0.06×ipm－0.3
30＜ipm≦40	≦0.11×ipm－1.8
40＜ipm≦65	≦0.16×ipm－3.8
65＜ipm≦90	≦0.2×ipm－6.4
90＜ipm	≦0.55×ipm－37.9

備考）１　「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。１ipm（分当たりの画像数）とは、１分間に A4 判又は 8.5″×11″の用紙１枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5″×11″用紙とで異なる場合は、その２つの速度のうち速い方を適用する。表２において同じ。

２　A3 判の用紙に対応可能な製品（幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。表２において同じ。

３　標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表２及び表３において同じ。

表２　カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）
ipm≦10	≦1.3
10＜ipm≦15	≦0.06×ipm＋0.7
15＜ipm≦30	≦0.15×ipm－0.65
30＜ipm≦75	≦0.2×ipm－2.15
75＜ipm	≦0.7×ipm－39.65

表３　インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
５分	≦0.6W	≦0.5W

備考）１　「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

２　スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表４の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

表４　追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度ｒ（Mbit/秒）	詳細	追加機能許容値（W）
インターフェース	有線	ｒ＜20	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		20≦ｒ＜500	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		ｒ≧500	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	ファクシミリに適用	0.2
	無線、無線周波数（RF）	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線（IR）	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02×（Pout－10.0）
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考）追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は２以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－４ スキャナ

(1) 品目及び判断の基準等

スキャナ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．表１に示された基準を満たすこと。 イ．特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ウ．少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

２　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。

３　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

４　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」に係る認定基準をいう。

５　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

６　配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

表１　スキャナに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
ipm≦10	≦15 分	≦60 分	≦2.5W	≦0.3W
10＜ipm≦20	≦30 分			
20＜ipm≦30	≦45 分			
30＜ipm		≦120 分		

備考）１　「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

２　「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。

３　スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表２の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

４　消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成 30 年 12 月改定）」による。

表２　追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度ｒ（Mbit/秒）	詳細	追加機能許容値（W）
インターフェース	有線	ｒ＜20	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		20≦ｒ＜500	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		ｒ≧500	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	無線、無線周波数（RF）	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線（IR）	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02×（Pout－10.0）
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2

備考）追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数は２以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－５ プロジェクタ

(1) 品目及び判断の基準等

プロジェクタ	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．製品本体の重量が備考３に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 イ．消費電力が備考４に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ウ．待機時消費電力が0.4W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。 エ．光源ランプに水銀を使用している場合は、水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること、かつ、使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 オ．保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後５年以上とすること。 カ．特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。 ②光源ランプには、可能な限り固体光源が使用されていること。 ③可能な限り低騒音であること。 ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ⑥製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑦筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑧筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑨製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。 ⑩製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑪包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象となる「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の機器であって、会議室、教室、講堂等で使用するものをいい、1m 以内の距離で横幅 1.2m 以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ（以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に 0.5m 以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。）を含むものとする。

２　「固体光源」とは、発光ダイオード（LED）、半導体レーザ（LD）等の固体（物質）に電気などのエネルギーを供給し、励起されたときに物質特有の光放射をする固体デバイスをいう。

３　製品本体の重量の基準の算定方法は、有効光束に応じて次式による。

製品本体重量の基準（kg）＝0.0012×Φ×α×β　（Φ＜5,000）

製品本体重量の基準（kg）＝0.0030×Φ×α×β　（Φ≧5,000）

Φ：有効光束（lm）

α：超短焦点プロジェクタの場合は 1.5、短焦点プロジェクタの場合は 1.2、それ以外の場合は 1.0

β：固体光源の場合は 2.0、それ以外の場合は 1.0

４　消費電力の基準の算定方法は、次式による。

消費電力の基準（W）＝0.070×Φ×α×β＋85

Φ：有効光束（lm）

α：超短焦点プロジェクタの場合は 1.2、短焦点プロジェクタの場合は 1.1、それ以外の場合は 1.0

β：固体光源の場合は 1.5、それ以外の場合は 1.0

５　「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、外部機器に接続しない状態で不定時間保たれる可能性のある最低消費電力をいう。待機（スタンバイ）は、製品の最低消費電力モードである。

６　判断の基準①ウについては、AC 遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量型の製品には適用しない。

７　判断の基準①エの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。

８　判断の基準①エの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）がユーザに見やすく記載されていること。

ウ．光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。

９　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

１０　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950

に準ずるものとする。

１１　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、商品類型No.145「プロジェクタ Version2」に係る認定基準をいう。

１２　「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の 50%まで低下する平均点灯時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。

１３　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１４　配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１５　「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

１６　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。

イ．マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

ウ．物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。

エ．使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。

(2) 目標の立て方

当該年度のプロジェクタの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量の割合とする。

５－６ カートリッジ等

(1) 品目及び判断の基準等

トナーカートリッジ	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 イ．回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く。）の60%以上であること。 ウ．回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く。）の95%以上であること。 エ．回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 オ．トナーの化学安全性が確認されていること。 カ．感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 キ．使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。 ②各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ③個々のプラスチック製筐体部品は、それぞれ１種類のポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。また、筐体部品に使用されるすべての25gを超えるプラスチック製部品は、４種類以下の互いに分離可能なポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。 ④定量的環境情報の算定及び開示については、次のいずれかであること。 ア．製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ．本体機器において当該機器の消耗品であるトナーカートリッジを含めて、製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が当該カートリッジと同一事業者により開示されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
インクカートリッジ	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。

	①次の要件を満たすこと。 ア．使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 イ．回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く。）の40%以上であること。 ウ．回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く。）の95%以上であること。 エ．回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 オ．インクの化学安全性が確認されていること。 カ．使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ②個々のプラスチック製筐体部品は、それぞれ１種類のポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。また、筐体部品に使用されるすべての25gを超えるプラスチック製部品は、４種類以下の互いに分離可能なポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。 ③定量的環境情報の算定及び開示については、次のいずれかであること。 ア．製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ．本体機器において当該機器の消耗品であるインクカートリッジを含めて、製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が当該カートリッジと同一事業者により開示されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」（以下「カートリッジ等」という。）は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。

２　「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか２つ以上を組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は、トナーカートリッジには含まれないものとする。

ア．「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。

イ．「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。

３　「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。ただし、インク容器単体で構成される製品は、インクカートリッジには含まれないものとする。

ア．「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。

イ．「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。

４　「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。

５　「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。

６　「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。

７　トナーカートリッジに係る判断の基準①ア及びインクカートリッジに係る判断の基準①アの「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。

ウ．製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。

８　トナーカートリッジに係る判断の基準①エ及びインクカートリッジに係る判断の基準①エの「適正処理」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。ただし、その対象から、ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。

９　トナーカートリッジに係る判断の基準②及びインクカートリッジに係る判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、前者が商品類型No.132「トナーカートリッジ Version2」に係る認定基準を、後者が同じく商品類型No.142「インクカートリッジ Version2」に係る認定基準をいう。

１０　トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。

ア．トナー及びインクは、以下の①～④を満たすこと。ただし、②及び③に該当する物質の使用が技術的に不可避であり、かつ直ちに代替えが困難である場合は、適用免除に関する根拠資料等の情報が開示され、容易に確認できる場合はその限りではない。

①カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物が処方構成成分として添加されていないこと。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。

②規則(EC)No.1272/2008のAnnex Ⅵ、の表3.1のCMRカテゴリ1A、1B又は2（別表１）に分類される各物質が処方構成成分として添加されていないこと。

別表１　使用を制限する危険有害性カテゴリ

危険有害性クラス	危険有害性 カテゴリコード	CLP規則(EC)No.1272/2008 Hフレーズ
発がん性	Carc.1A及び1B	H350：発がんのおそれ
発がん性	Carc.1A及び1B	H350i：吸入による発がんのおそれ
発がん性	Carc.2	H351：発がんのおそれの疑い
生殖細胞変異原性	Muta.1A及び1B	H340：遺伝性疾患のおそれ
生殖細胞変異原性	Muta.2	H341：遺伝性疾患のおそれの疑い
生殖毒性	Repr.1A及び1B	H360：生殖能または胎児への悪影響のおそれ
生殖毒性	Repr.2	H361：生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い

REACH規則第59条第１項に記載のリスト（いわゆるSVHC候補リスト）に掲げられた物質は対象に含まれる。

③トナー及びインクは、混合物として、規則(EC)No.1272/2008のAnnex Ⅰに定められた危険有害性カテゴリSTOT SE1、SE2、RE1、RE2（別表２）に分類されないこと。

別表２　対象となる危険有害性カテゴリ

危険有害性クラス	危険有害性 カテゴリコード	CLP規則(EC)No.1272/2008 Hフレーズ
特定標的臓器有害性、単回暴露	STOT SE1	H370：臓器の障害
特定標的臓器有害性、単回暴露	STOT SE2	H371：臓器の障害のおそれ
特定標的臓器有害性、反復暴露	STOT RE1	H372：長期にわたる、または反復暴露により臓器の障害
特定標的臓器有害性、反復暴露	STOT RE2	H373：長期にわたる、または反復暴露により臓器の障害のおそれ

④REACH規則(EC)No.1097/2006のAnnex ⅩⅦ Appendix8（別表３）にリストされた発がん性芳香族アミンを生成するアゾ着色料（染料または顔料）が処方構成成分として添加されていないこと。

別表３　アゾ基の分解により生成してはならないアミン

	化学物質名	CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ-*o*-トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	*o*-アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	*p*-クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	*p*-クレシジン	120-71-8
15	4,4'-メチレンービス－（２－クロロアニリン）	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	*o*-トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	*o*-アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

イ．トナー及びインクに殺虫・殺菌性物質を使用する場合には、「殺生物製品の市場での入手と使用を可能とすることに関する 2012 年５月 22 日付の欧州議会及び理事会規則(EU)No528/2012」の Annex Ⅰ にリストされ、製品分類６に該当する成分のみを処方構成成分として添加していること。ただし、リストされていない物質を使用する場合には、当該指令に基づいて承認申請が提出されていれば添加は許されるが、不認可が決定された場合にはその限りでない。

ウ．トナー及びインクに関し、Ames試験において陰性であること。

エ．トナー及びインクのSDS（安全データシート）を備えていること。

１１　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１２　トナーカートリッジに係る配慮事項④及びインクカートリッジに係る配慮事項③の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１３　調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア．以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

①自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証（使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等）がなされていること（一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い。）。

②本項の判断の基準を満たす製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報（製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等）及び発生した問題を記録するよう努めること。

イ．使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

①写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。

②新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

１４　調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確

保の観点から、事業者が次の書類を備えていること（例えば、事業者の判断で公開するウエブサイト等で確認できることなど）に十分留意すること。

ア．トナー又はインクに関するAmes試験に係る報告書等

イ．トナー又はインクに関するSDS（安全データシート）

ウ．配慮事項に示された各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等

(2) 目標の立て方

当該年度のトナーカートリッジ及びインクカートリッジの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

６．電子計算機等

６－１　電子計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	【判断の基準】 ①サーバ型電子計算機にあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②クライアント型電子計算機にあっては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。 ア．表２に示されたエネルギー消費効率が区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 イ．デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、備考５アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考５イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ウ．ワークステーションの場合は、備考６アの算定式により算定した加重消費電力が備考６イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。 エ．シンクライアントの場合は、備考５アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考７の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ④一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 ⑤筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池（バッテリ）の駆動時間が必要以上に長くないこと。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り高い配合率で使用されていること。 ⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ⑥製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

①演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの

②入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が１秒につき 10 ギガビット以上のものに限る。）が 512 本以上のもの

③4 を超える中央演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの

④サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの

⑤サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、64 ビットのコンピュータアーキテクチャ専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの

⑥サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計されている中央演算処理装置以外の中央演算処理装置を用いたもののうち、十進浮動小数点演算を実行する機構を備えていない中央演算処理装置を搭載したもの

⑦専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるもの

２　「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。

３　「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。

４　判断の基準②イ、ウ及びエ、備考５から備考８において使用するコンピュータの種類及び動作モードは、以下のとおり。

ア．コンピュータの種類

1.「デスクトップコンピュータ」とは、主要装置（本体）が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータであって、携帯用には設計されておらず、外付けのモニタ、キーボード、マウス等を使用するものをいう。

2.「一体型デスクトップコンピュータ」とは、１つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける単一機器としてコンピュータとコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。

3.「ノートブックコンピュータ」とは、携帯用に設計され、交流電力源への直接接続有り又は無しのいずれかで長時間動作するように設計されたコンピュータであって、一体型ディスプレイを装備しているものをいう。

4.「ワークステーション」とは、集約的演算タスクのうち、グラフィックス、CAD、ソフトウェア開発、金融や科学的用途などに通常使用される高機能単一ユーザコンピュータをいう。

5.「シンクライアント」とは、主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであって、携帯用ではなく、卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう（回転式記憶媒体のない機器に限る。）。また、ハードウェアとディスプレイが１つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける一体型シンクライアントを含む。なお、携帯用として設計され、シンクライアント及びノートブックコンピュータの定義をともに満たすコンピュータは、本項においてノートブックコンピュータに含まれるものとする。

イ．動作モード

1.「 オフモード」とは、主電源に接続され、製造事業者の説明書に従って使用される製品において、最低消費電力状態であり、使用者は電源をオフにしていない（影響を与えていない）状態をいう。

2.「スリープモード」とは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る低電力状態をいう。

3.「アイドル状態」とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読込が終了し、ユーザプロファイルが作成され、初期設定によって当該コンピュータが開始する基本アプリケーションに動作が限定されており、スリープモードではない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの２つのモードにより構成される。

4.「長期アイドルモード」とは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。

5.「短期アイドルモード」とは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。

6.「代替低電力モード」とは、コンピュータが一定時間使用されないときに自動的又は手動選択により入る低電力状態であり、ディスプレイがオフになりコンピュータが機能低下状態に入ることをいう。

各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則（令和３年４月施行）　別表第２－１」による。

５　デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントに係る標準年間消費電力量の算定方法、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータに係る最大年間消費電力量の算定方法は、以下の式による。

ア．標準年間消費電力量

$E = (8,760/1,000) \times (P_{OFF} \times T_{OFF} + P_{SL} \times T_{SL} + P_{LI} \times T_{LI} + P_{SI} \times T_{SI})$

E：標準年間消費電力量（単位：kWh/年）

P_{OFF}：オフモード消費電力（単位：W）

P_{SL}：スリープモード消費電力（単位：W）

P_{LI}：長期アイドルモード消費電力（単位：W）

P_{SI}：短期アイドルモード消費電力（単位：W）

T_X：表３－１及び表３－２に規定するモード別比率（年間の時間割合）（単位：%）

スリープモードに替わり、代替低電力モード（10W 以下の場合に限る。）を用いるデスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータについては、上記算定式において、スリープモード消費電力（P_{SL}）及び長期アイドルモード消費電力（P_{LI}）の代わりに代替低電力モードを、独立したシステムのスリープモードを持たないシンクライアントについては、上記算定式において、スリープモード消費電力（P_{SL}）の代わりに長期アイドルモード消費電力（P_{LI}）をそれぞれ使用することができる。

イ．最大年間消費電力量

$E_{MAX} = (1 + A_{PSU} + A_{PRXY}) \times (TEC_{BASE} + TEC_{MEM} + TEC_{GR} + TEC_{ST} + TEC_{DIS} + TEC_{SW} + TEC_{MBWS} + TEC_{1G10G} + TEC_{10G})$

E_{MAX}：最大年間消費電力量（単位：kWh/年）

A_{PSU}：表３－３に規定する効率を満たす電源装置に付与される許容値

A_{PRXY}：プロキシ許容値。デスクトップコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータであり、表３－１の備考に示す条件１を満たす場合の許容値は 0.12、条件２を満たす場合は表３－４に規定する代替低電力モードの許容値

TEC_{BASE}：表３－５（デスクトップコンピュータ）、表３－６（一体型デスクトップコ

ンピュータ）又は表３－７（ノートブックコンピュータ）に規定する基本許容値（単位：kWh）

TEC_{MEM}：表３－８に規定するシステム搭載メモリの追加許容値（単位：kWh/ギガバイト）

TEC_{GR}：表３－８に規定する独立型グラフィックス追加許容値（単位：kWh）

TEC_{ST}：表３－８に規定する内部記憶装置（ストレージ）の追加許容値（単位：kWh）

TEC_{DIS}：表３－８に規定する性能強化ディスプレイの追加許容値（単位：kWh）

TEC_{SW}：表３－８に規定する切替可能グラフィックスの追加許容値（単位：kWh）

TEC_{MBWS}：表３－８に規定するモバイルワークステーションの追加許容値（単位：kWh）

TEC_{1G10G}：表３－８に規定するスループット 1GB/秒以上 10GB/秒未満のイーサネットポートを有する場合の追加許容値（単位：kWh）

TEC_{10G}：表３－８に規定する 10GB/秒イーサネットポートを有する場合の追加許容値（単位：kWh）

６　ワークステーションに係る加重消費電力及び最大加重消費電力の算定方法は、以下の式による。

ア．加重消費電力

加重消費電力（W）＝$0.10\times P_{OFF}+0.35\times P_{SL}+0.20\times P_{LI}+0.35\times P_{SI}$

P_{OFF}：オフモード消費電力（単位：W）

P_{SL}：スリープモード消費電力（単位：W）

P_{LI}：長期アイドルモード消費電力（単位：W）

P_{SI}：短期アイドルモード消費電力（単位：W）

イ．最大加重消費電力

最大加重消費電力（W）＝$0.28\times(P_{MAX}+N_{HDD}\times5)$

P_{MAX}：最大消費電力測定値（単位：W）

N_{HDD}：HDD（ハードディスクドライブ）又は SSD（半導体ドライブ）の搭載数

７　シンクライアントに係る最大年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$E_{TMAX}=TEC_{BASE}+TEC_{GR}+TEC_{WOL}+TEC_{DIS}$

E_{TMAX}：最大年間消費電力量（単位：kWh/年）

TEC_{BASE}：基本許容値 31kWh

TEC_{GR}：独立型グラフィックス許容値 36kWh

TEC_{WOL}：ウェイクオンラン（WOL）許容値 2kWh

TEC_{DIS}：表３－８に規定する一体型デスクトップコンピュータに対する一体型ディスプレイ許容値（単位：kWh）

ただし、TEC_{GR}、TEC_{WOL} 及び TEC_{DIS} の許容値の加算については、出荷時に初期設定で有効にされている場合に限る。

８　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

９　判断の基準③については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

１０　「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものを除く。）をいう。

１１　「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。

ア．内蔵モデム、CD/DVD、BD 等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。

イ．周辺機器を接続するための USB インターフェイスを複数備えていること。

１２　一般行政事務用ノートパソコンの「二次電池（バッテリ）に必要な駆動時間」とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。

１３　「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

１４　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１５　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１６　判断の基準⑤の筐体又は部品には本体機器に付属する AC アダプタ等を含む。また、判断の基準⑤については、サーバ型電子計算機には適用しない。

１７　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

イ．調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。

ウ．マニュアルやリカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

１８　判断の基準②アのエネルギー消費効率に係る基準については、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表１　サーバ型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

区　分		基準エネルギー消費効率
中央演算処理装置の種別	中央演算処理装置のソケット数	
x86	1	8.9
	2	11.9
	4	8.9
SPARC	1	6.3

	2	4.2
	4	3.5
Power	1	4.6
	2	4.9
	4	4.2

備考）１　「x86」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置のうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置以外のものであって、32 ビットのアーキテクチャと互換性をもった 64 ビットのものをいう。

２　「SPARC」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置以外の中央演算処理装置のうち、十進浮動小数点演算を実行する機能とレジスタ制御機能を備えたものをいう。「レジスタ制御機能」とは、レジスタの内容を中央演算処理装置内に退避及び復元する機構をもつことで、主プログラムで使用中のレジスタの内容をメモリに退避及び復元することなくサブルーチンプログラムでそのレジスタを使用可能とする機能をいう。

３　「Power」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置以外の中央演算処理装置のうち、十進浮動小数点演算を実行する機能を備えているが、レジスタ制御機能は備えていないものをいう。

４　エネルギー消費効率の算定法については、「電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 31 年経済産業省告示第 69 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(1)」による。

表２　クライアント型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分						基準エネルギー消費効率の算定式
製品形態の種別		Ｐスコア	画面サイズ	筐体容量	区分名	
ノートブックパーソナルコンピュータ		8 未満	15 型未満	－	A	$E=5.21+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
			15 型以上	－	B	$E=7.75+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
		8 以上	－	－	C	$E=11.34+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
デスクトップパーソナルコンピュータ	一体形	8 未満	－	－	D	$E=39.87+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
		8 以上	－	－	E	$E=53.32+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
	分離型	－	－	5L 未満	F	$E=29.59+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
		－	－	5L 以上 20L 未満	G	$E=31.33+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}+TEC_{PW}$
		－	－	20L 以上 35L 未満	H	$E=28.45+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}+TEC_{PW}$
		－	－	35L 以上	I	$E=40.47+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}+TEC_{PW}$

備考）１　「一体形デスクトップパーソナルコンピュータ」とは、コンピュータ本体とディスプレイが一つの交流電源ケーブルを介して交流電力を受け単一機器として機能するデスクトップコンピュータをいう。

２　「分離型デスクトップパーソナルコンピュータ」とは、ディスプレイを有さないコンピュータ本体と外部ディスプレイからなるデスクトップコンピュータをいう。

３　「Ｐスコア」とは、中央演算処理装置のコア数に中央演算処理装置のクロック周波数（単位：ギガヘルツ）を乗じた数値とする。

４　「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点第２位以下を四捨五入した数値とする。

５　「筐体容量」とは、電子計算機においてハードウェアを構成する部品を収納する筐体の容量をリットルで表した数値とする。

６　Ｅは次の数値を表すものとする。
Ｅ：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

７　TEC_{MEM} の数値は次の式により算出するものとする。
$TEC_{MEM}=M_{MAX}\times\alpha_M$
M_{MAX}：キャッシュメモリを除いた最大記憶容量（単位：ギガバイト）
α_M の数値は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とする。

区　分	α_M
区分Ａ、Ｂ及びＣ	0.186
区分Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｇ、Ｈ及びＩ	0.248

８　TEC_{DIS} は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる算定式により算出するものとする。

区　分	画面サイズ	TEC_{DIS}
区分Ａ、Ｂ及びＣ	－	$TEC_{DIS}=(8.76\times0.30)\times((S\div2.54^2)\times0.0300+r\times0.244)$
区分Ｄ及びＥ	17.4 型未満	$TEC_{DIS}=(8.76\times0.35)\times((S\div2.54^2)\times0.0300+r\times0.244)$
	17.4 型以上	$TEC_{DIS}=(8.76\times0.35)\times((S\div2.54^2)\times0.0393)$

Ｓ：表示画面の縦寸法に横寸法を乗じて小数点２位以下を四捨五入した数値（単位：平方センチメートル）
ｒ：画面に表示される総画素数（単位：メガピクセル）

９　TEC_{ST} は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とし、2.5 型磁気ディスク装置及び 3.5 型磁気ディスク装置のいずれも有さない場合は０とする。

区　分	磁気ディスク装置の種別	TEC_{ST}
区分Ａ、Ｂ及びＣ	－	2.510
区分Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｇ、Ｈ及びＩ	2.5 型磁気ディスク装置を有するもの	3.140
	3.5 型磁気ディスク装置を有するもの	20.380

１０　TEC_{GR} は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる算定式により算出するものとし、独立型 GPU を有さない場合は０とする。

区　分	TEC_{GR}
区分Ａ、Ｂ及びＣ	$TEC_{GR}=4.198$
区分Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｇ、Ｈ及びＩ	$TEC_{GR}=0.587\times FB+30.463$

ＦＢ：画面に表示する画像データを一時的に保管するメモリ領域（単位：ギガビット/秒）
ただし、上記の算定式の結果、TEC_{GR} が 130 以上の場合は 130 の数値を用いるものとする。

１１　TEC_{PW} の数値は次の式により算出するものとする。
$TEC_{PW}=P_{AC}\times0.0543$
P_{AC}：内部電源装置の定格入力（単位：W）

１２　エネルギー消費効率の算定法については、「電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 31 年経済産業省告示第 69 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(2)」による。

表３－１　デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びシンクライアントのモード別比率

モード	デスクトップ及び一体型デスクトップ	シンクライアント
T_{OFF}	15%	45%
T_{SL}	45%	5%
T_{LI}	10%	15%
T_{SI}	30%	35%

備考）　プロキシ対応型のモード別比率又はプロキシ許容値を適用する製品は、以下の条件１又は条件２のいずれかを満たしていること。表３－２において同じ。

【条件１】

・ECMA393 の規格を満たしていること。

・ノートブックコンピュータは表３－２のプロキシ対応型の能力を出荷時の初期設定で有効にしていること。

・デスクトップコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータは、ECMA393 のフルキャパシティ（プロキシ対応型・全対応）の規格を満たす場合に限り、本項の判断の基準の備考５イの最大年間消費電力量の算定式において適切なプロキシ許容値適用すること。

【条件２】

・ノートブックコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータは、スリープモード又は 2.5W 以下の電力でネットワーク接続を維持する代替低電力モードを可能にすること。

・デスクトップコンピュータは、スリープモード又は 3.0W 以下の電力でネットワーク接続を維持する代替低電力モードを可能にすること。

表３－２　ノートブックコンピュータのモード別比率

モード	従来型	プロキシ対応型			
		基本能力	遠隔復帰	サービス検知 ネームサービス	全対応
T_{OFF}	25%	25%	25%	25%	25%
T_{SL}	35%	39%	41%	43%	45%
T_{LI}	10%	8%	7%	6%	5%
T_{SI}	30%	28%	27%	26%	25%

表３－３　内部電源装置許容値（A_{PSU}）

電源装置	対象機器	負荷条件別最低効率				電源装置 許容値
		10%	20%	50%	100%	
内部電源 装置 （IPS）	デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.89	0.015
		0.90	0.92	0.94	0.90	0.03
	一体型 デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.89	0.015
		0.90	0.92	0.94	0.90	0.04

表３－４　代替低電力モードの測定電力量に対するプロキシ許容値（A_{PRXY}）

対象機器	代替低電力モード又はスリープにおける最大測定電力量（W）	プロキシ許容値（A_{PRXY}）
デスクトップ	2.5	0.12
	3.0	0.06
一体型 デスクトップ	2.0	0.06
	2.5	0.03

備考）　許容値はネットワークの常時接続性を維持する代替低電力モード又はスリープモードを有する製品に適用できる。

表３－５　デスクトップコンピュータに対する基本許容値（TEC_{BASE}）

区分	グラフィックス性能	デスクトップコンピュータ	
		性能	基本許容値
I1	一体型又は切替可能 グラフィックス	P≦8	26.0
I2		P＞8	46.0
D1	独立型グラフィックス	P≦8	35.0
D2		P＞8	45.0

備考）　P の算定方法は、次式による。表３－６及び表３－７において同じ。

P＝CPU のコア数×CPU クロック周波数（GHz）

コア数は物理的な CPU のコア数を表し、CPU クロック周波数（GHz）は、最大 TDP 周波数を表し、ターボブースト周波数ではない。

表３－６　一体型デスクトップコンピュータに対する基本許容値（TEC_{BASE}）

区分	一体型デスクトップコンピュータ	
	性能	基本許容値
1	P＜8	9.0
2	P≧8	27.0

表３－７　ノートブックコンピュータに対する基本許容値（TEC_{BASE}）

区分	ノートブックコンピュータ	
	性能	基本許容値
0	P≦2	6.5
1	2＜P＜8	8.0
2	P≧8	14.0

表３－８　デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントにおける追加許容値

機　能		デスクトップ	一体型 デスクトップ	ノートブック
TEC_{MEM}（kWh）		1.7＋(0.24×GB)		2.4＋(0.294×GB)
TEC_{GR}（kWh）		50.4×tanh(0.0038×FB_BW－0.137)＋23		29.3×tanh(0.0038×FB_BW－0.137)＋13.4
TEC_{SW}（kWh）		14.4		適用なし
TEC_{ST}（kWh）	3.5"HDD	16.5		適用なし
	2.5"HDD	2.1		2.6

	ハイブリッドHDD/SSD	0.8		
	SSD（M.2接続を含む）	0.4		
TEC_{DIS}（kWh）	A＜190	適用なし	[(3.43×r)＋0.148×A＋1.30]×(1＋EP)	8.76×0.30×(1＋EP)×(0.43×r＋0.0263×A)
	190≦A＜210		[(3.43×r)＋0.018×A＋26.1]×(1＋EP)	
	210≦A＜315		[(3.43×r)＋0.078×A＋13.2]×(1＋EP)	
	A≧315		[(3.43×r)＋0.156×A－11.3]×(1＋EP)	
TEC_{MBWS}（kWh）		適用なし		4.0
TEC_{1G10G}（kWh）		4.0		適用なし
TEC_{10G}（kWh）		18.0		適用なし

備考）１　TEC_{MEM}は、システム搭載メモリのGB毎に適用するものとする。

２　TEC_{GR}は、システムに搭載した独立型グラフィックスに適用するものとする。切替可能なグラフィックスには適用しない。

３　FB_BWは、ギガバイト毎秒（GB/s）によるディスプレイフレームバッファ幅であり、算定方法は、次式による。

FB_BW＝データレート（MHz）×フレームバッファ幅／（8×1000）

４　切替可能グラフィックス（TEC_{SW}）には、独立型グラフィックス許容値（TEC_{GR}）を適用することはできないものとする。ただし、切替可能グラフィックスを提供し、初期設定で自動切替の場合、デスクトップコンピュータ及び一体型デスクトップコンピュータについては、許容値14.4を適用することができる。

５　TEC_{ST}は、製品に追加内部記憶装置（ストレージ）が存在する場合に１回のみ適用することができる。

６　TEC_{DIS}におけるEPは、性能強化ディスプレイに関する許容値であり、次のとおり。

EP＝0：性能強化ディスプレイなし

EP＝0.3：性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が27インチ未満

EP＝0.75：性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が27インチ以上

rはスクリーン解像度（メガピクセル）

Aは可視スクリーン面積（平方インチ）。出荷時及び測定時に複数のディスプレイがある場合はディスプレイごとに許容値を適用する

７　TEC_{MBWS}は、モバイルワークステーションの定義を満たす場合に１回のみ適用することができる。

８　TEC_{1G10G}は、スループット1GB/秒以上10GB/秒未満のイーサネットポートをシステムに有する場合に１回のみ適用することができる。

９　TEC_{10G}は、10GB/秒イーサネットポートをシステムに有する場合に１回のみ適用することができる。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

６－２ 磁気ディスク装置

(1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 【配慮事項】 ①特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥製品の梱包又は包装にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

①記憶容量が１ギガバイト以下のもの

②電子計算機に接続した通信ケーブルを通じた電力供給のみを受けて動作するもの

２　特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

３　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

５　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

６　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

表　磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区分			基準エネルギー消費効率又は算定式
磁気ディスク装置１台当たりのディスクドライブ搭載可能数	ディスクドライブの外形寸法	ディスク枚数	
１台		１枚	E＝exp(2.98×ln(N)−30.8)
		２枚又は３枚	E＝exp(2.98×ln(N)−31.2)
		４枚以上	E＝exp(2.11×ln(N)−23.5)
２台以上 11 台以下	−	−	E＝exp(1.56×ln(N)−17.7)
12 台以上	3.5 型（幅 75㎜ 超）を含む構成	−	0.00213
	2.5 型（幅 75㎜ 以下）のみの構成	−	E＝exp(0.952×ln(N)−14.2)/0.5

備考）１　E 及び N は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率

N：ディスクドライブの定常回転数（単位：回毎分）

２　ln は底を e とする対数を表す。

３　回転数の異なるディスクドライブが混載される場合にあっては、回転数（N）は、各ディスクドライブの回転数を搭載台数で加重平均した値とする。

４　幅はディスクドライブ外形の３つの辺のうち、長さが中間であるものとする。

５　エネルギー消費効率の算定法については、「磁気ディスク装置のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 22 年経済産業省告示第 75 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

６－３ ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	【判断の基準】 ①コンピュータモニタにあっては、備考３の算定式により算定した年間消費電力量が備考４アの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ②サイネージディスプレイにあっては、次の要件を満たすこと。 ア．備考６アの算定式に示したオンモード消費電力の要件を満たすこと。 イ．スリープモード消費電力が備考７の算定式により算定したスリープモード消費電力基準以下であること。 ③オフモード消費電力が0.5W以下であること。 ④動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。 ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、ディスプレイスクリーン及び関連電子装置を有する製品であって、主な機能として、一つ以上の入力を介したコンピュータ、ワークステーション又はサーバ、外部ストレージ、若しくはネットワーク接続からの視覚情報を表示するもの（コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイ）とする。

コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人の人が見ることを想定したものである。また、サイネージディスプレイ（タイルドディスプレイシステム構成されたものを含む。）は、通常、卓上の使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることを想定したものであって、次の①から⑤の要件のうち、３つ以上を満たすものとする。

①対角線画面サイズが 30 インチを超えるもの

②最大公表輝度が１平方メートル当たり 400 カンデラ（400cd/m^2）を超えるもの

③画素密度が１平方インチ当たり 7,000 ピクセル（7,000 ピクセル/in^2）以下であるもの

④搭載スタンドなしで出荷されるものであって、デスクトップ上のディスプレイを支えるよう設計される又は壁に垂直に取り付けるように構成されているもの

⑤RJ45 又は RS232 ポートを有するもの

２　判断の基準②、判断の基準③及び備考３から備考７までにおいて使用する動作モードは、以下のとおり。ただし、オフモードを備えていない製品の場合は、判断の基準③は適用しない。

①「オンモード」とは、ディスプレイが稼働し、主な機能を提供しているモードをいう。

②「スリープモード」とは、ディスプレイが一つ以上の主要ではない保護機能又は継続機能を提供する低電力モードをいう。なお、スリープモードは、以下の機能を有している。

・遠隔スイッチ、タッチ機能、内部センサー又はタイマーを経由してオンモードにする。

・時計を含む情報を提供する又は状態を表示する。

・センサー機能を維持する。

・ネットワークの存在を維持することができる。

③「オフモード」とは、ディスプレイが電力源に接続され、視覚情報を提供せず、かつ遠隔装置、内部信号又は外部信号により他のいかなるモードへも切り替えができないモードをいう。なお、ディスプレイは、使用者による統合型電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によってのみ、本モードを抜け出ることができる。また、一部の製品については、オフモードを持たないこともある。

３　コンピュータモニタに係る年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$E_{TEC}=8.76\times(0.35\times P_{ON}+0.65\times P_{SLEEP})$

E_{TEC}：年間消費電力量（単位：kWh）

P_{ON}：オンモード消費電力（単位：W）

P_{SLEEP}：スリープモード消費電力（単位：W）

４　コンピュータモニタに係る最大年間消費電力量、自動明るさ調節許容値及びタッチ機能許容値の算定方法は、次式による。

ア．最大年間消費電力量

最大年間消費電力量（kWh）＝$(E_{TEC_MAX}+E_{EP}+E_{ABC}+E_N+E_T+E_C+E_{HDR}+E_{USB})\times eff_{AC_DC}$

E_{TEC_MAX}：表１により算定された最大消費電力量基準（単位：kWh）

E_{EP}：下記イにより算定された性能強化ディスプレイに適用される許容値（単位：kWh）

E_{ABC}：下記ウにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値（単位：kWh）

E_N：完全なネットワーク接続性に適用される許容値　$E_N=2.9$（kWh）

E_T：下記エにより算定されたタッチ機能に適用される許容値（単位：kWh）

E_C：下記オにより算定された曲面ディスプレイに適用される許容値（単位：kWh）

E_{HDR}：表２により算定された HDR ディスプレイに適用される許容値（単位：kWh）

E_{USB}：USB Type-C を有するディスプレイに適用される許容値　$E_{USB}=2.75$（kWh）

eff_{AC_DC}：ディスプレイの給電で発生する交流・直流変換損失の標準補正係数であり、交流給電ディスプレイは 1.0、 標準直流ディスプレイは 0.85

イ．性能強化ディスプレイ許容値

次の全ての要件を満たすコンピュータモニタについては、次式により算定された性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値を最大年間消費電力量に用いることができる。

・画面カバーガラスの有無にかかわらず、平面画面においては少なくとも 85° から直角の水平視野角度において、曲面画面においては少なくとも 83° から直角の水平視野角度において、最低 60 対１のコントラスト比であること

・基本解像度は 2.3 メガピクセル以上であること

・色域は CIE LUV の 32.9%以上であること

$E_{EP}=((1.70\times((G/100\%)-0.52))\times E_{TEC_MAX}$

G：色域であり CIE LUV を百分率で表したもの

E_{TEC_MAX}：最大消費電力量基準（単位：kWh）

ウ．自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なコンピュータモニタの場合、オンモード電力低減率 R_{ABC} を算定し、R_{ABC} が 20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値 E_{ABC} を適用する。オンモード電力低減率 R_{ABC} 及び自動明るさ調節許容値 E_{ABC} の算定方法は、次式による。

$R_{ABC}=100\times((P_{300}-P_{12})/P_{300})$

P_{300}：300lx の周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力（単位：W）

P_{12}：12lx の周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力（単位：W）

E_{ABC}（kWh）$=0.05\times E_{TEC_MAX}$

E_{TEC_MAX}：最大消費電力量基準（単位：kWh）

エ．タッチ機能許容値

E_T（kWh）$=0.17\times E_{TEC_MAX}$

E_{TEC_MAX}：最大消費電力量基準（単位：kWh）

オ．曲面ディスプレイ許容値

E_C（kWh）$=0.15\times E_{TEC_MAX}$

E_{TEC_MAX}：最大消費電力量基準（単位：kWh）

５　サイネージディスプレイに係る最大オンモード消費電力の算定方法は、次式による。

$P_{ON_MAX}=(4.0\times10^{-5}\times L\times A)+120\times\tanh(0.0005\times(A-140.0)+0.03)+20$

P_{ON_MAX}：最大オンモード消費電力（単位：W）

A：可視画面面積（単位：平方インチ）

L：最大測定輝度（単位：cd/㎡）

６　サイネージディスプレイに係るオンモード消費電力の要件及び自動明るさ調節許容値の算定方法は、次式による。

ア．オンモード消費電力の要件

オンモード消費電力（W）$\leqq P_{ON_MAX}+P_{ABC}+P_{Module}$

P_{ON_MAX}：最大オンモード消費電力（単位：W）

P_{ABC}：下記イにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値（単位：W）

P_{Module}：組み込み又はプラグインモジュールを有するディスプレイに適用される許容値

$P_{Module}=2.5$（W）

イ．自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なサイネージディスプレイの場合、備考４ウによりオンモード電力低減率 R_{ABC} を算定し、R_{ABC} が 20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値 P_{ABC} を適用する。自動明るさ調節許容値 P_{ABC} の算定方法は、次式による。

P_{ABC}（W）$=0.05\times P_{ON_MAX}$

P_{ON_MAX}：最大オンモード消費電力（単位：W）

７　サイネージディスプレイに係るスリープモード消費電力基準の算定方法は、次式による。なお、最大スリープモード消費電力及び各許容値は、下表による。

スリープモード消費電力基準$=P_{SLEEP_MAX}+P_N+P_{OS}+P_T$

P_{SLEEP_MAX}：最大スリープモード消費電力（単位：W）

P_N：完全なネットワーク接続性に適用される許容値（単位：W）

P_{OS}：占有センサーに適用される許容値（単位：W）

P_T：タッチ機能に適用される許容値（単位：W）

表　画面サイズによるスリープモード消費電力基準及び各許容消費電力

画面サイズ（インチ）	P_{SLEEP_MAX}（W）	P_N（W）	P_{OS}（W）	P_T（W）
画面サイズ≦30	0.5	3.0	0.3	0.0
画面サイズ＞30				1.5

８　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

９　判断の基準⑤については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

１０　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

１１　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

１２　消費電力等の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則（令和３年４月施行）　別表第２－２（令和３年４月発効）」による。

表１　コンピュータモニタに係る最大消費電力量基準

可視画面面積（平方インチ）	最大消費電力量基準（kWh）
A＜190	$(4.00\times r)+(0.172\times A)+1.50$
190≦A＜210	$(4.00\times r)+(0.020\times A)+30.40$
210≦A＜315	$(4.00\times r)+(0.091\times A)+15.40$
A≧315	$(4.00\times r)+(0.182\times A)-13.20$

備考）rは画面解像度（メガピクセル）を、Aは可視画面面積（平方インチ）をそれぞれ表す。

表２　コンピュータモニタに係るHDRディスプレイの消費電力量の許容値

VESA Display HDR 適合	許容値（kWh）
HDR600	$0.05\times E_{TEC_MAX}$
HDR1000	$0.10\times E_{TEC_MAX}$

備考）１　HDR ディスプレイの消費電力量の許容値は Display HDR600 又は 1000 を満たすモデルに適用される。

２　E_{TEC_MAX} は最大消費電力量基準（kWh）を表す。

(2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

６－４ 記録用メディア

(1) 品目及び判断の基準等

記録用メディア	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。 ②厚さ 5㎜程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ④紙製にあっては、古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ①材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径 12cm の CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-RE とする。

２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

３　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

４　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

５　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

(2) 目標の立て方

当該年度の記録用メディアの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

７．オフィス機器等

７－１ シュレッダー

(1) 品目及び判断の基準等

シュレッダー	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．待機時消費電力が1.5W以下であること。 イ．低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。 ウ．特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。

①裁断モーターの出力が500W以上のもの

②裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの

２　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

３　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Ｂに準ずるものとする。

４　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、商品類型No.161「シュレッダー Version1」に係る認定基準をいう。

５　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

６　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

７　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

８　「待機時消費電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。ただし、低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードにおける消費電力をいう。

９　「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。

１０　「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のシュレッダーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

７－２ デジタル印刷機

(1) 品目及び判断の基準等

デジタル印刷機	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ①インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤低電力モード（一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。）及びオートシャットオフモード（一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。）への移行時間は出荷時に５分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。

２　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

３　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。

４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表　デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率（W）			
		A3 対応機		B4 対応機，A4 対応機	
		プリンタ機能作動時	プリンタ機能非作動時	プリンタ機能作動時	プリンタ機能非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

備考）１　「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。

２　「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。

３　「A3 対応機」、「B4 対応機」、「A4 対応機」とは、次による。

A3 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 287mm、409mm 以上のもの

B4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 250mm、353mm 以上のもの

A4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 204mm、288mm 以上のもの

４　エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

E ＝（A＋7×B）／8

A：機械立ち上げ時の１時間における消費電力量（Wh）

・ 電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して１版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で２版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

・ 電源投入後速度変更はしない。

B：通常時の１時間における消費電力量（Wh）

・ Ａの測定終了後１版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で２版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A、B の測定条件

① １版当たりの印刷枚数　200 枚／版

② １時間の製版枚数　2 版／時

③ １時間の印刷枚数　400 枚／時

④ 印刷速度　工場出荷時に設定された電源投入時の速度

⑤ テストチャート　A4、画像面積比率 4～7%

⑥ 標準印刷用紙　64g/㎡の上質紙

⑦ 測定時の環境条件　温度：21±3℃／湿度：65±10%
測定前に 12 時間以上放置

⑧ プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。

⑨ 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は 5 分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。

⑩　プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

(2)　目標の立て方

当該年度のデジタル印刷機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

７－３　掛時計

(1)　品目及び判断の基準等

掛時計	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。 ②太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が５年以上使用できるものであること。 ③一次電池のみで使用される場合には、電池が５年以上使用できるものであること。 【配慮事項】 ①使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。

２　「通常の使用状態」とは、室内の開放された壁、柱等に掛けられて使用されている状態をいう。

３　判断の基準③における一次電池の電池寿命の求め方はJIS B 7026による。

４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2)　目標の立て方

当該年度の掛時計の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

７－４ 電子式卓上計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子式卓上計算機	【判断の基準】 ①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。

２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

３　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

４　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

５　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

６　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Ｂに準ずるものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子式卓上計算機の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

７－５ 電池

(1) 品目及び判断の基準等

一次電池又は小形充電式電池	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②小形充電式電池（二次電池）であること。 【配慮事項】 ①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単１形」「単２形」「単３形」又は「単４形」とする。

２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

３　配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

４　「最小平均持続時間」はJIS C 8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。

表　一次電池に係る最小平均持続時間

通称	主な用途など	放電試験条件			最小平均持続時間
		放電負荷	1日当たりの放電時間	終止電圧	初度
単1形	携帯電灯	2.2Ω	注１	0.9V	750分
	モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8V	16時間
	ポータブルステレオ	600mA	2時間	0.9V	11時間
単2形	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	14時間
	携帯電灯	3.9Ω	注１	0.9V	790分
	ポータブルステレオ	400mA	2時間	0.9V	8時間
単3形	高負荷機器	1,500mW 650mW	注２	1.05V	40回
	携帯電灯（LED）	3.9Ω	注３	0.9V	230分
	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	5時間
	玩具（モーターなし）	250mA	1時間	0.9V	5時間
	CDプレーヤ・電子ゲーム	100mA	1時間	0.9V	15時間
	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注４	1.0V	30時間
単4形	携帯電灯	5.1Ω	注３	0.9V	130分
	モータ使用機器・玩具	5.1Ω	1時間	0.8V	120分
	デジタルオーディオ	50mA	注５	0.9V	12時間
	リモコン	24Ω	注６	1.0V	14.5時間

備考）初度の最小平均持続時間に対する12か月貯蔵後の最小平均持続時間の比率は90％以上であること。

注１：4分放電・11分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注２：5分放電（1,500mWの2秒放電・650mWの28秒放電の交互放電）・55分放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注３：4分放電・56分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注４：1時間放電・7時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注５：1時間放電・11時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注６：15秒放電・45秒放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

(2) 目標の立て方

当該年度の電池（単１形から単４形）の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

８．移動電話等

(1) 品目及び判断の基準等

携帯電話 ＰＨＳ スマートフォン	【判断の基準】 〇次の①から⑩の要件を満たすこと、又は⑪の要件を満たすこと。 ①携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。 ア．搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ．機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。 ②スマートフォンにあっては、製品出荷時に搭載されたオペレーティングシステムの更新（セキュリティ、修正、機能）が可能であること。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウエブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ④使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウエブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ⑤回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 ⑥バッテリーの初期容量の残容量80％を満たす充電サイクル数が、携帯電話にあっては500サイクル以上、スマートフォンにあっては800サイクル以上であること。 ⑦バッテリーの長寿命化機能を搭載していること。 ⑧バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後６年以上保有）。 ⑨特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ⑩製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及びバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、当該情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ⑪エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。 ②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可

	能な限り減量または代替する取組がなされていること。 ③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。 ④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑤筐体又は部品（充電器を含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑨製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「携帯電話」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。

２　本項の判断の基準の対象とする「ＰＨＳ」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用 PHS 基地局に接続されずに内線等として、通常の行政事務の用に供するものをいう。

３　本項の判断の基準の対象とする「スマートフォン」とは、携帯電話又は PHS に携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウエブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。

４　「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。

５　判断の基準③については、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。

６　判断の基準④の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。

ウ．製品の包装、同梱される印刷物、製品本体の取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていること。

マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。

エ．金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。

オ．部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。

７　判断の基準⑦の「バッテリーの長寿命化機能」とは、満充電しないことでバッテリー負荷を低減し、充電サイクル数を増やすなどのバッテリーの管理機能をいい、例えばバッテリーが全容量の 80%まで充電されると自動的に充電を終了することをオプションでユーザが選択できる機能などを指す。

８　判断の基準⑧の「製品製造終了後６年以上保有」については、スマートフォンにあっては、当該基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、「製品製造終了後３年以上保有」とする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。また、通信システムの切替等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合には適用しないものとする。

９　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

１０　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

１１　「希少金属類」とは、昭和 59 年８月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を１鉱種として考慮）の金属をいう。

１２　「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

１３　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１４　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１５　「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。マスバランス方式によりバイオマス由来特性が割り当てられたプラスチックを原料とする場合にあっては、当該割当率をもってバイオベース合成ポリマー含有率に代えて適用するものとする。

１６　判断の基準⑪の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.166「スマートフォン・携帯電話 Version1」に係る認定基準をいう（PHS は除く）。

１７　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１８　配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１９　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。

イ．マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

ウ．物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。

エ．移動電話等端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。

オ．環境負荷低減に寄与するスマートフォン用の携帯型充電器に係るシェアリングサービスの活用可能性について検討すること。

表　移動電話等に係る環境配慮設計項目

目　　的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	製品等の省資源化（小型化、軽量化）	製品の容積や質量を、削減抑制していること。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。
リユース配慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
リサイクル配慮設計	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。
		複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。
		異種材料の分離が容易な構造であること。
		リサイクルのための分離・分解が容易であること。
	分別の容易性	リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。
		製品の筐体に使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。

(2) 目標の立て方

当該年度の携帯電話、ＰＨＳ及びスマートフォンの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

９．家電製品

９－１ 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	【判断の基準】 ①電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア．基準値１は、基準エネルギー消費効率に100/105を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。 イ．基準値２は、基準エネルギー消費効率の数値。 ②電気冷凍庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア．基準値１は、基準エネルギー消費効率に100/110を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。 イ．基準値２は、基準エネルギー消費効率の数値。 ③冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　次の①から④のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

①業務の用に供するために製造されたもの

②熱電素子を使用するもの

③吸収式のもの

④ワイン貯蔵が主な用途であるもの

また、上記①から③のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷凍庫」に含まれないものとする。

２　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第２条第１項に定める物質をいう。

３　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

４　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含

有表示方法）の附属書Ａの表Ａ.１（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS Ｃ 0950 に準ずるものとする。ただし、判断の基準④については、電気冷凍庫には適用しない。

５　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

６　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表　電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫に係る基準エネルギー消費効率算定式

区　分			基準エネルギー消費効率の算定式
種　別	冷却方式	定格内容積	
電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	－	$E_1=0.735\times V_1+122$
	冷気強制循環法式のもの	375 リットル以下	$E_1=0.199\times V_1+265$
		375 リットル超	$E_1=0.281\times V_1+112$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの	－	$E_2=0.589\times V_2+74$
	冷気強制循環法式のもの	－	$E_2=1.328\times V_2+80$

備考）１　E_1、V_1 及び E_2、V_2 は、次の数値を表すものとする。

E_1：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_1：調整内容積（各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

$V_1 = \Sigma(Kc\,i \times V\,i)$（$i$=1, ･･･, n）

$Kc\,i$：調整内容積係数（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値）

$V\,i$：定格内容積（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値）（単位：L）

n：電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数（$Kc\,i$）
パントリー	0.38
セラー	0.62
冷蔵	1
チラー	1.1
ゼロスター	1.19
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

E_2：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_2：調整内容積（各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

$V_2 = \Sigma(Kc\,i \times V\,i)$（$i$=1, ･･･, n）

$Kc\,i$：調整内容積係数（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値）

$V\,i$：定格内容積（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値）（単位：L）

n：電気冷凍庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数（$Kc\,i$）
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

２　電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 25 年経済産業省告示第 34 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(3)」による。

３　電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 25 年経済産業省告示第 35 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(3)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

９－２ テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	【判断の基準】 ○次の①から⑥の要件、又は⑦の要件を満たすこと。 ①液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）のうち、2K未満のものにあっては、エネルギー消費効率が次の数値を上回らないこと。 ア．基準値１は、表１に示された区分の算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率（以下「当該区分の基準エネルギー消費効率」という。）の数値。 イ．基準値２は、当該区分の基準エネルギー消費効率に133/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値。 ②液晶テレビのうち、2K以上4K未満のものにあっては、エネルギー消費効率が当該区分の基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。 ③液晶テレビのうち、4K以上のものにあっては、エネルギー消費効率が次の数値を上回らないこと。 ア．基準値１は、当該区分の基準エネルギー消費効率の数値。 イ．基準値２は、当該区分の基準エネルギー消費効率に125/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値。 ④有機ELパネルを有するテレビジョン受信機（以下「有機ELテレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が次の数値を上回らないこと。 ア．基準値１は、当該区分の基準エネルギー消費効率の数値。 イ．基準値２は、当該区分の基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値。 ⑤リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。 ⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ⑦エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑥製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。若しくは、プラスチック代替素材の活用等により、プラスチック使用の削減が図られていること。

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

①産業用のもの

②ブラウン管方式のもの

③テレビジョン放送による国内基幹放送を受信することができないもの

④映像を表示する装置であって直視型でないもの

⑤プラズマディスプレイ方式のもの

⑥受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの

⑦ワイヤレス方式のもの

⑧電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの

⑨垂直方向の画素数が4,320かつ水平方向の画素数が7,680のもの（以下「8K」という。）

２　「2K」とは、垂直方向の画素数が1,080かつ水平方向の画素数が1,920のものをいう。以下同じ。

３　「4K」とは、垂直方向の画素数が2,160かつ水平方向の画素数が3,840のものをいう。以下同じ。

４　判断の基準⑤については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコン待機時の消費電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。

５　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

６　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。

７　「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

８　判断の基準⑦の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.152「テレビ Version1」に係る認定基準をいう。なお、判断の基準①ア、判断の基準③ア又は判断の基準④アを満たし、かつ、判断の基準⑦を満たす場合は基準値１とする。

９　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１０　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１１　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１２　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１３　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表１　液晶テレビ又は有機ELテレビに係る基準エネルギー消費効率の算定式

区　分		基準エネルギー消費効率の算定式
パネル種類	画素数	
液晶	2K未満	E＝0.00407×A＋30.08
	2K以上4K未満	E＝0.00605×A＋56.13
	4K以上	E＝0.00728×A＋62.99
有機EL	－	E＝0.02136×A－16.40　（A＜4,258の場合75.0）

備考）１　E及びAは次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
A：画面面積（単位：平方センチメートル）

２　表２に掲げる付加機能を有するものについては、エネルギー消費効率から表２の右欄の想定消費電力量の数値を減じた数値で判断するものとする。

３　エネルギー消費効率の算定方法については、「テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成22年経済産業省告示第24号）の「２　エネルギー消費効率の測定方法　２－２」による。

表２　液晶テレビ又は有機ELテレビに係る付加機能に対する想定消費電力量

付　加　機　能	想定消費電力量（kWh/年）
2Kチューナーを２つ以上内蔵	2.8
4Kチューナーを２つ以上内蔵	5.5
録画装置内蔵（HDD3.5インチ）	11.0
録画装置内蔵（HDD2.5インチ）	4.8
録画装置内蔵（SSD）	3.7
ブルーレイディスクレコーダー又はDVDレコーダー内蔵（4K以上に対応）	23.9
ブルーレイディスクレコーダー又はDVDレコーダー内蔵（4K未満に対応）	16.7
動画倍速表示（4K以上に対応）	18.3
動画倍速表示（4K未満に対応）	17.0

備考）「動画倍速表示」とは、１秒間に120コマ以上の静止画を表示するものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

９－３　電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

電気便座	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの

②温水洗浄装置のみのもの

③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの

④専ら鉄道車両等において用いるためのもの

⑤幼児用大便器において用いるためのもの

⑥暖房用の便座のみを有するもの

２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

３　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表　電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区　　分		基準エネルギー消費効率
温水洗浄便座（洗浄機能有り）	貯湯式（貯湯タンク有り）	172
	瞬間式（貯湯タンク無し）	87

備考）１　「温水洗浄便座」とは、暖房用の便座に温水洗浄装置を組み込んだものをいう。

２　エネルギー消費効率の算定法については、「電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 19 年経済産業省告示第 288 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

９－４ 電子レンジ

(1) 品目及び判断の基準等

電子レンジ	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ②待機時消費電力が0.05W未満であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。

①ガスオーブンを有するもの

②業務の用に供するために製造されたもの

③定格入力電圧が 200 ボルト専用のもの

④庫内高さが 135 ミリメートル未満のもの

⑤システムキッチンその他のものに組み込まれたもの

２　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

３　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

４　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

５　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

６　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

７　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表　電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
機能	加熱方式	庫内容積	
オーブン機能を有するもの以外（単機能レンジ）			60.1
オーブン機能を有するもの（オーブンレンジ）	ヒーターの露出があるもの（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L 未満のもの	73.4
		30L 以上のもの	78.2
	ヒーターの露出があるもの以外（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L 未満のもの	70.4
		30L 以上のもの	79.6
	熱風循環加熱方式のもの		73.5

備考）１　「庫内容積」とは、家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）に基づく電気機械機具品質表示規程で定める加熱室の有効寸法より算出した数値をいう。

２　エネルギー消費効率の算定法については、「電気レンジのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 18 年経済産業省告示第 63 号）の「２　エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子レンジの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１０．エアコンディショナー等

１０－１ エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー	【判断の基準】 ①家庭用エアコンディショナーにあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。 ②業務用エアコンディショナーにあっては、基準値１はアの要件を、基準値２はイの要件を満たすこと。ただし、ビル用マルチエアコンディショナーについては、アの要件を満たすこと又はイの要件及び③の要件を満たすことで基準値１の要件とする。 ア．エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。 イ．エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値に88/100を乗じて小数点以下１桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ③冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。 ④業務用エアコンディショナーにあっては、常時監視システムを使用したものであること。 ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

①冷房能力が 28kW（マルチタイプのものは 50.4kW）を超えるもの

②冷房の用にのみに供するもの、窓に設置される構造のもの及び壁を貫通して設置される構造のもの

③水冷式のもの

④圧縮用電動機を有しない構造のもの

⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの

⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制

御機能又は除じん性能を有する構造のもの

⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの

⑧スポットエアコンディショナー

⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの

⑩高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの

⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの

⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの

⑭分離熱源型のマルチタイプのもののうち冷房によって吸収された熱を暖房の熱源として用いるもの

２　「マルチタイプのもの」とは、１の室外機に２以上の室内機を接続するものをいう。

３　「ビル用マルチエアコンディショナー」とは、分離型であってマルチタイプのもののうち、室内機ごとに空気の温度又は湿度を調整することができるものをいう。

４　判断の基準③については、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 27 年経済産業省令第 29 号）第３条に規定する家庭用エアコンディショナー及び業務用エアコンディショナーのうち、「エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項」（平成 27 年経済産業省告示第 50 号）により目標値及び目標年度が定められる製品に適用するものとする。なお、業務用エアコンディショナーのうち、ビル用マルチエアコンディショナーの基準値２の場合は、本項の判断の基準を適用しない。

５　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

６　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。

７　「常時監視システム」とは、「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号）第二１（２）①に規定するフロンの漏えい又は機器の故障等を常時監視するシステムをいう（本体に内蔵・搭載されているタイプと別売りの専用機器を本体に接続するタイプの両方を含む。）。本体の使用開始時点において、当該システムの利用に必要な機器の設置・接続（サービス契約を要する場合には当該契約の締結を含む。）が完了して、当該システムが利用可能な状態となっていることをもって適合となる。

８　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

９　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

１０　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

１１　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

イ．家庭用エアコンディショナーとして製造・販売されている製品を買い換える場合には、当該製品が特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）の適用対象となることを踏まえて、買換後の新しい製品を購入する事業者に廃棄する古い製品の引取を依頼し、当該事業者から特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しを受け取ること。

表１　家庭用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区分			基準エネルギー消費効率又は算定式
ユニットの形態	冷房能力	仕様	
直吹き形で壁掛け形のもの	2.8kW 以下	寒冷地仕様以外のもの	6.6
		寒冷地仕様のもの	6.2
	2.8kW 超 28.0kW 以下	寒冷地仕様以外のもの	E＝6.84－0.210×(A－2.8) ただし、E＝6.6 を上限、E＝5.3 を下限とする。
		寒冷地仕様のもの	E＝6.44－0.210×(A－2.8) ただし、E＝6.2 を上限、E＝4.9 を下限とする。
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2kW 以下	－	5.4
	3.2kW 超 4.0kW 以下	－	5.0
	4.0kW 超 28.0kW 以下	－	4.5
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	－	5.6
	4.0kW 超 7.1kW 以下	－	5.6
	7.1kW 超 28.0kW 以下	－	5.5

備考）１　「寒冷地」とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）」別表第 10 に規定する地域の区分のうち、１、２、３又は４の地域をいう。

２　「寒冷地仕様のもの」とは、寒冷地での使用を想定したものであって、次の①から③までの仕様をすべて満たすものをいう。

①積雪、低温に起因する故障を防止するように設計・製造されたもの。

②JIS B 8615-1:2013　暖房極低温（-7℃）で定格暖房標準能力以上を発揮するもの。

③JIS C 9612:201　解説表に記載されている地域の寒冷地最低外気温度（-15℃以下）で JIS B 8615-1:2013　6.3.5 の運転性能要求事項を満たすもの。

３　E 及び A は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

４　エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 21 年経済産業省告示第 213 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(3)」による。

表２　業務用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区分			基準エネルギー消費効率又は算定式
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6kW未満	E=6.0
		3.6kW以上10.0kW未満	E=6.0-0.083×(A-3.6)
		10.0kW以上20.0kW未満	E=6.0-0.12×(A-10)
		20.0kW以上28.0kW以下	E=5.1-0.060×(A-20)
	四方向カセット形以外	3.6kW未満	E=5.1
		3.6kW以上10.0kW未満	E=5.1-0.083×(A-3.6)
		10.0kW以上20.0kW未満	E=5.1-0.10×(A-10)
		20.0kW以上28.0kW以下	E=4.3-0.050×(A-20)
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0kW未満	E=5.7
		10.0kW以上20.0kW未満	E=5.7-0.11×(A-10)
		20.0kW以上40.0kW未満	E=5.7-0.065×(A-20)
		40.0kW以上50.4kW以下	E=4.8-0.040×(A-40)
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW未満	E=4.9
		20.0kW以上28.0kW以下	E=4.9
	ダクト形	20.0kW未満	E=4.7
		20.0kW以上28.0kW以下	E=4.7

備考）１　「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

２　E及びAは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

３　エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成21年経済産業省告示第213号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(2)」による。

(2) 目標の立て方

家庭用エアコンディショナーにあっては、当該年度の家庭用エアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

業務用エアコンディショナーにあっては、当該年度の業務用エアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１０－２ ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 品目及び判断の基準等

ガスヒートポンプ式冷暖房機	【判断の基準】 ①期間成績係数が1.07以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。

２　期間成績係数については、JIS B 8627に規定する方法により算出するものとする。

３　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

４　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

５　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

６　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2) 目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１０－３ ストーブ

(1) 品目及び判断の基準等

ストーブ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

①開放式のもの

②ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）第 25 条第３項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの

③半密閉式ガスストーブ

④最大の燃料消費量が 4.0L/h を超える構造の半密閉式石油ストーブ

⑤最大の燃料消費量が 2.75L/h を超える構造の密閉式石油ストーブ

２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

３　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表１　ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区　　分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

備考）　エネルギー消費効率の算定法については、「ストーブのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 14 年経済産業省告示第 432 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表２において同じ。

表２　石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区　　分		基準エネルギー消費効率又はその算定式
給排気方式	伝熱方式	
密閉式	自然対流式	83.5
	強制対流式	86.0
半密閉式	放射式	69.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5L/h 以下のもの	67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5L/h を超えるもの	E＝－3.0×L＋71.5

備考）　E 及び L は、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：%）

L：最大燃料消費量（単位：L/h）

(2) 目標の立て方

当該年度のストーブの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１１．温水器等

１１－１ 電気給湯器

(1) 品目及び判断の基準等

ヒートポンプ式電気給湯器	【判断の基準】 ①家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、表２に示された加熱能力に対応した年間加熱効率を下回らないこと。 ③冷媒にフロン類が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　暖房の用に供することができるものは、本項の判断の基準の対象とする「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。

２　「業務用ヒートポンプ式電気給湯器」とは、業務の用に供する温水最高出口温度が 65℃以上の一過式の給湯器をいう。

３　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。

４　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

５　配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

６　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

７　判断の基準③は、業務用ヒートポンプ式電気給湯器については適用しないものとする。ただし、冷媒にオゾン層を破壊する物質は使用されていないこととする。

表１　家庭用ヒートポンプ式電気給湯器に係る基準エネルギー消費効率

想定世帯	貯湯缶数	貯湯容量	仕様	基準エネルギー消費効率
少人数	—	—	寒冷地仕様以外のもの	3.0
			寒冷地仕様	2.7
標　準	一缶	320リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.1
			寒冷地仕様	2.7
		320リットル以上550リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.5
			寒冷地仕様	2.9
		550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	3.2
			寒冷地仕様	2.7
	多缶	—	寒冷地仕様以外のもの	3.0
			寒冷地仕様	2.7

備考）１　「貯湯容量」とは、JIS C 9220 に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量をいう。

２　「寒冷地仕様」とは、JIS C 9220 に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様をいう。

３　エネルギー消費効率の算定法については、「電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 25 年経済産業省告示第 38 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法」による。

表２　業務用ヒートポンプ式電気給湯器に係る年間加熱効率の基準

加熱能力	年間加熱効率
20kW以下	4.0
20kW超	3.5

備考）１　加熱能力は、測定条件が中間期で乾球温度が 16℃DB 及び湿球温度 12℃WB における能力とする。

２　年間加熱効率は、JRA 4060 に規定する年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率の算出方法による。

(2) 目標の立て方

当該年度のヒートポンプ式電気給湯器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１１－２ ガス温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス温水機器	【判断の基準】 ①電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（以下「ハイブリッド給湯器」という。）にあっては、年間給湯効率が108%以上であること。 ②ガス瞬間湯沸器のうち、自然通気式のものにあっては、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値２の数値を下回らないこと。 ③ガス瞬間湯沸器のうち、強制通気式のものにあっては、次の要件を満たすこと。 ア．基準値１は、潜熱回収型ガス温水機器であって、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値１の数値を下回らないこと。 イ．基準値２は、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値２の算定式に97/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。 ④ガスふろがまにあっては、次の要件を満たすこと。 ア．基準値１は、潜熱回収型ガス温水機器であって、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値１の数値を下回らないこと。 イ．基準値２は、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値２の算定式に94/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。 ⑤ガス暖房機器にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．基準値１は、潜熱回収型ガス温水機器であって、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値１の数値を下回らないこと。 イ．基準値２は、エネルギー消費効率が表の基準値２に示された基準エネルギー消費効率に92/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。

①貯蔵式湯沸器

②JIS S 2109:2019 又は JIS S 2112:2019 の対象となるもの以外のもの

③業務の用に供するために製造されたもの

④都市ガスのうち 13A のガスグループに属さないガスを燃料とするもの

⑤ガス瞬間湯沸器のうち通気方式が自然通気式であって、給排気方式が開放式以外のもの

⑥ガスふろがまのうち次のいずれかに該当するもの

・給湯の機能を有しないもの
・通気方式が自然通気式のもの
・循環方式が自然循環式のもの
・屋内に設置する構造のもの

⑦暖房の用のみに供するもの

⑧既存建築物・施設等における従来型（JIS S 2091:2013 の４．４の a)の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器）の機器の取替であって、設置上の制約があるもの

２　ハイブリッド給湯器の年間給湯効率は、一般社団法人日本ガス石油機器工業会規格「電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機の年間給湯効率測定方法」（JGKAS A705）による。

３　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

４　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

５　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

６　調達を行う機関は、機器の設置上の制約がない場合は、可能な限り潜熱回収型ガス温水機器を設置すること。

表　ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区　分		基準エネルギー消費効率又は算定式	
用　途	通気方式	基準値１	基準値２
ガス瞬間湯沸器	自然通気式	－	77.50%
	強制通気式	87%	84.37%×αⅡ
ガスふろがま	－	88%	87.21%×αⅢ
ガス暖房機器	－	92%	90.32%

備考）１　ガス瞬間湯沸器のうち自然通気式のものに係る判断の基準は基準値２のみとする。

２　αⅡ及びαⅢは別表に示した構造の種類に応じた数値とする。

３　エネルギー消費効率の算定方法については、「ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 16 年経済産業省告示第 316 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(2)」による。

別表　構造係数（αⅡ及びαⅢ）

構　造	αⅡ	αⅢ
壁貫通型	0.9998	0.9839
壁組込型	0.9869	－
壁組込型（従来型に限る。）	－	0.9576
強制給排気式	0.9900	－
強制排気式（従来型に限る。）	0.9661	－
レンジフードー体型（従来型に限る。）	0.8415	－
その他	1.0000	1.0000

備考）１　「壁貫通型」とは、JIS S 2092:2010 の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ自然給排気式（BF）の機器の給排気筒トップに置き換えて設置する機器であって JIS S 2092:2010 の表２―屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。

２　「壁組込型」とは、壁組込型取付ボックスと一体の機器としてガス機器防火性能評定試験により評定された機器であって JIS S 2092:2010 の表２―屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。

３　「強制給排気式」とは、JIS S 2092:2010 の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式（FF）の機器をいう。

４　「強制排気式」とは、JIS S 2092:2010 の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する半密閉式かつ強制排気式（FE）の機器をいう。

５　「レンジフードー体型」とは、JIS S 2092:2010 の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式の強制給排気外壁式（FF－W）の機器であって操作部がレンジフードに内蔵されており給気管及び排気管の直径が 40 ミリメートル以下の機器をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス温水機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１１－３ 石油温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

石油温水機器	【判断の基準】 ①基準値１は、潜熱回収型石油温水機器であること。 ②基準値２は、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した以下の数値を下回らないこと。 ア．給湯用のもののうち、瞬間形のものにあっては、基準エネルギー消費効率に98/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値。 イ．給湯用のもののうち、貯湯式急速加熱形のものにあっては、基準エネルギー消費効率に95/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値。 ウ．暖房用のもののうち、貯湯式急速加熱形のものにあっては、基準エネルギー消費効率に98/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。

①バーナー付ふろがま（ポット式バーナーを組み込んだものに限る。）

②JIS S 3021:2017、JIS S 3024:2017 又は JIS S 3027:2017 の対象となるもの以外（JIS S 2091:2013に規定する高圧力型石油小形給湯機及び高圧力型石油給湯機付ふろがまを除く。）のもの

③業務の用に供するために製造されたもの

④給湯用のもののうち、加熱形態が貯湯式であって、急速加熱形以外のもの

⑤暖房用のもののうち、加熱形態が貯湯式であって、急速加熱形以外のもの

２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

３　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5　調達を行う機関は、機器の設置上の制約がない場合は、可能な限り潜熱回収型石油温水機器を設置すること。

表　石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率又は算定式
用　途		加熱方式	
給湯用のもの	浴用なし	瞬間形	89.68×βⅠ
		貯湯式急速加熱形	76.88
	浴用あり	瞬間形	90.01×βⅢ
		貯湯式急速加熱形	76.07
暖房用のもの		貯湯式急速加熱形	87.06×βⅤ

備考）1　βⅠ、βⅢ及びβⅤは別表に示した構造の種類に応じた数値とする。

2　エネルギー消費効率の算定方法については、「石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 14 年経済産業省告示第 435 号）の「3　エネルギー消費効率の測定方法　(2)」による。

別表　構造係数（βⅠ、βⅢ及びβⅤ）

構　造	βⅠ	βⅢ	βⅤ
圧力噴霧式	0.9585	0.9492	－
オン－オフ制御式（従来型に限る。）	－	－	1.0051
その他	1.0000	1.0000	1.0000

備考）1　「圧力噴霧式」とは、JIS S 3031:2009 の４．１の表２の燃焼方式による機器の区分に規定する圧力噴霧式の機器をいう。

2　「オン－オフ制御式」とは、JIS S 2091:2013 の４．４の e）の３）の制御及び制御装置に規定するオン－オフ制御の方式の機器をいう。

3　「従来型」とは、JIS S 2091:2013 の４．４の a)の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度の石油温水機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１１－４　ガス調理機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス調理機器	【判断の基準】 ①こんろ部にあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②グリル部にあっては、エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ③オーブン部にあっては、エネルギー消費効率が表３に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）1　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

①業務の用に供するために製造されたもの

②ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの

③ガスグリル

④ガスクッキングテーブル

⑤ガス炊飯器

⑥カセットこんろ

2　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

3　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

4　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表１　ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

区　分			こんろ部 基準エネルギー消費効率
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	２口以下	56.3
		３口以上	52.4
	組込形	２口以下	53.0
		３口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

備考）１　「ガスレンジ」とは、ガスオーブンとガスこんろを組み合わせたものをいう。

２　「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

３　「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

４　「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。

５　「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

６　こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 16 年経済産業省告示第 315 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(1)」による。

表２　ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区　分		グリル部 基準エネルギー消費効率の算定式
燃焼方式	調理方式	
片面焼き	水あり	E=25.1Vg+123
	水なし	E=25.1Vg+16.4
両面焼き	水あり	E=12.5Vg+172
	水なし	E=12.5Vg+101

備考）１　E 及び Vg は、次の数値を表すものとする。

E：グリル部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）

Vg：庫内容積（単位：L）

２　「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。

３　「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。

４　「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。

５　「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。

６　「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下２桁で四捨五入した数値をいう。

７　グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 16 年経済産業省告示第 315 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(2)」による。

表３　ガス調理機器のオーブン部（ガスオーブンを含む。）に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オーブン部 基準エネルギー消費効率の算定式
卓上又は据置形	E=18.6Vo+306
組込形	E=18.6Vo+83.3

備考）１　E 及び Vo は、次の数値を表すものとする。

E：オーブン部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）

Vo：庫内容積（単位：L）

２　「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

３　「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

４　「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

５　「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下 2 桁で四捨五入した数値をいう。

６　オーブン部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 16 年経済産業省告示第 315 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス調理機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１２．照明

１２－１　照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

LED 照明器具	【判断の基準】 ①投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。 ア．基準値１は、固有エネルギー消費効率が表１－１に示された基準を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率が表１－２に示された基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 イ．基準値２は、固有エネルギー消費効率が表１－２に示された基準を満たすこと。 ウ．演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。 ②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。 ア．固有エネルギー消費効率が表２に示された基準を満たすこと。 イ．演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ③LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
LED を光源とした内照式表示灯	【判断の基準】 ①定格寿命は30,000時間以上であること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ⑤プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有する LED ランプを装着できる照明器具のうち、口金を経て LED ランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成 11 年消防庁告示第２号）に定める誘導灯又は建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 126 の５に定める非常用の照明装置のうち、蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は、LED 照明器具には含まれないものとする。

２　本項の LED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

３　「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）及び JIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第２部：LED モジュール及び LED ライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

４　本項の LED 照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。

５　本項の LED 照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束 11,000lm 以上のものをいう。

６　本項の LED 照明器具の「投光器」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される投光器をいう。

７　本項の LED 照明器具の「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。

８　本項の LED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第３部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。

９　LED 照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011（照明器具－第５部：配光測定方法）に準ずるものとする。

１０　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

１１　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の

含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

１２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１３　LED照明器具に係る配慮事項②及びLEDを光源とした内照式表示灯に係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１４　LED照明器具に係る配慮事項③及びLEDを光源とした内照式表示灯に係る配慮事項②の「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、第三者機関により検証等を受けたライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。

１５　オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

１６　本項の「LED を光源とした内照式表示灯」とは、内蔵する LED 光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成 11 年消防庁告示第２号）に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。

１７　本項の LED を光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 50%まで減衰するまでの時間とする。

１８　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

１９　調達を行う各機関は、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。

２０　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表１－１　LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値１（投光器及び防犯灯を除く。）

光 源 色	固有エネルギー消費効率
昼 光 色	144lm/W以上
昼 白 色	
白　　色	
温 白 色	102lm/W以上
電 球 色	

備考）１　「光源色」は、JIS Z 9112（蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分）に規定する光源色の区分に準ずるものとする（表１－２及び表２において同じ。）。

２　昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED 照明器具」に含まれないものとする。

３　ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300mm 以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 114lm/W 以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 96lm/W 以上とする。

４　高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 156lm/W 以上とする。

表１－２　LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値２（投光器及び防犯灯を除く。）

光 源 色	固有エネルギー消費効率
昼 光 色	120lm/W以上
昼 白 色	
白　　色	
温 白 色	85lm/W以上
電 球 色	

備考）１　ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300mm 以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 95lm/W 以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 80lm/W 以上とする。

２　高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 130lm/W 以上とする。

表２　投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準

光 源 色	固有エネルギー消費効率	
	投光器	防犯灯
昼 光 色	105lm/W以上	80lm/W以上
昼 白 色		
白　　色		
温 白 色	90lm/W以上	対象外
電 球 色		

(2) 目標の立て方

当該年度の投光器及び防犯灯を除く LED 照明器具の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

投光器及び防犯灯にあっては、調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

LED を光源とした内照式表示灯にあっては、調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１２－２ ランプ

(1) 品目及び判断の基準等

電球形LEDランプ	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．口金の種類がE26、E17又はGX53の場合は、表１に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。 イ．上記ア以外の場合は、ランプ効率が表２に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること。 ウ．演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 エ．定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「電球形LEDランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプであって、一般照明として使用する白色LED使用の電球形状のランプとする。ただし、振動又は衝撃に耐えることを主目的とするもの、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等は除く。

２　「口金の種類がE26、E17又はGX53」とは、JIS C 8158（一般照明用電球形LEDランプ（電源電圧50V超））に規定する口金の種類を表す記号が「E26、E17又はGX53」であるものをいう。

３　「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

４　「光源色」は、JIS Z 9112（蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分）に規定する光源色の区分に準ずるものとする。

５　昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「電球形LEDランプ」に含まれないものとする。

６　「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第３部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。

７　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.150「電球形LEDランプVersion1」に係る認定基準をいう。

８　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

９　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１０　「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、第三者機関により検証等を受けたライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。

１１　オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

表１　E26、E17又はGX53口金の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	110.0lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	98.6lm/W以上
電球色	

備考）　次のいずれかに該当する場合は、表２に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。
①電源電圧50V以下のもの
②平均演色評価数Raが90以上のもの
③調光器対応機能付きのもの

表２　E26、E17又はGX53口金以外の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	80lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	70lm/W以上
電球色	

備考）　調光・調色対応の電球形LEDランプについては、表２の光源色別の区分のランプ効率の基準から5lm/Wを差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度における調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

１３．自動車等

１３－１ 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	【判断の基準】 ①乗用車にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表１に示された区分の排出ガス基準（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表２に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考１２に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。 イ．エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。 ②小型バスにあっては、基準値１はアを、基準値２はイを満たすこと。ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表１に示された区分の排出ガス基準に適合すること。 ア．電動車等であること。 イ．次世代自動車であること又は表３に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 ③小型貨物車にあっては、基準値１はアを、基準値２はイを満たすこと。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、これに加えて表１に示された区分の排出ガス基準に適合すること。 ア．電動車等であること。 イ．次世代自動車であること又は利用する燃料に対応した表４－１及び表４－２に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 ④バス等にあっては、基準値１はアを、基準値２はイを満たすこと。 ア．電動車等であること。 イ．次世代自動車であること又は表５に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 ⑤トラック等にあっては、基準値１はアを、基準値２はイを満たすこと。 ア．電動車等であること。 イ．次世代自動車であること又は表６に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 ⑥トラクタにあっては、基準値１はアを、基準値２はイを満たすこと。 ア．電動車等であること。 イ．次世代自動車であること又は表７に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 【配慮事項】 ①エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生材が可能な限り使用されていること。 ④バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。
	⑤エコドライブ支援機能を搭載していること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第２条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。

２　「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第３号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。

３　「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条第６号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

４　「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。

５　「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。

６　「乗用車」とは、乗車定員９人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。

７　「小型バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車をいう。

８　「小型貨物車」とは、車両総重量3.5t以下の貨物自動車をいう。

９　「バス等」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車をいう。

１０　「トラック等」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。

１１　「トラクタ」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。

１２　乗用車に係る燃費基準値（WLTCモード燃費値）の算定方法は、次式による。なお、次式において係数α及びβを乗ずる前に小数点以下第１位未満を四捨五入すること。

$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta$　（M＜2,759kg）

$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta$　（M≧2,759kg）

FE：燃費基準値（km/L）　（小数点以下第１位未満を四捨五入）

M：車両重量（kg）

α：燃費基準達成率であって0.8

β：燃料がガソリンの場合は1.0、軽油の場合は1.1、LPガスの場合は0.74

１３　判断の基準①イ及び配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第２条第２項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。

１４　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１５　「希少金属類」とは、昭和59年８月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を１鉱種として考慮）の金属をいう。

１６　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１７　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

１８　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１９　「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。

２０　ガソリンを燃料とする自動車にあっては、バイオエタノール混合ガソリン（E3、E10及びETBE）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

２１　軽油を燃料とする自動車にあっては、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）及びリニューアブルディーゼル（RD）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

２２　判断の基準①イについては、令和９年３月31日まで経過措置を設けることとし、この期間においては適用はしない。

表１　ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区　　分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t以下）軽量貨物車	JC08モード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t超）中量貨物車	JC08モード	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
	WLTCモード	2.55g/km以下	0.075g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	JC08モード	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	4.02g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

備考）１　粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

２　「軽量貨物車」とは、車両総重量1.7t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

３　「中量貨物車」とは、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

４　「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。

５　排出ガスの測定モードに即しJC08モード又はWLTCモードのいずれかを満たすこと。

表２　ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車及びLPガス乗用車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区　　分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が　741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が　741kg以上　856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が　856kg以上　971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が　971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上	20.9km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上	13.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	16.5km/L以上	18.2km/L以上	12.9km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上	17.0km/L以上	12.1km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上	15.9km/L以上	11.3km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	13.5km/L以上	14.9km/L以上	10.6km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	12.7km/L以上	14.0km/L以上	10.0km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	11.9km/L以上	13.1km/L以上	9.3km/L以上
車両重量が2,271kg以上	10.6km/L以上	11.7km/L以上	8.3km/L以上

表３　小型バス（車両総重量3.5t以下）に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区　　分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

表４―１　ガソリン及びディーゼル小型貨物車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区分			燃費基準値	
変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	ガソリン	ディーゼル
	741kg未満	構造A	25.3km/L以上	27.8km/L以上
	741kg以上　856kg未満		22.5km/L以上	24.8km/L以上
	856kg以上　971kg未満		20.4km/L以上	22.5km/L以上
	971kg以上1,081kg未満		18.7km/L以上	20.6km/L以上
	1,081kg以上1,196kg未満		16.7km/L以上	18.3km/L以上
	1,196kg以上		15.2km/L以上	16.7km/L以上
手　動　式	741kg未満	構造B	18.9km/L以上	20.8km/L以上
	741kg以上　856kg未満		18.4km/L以上	20.2km/L以上
	856kg以上　971kg未満		17.9km/L以上	19.7km/L以上
	971kg以上1,081kg未満		17.5km/L以上	19.2km/L以上
	1,081kg以上1,196kg未満		15.0km/L以上	16.5km/L以上
	1,196kg以上1,311kg未満		13.6km/L以上	14.9km/L以上
	1,311kg以上1,421kg未満		12.5km/L以上	13.8km/L以上
	1,421kg以上1,531kg未満		11.6km/L以上	12.8km/L以上
	1,531kg以上1,651kg未満		10.9km/L以上	11.8km/L以上
	1,651kg以上1,761kg未満		10.4km/L以上	15.1km/L以上
	1,761kg以上1,871kg未満		9.9km/L以上	14.3km/L以上
	1,871kg以上1,991kg未満			13.7km/L以上

	1,991kg以上			13.1km/L以上
手動式以外のもの	741kg未満	構造B	18.4km/L以上	20.2km/L以上
	741kg以上　856kg未満		17.8km/L以上	19.6km/L以上
	856kg以上　971kg未満		17.3km/L以上	19.0km/L以上
	971kg以上1,081kg未満		16.8km/L以上	18.5km/L以上
	1,081kg以上1,196kg未満		14.7km/L以上	16.1km/L以上
	1,196kg以上1,311kg未満		13.2km/L以上	14.6km/L以上
	1,311kg以上1,421kg未満		12.2km/L以上	13.4km/L以上
	1,421kg以上1,531kg未満		11.3km/L以上	12.4km/L以上
	1,531kg以上1,651kg未満		10.5km/L以上	11.6km/L以上
	1,651kg以上1,761kg未満		10.0km/L以上	12.6km/L以上
	1,761kg以上1,871kg未満		9.5km/L以上	12.3km/L以上
	1,871kg以上1,991kg未満		9.2km/L以上	12.2km/L以上
	1,991kg以上2,101kg未満			12.0km/L以上
	2,101kg以上			11.7km/L以上

備考）１　「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。

ア　最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

イ　乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ウ　運転者室の前方に原動機を有するものであること。

２　「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。以下同じ。

表４－２　LPガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準

区　分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手　動　式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
			構造B	13.3km/L以上
		703kg以上　828kg未満	構造A	14.1km/L以上
			構造B	13.1km/L以上
		828kg以上		12.1km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	14.8km/L以上
			構造B	12.7km/L以上
		703kg以上　828kg未満	構造A	12.9km/L以上
			構造B	12.1km/L以上
		828kg以上		11.7km/L以上
軽量貨物車	手　動　式	1,016kg未満		13.9km/L以上
		1,016kg以上		12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上
		1,016kg以上		10.8km/L以上
中量貨物車（車両総重量が2.5t以下のものに限る）	手　動　式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上
			構造B	9.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/L以上
		1,516kg以上		7.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上
			構造B	8.8km/L以上
		1,266kg以上		8.1km/L以上

表５　路線バス、一般バス（車両総重量3.5t超）に係るJH25モード燃費基準

区　分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が3.5t超 6t以下	6.79km/L以上	9.06km/L以上
車両総重量が　6t超 8t以下		7.34km/L以上
車両総重量が　8t超10t以下	5.99km/L以上	6.05km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下	5.51km/L以上	5.76km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下	5.01km/L以上	5.03km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下	4.29km/L以上	5.02km/L以上
車両総重量が 16t超		4.88km/L以上

備考）１　「路線バス」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。

２　「一般バス」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車であって、路線バス以外の自動車をいう。

表６　トラック等（車両総重量3.5t超）に係るJH25モード燃費基準

区　分	最大積載量	燃費基準値
車両総重量が3.5t超7.5t以下	最大積載量が1.5t以下	12.78km/L以上
	最大積載量が1.5t超2t以下	11.33km/L以上
	最大積載量が2t超3t以下	10.06km/L以上
	最大積載量が3t超	9.41km/L以上
車両総重量が7.5t超8t以下		7.97km/L以上
車両総重量が　8t超10t以下		7.09km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下		7.07km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下		6.10km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下		5.60km/L以上
車両総重量が 16t超20t以下		4.64km/L以上
車両総重量が 20t超		4.20km/L以上

表７　トラクタ（車両総重量3.5t超のけん引自動車）に係るJH25モード燃費基準

区　　分	燃費基準値
車両総重量が20t以下のトラクタ	2.95km/L以上
車両総重量が20t超のトラクタ	2.20km/L以上

(2) 目標の立て方

乗用車にあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタにあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１３－２ タイヤ

(1) 品目及び判断の基準等

乗用車用タイヤ	【判断の基準】 ①次の要件を満たすこと。 ア．基準値１は、転がり抵抗係数が7.7以下であること。 イ．基準値２は、転がり抵抗係数が9.0以下であること。 ②車外騒音性能が表に示したタイヤのサイズごとの基準値以下であること。 ③スパイクタイヤでないこと。 【配慮事項】 ①製品の長寿命化に配慮されていること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。

２　「転がり抵抗係数」の試験方法は、ISO 28580 による。

３　「車外騒音性能」の試験方法は、ISO 13325 による。ただし、国際連合欧州経済委員会の「タイヤの車外騒音・ウェット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則第 117 号（以下 UN R117」という。）」による規制の対象外となるタイヤには判断の基準②を適用しない。

４　判断の基準①については、ISO 23671 に基づき基準タイヤ対比によるウェットグリップ指数を算出し、100 倍したウェットグリップ性能が 110 以上であるタイヤとする。

５　判断の基準③は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するというスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成２年法律第 55 号）の趣旨を踏まえたものである。

６　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

７　配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

表　車外騒音（通過騒音）性能の基準

断面幅の呼び	車外騒音性能の基準値【ｄB(A)】
185 以下	70
185 超 245 以下	71
245 超 275 以下	72
275 超	74

備考）シビアスノータイヤ（UN R117 に規定される性能要件を満たすスノータイヤ。スタッドレスタイヤを除く。）、エクストラロードタイヤ及びレインフォースタイヤ（ISO 4000-1 に規定された標

準空気圧より高い空気圧でより大きい荷重を支えるように設計されたタイヤ）又はこれらの組み合わせについては、表の基準値に1dB(A)加算するものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度における乗用車用タイヤの調達総量（本数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

１３－３ エンジン油

(1) 品目及び判断の基準等

２サイクルエンジン油	【判断の基準】 ①生分解度が28日以内で60%以上であること。 ②魚類による急性毒性試験の96時間LC_{50}値が100mg/L以上であること。 【配慮事項】 ①製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。

※OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン
- 301B（CO_2発生試験）
- 301C（修正 MITI(Ⅰ)試験）
- 301F（Manometric Respirometry 試験）

※ASTM（アメリカ材料試験協会）
- D5864（潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法）
- D6731（密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法）

２　魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

※JIS
- K 0102-5（魚類急性毒性試験）
- K 0420-71 シリーズ（10、20、30）

（水質-淡水魚［ゼブラフィッシュ（真骨類，コイ科）］に対する化学物質の急性毒性の測定-第１部：止水法、第２部：半止水法、第３部：流水法）

※OECD（経済協力開発機構）
- 203（魚類急性毒性試験）

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081（水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法: サンプル準備及び結果解釈） の方法などを参考に調製された WAF（水適応性画分）や WSF（水溶解性画分）を試料として使ってもよい。この場合、96 時間LL_{50}値が 100mg/L 以上であること。

(2) 目標の立て方

当該年度における調達総量（リットル）に占める基準を満たす物品の数量（リットル）の割合とする。

１４．消火器

(1) 品目及び判断の基準等

消火器	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。 イ．製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤消火器の設置台又は収納箱等にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが使用されていること。また、使用後に製品とともに回収され、再使用、再生利用が行われること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り単一素材化が図られていること。また、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末（ABC）消火器（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年９月17日自治省令第27号）による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。）とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。

２　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者等が自主的に廃消火器を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者等における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

３　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.127「消火器 Version2」に係る認定基準をいう。

４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

５　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

６　配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

７　配慮事項⑤は、消火器の設置に当たり、設置台又は収納箱等を併せて導入する場合に適用する。

８　調達を行う各機関は、消火器の設置、保守及び廃棄までを一括して行う役務の調達について検討を行うこと。

(2) 目標の立て方

当該年度の消火器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

１５．制服・作業服等

(1) 品目及び判断の基準等

制服 作業服 帽子	【判断の基準】 ○繊維（天然繊維及び化学繊維）を使用した製品について、基準値１は①及び②から⑦のいずれかの要件を、基準値２は②から⑦のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ．製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ③故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④故繊維から得られるポリエステル繊維を除く、繊維製品（未利用繊維、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維を含む。）が、繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。 ⑤再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ポリエステル繊維重量比で50%以上、かつ、繊維製品（未利用繊維、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維を含む。）が、ポリエステルを除く繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。 ⑥植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で30%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が12%以上であること。 ⑦エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品について環境配慮設計がなされていること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
靴	【判断の基準】 ○甲部に繊維（天然繊維及び化学繊維）を使用した製品について基準値１は①及び②から⑦のいずれかの要件を、基準値２は②から⑦のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ．製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ③故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④故繊維から得られるポリエステル繊維を除く、繊維製品（未利用繊維、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維を含む。）が、甲材の繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。 ⑤再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上、かつ、繊維製品（未利用繊維、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維を含む。）が、ポリエステルを除く甲材の繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。 ⑥植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で30%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が12%以上であること。 ⑦エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品について環境配慮設計がなされていること。 ②甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

２　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

３　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

４　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸、芯地等の付属品の重量を除いたものをいう。
　なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

５　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

６　「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

７　「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

８　「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

９　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

１０　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１１　制服、作業服、帽子及び靴に係る判断の基準①アの定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１２　制服、作業服及び帽子に係る判断の基準⑦の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.103「衣服 Version3」に係る認定基準をいう。

１３　靴に係る判断の基準⑦の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.143「靴・履物 Version1」に係る認定基準をいう。

１４　「甲材」とは、JIS S 5050（革靴）の付表１「各部の名称」のつま革、飾革、腰革、べろ、一枚甲及びバックステーの部分に該当する部位材料をいう。

１５　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１６　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

１７　制服、作業服、帽子及び靴に係る配慮事項①の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。

１８　調達を行う各機関は、制服又は作業服のクリーニング等を行う場合には、次の事項に十分留意すること。

ア．クリーニングに係る判断の基準（クリーニング参照）を満たす事業者を選択すること。

イ．JIS L 0001（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。

１９　制服、作業服、帽子及び靴に係る判断の基準②から⑥については令和８年度１年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和７年１月 28 日閣議決定）の制服、作業服、帽子及び靴に係る判断の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。

(2) 目標の立て方

①制服及び作業服にあっては、当該年度における調達総量（着数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（着数）の割合とする。

②帽子にあっては、当該年度における調達総量（点数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

③靴にあっては、当該年度における調達総量（足数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（足数）の割合とする。

１６．インテリア・寝装寝具

１６－１ カーテン等

(1) 品目及び判断の基準等

カーテン 布製ブラインド	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品について、基準値１は①及び③から⑥のいずれかの要件を、基準値２は②から⑥のいずれかの要件を満たすこと。 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ④再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品について環境配慮設計がなされていること。 ③臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ④製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
金属製ブラインド	【判断の基準】 ○日射反射率が表に示された数値以上であること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

２　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

３　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

４　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からフック、ランナー、ブラケット、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
　なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

５　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

６　「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

７　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

８　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

９　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

１０　カーテン及び布製ブラインドに係る判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、

商品類型No.104「家庭用繊維製品 Version3」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準の４－1－1.（３）①及び②を満たす製品については、判断の基準②から⑤によらず、判断の基準を満たすものとみなす。

１１　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１２　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１３　カーテン及び布製ブラインドに係る配慮事項②の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。

１４　「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

１５　「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

１６　日射反射率の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度L*の測定及び算出方法は、JIS Z 8781-4にそれぞれ準ずるものとする。

１７　調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

表　日射反射率の基準

明度L*値	日射反射率（%）
70.0以下	40.0
70.0超80.0以下	50.0
80.0超	60.0

(2) 目標の立て方

カーテン及び布製ブラインドにあっては、当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用したカーテン及び布製ブラインドの調達総量（枚数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

金属製ブラインドにあっては、当該年度における金属製ブラインドの調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

１６－２ カーペット

(1) 品目及び判断の基準等

タイルカーペット	【判断の基準】 ○基準値１は①及び②又は③の要件を、基準値２は②又は③の要件を満たすこと。 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ．製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ③エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ②製品について環境配慮設計がなされていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ニードルパンチカーペット タフテッドカーペット 織じゅうたん	【判断の基準】 ○ニードルパンチカーペットにあっては、①から③のいずれかの要件を、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあっては①又は③の要件を満たすこと。 ①未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ③エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ③製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ④製品について環境配慮設計がなされていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ

	及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「製品全体重量」とは、繊維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量をいう。

２　「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

３　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び繊布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

４　「故繊維から得られる繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生された繊維をいう。

５　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

６　「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

７　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

８　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

９　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１０　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

１１　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

１２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１３　タイルカーペットに係る判断の基準①ア、タフテッドカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペットに係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１４　タイルカーペットに係る判断の基準③の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.123「建築製品（内装工事関係用資材）　Version2」に係る認定基準をいう。

１５　ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット及び織じゅうたんに係る判断の基準③の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.104「家庭用繊維製品 Version3」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準の４－1－1.（３）①及び②を満たす製品については、判断の基準①又は②によらず、判断の基準を満たすものとみなす。

１６　タイルカーペットに係る配慮事項①、タフテッドカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペットに係る配慮事項②の「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。

１７　オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

１８　タイルカーペットに係る配慮事項②、ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット及び織じゅうたんに係る配慮事項④の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。

(2) 目標の立て方

タイルカーペットにあっては、当該年度の調達総量（m^2）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（m^2）の割合とする。

ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあっては、当該年度の調達総量（m^2）に占める基準を満たす物品の数量（m^2）の割合とする。

１６－３ 毛布等

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品について、基準値１は①及び②から④のいずれかの要件を、基準値２は②から④のいずれかの要件を満たすこと。 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品について環境配慮設計がなされていること。 ③製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ふとん	【判断の基準】 ○基準値１は①及び②から④のいずれかの要件を、基準値２は②から④のいずれかの要件を満たすこと。 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 イ．再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。 ③使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で 80%以上使用されていること。 ④エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
	【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品について環境配慮設計がなされていること。 ③製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

２　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

３　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

４　「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

５　「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

６　「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

７　ふとんの判断の基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等のふとんに充てんされているものをいう。

８　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

９　毛布及びふとんに係る判断の基準④の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.104「家庭用繊維製品 Version3」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準の４－1－1．（３）①及び②を満たす製品については、判断の基準②又は③によらず、判断の基準を満たすものとみなす。

１０　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１１　毛布及びふとんに係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１２　毛布及びふとんに係る配慮事項②の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。

１３　調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

(2) 目標の立て方

①毛布にあっては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

②ふとんにあっては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用したふとん又は再使用した詰物を使用したふとんの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

１６－４　ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

ベッドフレーム	【判断の基準】 〇金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと、又は④の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、イ及びウ、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 ②次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。 ア．間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ．間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ．上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 エ．材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/㎡ h 以下又はこれと同等のものであること。 ③次の要件を満たすこと。 ア．紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ．紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ．上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ④エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易、耐久性の向上等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ③材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

マットレス	【判断の基準】 ○次の①から④の要件又は⑤の要件を満たすこと。 ①詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 イ．再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ウ．植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ②フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。 ③材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ④ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

２　高度医療に用いるもの（手術台、ICU ベッド等）については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

３　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。

４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

５　「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

６　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
　なお、再生プラスチック、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

７　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

８　「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

９　放散速度が 0.02mg/㎡h 以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア．対応した JIS 又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、Ｆ☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1102 に適合する住宅用普通ベッドは、本基準を満たす。

イ．上記 ア．以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

１０　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１１　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

１２　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１３　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

１４　「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）。

１５　「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

１６　「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

１７　ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

１８　ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。

１９　ベッドフレームに係る判断の基準②イについては、クリーンウッド法の対象物品に適用することとする。

２０　ベッドフレームに係る判断の基準③ウについては、クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しないこととする。

２１　ベッドフレームに係る判断の基準④及びマットレスに係る判断の基準⑤の「エコマー

ク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.130「家具 Version2」に係る認定基準をいう。

２２　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

２３　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

２４　マットレスに係る配慮事項③の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

２５　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。

ア．クリーンウッド法の対象物品にあっては、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

イ．クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。

ただし、平成18年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年１回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

１７．作業手袋

(1) 品目及び判断の基準等

作業手袋	【判断の基準】 ○主要材料が繊維（天然繊維及び化学繊維）の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ②故繊維から得られる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ③未利用繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。 ②漂白剤を使用していないこと。 ③製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ④製品について環境配慮設計がなされていること。

備考）１　「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

２　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

３　「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

４　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

５　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

６　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

７　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分

全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

８　「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

９　判断の基準⑤の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.103「衣服 Version3」に係る認定基準をいう。

１０　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１１　配慮事項③の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１２　配慮事項④の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度における作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の数量（双）の割合とする。

１８．その他繊維製品

１８－１ テント・シート類

(1) 品目及び判断の基準等

集会用テント	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品について、基準値１は①及び②から⑤のいずれかの要件を、基準値２は②から⑤のいずれかの要件を満たすこと。 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品について環境配慮設計がなされていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ブルーシート	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品について、基準値１は①及び②又は③の要件を、基準値２は②又は③の要件を満たすこと。 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ．製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生ポリエチレン繊維が、製品全体重量比で50%以上使用されていること。 ③エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品について環境配慮設計がなされていること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ

	及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

２　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からポール、ファスナ、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

３　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

４　「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

５　「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

６　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

７　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

８　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

９　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量又は製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比又は製品全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

１０　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

１１　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１２　ブルーシートに係る判断の基準①ア及び集会用テントに係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１３　集会用テントに係る判断の基準⑤の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.104「家庭用繊維製品 Version3」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準の４－１－1.（３）①及び②を満たす製品については、判断の基準②から④によらず、判断の基準を満たすものとみなす。

１４　ブルーシートに係る判断の基準③の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.128「日用品 Version1」に係る認定基準をいう。

１５　集会用テントに係る配慮事項②及びブルーシートに係る配慮事項①の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用している集会用テント又はポリエチレン繊維を使用しているブルーシートの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の各品目の数量（点数）の割合とする。

１８－２ 防球ネット

(1) 品目及び判断の基準等

防球ネット	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④再生ポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③製品について環境配慮設計がなされていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

２　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

３　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

４　「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

５　「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

６　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

７　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

８　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

９　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

１０　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

１１　判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.105「工業用繊維製品 Version3」に係る認定基準をいう。

１２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１３　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１４　配慮事項③の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用している防球ネットの調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

１８－３ 旗・のぼり・幕類

(1) 品目及び判断の基準等

旗 のぼり 幕	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ③製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ④製品について環境配慮設計がなされていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。

２　「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

３　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から棹、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原

料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

４　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

５　「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

６　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

７　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

８　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

９　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

１０　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

１１　判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.105「工業用繊維製品 Version3」に係る認定基準をいう。

１２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１３　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１４　配慮事項④の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等に準拠して製品設計がなされているものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用している旗、のぼり及び幕の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

１８－４ モップ

(1) 品目及び判断の基準等

モップ	【判断の基準】 ○繊維（天然繊維及び化学繊維）を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること。 ③エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③製品について環境配慮設計がなされていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から柄、取っ手、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量」に含めてよい。

２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

３　「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

４　「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

５　「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

６　「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

７　「回収及び再使用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用すること。

エ．回収された製品のうち再使用できない部分は、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル又はエネルギー回収すること。

８　判断の基準③の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.104「家庭用繊維製品 Version3」又は商品類型 No.167「清掃用資材 Version1」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であって「家庭用繊維製品 Version3」に係るエコマーク認定基準の４－１－1.（３）①及び②を満たす製品については、判断の基準①又は②によらず、判断の基準を満たすものとみなす。

９　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１０　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１１　配慮事項③の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

１９．設備

(1) 品目及び判断の基準等

太陽光発電システム（公共・産業用）	【判断の基準】 ①太陽電池モジュールのセル実効変換効率が表１に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。 ②太陽電池モジュール及び周辺機器について、表２に示された項目について、情報が開示され、ウエブサイト等により、容易に確認できること。 ③発電電力量等が確認できるものであること。 ④太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。 ⑤パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び２分の１負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を５年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。 ⑥太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが３年以内であること。 ⑦太陽電池モジュールについては、表３に掲げた環境配慮設計の事前評価が行われており、その内容が確認できること。 ⑧修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計がなされていること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②来庁者の多い施設等に設置するものにあっては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。 ③設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。 ④特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。 ⑤太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑥重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。

２　「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960 において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。

セル実効変換効率＝モジュールの公称最大出力／（太陽電池セルの合計面積×放射照度）

太陽電池セルの合計面積＝１セルの全面積×１モジュールのセル数

放射照度＝1000W/㎡

１セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。

３　「定格負荷効率」「部分負荷効率」はJIS C 8961に準拠して算出するものとする。

４　太陽電池モジュールの適格性確認試験及び形式認証については JIS C 61215-1、JIS C 61215-2、JIS C 61730-1、JIS C 61730-2 に加え、セルの形式に合わせて JIS C 61215-1-1～JIS C 61215-1-4 のうち一つに準拠するものとする。

５　判断の基準⑧の「長期使用が可能となる設計」とは、自社の同等の性能を有する従来機種と比較して、部品・材料の耐久性の向上、消耗品や部品の交換性の向上、保守・修理の容易化等を図るための設計がなされることにより、太陽光発電システムの長期使用を促すことをいう。ただし、架台等の従来機種と比較して耐久性の向上等を確認することが困難な場合は当該評価項目を除く。なお、長期使用のための保守点検・修理、維持管理に係る範囲、体制及び内容に関する情報提供については、判断の基準②において担保すること。

６　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．発電量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した表２の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。

イ．調達に当たっては、発電に係る機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては太陽光発電システムの長期使用等を踏まえつつ、架台の部分が過剰に大きくなることを避けるなど適切な設計を行うこと。

ウ．太陽光発電システムの導入に当たっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあっては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。

エ．調達に当たっては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報（製造事業者が有する情報を含む。）を設置事業者を通じ把握すること。

オ．太陽光発電システムの更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化の観点から、蓄電池設備の導入について検討を行うこと。

カ．太陽光発電システムによる長期安定的かつ効率的な発電が可能となるよう、適切に保守点検・修理及び維持管理を実施すること。また、必要に応じ、設備の更新について検討を行うこと。

キ．使用済みの太陽光発電システムを撤去・廃棄する場合は、資源循環の観点から再使用又は再生利用に努めることとし、再使用又は再生利用できない部分については、重金属等有害物質の含有情報等を踏まえ、その性状等に応じた適正な処理を行うこと。

表１　太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準

区　　分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%
化合物系太陽電池	12.0%

表２　太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示（基準状態）	年間の推定発電電力量
		算定条件（用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等）

	基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件（モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載）
		温度の影響（モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件、地理条件（気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載）
		その他（配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載）
周辺機器	パワーコンディショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式　等
	接続箱	形式　等
	連系保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無、（有の場合）回収・リサイクル方法
保守点検・修理、維持管理の要件	保守点検	範囲、体制、内容
	修理	範囲、体制、内容
	維持管理	範囲、体制、内容
モジュール及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項（使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等）　等
	保証体制	保証履行期限　等

表３　太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価方法等

目　的	評価項目	事前評価方法等
減量化・共通化	減量化	モジュールに使用する原材料を削減するため、質量を評価していること。
	部品の削減	モジュールに使用されている部品の点数・種類を評価していること。
	部品の共通化	他機種と共通化している部品の割合を評価していること。
再生資源の使用	再生資源の使用	モジュールに使用されている部品のうち、再生資源を使用した部品の割合を評価していること。
長期使用	耐久性の向上	モジュールの信頼性試験結果を評価していること。
	耐汚染性の向上	モジュールの表面の耐汚染性を評価していること。
撤去の容易性	撤去作業の容易性	使用済みモジュールの撤去が容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
再生資源等の活用	リサイクル可能率の向上	モジュール全体質量のうち、リサイクル可能な部品や材料の質量の比率を評価していること。
解体・分別処理の容易化	フレーム解体の容易性	分別処理のために、モジュールのフレームの解体が容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
	フレーム解体で取り外すネジの数量・種類の削減	フレーム解体時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	フレーム解体のための情報提供	フレームを取り外す際に、フレームの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	端子箱解体の容易性	端子ボックスのモジュールからの取外しが容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
	端子箱解体で取り外すネジの数量・種類の削減	端子ボックスの取外し時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	端子箱解体のための情報提供	端子箱を取り外す際に、端子ボックスの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
環境保全性	環境負荷物質等の減量化	モジュールに含まれる環境負荷物質、適正処理・リサイクル処理に当たって負荷要因となる原材料の質量を評価していること。
情報の提供	使用、保守点検、安全性に関する情報提供	使用上の注意、故障診断及びその措置、保守点検・修理、安全性等に関する情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報提供	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
ライフサイクルの各段階における環境負荷低減	ライフサイクルアセスメントの実施	資源採取、製造段階、使用段階、撤去、解体、適正処理・リサイクルまでの一連のライフサイクルの各段階における環境負荷を定量的に評価していること。

太陽熱利用システム（公共・産業用）	【判断の基準】 〇次の①及び②の要件、又は③の要件を満たすこと。 ①日集熱効率が次の要件を満たすこと。 ア．基準値１は、表１の基準値１の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。 イ．基準値２は、表１の基準値２の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。 ②集熱器及び周辺機器について、表２に示された項目が、ウエブサイト等により、容易に確認できること。 ③エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。 ③原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ④設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。 ⑤外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑥重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。加えて、プラスチック代替素材の活用等により、プラスチック使用の削減が図られていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。

２　「日集熱効率」とは、集熱器の１日の単位面積当たりの集熱量（集熱媒体平均温度から、周囲温度を差し引いた値が 10K かつ日射量が 20,000kJ/(㎡・日)であるときの値を JIS A 4112 に準拠して算出したもの）を、集熱器総面積に入射する単位面積当たりの太陽放射エネルギー又はソーラーシミュレーターによって受けるエネルギーの１日の積分値で除した値をいう。

３　判断の基準③の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、商品類型 No.154「太陽熱利用システム Version1」に係る認定基準をいう。なお、判断の基準①アを満たし、かつ、判断の基準③を満たす場合は基準値１とする。

４　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

５　配慮事項③の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

６　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した表２の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。

イ．調達に当たっては、集熱に係る機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。

ウ．太陽熱利用システムの導入に当たっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。

エ．調達に当たっては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報（製造事業者が有する情報を含む。）を設置事業者を通じ把握すること。

オ．長期安定的かつ効率的な利用が可能となるよう、適切に保守点検・修理及び維持管理を実施すること。また、必要に応じ、設備の更新について検討を行うこと。

カ．使用済みの太陽熱利用システムを撤去・廃棄する場合は、資源循環の観点から再使用又は再生利用に努めることとし、再使用又は再生利用できない部分については、廃棄方法、廃棄時の注意事項等の提供情報を踏まえ、適正な処理を行うこと。

表１　集熱器に係る日集熱効率の基準

集熱器の区分			日集熱効率	
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体		基準値１	基準値２
液体	平板形透過体付き		60%以上	40%以上
	真空ガラス管形		50%以上	40%以上
空気	平板形	透過体付き	40%以上	30%以上
		透過体なし	－	10%以上
太陽光発電機能付き	－		－	10%以上

備考）　空気集熱式の集熱器であって平板形透過体なしのもの及び太陽光発電機能付き集熱器に係る判断の基準は基準値２のみとする。

表２　　太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量
		算定条件（用いた日射量データ、集熱器及び蓄熱槽の損失等）
	集熱量が判断の基準①を満たさない条件及び要因	影の影響、日射条件（集熱器への影のかかり方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応について、具体的に記載）
		温度の影響（集熱器の温度と集熱効率の下がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件、地理条件（気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載）
		その他（配管や配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載）
集熱器及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項（使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等）　等
	保守点検	保守点検の条件（点検の頻度等）　等
	保証体制	保証条件（修理・交換の対応範囲、内容）、保証履行期限　等

燃料電池	【判断の基準】 ○商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。 【配慮事項】 ○分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
エネルギー管理システム	【判断の基準】 ○建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステムであること。 【配慮事項】 ○設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。
生ゴミ処理機	【判断の基準】 ○バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 ③処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。

節水器具	【判断の基準】 ＜共通事項＞ ①電気を使用しないこと。 ②吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。 ＜個別事項＞ ①節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。 ア．ハンドルを 120° に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20%を超え 70%以下の吐水流量であること。 イ．ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70%以上の吐水流量であること。 ②定流量弁にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は 8L/分以下であること。 イ．水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 ウ．定流量弁 1 個は、水栓 1 個に対応していること。 ③泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。 ア．水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。 イ．水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において 5L/分以上の吐水流量であること。 ④流量調整弁にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の 80%以下であること。 イ．水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。 ウ．水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 【配慮事項】 ①取替用のコマにあっては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。 ②使用用途における従前どおりの使用感であること。

備考）１　「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。

２　本項の判断の基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径 13 の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。また、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えるものであること。

３　「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものをいう。

４　本項の判断の基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁とする。

５　本項の判断の基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキャップとする。

６　「流量調整弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のものであって、止水栓より吐水口側に設置することにより節水が図れる弁をいう。

７　判断の基準＜個別事項＞①の吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。

表　流量調整弁に係る機器設置場所別の吐水流量

機器設置場所	吐水流量
洗面所	5L/分
台所・調理場	5L/分
シャワー	8L/分

給水栓	【判断の基準】 ①節水コマ内蔵水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．ハンドルを 120° に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20%を超え 70%以下の吐水流量であること。 イ．ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70%以上の吐水流量であること。 ウ．電気を使用しないこと。 ②定流量弁内蔵水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は 8L/分以下であること。 イ．水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 ウ．電気を使用しないこと。 ③泡沫機能付水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。 イ．水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において 5L/分以上の吐水流量であること。 ウ．電気を使用しないこと。 ④時間止め水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．設定した時間に達すると自動的に止水すること。 イ．次の性能を有していること。 ｜(設定時間－実時間)／設定時間｜≦0.05 ⑤定量止め水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．次の性能を有していること。 ｜(設定吐水量－実吐水量)／設定吐水量｜≦0.2 イ．電気を使用しないこと。

	⑥自動水栓（自己発電機構付）にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は２秒以内であること。 イ．水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。 ウ．単相交流（100V）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。 ⑦自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は２秒以内であること。 イ．水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。 ⑧手元止水機構を有する水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．吐水切替機能、流量及び温度の調節機能から独立して吐水及び止水操作ができる機構を有していること。 イ．ボタンやセンサーなどのスイッチによって使用者の操作範囲内で吐水及び止水操作だけができること。 ⑨小流量吐水機構を有する水栓にあっては、吐水力が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．流水中に空気を混入させる構造を持たないものにあっては、0.6N以上であること。 イ．流水中に空気を混入させる構造を持つものにあっては、0.55N以上であること。 ⑩水優先吐水機構を有する水栓にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造であること。 イ．吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調節を行う回転軸が水平で、かつ、レバーハンドルが水平から上方45°までの角度で湯が吐出しない構造であること。 ウ．湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造であること。 【配慮事項】 〇製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「節水コマ内蔵水栓」とは、給水栓において、節水を目的として製作されたコマを内蔵した水栓をいう。普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。

２　「定流量弁内蔵水栓」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものを内蔵した水栓をいう。

３　「泡沫機能付水栓」とは、水流にエアーを混入することにより、節水が図れる水栓をいう。

４　「時間止め水栓」とは、設定した時間に達すると自動的に止水する水栓をいう。

５　「定量止め水栓」とは、浴槽などへの貯水及び貯湯に用い、ハンドルで設定した所定の水量で自動的に止水する水栓をいう。

６　「自動水栓」とは、光電式などのセンサー、電磁弁などを組み込み、自動的に開閉する給水栓をいう。なお、水用と湯用があり、また、自己発電機構により作動するものとAC100Vの電源又は乾電池を使用するものがある。

７　「節湯水栓」とは、サーモスタット湯水混合水栓（あらかじめ温度調整ハンドルによって吐水温度を設定することにより、湯水の圧力及び温度変動などがあった場合でも、湯水の混合量を自動的に調整し、設定温度の混合水を供給する機構を組み込んだ湯水混合水栓）、ミキシング湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水温度の調整ができる湯水混合水栓）又はシングル湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水、止水、吐水流量及び吐水温度の調節ができる湯水混合水栓）であって、流量調節部および温度調節部が使用者の操作範囲内にあり湯の使用量を削減できる水栓をいい、手元止水機構を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓、又は水優先吐水機構を有する水栓などの型式を総称するもの。

８　「手元止水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓であって、使用者の操作範囲内で吐水及び止水ができる水栓（シャワー部を含む。）をいう。

９　「小流量吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓において小流量吐水性能を持つ水栓（シャワー部を含む。）をいう。

１０　「水優先吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓及び洗面水栓において、意図しない操作による湯の使用を削減する水栓をいう。

１１　吐水流量の試験方法は、JIS B 2061の吐水流量試験に準ずるものとする。

１２　定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061の定量止水性能試験に準ずるものとする。

１３　止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。

１４　調達する各機関は、湯用の自動水栓の調達に当たって、水道直圧式（瞬間式）のガス給湯器・石油給湯器では湯側流量が着火流量に満たない可能性があることに十分留意すること。

日射調整フィルム 低放射フィルム	【判断の基準】 ①日射調整フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。 ア．遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上であること。 イ．熱貫流率は5.9W/(㎡･K)未満であること。 ②低放射フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。 ア．可視光線透過率は60%以上であること。 イ．熱貫流率は4.8W/(㎡･K)以下であること。 ③日射調整性能及び低放射性能について、適切な耐候性が確認されていること。 ④貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 ⑤上記①、③及び④並びに②、③及び④について、ウエブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。

	⑥フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。 【配慮事項】 ○遮蔽係数が可能な限り低いものであること。

備考）１　「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。

２　「低放射フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、断熱機能を持ったフィルムをいう。

３　遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759による。

４　判断の基準①アにおいて、可視光線透過率が70%以上の場合は、遮蔽係数は0.8未満とする。

５　日射調整性能及び低放射性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759に規定された耐候性試験において1,000時間の試験を実施し、日射調整性能については、遮蔽係数の変化が判断の基準①アに示されたものから±0.10の範囲であること、また、低放射性能については、熱還流率の変化が判断の基準②イに示されたものから±0.40W/(㎡･K)の範囲であること。

６　「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。併せて、年間を通じた環境負荷に関する情報を開示すること。

７　調達を行う各機関は、次の事項に留意すること。

ア．ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム１・２級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。

イ．電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。

ウ．著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。

エ．照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。

テレワーク用ライセンス	【判断の基準】 ○インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントであること。 【配慮事項】 ○テレワークの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。

備考）１　「テレワーク」とは、情報通信技術を活用した、場所と時間に捕らわれない柔軟な働き方をいう。

２　テレワークの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、事務所等において使用するエネルギー等に対し、増加が見込まれる環境負荷としては家庭や拠点施設において使用するエネルギー等があげられ、これらの増減を比較して、環境負荷低減効果を算定することが望ましい。

Web会議システム	【判断の基準】 ①インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること。 ②他の機関と相互に利用可能な会議システムであること。 【配慮事項】 ①Web会議システムの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。 ②オンライン名刺交換機能が導入できること。

備考）１　「Web会議システム」とは、テレワークを行っている職員であってもその他の職員と遜色なく業務を遂行できるよう、当該機関等で行われる会議への遠隔参加が可能となるシステムをいう。

２　Web会議システムの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、紙資源の削減（ペーパーレス化）等があげられる。

地中熱利用システム	【判断の基準】 ○地中熱（地下水熱を含む。）を利用する設備であり、暖気・冷気、温水・冷水、冷媒、不凍液等によって空気調和・給湯及び融雪を行うものであること。地中熱設備整備に際し、地下水熱利用を行う場合は、導入場所の地下水採取規制等を遵守の上、適切な設計及び運用を行うこと。 【配慮事項】 ①地下水・地盤環境を継続的にモニタリング可能であること。 ②地中熱利用ヒートポンプシステムの効率（成績係数）が高いこと。 ③ライフサイクル全体における環境負荷の低減を考慮していること。

備考）　「地中熱（地下水熱を含む。）」とは、地中浅部の一年を通して温度が安定している地中（地下水を含む。）の熱を利用するものをいう。

(2) 目標の立て方

①太陽光発電システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量（kW）とする。

②太陽熱利用システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす基準値１及び基準値２それぞれの物品の総集熱面積（㎡）とする。

③太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量（kW）及び総集熱面積（㎡）とする。

④地中熱利用システムにあっては、当該年度における総調達件数とする。

⑤燃料電池にあっては、当該年度における総設備容量（kW）とする。

⑥エネルギー管理システムにあっては、当該年度における総調達件数とする。

⑦生ゴミ処理機にあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約及び食堂運営受託者による導入を含む。）総量（台数）とする。

⑧節水器具にあっては、当該年度における総調達量（個）に占める基準を満たす物品の数量（個）の割合とする。
⑨給水栓にあっては、当該年度における総調達量（個）に占める基準を満たす物品の数量（個）の割合とする。
⑩日射調整フィルムにあっては、当該年度における総調達面積（㎡）に占める基準を満たす物品の面積（㎡）の割合とする。
⑪低放射フィルムにあっては、当該年度における総調達面積（㎡）に占める基準を満たす物品の面積（㎡）の割合とする。
⑫テレワーク用ライセンスにあっては、当該年度における調達による基準を満たす総調達件数（ライセンス数）とする。
⑬Web会議システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす総調達件数（システム数）とする。

２０．災害備蓄用品

２０－１　災害備蓄用品（飲料水）

(1) 品目及び判断の基準等

災害備蓄用飲料水	【判断の基準】 ①次の要件を満たすこと。 ア．基準値１は、賞味期限が10年以上であること。 イ．基準値２は、賞味期限が５年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ①回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ②容器については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③使用する容器、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「災害備蓄用飲料水」は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。

２　判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。

３　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

４　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．災害備蓄用飲料水の調達に当たり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勧案すること。

イ．災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

ウ．納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

エ．災害備蓄用の飲料水は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。

５　ペットボトル容器にあっては、使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、PET ボトルリサイクル推進協議会作成の「指定 PET ボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する災害備蓄用飲料水の総調達量（本数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

２０－２ 災害備蓄用品（食料）

(1) 品目及び判断の基準等

アルファ化米 保存パン 乾パン	【判断の基準】 ①賞味期限が５年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 〇回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
レトルト食品等	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．賞味期限が５年以上であること。 イ．賞味期限が３年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 〇回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
栄養調整食品 フリーズドライ食品	【判断の基準】 ①賞味期限が３年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 〇回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」「栄養調整食品」及び「フリーズドライ食品」は、災害備蓄用品として調達するものに限る。

２　「レトルト食品等」とは、気密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。

３　「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。

４　「アルファ化米」及び「乾パン」の賞味期限に係る判断の基準①については、市場動向を勘案しつつ今後見直しを実施することとする。

５　判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。

６　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

７　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

イ．納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

ウ．災害備蓄用の食料は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度に調達する総調達量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

２０－３ 災害備蓄用品（生活用品・資材等）

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	【判断の基準】 〇使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③製品について環境配慮設計がなされていること。 ④製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
作業手袋	【判断の基準】 〇主要材料が繊維（天然繊維及び化学繊維）の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ②故繊維から得られる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ③未利用繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。 ②漂白剤を使用していないこと。 ③製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ④製品について環境配慮設計がなされていること。
テント	【判断の基準】 〇使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③製品について環境配慮設計がなされていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ブルーシート	【判断の基準】 〇使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生ポリエチレン繊維が、製品全体重量比で50%以上使用されていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル

	における温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③製品について環境配慮設計がなされていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

２　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

３　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

４　「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

５　「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

６　「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

７　「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

８　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量又は製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比又は製品全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

９　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１０　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

１１　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１２　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

１３　毛布に係る判断の基準④及びテントに係る判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.104「家庭用繊維製品 Version3」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準の４－1－1.（３）①及び②を満たす製品については、判断の基準②又は③によらず、判断の基準を満たすものとみなす。

１４　作業手袋に係る判断の基準⑤の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.103「衣服 Version3」に係る認定基準をいう。

１５　ブルーシートに係る判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.128「日用品 Version1」に係る認定基準をいう。

１６　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１７　定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１８　環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。

１９　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

２０　調達を行う各機関は災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

備蓄用作業服	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、再生プラスチックを原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックから得られる合成繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①保管スペースの狭小化を図るため、製品の小型化及び軽量化等がなされていること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ

	及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「備蓄用作業服」は、災害時において作業に従事する場合に作業者が着用することにより安全を確保することを目的として備蓄するものであって防護服を含む。

２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）

３　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」に含めてよい。

４　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.103「衣服 Version3」に係る認定基準をいう。

一次電池	【判断の基準】 ①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②使用推奨期限が５年以上の製品仕様であること。 【配慮事項】 ①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「一次電池」は、我が国における形状の通称「単１形」「単２形」「単３形」又は「単４形」とする。

２　「最小平均持続時間」は、JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、判断の基準①を満たす。

３　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

４　配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

５　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

６　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

イ．納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

表　一次電池に係る最小平均持続時間

通称	主な用途など	放電試験条件			最小平均持続時間
		放電負荷	1日当たりの放電時間	終止電圧	初度
単1形	携帯電灯	2.2Ω	注１	0.9V	750分
	モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8V	16時間
	ポータブルステレオ	600mA	2時間	0.9V	11時間
単2形	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	14時間
	携帯電灯	3.9Ω	注１	0.9V	790分
	ポータブルステレオ	400mA	2時間	0.9V	8時間
単3形	高負荷機器	1,500mW 650mW	注２	1.05V	40回
	携帯電灯（LED）	3.9Ω	注３	0.9V	230分
	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	5時間
	玩具（モーターなし）	250mA	1時間	0.9V	5時間
	CDプレーヤ・電子ゲーム	100mA	1時間	0.9V	15時間
	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注４	1.0V	30時間
単4形	携帯電灯	5.1Ω	注３	0.9V	130分
	モータ使用機器・玩具	5.1Ω	1時間	0.8V	120分
	デジタルオーディオ	50mA	注５	0.9V	12時間
	リモコン	24Ω	注６	1.0V	14.5時間

備考）初度の最小平均持続時間に対する12か月貯蔵後の最小平均持続時間の比率は90%以上であること。

注１：4分放電・11分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注２：5分放電（1,500mWの2秒放電・650mWの28秒放電の交互放電）・55分放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注３：4分放電・56分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注４：1時間放電・7時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注５：1時間放電・11時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注６：15秒放電・45秒放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

非常用携帯燃料	【判断の基準】 ①品質保証期限が５年以上であること。 ②名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

２　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組

みを構築すること。

イ．納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

携帯発電機	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．ガソリンエンジンを搭載する発電機（天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。）にあっては、排出ガスが表１に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。 イ．ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあっては、排出ガスが表２に示された基準値以下であること。 ②騒音レベルが98デシベル以下であること。 ③連続運転可能時間が３時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあっては１時間以上であること。 【配慮事項】 ①燃料消費効率が可能な限り高いものであること。 ②使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。 ③製品の小型化及び軽量化が図られていること。 ④製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が 3kVA 以下の発動発電機とする。

２　騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法」（平成９年建設省告示第 1537 号）による。

３　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

４　調達を行う各機関は、発電する電気の周波数に留意すること。

表１　ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排気量の区分	排出ガス基準値（g/kWh）	
	HC+NOx	CO
66cc 未満	50	610
66cc 以上 100cc 未満	40	
100cc 以上 225cc 未満	16.1	
225cc 以上	12.1	

備考）排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の G2 モードによる。

表２　ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排出ガス基準値（g/kWh）		
NMHC+NOx	CO	PM
7.5	8	0.4

備考）排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の D2 モードによる。

非常用携帯電源	【判断の基準】 ①電気容量が 100Wh 以上であること。 ②保証期間又は使用推奨期限が５年以上であること。 【配慮事項】 ○分別が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。

備考）本項の判断の基準の対象とする「非常用携帯電源」は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度の各品目の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

なお、集計に当たっては、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池については、通常業務において使用する本基本方針に示す特定調達品目との合計で行う。

２１．公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 ○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表１に示す資材（材料及び機材を含む。）、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。 【配慮事項】 ○資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

注）義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表１

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準
		（品目分類）	（品目名）	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表２
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
			中温化アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
			再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		セメント	エコセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
		塗料	下塗用塗料（重防食）	
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
			高日射反射率塗料	
		防水	高日射反射率防水	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
			再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
		園芸資材	バークたい肥	
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
		道路照明	LED 道路照明	
		中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
		タイル	セラミックタイル	
		建具	断熱サッシ・ドア	
		製材等	製材	
			集成材	
			合板	

			単板積層材	
			直交集成板	
		フローリング	フローリング	
		再生木質ボード	パーティクルボード	
			繊維板	
			木質系セメント板	
		木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	
		ビニル系床材	ビニル系床材	
		断熱材	断熱材	
		照明機器	照明制御システム	
		変圧器	変圧器	
		空調用機器	吸収冷温水機	
			氷蓄熱式空調機器	
			ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
			送風機	
			ポンプ	
		配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
			大便器	
		コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
			合板型枠	
	建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表３
			低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表４
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	

		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（表層）	路上表層再生工法	
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
		山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
	目的物	舗装	排水性舗装	表５
			透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

表２【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 ①建設汚泥から再生された処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）及び「土壌の汚染に係る環境基準」（平成３年環境庁告示第46号）を満たすこと。
	土工用水砕スラグ	【判断の基準】 〇天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。 【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 〇ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 〇ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	【判断の基準】 〇サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。 【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 〇天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。 【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考）「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 〇天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。

備考）「フェロニッケルスラグ骨材」については、JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	銅スラグ骨材	【判断の基準】 〇天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。

備考）「銅スラグ骨材」については、JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 〇天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。 【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考）「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 〇アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 〇加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考）「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物	【判断の基準】 〇加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。

備考）「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 ○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考）「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。

路盤材	再生骨材等	【判断の基準】 ○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 ①間伐材（林地残材・小径木等の再生資源を含む。）であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。 ②林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあっては、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 【配慮事項】 ○林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあっては、原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考）間伐材の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年２月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。

混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 ○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。

備考）「高炉セメント」については、JIS R 5211 で規定されるＢ種及びＣ種に適合する資材は、本基準を満たす。

混合セメント	フライアッシュセメント	【判断の基準】 ○フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。

備考）「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213 で規定されるＢ種及びＣ種に適合する資材は、本基準を満たす。

セメント	エコセメント	【判断の基準】 ○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。

備考）１　「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

２　「エコセメント」については、JIS R 5214 に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 ○透水係数 1×10^{-2}cm/sec以上であること。

備考）１　「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

２　「透水性コンクリート」については、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品 附属書Ｂ 舗装・境界ブロック類 推奨仕様 B-1 平板）で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。

鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	【判断の基準】 ○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で 50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。 別表 種　類 転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む） 電気炉酸化スラグ 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 ○吹付けコンクリートであって、1m^{3}当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。
塗料	下塗用塗料（重防食）	【判断の基準】 ○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 ○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であること。
	高日射反射率塗料	【判断の基準】 ①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。

２　近赤外波長域日射反射率、明度L*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675による。

３　「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675 に適合する資材は、本基準を満たす。

表　近赤外波長域日射反射率

明度L*値	近赤外波長域日射反射率（%）
40.0以下	40.0
40.0を超え80.0未満	明度L*値の値
80.0以上	80.0

防水	高日射反射率防水	【判断の基準】 ○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
２　日射反射率の求め方は、JIS K 5602に準じる。

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	【判断の基準】 ①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③「土壌の汚染に係る環境基準」（平成３年環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2㎜以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。 【配慮事項】 ○土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2㎜以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。 別表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象
無機珪砂（キラ）	
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
鋳物砂	
陶磁器屑	
石炭灰	
建材廃材	
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。）	
製紙スラッジ	
アルミスラッジ	
磨き砂汚泥	
石材屑	
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
上水道汚泥	前処理方法によらず対象
湖沼等の汚泥	

	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	【判断の基準】 ①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。 別表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	

備考）判断の基準③については、JIS A 5031（一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。

園芸資材	バークたい肥	【判断の基準】 ○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・有機物の含有率（乾物）　70%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕　35以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）　70meq/100g以上 ・pH　5.5～7.5 ・水分　55～65% ・幼植物試験の結果　生育阻害その他異常が認められない ・窒素全量〔N〕（現物）　0.5%以上 ・りん酸全量〔P_2O_5〕（現物）　0.2%以上 ・加里全量〔K_2O〕（現物）　0.1%以上

	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	【判断の基準】 ○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・有機物の含有率（乾物）　35%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕　20以下 ・pH　8.5以下 ・水分　50%以下 ・窒素全量〔N〕（現物）　0.8%以上 ・りん酸全量〔P2O5〕（現物）　1.0%以上 ・アルカリ分（現物）　15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）

備考）１　「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。

２　肥料取締法（昭和25年法律第127号）第３条及び第25条ただし書の規定に基づく「普通肥料の公定規格」（昭和61年農林水産省告示第284号）に適合するもの。

道路照明	LED道路照明	【判断の基準】 ○LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．標準皮相電力が表１に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ．LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。 ②トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．標準皮相電力が表２に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ．LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。 ③トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．標準皮相電力が表３に示された種別ごとの値以下であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ．LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。

備考）１　「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測定方法）及びJIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法－第２部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

２　「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式のLEDモジュールの寿命及び同一形式のLEDモジュール用制御装置の寿命の残存率が50%となる時間の平均値をいう。

なお、「LEDモジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させたLEDモジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値（LEDモジュールの規定光束）の80%未満になった時点（不点灯とみなす）までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LEDモジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LEDモジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表１　道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ			標準皮相電力
連続照明	a	２車線　路面輝度　1.0 cd/㎡　歩道有り		125 VA
	b	２車線　路面輝度　1.0 cd/㎡　歩道無し		
	c	３車線　路面輝度　1.0 cd/㎡　歩道有り		180 VA
	d	３車線　路面輝度　1.0 cd/㎡　歩道無し		
	e	２車線　路面輝度　1.0 cd/㎡　高規格		175 VA
	f	２車線　路面輝度　0.7 cd/㎡　歩道有り		95 VA
	g	２車線　路面輝度　0.7 cd/㎡　歩道無し		
	h	３車線　路面輝度　0.7 cd/㎡　歩道有り		125 VA
	i	３車線　路面輝度　0.7 cd/㎡　歩道無し		
	j	２車線　路面輝度　0.7 cd/㎡　高規格		120 VA
	k	平均路面輝度　0.5 cd/㎡　歩道有り		70 VA
	ℓ	平均路面輝度　0.5 cd/㎡　歩道無し		
歩道照明	－	平均路面照度　5 lx		20 VA
	－	平均路面照度　10 lx		40 VA
局部照明	m	十字路　（2車線×2車線）20 lx		160 VA
	n	十字路　（2車線×2車線）15 lx		125 VA
	o	十字路　（2車線×2車線）10 lx		95 VA
	p	十字路（4車線×2車線）20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	q	十字路（4車線×2車線）15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	q'	十字路（4車線×2車線）10 lx	連続照明用	70 VA
			交差点隅切り部用	70 VA
	r	十字路（4車線×4車線）20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	s	十字路（4車線×4車線）15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	t	十字路（6車線×4車線）20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	u	十字路（6車線×4車線）15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	－	Ｔ字路（2車線×2車線）20 lx		95 VA
	－	Ｔ字路（2車線×2車線）15 lx		70 VA
	－	Ｔ字路（2車線×2車線）10 lx		70 VA
	－	Ｔ字路（4車線×2車線）20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA

	―	Ｔ字路（4車線×2車線）15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	―	Ｔ字路（4車線×2車線）10 lx	連続照明用	70 VA
			交差点隅切り部用	70 VA
	―	Ｙ字路（4車線×2車線） 20 lx		125 VA
	―	Ｙ字路（4車線×2車線） 15 lx		95 VA
	―	Ｙ字路（4車線×2車線） 10 lx		70 VA
	v	歩行者の背景を照明する方式 20 lx		180 VA
	―	歩行者の背景を照明する方式 10 lx		95 VA
	w	歩行者の自身を照明する方式 20 lx		180 VA
	―	歩行者の自身を照明する方式 10 lx		95 VA

備考）１　「設計条件タイプ」は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年３月　国土交通省）」による。

２　「標準皮相電力」は、LED道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

３　電球色LEDを用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の1.2倍の値を標準とする。

表２　トンネル照明器具（基本照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
一般国道等 車道幅員6～7m （歩道有りの断面含む）	x （1/2低減）	設計速度40(km/h) 2車線 0.75(cd/m^2) 千鳥	40 VA
	z （1/2低減）	設計速度50(km/h) 2車線 0.95(cd/m^2) 千鳥	50 VA
	bb （1/2低減）	設計速度60(km/h) 2車線 1.15(cd/m^2) 千鳥	65 VA
	x	設計速度40(km/h) 2車線 1.5(cd/m^2) 千鳥	65 VA
	y	設計速度40(km/h) 2車線 1.5(cd/m^2) 向合せ	40 VA
	z	設計速度50(km/h) 2車線 1.9(cd/m^2) 千鳥	75 VA
	aa	設計速度50(km/h) 2車線 1.9(cd/m^2) 向合せ	50 VA
	bb	設計速度60(km/h) 2車線 2.3(cd/m^2) 千鳥	95 VA
	cc	設計速度60(km/h) 2車線 2.3(cd/m^2) 向合せ	65 VA
高速自動車国道等	dd	設計速度70(km/h) 2車線 3.2(cd/m^2) 千鳥	95 VA
	ee	設計速度70(km/h) 2車線 3.2(cd/m^2) 向合せ	65 VA
	ff	設計速度80(km/h) 2車線 4.5(cd/m^2) 千鳥	125 VA
	gg	設計速度80(km/h) 2車線 4.5(cd/m^2) 向合せ	95 VA

備考）１　「設計条件タイプ」は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年３月　国土交通省）」による。

２　「標準皮相電力」は、LED道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表３　トンネル照明器具（入口照明）の標準皮相電力

種　別	標準皮相電力
NH 70W相当	50 VA
NH 110W相当	75 VA
NH 150W相当	105 VA
NH 180W相当	160 VA
NH 220W相当	205 VA
NH 270W相当	250 VA
NH 360W相当	290 VA

備考）「種別」は高圧ナトリウムランプ相当のLEDトンネル照明器具をさす。

中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	【判断の基準】 ○再生プラスチックが原材料の重量比で70%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。 ②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。

備考）１　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

２　「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、JIS A 9401（再生プラスチック製中央分離帯ブロック）に適合する資材は、本基準を満たす。

<table>
<tr><td>タイル</td><td>セラミックタイル</td><td>【判断の基準】
①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。
②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
③「土壌の汚染に係る環境基準」（平成３年環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2㎜以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。

【配慮事項】
〇土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2㎜以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。

別表
<table><tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr><tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="14">前処理方法によらず対象</td></tr><tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr><tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr><tr><td>非鉄スラグ</td></tr><tr><td>鋳物砂</td></tr><tr><td>陶磁器屑</td></tr><tr><td>石炭灰</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td></tr><tr><td>建材廃材</td></tr><tr><td>廃ゴム</td></tr><tr><td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td></tr><tr><td>製紙スラッジ</td></tr><tr><td>アルミスラッジ</td></tr><tr><td>磨き砂汚泥</td></tr><tr><td>石材屑</td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr><tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr><tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td></tr><tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>建具</td><td>断熱サッシ・ドア</td><td>【判断の基準】
〇建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。
①複層ガラスを用いたサッシであること。
②二重サッシであること。
③断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。

【配慮事項】
①サッシの枠、障子の枠及びガラスに有効な断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。
②エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第２号及び第３号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</td></tr>
</table>

備考）「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」（平成 26 年経済産業省告示第 234 号）、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」（平成 26 年経済産業省告示第 235 号）による。

<table>
<tr><td rowspan="2">製材等</td><td>製材</td><td>【判断の基準】
①間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ、間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
②上記①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。

【配慮事項】
〇原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。</td></tr>
<tr><td>集成材
合板
単板積層材
直交集成板</td><td>【判断の基準】
①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
②上記①以外の場合は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。

【配慮事項】
①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源である</td></tr>
</table>

		原木は除く。 ②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」（以下「製材等」という。）は、建築の木工事において使用されるものとする。

２　「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

３　ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

４　製材、集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。

ただし、平成 18 年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成 18 年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年１回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

フローリング	フローリング	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②上記①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③基材に木材を使用した場合は、原料の間伐材は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ④居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材（基材に木材を使用しない場合に限る。）である原木は除く。 ②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。

備考　１　本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。

２　判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

３　ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

４　フローリングの原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。

ア．基材に木材を使用したものにあっては、木材関連事業者は、当該木材についてはクリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月）」に準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

イ．上記ア以外の物品にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

ただし、平成 18 年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成 18 年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年１回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

５　判断の基準③にある「基材に木材を使用した場合」及び、配慮事項①にある「（基材に木材を使用しない場合に限る。）」、備考４のアにある「基材に木材を使用したもの」の木材とはクリーンウッド法の対象となるものを示す。

再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）。 ②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ①原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源、間伐材である原木は除く。 ②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。

	木質系セメント板	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）。 ②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源である原木は除く。 ②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。

備考）１　ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460 による。

２　パーティクルボード、繊維板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

３　木質セメント板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。

４　「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908 及び A 5905 で規定される F☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。

木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	【判断の基準】 ①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で60%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%であること。 ③重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。 ④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。 【配慮事項】 ○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。

２　判断の基準①②及び③については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。

３　判断の基準①③及び④については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」4.2 リサイクル材料等の含有率区分 R60,R70,R80 及び R90 は本基準を満たす。

ビニル系床材	ビニル系床材	【判断の基準】 ○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。

備考）JIS A 5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号 KS に該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

断熱材	断熱材	【判断の基準】 ○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ①フロン類が使用されていないこと。 ②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。 【配慮事項】 ○押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材、ロックウール断熱材、硬質ウレタンフォーム断熱材２種及び硬質ウレタンフォーム断熱材３種については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。

備考）１　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。

２　「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」（平成 25 年経済産業省告示第 270 号）による。

３　「硬質ウレタンフォーム断熱材２種」、「硬質ウレタンフォーム断熱材３種」とは、それぞれ JIS A 9521 に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が２種のもの、３種のものをいう。

照明機器	照明制御システム	【判断の基準】 ○連続調光可能なLED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。

変圧器	変圧器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。

備考）　本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものとする。ただし、次のいずれかに該当するものについては、これに含まれないものとする。

① 絶縁材料としてガスを使用するもの
② Ｈ種絶縁材料を使用するもの
③ スコット結線変圧器
④ ３以上の巻線を有するもの
⑤ 柱上変圧器
⑥ 単相変圧器であって定格容量が５kVA 以下のもの又は500kVA を超えるもの
⑦ 三相変圧器であって定格容量が10kVA 以下のもの又は2000kVA を超えるもの
⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
⑨ 定格二次電圧が100V 未満のもの又は600V を超えるもの
⑩ 風冷式又は水冷式のもの

表　変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区分					基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種別	相　数	定格周波数	定格容量	仕　様	
油入変圧器	単　相	50Ｈｚ		標準仕様（JIS C4304 及び JIS C 4306 に規定する標準仕様状態のこと。）	$E=9.34S^{0.737}$
		60Ｈｚ			$E=8.60S^{0.744}$
	三　相	50Ｈｚ	500kVA 以下		$E=14.5S^{0.694}$
			500kVA 超		$E=10.6S^{0.797}$
		60Ｈｚ	500kVA 以下		$E=14.4S^{0.681}$
			500kVA 超		$E=8.00S^{0.825}$
モールド変圧器	単　相	50Ｈｚ			$E=14.1S^{0.685}$
		60Ｈｚ			$E=13.3S^{0.692}$
	三　相	50Ｈｚ	500kVA 以下		$E=16.9S^{0.699}$
			500kVA 超		$E=31.2S^{0.659}$
		60Ｈｚ	500kVA 以下		$E=16.2S^{0.702}$
			500kVA 超		$E=17.4S^{0.742}$
油入変圧器	単　相	50Ｈｚ		準標準仕様（JIS C 4304 及び JIS C 4306 に規定する以外の仕様状態のこと。）	$E=(9.34S^{0.737})\times1.10$
		60Ｈｚ			$E=(8.60S^{0.744})\times1.10$
	三　相	50Ｈｚ	500kVA 以下		$E=(14.5S^{0.694})\times1.10$
			500kVA 超		$E=(10.6S^{0.797})\times1.10$
		60Ｈｚ	500kVA 以下		$E=(14.4S^{0.681})\times1.10$
			500kVA 超		$E=(8.00S^{0.825})\times1.10$
モールド変圧器	単　相	50Ｈｚ			$E=(14.1S^{0.685})\times1.05$
		60Ｈｚ			$E=(13.3S^{0.692})\times1.05$
	三　相	50Ｈｚ	500kVA 以下		$E=(16.9S^{0.699})\times1.05$
			500kVA 超		$E=(31.2S^{0.659})\times1.05$
		60Ｈｚ	500kVA 以下		$E=(16.2S^{0.702})\times1.05$
			500kVA 超		$E=(17.4S^{0.742})\times1.05$

備考）　１　「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。

２　「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。

３　Ｅ及びＳは、次の数値を表すものとする。

Ｅ：基準エネルギー消費効率（単位：Ｗ）

Ｓ：定格容量（単位：kVA）

４　エネルギー消費効率については、JIS C 4304「7.5 エネルギー消費効率」及び JIS C 4306「7.5 エネルギー消費効率」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 ①冷房の成績係数が表１に示された区分の数値以上であること。 ②冷房の期間成績係数が表２に示された区分の数値以上であること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が 105kW 以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。

２　吸収冷温水機の成績係数及び期間成績係数の算出方法は、JIS B 8622 による。

表１　冷房の成績係数

区　分	成績係数
冷凍能力が 352kW 未満	1.20

表２　冷房の期間成績係数

区　分	期間成績係数
冷凍能力が 352kW 以上	1.45

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 ①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表３に示された区分の数値以上であること。

備考）１　「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。

２　「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ 28kW 以上のものに適用する。

３　成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は 10 時間とする。

①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数}=\frac{\text{定格日量冷却能力（kW・h）}}{\text{定格蓄熱消費電力量（kW・h）＋昼間熱源機冷却消費電力量（kW・h）}}$$

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

成績係数＝日量蓄熱利用冷房効率

４　「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を 100%とした時の平均負荷の割合）を 85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。

５　「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表１に

規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表１　温度条件　　単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	－
	定格冷房蓄熱	－	－	25	－

６　「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度７℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。

７　「定格蓄熱消費電力量」とは、別表２に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表２　温度条件　　単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	－
	定格冷却蓄熱	25	－

８　「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表２に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。

９　「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。

１０　「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表１に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表１に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。

１１　「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表１に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表１に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表３　冷房の成績係数

区　　分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 ①期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。

２　期間成績係数（APFp）の算出方法は、JIS B 8627による。

表　期間成績係数

区　　分	期間成績係数（APFp）
冷房能力が28kW以上35.5kW未満	1.22以上
冷房能力が35.5kW以上45kW未満	1.37以上
冷房能力が45kW以上56kW未満	1.59以上
冷房能力が56kW以上	1.70以上

空調用機器	送風機	【判断の基準】 ○プレミアム効率のモータが使用されていること。

備考）１　プレミアム効率のモータは、JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ）で規定される低圧トップランナーモータとする。

２　適用範囲は、定格電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	【判断の基準】 ○プレミアム効率のモータが使用されていること。

備考）１　プレミアム効率のモータは、JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ）で規定される低圧トップランナーモータとする。

２　適用範囲は、定格電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	【判断の基準】 ○排水用又は通気用の硬質ポリ塩化ビニル管であって、リサイクル材料使用率が表に示された区分の数値以上であること。 【配慮事項】 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。

備考）１　判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質ポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。

２　「排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管」は、JIS K 9797で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管」、JIS K 9798で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管」、AS 58で規定される「排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管」に定める基準による。

３　「リサイクル材料使用率」とは、管体の質量に対して、硬質ポリ塩化ビニル管・継手類から作られた「再利用ポリ塩化ビニル」の割合をいう。

４　「再利用ポリ塩化ビニル」とは、JIS K 9797の3.a)4)、JIS K 9798の3.a)4)及びAS 58の3.1による。

表　リサイクル材料使用率

管の区分	管の種類	使用率
三層管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	50%
	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	30%
単層管	排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管	80%

衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 ①自動水栓（自己発電機構付）にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。 イ．水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。 ウ．単相交流（100V）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。 ②自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。 イ．水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。
	大便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が6.5L/回以下であること。

備考）１　自動水栓の判断の基準は、トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とする。

２　吐水流量の試験方法は、JIS B 2061の吐水流量試験に準ずるものとする。

３　定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061の定量止水性能試験に準ずるものとする。

４　止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。

５　大便器のうち、高座面形及び和風便器は、対象外とする。

６　大便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮すること。

コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	【判断の基準】 ○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。 別表 再生材料の原料となるものの分類区分 廃プラスチック 古紙パルプ 【配慮事項】 ①再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。 ②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。

備考）１　プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。

２　再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

コンクリート用型枠	合板型枠	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 【配慮事項】 ①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材は除く。 ②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。

備考）１　本項の判断の基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

２　合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考３ア．及びイ．に示す内容が表示されていることを確認すること。

３　合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年２月）」に準拠したものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

ア．本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク

イ．認定・認証番号、認定団体名等

なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。

また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア．及びイ．を板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。

表３【建設機械】

<table>
<tr><th>品目名</th><th>判断の基準等</th></tr>
<tr><td>排出ガス対策型建設機械</td><td>
【判断の基準】
○別表１及び別表２に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第２次基準値又はこれより優れるものであること。

別表１　トンネル工事用建設機械
<table>
<tr><th>機　　種</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>バックホウ</td><td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレーカを装着したものを含む</td></tr>
<tr><td>ホイールローダ・クローラローダ</td><td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下</td></tr>
<tr><td>ダンプトラック</td><td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td></tr>
<tr><td>トラックミキサ</td><td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td></tr>
</table>
別表２　一般工事用建設機械
<table>
<tr><th>機　　種</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>バックホウ</td><td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td></tr>
<tr><td>ホイールローダ</td><td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td></tr>
<tr><td>ブルドーザ</td><td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td></tr>
</table>
第２次基準値
<table>
<tr><th>対象物質（単位）
出力区分</th><th>HC
(g/kW･h)</th><th>NOx
(g/kW･h)</th><th>CO
(g/kW･h)</th><th>PM
(g/kW･h)</th><th>黒煙
(%)</th></tr>
<tr><td>8kW以上19kW未満</td><td>1.5</td><td>9</td><td>5</td><td>0.8</td><td>40</td></tr>
<tr><td>19kW以上37kW未満</td><td>1.5</td><td>8</td><td>5</td><td>0.8</td><td>40</td></tr>
<tr><td>37kW以上75kW未満</td><td>1.3</td><td>7</td><td>5</td><td>0.4</td><td>40</td></tr>
<tr><td>75kW以上130kW未満</td><td>1</td><td>6</td><td>5</td><td>0.3</td><td>40</td></tr>
<tr><td>130 kW以上560kW以下</td><td>1</td><td>6</td><td>3.5</td><td>0.2</td><td>40</td></tr>
<tr><td colspan="6">１．測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）による。
２．トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の１／５以下とする。</td></tr>
</table>

○別表３及び別表４に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第１次基準値又はこれより優れるものであること。

別表３　トンネル工事用建設機械
<table>
<tr><th>機　　種</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>ドリルジャンボ</td><td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下
（40.8PS以上353PS以下）</td></tr>
<tr><td>コンクリート吹付機</td><td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下
（40.8PS以上353PS以下）</td></tr>
</table>
別表４　一般工事用建設機械
<table>
<tr><th>機　　種</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>発動発電機</td><td>ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下
（10.2PS以上353PS以下）、可搬式（溶接兼用機を含む）</td></tr>
<tr><td>空気圧縮機</td><td>ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下
（10.2PS以上353PS以下）、可搬式</td></tr>
<tr><td>油圧ユニット</td><td>ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下
（10.2PS以上353PS以下）、基礎工事用機械で独立したもの</td></tr>
<tr><td>ローラ</td><td>ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下
（10.2PS以上353PS以下）、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</td></tr>
<tr><td>ホイールクレーン</td><td>ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下
（10.2PS以上353PS以下）、ラフテレーンクレーン</td></tr>
</table>
第１次基準値
<table>
<tr><th>対象物質（単位）
出力区分</th><th>HC
(g/kW･h)</th><th>NOx
(g/kW･h)</th><th>CO
(g/kW･h)</th><th>黒煙
(%)</th></tr>
<tr><td>7.5kW以上15kW未満</td><td>2.4</td><td>12.4</td><td>5.7</td><td>50</td></tr>
<tr><td>15kW以上30kW未満</td><td>1.9</td><td>10.5</td><td>5.7</td><td>50</td></tr>
<tr><td>30kW以上272kW以下</td><td>1.3</td><td>9.2</td><td>5</td><td>50</td></tr>
<tr><td colspan="5">１．測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年10月８日付建設省経機発第249号）による。
２．トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。</td></tr>
</table>

備考）特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。
</td></tr>
</table>

低騒音型建設機械	【判断の基準】 ○建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。

別表

機種	機関出力（kW）	騒音基準値（dB）
ブルドーザー	P ＜55	102
	55≦ P ＜103	105
	103≦ P	105
バックホウ	P ＜55	99
	55≦ P ＜103	104
	103≦ P ＜206	106
	206≦ P	106
ドラグライン クラムシェル	P ＜55	100
	55≦ P ＜103	104
	103≦ P ＜206	107
	206≦ P	107
トラクターショベル	P ＜55	102
	55≦ P ＜103	104
	103≦ P	107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P ＜55	100
	55≦ P ＜103	103
	103≦ P ＜206	107
	206≦ P	107
バイブロハンマー		107
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P ＜55	98
	55≦ P ＜103	102
	103≦ P	104
アースオーガー	P ＜55	100
	55≦ P ＜103	104
	103≦ P	107
オールケーシング掘削機	P ＜55	100
	55≦ P ＜103	104
	103≦ P ＜206	105
	206≦ P	107
アースドリル	P ＜55	100
	55≦ P ＜103	104
	103≦ P	107
さく岩機（コンクリートブレーカー）		106
ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P ＜55	101
	55≦ P	104
コンクリートポンプ（車）	P ＜55	100
	55≦ P ＜103	103
	103≦ P	107
コンクリート圧砕機	P ＜55	99
	55≦ P ＜103	103
	103≦ P ＜206	106
	206≦ P	107
アスファルトフィニッシャー	P ＜55	101
	55≦ P ＜103	105
	103≦ P	107
コンクリートカッター		106
空気圧縮機	P ＜55	101
	55≦ P	105
発動発電機	P ＜55	98
	55≦ P	102

表４【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 ①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）及び「土壌の汚染に係る環境基準」（平成３年環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。

舗装（表層）	路上表層再生工法	【判断の基準】 ○既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。
舗装（路盤）	路上再生路盤工法	【判断の基準】 ○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。

備考）アスファルト混合物の層の厚さが 10cm 以下の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断の基準】 ○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。

山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	【判断の基準】 ○セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。

備考）本項の判断の基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

表５【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。

備考）道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

舗装	透水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。

備考）雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	【判断の基準】 ①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。 【配慮事項】 ①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。

備考）建物の屋上等において設置するものとする。

２２．役務

２２－１ 省エネルギー診断

(1) 品目及び判断の基準

省エネルギー診断	【判断の基準】 ○表１に掲げる技術資格を有する者又はこれと同等と認められる技能を有する者が、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況並びにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、表２の内容を含む省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法について提案が行われるものであること。

備考）当該庁舎等においてエネルギー管理を実施するに当たって必要となる各種目標の設定に係る提案は、エネルギー管理方法に含まれる。

表１

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士
建築設備士
電気主任技術者

表２

過去３年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況、再生可能エネルギーの導入可能性
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
設備･機器の導入（再生可能エネルギーの活用に係る設備･機器を含む。）、改修に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備･機器の導入（再生可能エネルギーの活用に係る設備･機器を含む。）、改修に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する省エネルギー診断の総件数及び対象となり得る施設等の具体的範囲を示すこととする。

２２－２ 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	【判断の基準】 ＜共通事項＞ ○基準値１は、次の①から⑤の要件を、基準値２は、次の①から④の要件をそれぞれ満たすこと。 ①印刷・情報用紙に係る判断の基準（「紙類」参照。）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②表１に示されたＢ、Ｃ及びＤランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。 ③印刷物へリサイクル適性を表示すること。 ④印刷の各工程において、表２に示された環境配慮のための措置が講じられていること。 ⑤次のいずれかの要件を満たした事業者又は印刷物であること。 ア．環境マネジメントシステムの認証を取得している事業者であること。 イ．環境報告書等を作成・公表している事業者であること。 ウ．印刷物の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 エ．ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた印刷物であること。 オ．グリーンプリンティング認定制度又は環境推進工場認定制度による認定を取得している事業者（工場等）であること。 ＜個別事項＞ ①オフセット印刷 ア．バイオマスを含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 イ．インキの化学安全性が確認されていること。 ②デジタル印刷 ア．電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。 イ．電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。

	【配慮事項】 ①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。 ②デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ③揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。 ④インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。 ⑤印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。 ⑥紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。

２　「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。

３　「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式又はインクジェット方式による印刷方式をいう。

４　判断の基準＜共通事項＞②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。

５　判断の基準＜共通事項＞③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。

ア．Ａランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」

イ．Ａ又はＢランクの材料のみ使用（ア．の場合を除く。）する場合は「板紙にリサイクルできます」

ウ．Ｃ又はＤランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」

なお、製本加工したカレンダーであって、綴じ部と本紙が分離可能なものについては、本紙の用紙ごとにリサイクル適性を表示すること。

６　調達を行う各機関は、表３の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等にあった資材を適切に選択すること。

７　「バイオマスを含有したインキ」とは、バイオマス割合（再生可能な生物由来の有機性原材料（植物由来の油を含み、化石資源を除く。）の含有量の割合）及び石油系溶剤割合（インキに含まれる石油（化石燃料系）を原料とした溶剤の含有量の割合）が、インキの種類ごとに下表に定める要件を満たすものをいう。なお、UV インキは VOC 成分（WHO（世界保健機関）の化学物質の分類において「高揮発性有機化合物」及び「揮発性有機化合物」に分類される揮発性有機化合物）が 3%未満かつリサイクル対応型 UV インキであることをもって、判断の基準＜個別事項＞①アの基準に適合するものとみなす。

インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合
枚葉インキ	30%以上	30%以下
オフ輪インキ	20%以上	45%以下
金インキ（枚葉・オフ輪）	10%以上	25%以下
新聞インキ（ノンヒートオフ輪）	30%以上	30%以下

備考１　インキには OP ニス及びメジウムを含む。
２　油性ビジネスフォームインキは枚葉インキの基準を適用する。

８　「芳香族成分」とは、JIS K 2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

９　判断の基準＜共通事項＞④及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（GP）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。

１０　「環境マネジメント」とは、事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくことをいい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。環境マネジメントシステムの例としては ISO 14001、エコアクション 21 等がある。

１１　「環境報告書等」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第２条第４項に規定する環境報告書及び環境報告書に記載すべき事項等に関する内容を包含している報告書をいう。

１２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１３　判断の基準＜共通事項＞⑤ウの定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１４　「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた印刷物」とは、当該印刷物のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）印刷物をいう。

１５　オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

１６　「グリーンプリンティング認定制度」とは、事業者（工場等）の環境負荷低減への取組及び環境に配慮した印刷製品を認定するという総合認定制度であり、一般社団法人日本印刷産業連合会が運営する制度。「環境推進工場認定制度」とは、印刷物製造工程における環境負荷低減への取組を一定水準以上達成した中小印刷事業者（工場等）を認定・登録する制度であり、全日本印刷工業組合連合会及び東京都印刷工業組合が運営する制度。

１７　調達を行う各機関は、必要に応じ表４のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準について確認すること。

１８　判断の基準＜個別事項＞①イの「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断の基準＜個別事項＞②イの「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウを満たすことをいう。

ア．印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制（NL 規制）」（平成 23 年９月１

日改訂）に適合していること。

イ．特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

ウ．特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）の対象物質を特定していること（SDS（安全データシート）を備えていること。）。

１９　調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう、また、少部数の場合はデジタル印刷を選択する等適切な発注に努めること。

２０　調達を行う各機関は、印刷物の校正に当たっては、可能な限り本機校正によらずデジタル校正とし、VOC 排出量の抑制に努めること。

２１　紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

表１　古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Ａランク】	【Ｂランク】	【Ｃランク】	【Ｄランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
①紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	－	－	－
	【加工紙】 抄色紙（Ａ）*／ファンシーペーパー（Ａ）*／樹脂含浸紙（水溶性のもの）	【加工紙】 抄色紙（Ｂ）*／ファンシーペーパー（Ｂ）*／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙（Ｃ）*／ファンシーペーパー（Ｃ）*／樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙
②インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ（オフセットインキ）／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	－	－
	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ☆／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCR インキ（油性）	【特殊インキ】 UV インキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UV インキ／EB インキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OP ニス	－	－	－
	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー☆	【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー	－	－
③加工資材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス等／難細裂化 EVA 系ホットメルト☆／PUR 系ホットメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA 系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロス、紙クロス）	－
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き、プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP 貼り）／UV コート、UV ラミコート／箔押し	－	－
	【その他加工】 リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）☆	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	－
④その他	－	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

備考）１　☆印の資材（難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール、リサイクル対応型ドライトナー）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

２　＊印の資材（抄色紙、ファンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

表２　オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程		項　　目	基　　準
製版		デジタル化	工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上であること。
		廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。
刷版		印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。
印刷	オフセット	VOC の発生抑制	次のいずれかの対策を講じていること。 ・水なし印刷システムを導入していること。 ・湿し水循環システムを導入していること。 ・VOC 対策に資する環境に配慮した湿し水を導入していること。 ・自動布洗浄を導入している、又は自動液洗浄の場合は循環システムを導入していること。 ・VOC 対策に資する環境に配慮した洗浄剤を導入していること。 ・廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じていること。
			輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上であること。
	デジタル	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
表面加工		VOC の発生抑制	アルコール類を濃度 30%未満で使用していること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
製本加工		騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上であること。

備考）１　本基準は、印刷役務の元請か下請かを問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。

２　製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。

３　製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

４　刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル（印刷版に再生するものであって、その品質が低下しないリサイクルを含む。）は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

５　オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」の環境に配慮した湿し水及び環境に配慮した洗浄剤については、日本印刷産業連合会が運営する「グリーンプリンティング資機材認定制度」において認定されたエッチ液（湿し水）及び洗浄剤を参考とすること。

６　オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」の廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等及び輪転印刷工程の VOC 処理装置の設置・適切な運転管理、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。

７　デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPF への加工やエネルギー回収等）を含む。

表３　資材確認票の様式（例）

作成年月日：　　年　　月　　日

御中

件名：

資　材　確　認　票

○○印刷株式会社

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	○○製紙／○○	
	表紙	○	A	コート紙	○○製紙／○○	
	見返し	○	A	上質紙	○○製紙／○○	
	カバー	－	－			
インキ類		○	A	平版インキ	○○インキ／○○	
加工	製本加工	○	A	PUR 系ホットメルト	○○化学／○○	
	表面加工	○	A	OP ニス	○○化学／○○	
	その他加工	－	－			
その他						

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Ａランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
ＡまたはＢランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
ＣまたはＤランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

備考）１　資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

２　古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、

「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。

３　内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

表４　オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式（例）

作成年月日：　　年　　月　　日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

〇〇印刷株式会社

工程		実　現	基　準（要求内容）
製版		はい／いいえ	①次のＡ又はＢのいずれかを満たしている。 Ａ　工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 Ｂ　製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版		はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフセット	はい／いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄剤を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
		はい／いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい／いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	はい／いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい／いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
表面加工		はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
		はい／いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製本加工		はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
		はい／いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

備考）　内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす印刷の件数の割合とする。

２２－３ 食堂

(1) 品目及び判断の基準等

食堂	【判断の基準】 〇庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあっては、基準値１は、①及び②から⑩までの要件を、基準値２は、②から⑩までの要件をそれぞれ満たすこと。 ①食堂内における飲食物の提供に当たっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物又はこれを原材料とする加工食品を取り扱うこと。 イ．可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物又はこれを原材料とする加工品を取り扱うこと。 ウ．環境負荷低減に寄与する持続可能な農業生産工程管理から生産されたことが第三者によって確認された農産物又はこれを原材料とする加工品を取り扱うこと。 ②生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ③繰り返し利用できる食器が使われていること。 ④食堂内における飲食物の提供に当たっては、ワンウェイのプラスチック製の容器等を使用しないこと。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。 ⑤食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。 ⑥食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。 ⑦食品循環資源の再生利用等の実施率が、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第４号。以下「判断基準省令」という。）で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。 ⑧提供する飲食物の量を調整可能とすること又は消費者に求められた場合に持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。 ⑨食堂内の掲示を利用する等、飲食物の食べ残しが減るよう食堂の利用者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。 ⑩食堂の運用に伴うエネルギー使用量（電力、ガス等）、水使用量を把握し、省エネルギー・節水のための措置を講じていること。 【配慮事項】 ①食品廃棄物等は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和元年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第１号）に基づく再生利用の優先順位を踏まえ、飼料化、肥料化、きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地への活用、メタン化等により再生利用されること。 ②生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミ

	と一緒にコンポスト処理されること。 ③食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。 ④食堂で使用する加工食品・化成品の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ⑤修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。 ⑥食器は、可能な限り修繕又は再生利用されること。また、高耐久性を有し長期使用されること。 ⑦再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。 ⑧食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ⑨冷凍冷蔵機器を使用する場合は、次のいずれかであること。 ア．冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 イ．冷媒にフロン類を使用する場合は、常時監視システムを使用したものであること。

備考）１　会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断の基準を準用する。

２　判断の基準①アの「環境負荷低減の取組の「見える化」」とは、「みどりの食料システム戦略」（令和３年５月 12 日みどりの食料システム戦略本部決定）及び「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」（令和６年３月農林水産省策定）に基づく農業者等による環境負荷低減の努力の評価とそのラベル表示をいう。

３　判断の基準①イの「有機農業」とは、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）第２条を踏まえ、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

４　判断の基準①ウの「持続可能な農業生産工程管理」とは、GAP（Good Agricultural Practices）に基づき、農業の各工程を実施・記録・点検・評価しながら、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理について継続的な改善活動を行う取組であって、第三者による確認によって信頼性と透明性を確保し、環境負荷の低減に寄与することで、持続可能な農業の実現を目指して行われる農業をいう。なお、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 又は JGAP の認証を受けて生産された農産物、農林水産省作成の「国際水準 GAP ガイドライン」に準拠し、第三者による確認を受けた都道府県 GAP 等により生産された農産物は、この要件を満たす。

５　判断の基準①ア、イ及びウについては、当該要件を満たす農産物又は加工食品若しくは加工品を常時取り扱うことが困難な場合において、提供する飲食物の種類、量、提供期間等の一部においてそれらを取り扱うことで、適合しているものとみなす。

６　判断の基準⑤及び⑦の「再生利用等」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく再生利用等のことをいう。

７　判断の基準⑤及び⑥の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。

８　判断の基準⑥については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。

９　判断の基準⑧に関して、食堂は客から持ち帰りを求められた場合には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明の上、持ち帰り容器を提供する。なお、生や半生の食品などについて持ち帰りが求められた場合や外気温が高い真夏など、食中毒等のリスクが高い場合には、要望に応じずに提供する分量を調節し、極力食べ残しが発生しないように努めることが求められる。

１０　判断の基準⑩については、食堂の運用に伴うエネルギー使用量、水使用量の把握が可能な場合に適用する。

１１　配慮事項③の「地域の農林水産物の利用」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 25 条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

１２　冷凍冷蔵機器のうち、飲料自動販売機を使用する場合は、本基本方針「２２－１１　飲料自動販売機設置」における自動販売機本体に係る判断の基準及び配慮事項を満たす機器を設置するよう努めるものとする。

１３　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。配慮事項⑨アにおいて使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン等。

１４　「常時監視システム」とは、「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号）第二１（２）①に規定するフロンの漏えい又は機器の故障等を常時監視するシステムをいう（本体に内蔵・搭載されているタイプと別売りの専用機器を本体に接続するタイプの両方を含む。）。本体の使用開始時点において、当該システムの利用に必要な機器の設置・接続（サービス契約を要する場合には当該契約の締結を含む。）が完了して、当該システムが利用可能な状態となっていることをもって適合となる。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する食堂の総件数に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす食堂の件数の割合とする。

２２－４ 自動車専用タイヤ更生

(1) 品目及び判断の基準等

自動車専用タイヤ更生	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ(ケーシング)に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。 ②再生することなく再溝切り（リグルーブ）が可能であること。 【配慮事項】 ①ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考） 1　本項の判断の基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とするタイヤは、「小形トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。

2　JIS K 6329（更生タイヤ）に適合する更生タイヤは、判断の基準①を満たす。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車専用タイヤ更生（自動車整備の一部として調達されるものを含む。）の総件数とする。

２２－５ 自動車整備

(1) 品目及び判断の基準等

自動車整備	【判断の基準】 ①自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取り外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）が使用されていること。 ②エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。 ア．大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗浄実施前後において、20%以上削減されること。 なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。 イ．エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。 【配慮事項】 ①エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。 ②ロングライフクーラントの再利用に努めていること。 ③自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考） 1　本項の判断の基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。

2　本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。

3　部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては、新品部品のみによる整備についても本項の集計の対象とする。

4　本項の判断の基準②の対象とする「エンジン洗浄」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。

5　本項の判断の基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く。）を対象とする。

6　本項の判断の基準②アのエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、「大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度」（昭和49年環境庁告示第1号）による。

7　エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、対応を図る体制が確保されていること。

表　エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素（CO）	炭化水素（HC）
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車整備の総件数に占める基準を満たす自動車整備の件数の割合とする。

２２－６ 庁舎管理等

(1) 品目及び判断の基準等

庁舎管理	【判断の基準】 ①庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②次のアからエに係る設備の管理、計測及び記録、保守及び点検について、管理標準に基づきエネルギー使用の合理化を図ること。 ア．空気調和設備、換気設備 イ．ボイラー設備、給湯設備 ウ．照明設備、昇降機、動力設備 エ．受変電設備 ③当該施設における省エネルギーに関する計画を定めるとともに、実施すべき省エネルギー対策を選定し、当該対策に係る実施基準等に基づき、その実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告すること。また、対策の実施結果を踏まえ、必要な省エネルギー対策の見直しを行うこと。 ④常駐管理にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。 ア．エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。）。 イ．水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者と連携して行う節水対策を含む。）。 ウ．廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策（施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。）。 ⑤常駐管理以外にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力してその要因分析を行い、削減対策について提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。 ⑥省エネルギー診断を実施した施設にあっては、診断結果に基づき設備・機器等の運用改善の措置が講じられていること。 ⑦エネルギー管理システムを導入している施設にあっては、エネルギー消費の可視化及び把握したデータの分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置が講じられていること。 ⑧庁舎管理に空気調和設備、熱源設備の維持管理を含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏えいの防止のための適切な措置が講じられていること。 【配慮事項】 ①建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく建築物環境衛生管理基準等に配慮されていること。 ②エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」（平成25年経済産業省告示第271号）

	を踏まえ、庁舎における電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。 ③エネルギーの使用状況等を詳細に分析・評価し、設備・機器等、システムを適切に管理・運用すること等により、温室効果ガスの排出削減が図られていること。 ④施設のエネルギー管理、使用実態に関する分析・評価に当たっては、各種管理・評価ツール等の活用に努めていること。 ⑤庁舎管理に必要な省エネルギー、省資源、廃棄物排出抑制等に係る専門技術を有する担当者が配置されるとともに、当該技術を有する人材の育成に向けた教育・研修等の継続的な実施に努めていること。 ⑥庁舎管理において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮するよう努めていること。

備考）１　「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。

２　判断の基準②から⑤については、契約の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。

３　庁舎管理に係る判断の基準②の管理標準は、別表１に示したエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年経済産業省告示第 66 号）を参考とし、必要に応じ、施設管理者と協議の上、定めるものとする。

４　判断の基準③の施設における省エネルギーに関する計画は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、省エネルギーに係る目標、実施すべき省エネルギー対策、推進体制等を盛り込むものとする。また、実施すべき省エネルギー対策（当該対策に係る実施基準を含む。）は、別表２を参考として選定するものとする。

５　「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。

６　判断の基準②から⑤については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。

７　判断の基準⑥の省エネルギー診断は、本基本方針に示した「２２－１　省エネルギー診断」の「省エネルギー診断」をいう。

８　判断の基準⑦のエネルギー管理システムは、本基本方針に示した「１９　設備」の「エネルギー管理システム」をいう。

９　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。

１０　配慮事項④の「各種管理・評価ツール等」には、学会、業界団体等において作成されたマニュアル、ガイドライン等を含む。

１１　配慮事項⑥の物品については、判断の基準②アからエの設備の管理に当たって使用する修繕等に伴う部品や消耗品等の交換を含む。例えば、空気調和設備にあっては、一般に使い捨てとされる従来型フィルターに比べ、省エネルギー性能が高く、洗浄により再使用が可能な一体型となったフィルターがあることなどから、これらの製品や部品等の選択に当たって環境負荷の低減について考慮するよう努めること。

１２　調達を行う各機関は、省エネルギー・脱炭素化の推進の観点から、次の事項に留意すること。

ア．庁舎管理を複数年契約で調達する場合は、当該契約期間に応じた温室効果ガスの排出削減等に係る目標を設定するとともに、毎年度達成状況を評価し、目標達成に向けた継続的な運用改善が図られるよう努めること。なお、単年度契約の場合にあっても、適切な対応が図られるよう努めること。

イ．省エネルギー診断の実施、エネルギー管理システムの導入について、可能な施設から積極的に対応を図るよう努めること。

ウ．空気調和設備又は熱源設備等の冷媒としてフロン類を使用している場合は、フロン類の漏えい防止のため、常時監視システム（「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号）第二１（２）①に規定するフロンの漏えい又は機器の故障等を常時監視するシステム）の導入及び漏えい時における早期対応が可能な体制の整備について検討すること。

別表１

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（抄）

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
空気調和設備、換気設備	ア．空気調和を施す区画を限定し、ブラインドの管理等による負荷の軽減、設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等についての管理標準を設定。なお、冷暖房温度は、政府の推奨する設定温度を勘案した管理標準とする。 イ．燃焼を行う熱源設備の管理は、空気比についての管理標準を設定。 ウ．熱源設備、熱搬送する設備、空気調和機設備の管理は、外気条件変動等に応じ、冷却水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。 エ．複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。 オ．熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。 カ．空気調和機設備が複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状態に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により総合的にエネルギー効率を向上させるよ	ア．空気調和を施す区画ごとに、温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。 イ．空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。 ウ．換気を施す区画ごとに温度、二酸化炭素濃度その他の空気の状態の把握及び換気効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。	ア．空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、保温材や断熱材の維持、フィルターの目づまり及び凝縮器や熱交換器に付着したスケールの除去等個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。 イ．空気調和設備、換気設備の自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。 ウ．換気設備を構成するファン、ダクト等は、フィルターの目づまり除去等個別機器の効率及び換気設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
	うに管理標準を設定。 キ.換気設備の管理は、換気を施す区画を限定し、換気量、運転時間、温度等についての管理標準を設定。		
ボイラー設備、給湯設備	ア.ボイラー設備は、ボイラーの容量及び使用する燃料の種類に応じて空気比についての管理標準を設定。 イ.ア.の管理標準は、ボイラーに関する基準空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定。 ウ.ボイラー設備は、蒸気等の圧力、温度及び運転時間に関する管理標準を設定し、適切に運転し過剰な蒸気等の供給及び燃料の供給をなくす。 エ.ボイラーへの給水は水質に関する管理標準を設定し、水質管理を行う。なお、給水水質の管理は、JIS B 8223（ボイラーの給水及びボイラー水の水質）に規定するところ（これに準ずる規格を含む。）により行う。 オ.複数のボイラー設備を使用する場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定し、適切な運転台数とする。 カ.給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所の限定や供給期間、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要な事項についての管理標準を設定。 キ.給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。 ク.給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。	ア.ボイラー設備は、燃料の供給量、蒸気の圧力、温水温度、排ガス中の残存酸素量、廃ガスの温度、ボイラー給水量その他のボイラーの効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。 イ.給湯設備は、給水量、給湯温度その他給湯の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。	ア.ボイラー設備の効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。 イ.ボイラー設備の保温及び断熱の維持、スチームトラップの蒸気の漏えい、詰まりを防止するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。 ウ.給湯設備は、熱交換器に付着したスケールの除去等給湯効率の改善に必要な事項、自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。
照明設備、昇降機、動力設備	ア.照明設備は、JIS Z 9110（照度基準）又はZ 9125（屋内作業場の照明基準）及びこれらに準ずる規格に規定するところにより管理標準を設定して使用。また、	照明設備は、照明を施す作業場所等の照度の計測及び記録に関する管理標準を設定。定期的に計測し、その結果を記録。	ア.照明設備は、照明器具及びランプ等の清掃並びに光源の交換等保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
	過剰又は不要な照明をなくすように管理標準を設定し、調光による減光又は消灯を行う。 イ.昇降機は、時間帯や曜日等により停止階の制限、複数台ある場合には稼働台数の制限等に関して管理標準を設定し、効率的な運転を行う。		保守及び点検を行う。 イ.昇降機は、電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機械損失を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。 ウ.給排水設備、機械駐車設備等の動力設備は、負荷機械（電動機の負荷となる機械をいう。以下同じ。）、動力伝達部及び電動機における機械損失を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。また、負荷機械がポンプ、ファン等の流体機械の場合は、流体の漏えいを防止し、流体を輸送する配管、ダクトの抵抗を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。
受変電設備	ア.変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように管理標準を設定し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行う。 イ.受電端における力率は、95パーセント以上とすることを基準として進相コンデンサ等を制御するように管理標準を設定して管理。	事務所その他の事業場における電気の使用量並びに受変電設備の電圧、電流等電気の損失を低減するために必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。	受変電設備は、良好な状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。

別表２

庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
熱源・空調設備共通	室内設定温湿度条件の変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	運転時間の短縮など機器の起動・停止期間の最適な値に設定	毎日実施	季節ごとに実施
	季節ごと・室内負荷状況に応じた最適な運転方法の設定	週１回以上実施	季節ごとに実施
	空調終了前に関連補機（外調機・熱源機器）などの停止	毎日実施	－
	インテリア・ペリメータの年間冷暖房の取りやめ	季節・外気温に応じ実施	－
	冷房・暖房同時使用に伴うミキシングロスの確認及び防止	随時実施	随時実施
	温湿度センサを適正な位置に取付	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	吹出し口の位置、方向の調整による温度分布均一化	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	冷暖房期間の短縮化	季節・外気温に応じ実施	－
	空室・倉庫等の空調換気の停止	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	運転時間の短縮	毎日実施	－
	残業時間帯の空調制限	毎日実施	－
	ブラインド・カーテンの休日前の閉止による休日明けの空調負荷の低減	毎日実施	－
	早朝・深夜の清掃作業における空調制限	毎日実施	－
	空調時間帯の扉・窓開放の禁止	季節・外気温に応じ実施	－
	空調の障害となる間仕切り・家具の配置の変更	随時実施	－
	共用部の温度設定を居室よりも緩和する措置の実施	毎日実施	季節ごとに実施
	クールビズ・ウォームビズの実施	季節ごとに実施	季節ごとに実施
	夏季における屋上等への散水の実施	当該期間外気温に応じ実施	－
個別空調機	各種センサを含む自動制御装置の適正保守の実施	随時実施	随時実施
	エアーフィルタの定期清掃の実施	年２回以上実施	年２回以上実施
	冷温水フィンコイルの定期清掃の実施	年２回以上実施	年２回以上実施
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	－
	ウォーミングアップ制御の採用	毎日実施	－
	空調立ち上げ時に対し定常運転後に設定温度を２℃～３℃上げる又は下げる措置の実施	季節・外気温に応じ実施	－
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	－
	外気温度の低い夜間に適温外気を取り入れるナイトパージの実施	季節・外気温に応じ実施	－
	吸気口と排気口の近接により生じるショートサーキットの防止	随時実施	随時実施
	スケジュール運転の実施	随時実施	随時実施
個別空調機	ダクトのエアー漏れ・水漏れ・保温材の脱落等について保守管理の徹底	年１回以上実施	年１回以上実施
	全熱交換器の清掃管理	年２回以上実施	年２回以上実施
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	温湿度を一定の範囲内で制御するゼロエナジーバンドの設定	毎日実施	－
セントラル空調システム関連	冷水は高め、温水は低め、冷却水は低めの温度管理	毎日実施	－
	冷温水の大温度差運転の制御運転の実施（ポンプの搬送動力の低減）	随時実施	－
	冷温水・冷却水の定期的な水質管理の実施（熱伝導率低下の防止）	月１回以上実施	月１回以上実施
	空調終了 30 分程度前の熱源機器の停止	毎日実施	－
冷凍機	冷凍機の運転圧力の適正管理	随時実施	随時実施
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年２回以上実施	年２回以上実施
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年２回以上実施	年２回以上実施
	機器の COP 値（効率）の管理	随時実施	－
冷温水発生機・吸収式冷凍機	機内の機密の適正な維持管理	随時実施	随時実施
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	年２回以上実施	年２回以上実施
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年２回以上実施	年２回以上実施
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年２回以上実施	年２回以上実施
	機器の COP 値（効率）の管理	随時実施	－
冷却塔	冷却水出入口温度の適正化	随時実施	随時実施
	充填材の汚れ、水質の汚れ等の管理	随時実施	随時実施
	冷却塔水槽の清掃	随時実施	随時実施
	バルブの開閉状態の確認	随時実施	随時実施
	冷却水の薬注管理の実施	随時実施	随時実施
蓄熱槽	空調負荷予測等を踏まえた蓄熱槽における水・氷蓄熱量の最適な運転の実施	随時実施	－
	槽内温度分布の適正管理	随時実施	－
ファンコイル	ペリメータ用ファンコイルの最適な運転（時間帯・設定温度）	季節・外気温に応じ実施	－
	エアーフィルタの定期的な清掃	月１回以上実施	月１回以上実施
	冷温水フィンコイルの定期的な清掃	年２回以上実施	年２回以上実施
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	－
空冷ヒートポンプ	室外機フィンコイルの定期的な洗浄	年１回以上実施	年１回以上実施
	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年１回以上実施	年１回以上実施
	室内機のエアーフィルタの定期的な清掃	月１回以上実施	月１回以上実施
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	－
	全熱交換器の清掃	年２回以上実施	年２回以上実施

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
空冷ヒートポンプ	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
水冷パッケージ方式	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年１回以上実施	年１回以上実施
	エアーフィルタの定期的な清掃	月１回以上実施	月１回以上実施
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	ー
	全熱交換器の清掃	年２回以上実施	年２回以上実施
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	冷却水薬洗の実施	年１回以上実施	年１回以上実施
給排気設備	機械室、電気室、倉庫の換気量の制限	随時実施	随時実施
	不使用室の換気停止（倉庫、機械室等）	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	ー
	ファンベルトの点検・交換	年１回以上実施	年１回以上実施
	排熱用換気ファンの起動設定温度の変更	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	ファン、ダクト等のフィルターの目詰まり除去	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	換気風量の適正な値への設定、外気量の削減	必要に応じ実施	ー
ポンプ関連	二次ポンプの起動・停止・圧力・流量が最適な状態になるように設定	随時実施	ー
	グランドパッキン等の水量適正管理の実施	月１回以上実施	月１回以上実施
	断熱材の状態管理	年２回以上実施	年２回以上実施
	３管・４管式設備の場合、状況に応じた運転停止などの実施	随時実施	ー
ボイラ	空気比・排ガス温度等燃焼装置の適切な設定	随時実施	随時実施
	蒸気等の圧力、温水の温度の適切な設定	随時実施	随時実施
	伝熱面の清掃・スケール等の除去	年１回以上実施	年１回以上実施
	熱交換器類の伝熱面の管理	月１回以上実施	月１回以上実施
	ボイラーの水質管理（JIS B 8223 による）	月１回以上実施	月１回以上実施
	蒸気トラップの機能維持（ドレンの回収）	月１回以上実施	月１回以上実施
	機器の COP 値（効率）の管理	随時実施	ー
給湯設備	給湯時間の制限と給湯範囲の縮小	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	夏季における手洗い場等の給湯の停止	当該期間毎日実施	当該期間毎日実施
	給湯温度の設定変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	使用上、支障のない範囲で給湯の分岐バルブを絞込み	必要に応じ実施	必要に応じ実施
照明設備	作業スペースの過剰照明の消灯、自然採光の活用、窓際の消灯	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	調光による減光	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	廊下・ホールの消灯及び間引き	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	トイレ・給湯室不在時の消灯	毎日実施	—
	空室・倉庫等の消灯	毎日実施	必要に応じ実施
	昼休みの消灯	毎日実施	—
	残業実施場所を集約化することによる残業時間帯における部分消灯の実施	毎日実施	—
	始業点灯時間の短縮・制限	毎日実施	—

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
照明設備	器具の清掃による照明効率の向上	年１回以上実施	年１回以上実施
	定期的なランプ交換の実施（蛍光ランプ、HID ランプ等）	１回/2～3 年	１回/2～3 年
	ランプ交換時の初期照度補正の初期化	交換時に実施	—
	間仕切りの取りやめ	必要に応じ実施	—
	部分消灯を行いやすくするような照明の点灯範囲における机及び作業場所の適正な配置	必要に応じ実施	—
	ソーラータイマーのこまめな調整	月１回以上実施	月１回以上実施
	局部照明の採用	随時実施	—
	照明スイッチに点灯範囲を表示	必要に応じ実施	—
	照明制御設備の作動点検	必要に応じ実施	—
	手動によるこまめな点消灯	随時実施	—
搬送設備	エレベータ・エスカレータの運転台数制御（停止階の制限、稼働台数の制御）	毎日実施	—
	階段利用の促進	毎日実施	—
	庁舎内配送共同化の実施	毎日実施	—
	電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機器損失を低減するような保守及び点検	必要に応じ実施	—
給排水・衛生設備	配管のさび・腐食・水漏れの確認	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	熱源機とポンプ等の補機を含めたエネルギー消費効率の向上	必要に応じ実施	—
	使用上、支障のない範囲で給水の分岐バルブを絞込み	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	夏季における温水洗浄便座暖房の停止	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
受変電設備	受変電室の室内温度の見直し	季節ごとに実施	—
	デマンドの状況による負荷の調節	随時実施	—
	進相コンデンサによる力率管理	随時実施	—
	不要期間・不要時間帯の変圧器の切離し	必要に応じ実施	—
	変圧器の稼働台数の調整及び適正負荷の維持	随時実施	—
受変電設備	無停電電源装置の稼働台数の調整及び適正負荷の維持	随時実施	—
その他	自動販売機の節電（照明の消灯・夜間運転停止時）の実施	毎日実施	—
	OA 機器等の昼休み等不使用時における電源の切断	毎日実施	—
	ブラインド・カーテンの有効利用	毎日実施	ー
	対象設備・機器等の設定値の確認、運転結果の測定・記録	毎日実施	月１回以上実施
	省エネルギーに必要なエネルギーデータの把握・活用	毎日実施	月１回以上実施

植栽管理	【判断の基準】 ①植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②病害虫予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病害虫・雑草管理を行う体制が確保されていること。 ③農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。 【配慮事項】 ①灌水の雨水利用に配慮されていること。 ②剪定・除草において発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等の環境負荷低減が図られていること。 ③施肥に当たっては、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥（土壌改良材）が使用されていること。 ④剪定・伐採等にチェンソーを使用する場合のチェンソーオイルは、生分解性のものが使用されていること。 ⑤植替え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、病害虫の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。 ⑥植栽管理に当たり、使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。 ⑦植栽管理に当たり、可能な限り、再使用又は再生利用可能であって、土の代替となる植込み材の使用に努めていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。

２　判断の基準②の「総合的病害虫・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。

３　判断の基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について（平成25年４月26日付25消安第175号環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）」に準拠したものであること。

４　生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d windowを適用しない。

※OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン
- 301B（CO_2発生試験）
- 301C（修正MITI(Ⅰ)試験）
- 301F（Manometric Respirometry試験）

※ASTM（アメリカ材料試験協会）
- D5864（潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法）
- D6731（密閉respirometer中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法

加煙試験	【判断の基準】 ○加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも、本項の判断の基準を適用する。

２　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第２条第１項に定める物質をいう。

清掃	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 イ．洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ウ．ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。 エ．資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。 オ．清掃に使用する床維持剤（ワックス）、洗浄剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。 カ．環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ②補充品等は、過度な補充を行わないこと。 ③洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度（pH）のものが使用されていること。 ④清掃に使用する床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。 ⑤清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。 ⑥建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。 ⑦清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しな

	い場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。

備考）１　判断の基準①イの「持続可能な原料が使用されていること」とは、石けん液又は石けんの製造事業者が原料に係る持続可能な調達方針を作成した上で当該方針に基づき原料を調達している場合をいう。

２　判断の基準①エの紙類の排出に当たって、調達を行う各機関は、庁舎等における紙類の使用･廃棄の実態を勘案しつつ、別表１及び２を参考とし、清掃事業者等と協議の上、古紙排出に当たっての分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。印刷物について、印刷役務の判断の基準を満たしたリサイクル対応型印刷物は、紙向けの製紙原料として使用されるよう、適切に分別すること。

３　判断の基準①オの揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。

４　判断の基準①カの「環境負荷低減が図られる清掃方法等」とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持による確実な汚染除去の実施等をいう。

５　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.510「清掃サービス Version1」に係る認定基準をいう。

６　配慮事項③については、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度（pH）の区分を参考とすること。なお、床維持剤及び床用洗浄剤については、原液で pH5～pH9 が望ましい。

７　配慮事項④の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）の対象となる物質をいう。

８　調達を行う各機関は、床維持剤の剥離洗浄廃液等の建築物の清掃作業に伴う廃液の適正処理を図るよう必要な措置を講ずること。

別表１　古紙の分別方法（例）

分類	品目
新聞	新聞（折込チラシを含む。）
段ボール	段ボール
雑誌	ポスター、チラシ 雑誌、報告書、カタログ、パンフレット、書籍、ノートなど冊子形状のもの
OA 用紙	コピー用紙及びそれに準ずるもの
リサイクル対応型印刷物	「印刷用の紙にリサイクルできます」の印刷物（Ａランクの材料のみ使用）
	「板紙にリサイクルできます」の印刷物（ＡまたはＢランクの材料のみ使用）
その他雑がみ	封筒、紙箱、DM、メモ用紙、包装紙など上記以外の紙
シュレッダー屑	庁舎等内において裁断処理した紙

備考）「リサイクル対応型印刷物」とは、印刷に係る判断の基準（「印刷」参照）に示された印刷物のリサイクル適性が表示された印刷物をいう。

別表２　古紙再生の阻害要因となる材料（例）

分類	種類
紙製品	粘着物の付いた封筒
	防水加工された紙
	裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
	圧着はがき
	感熱紙
	写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙
	プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙
	金・銀などの金属が箔押しされた紙
	臭いの付いた紙（石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱等）
	捺染紙（昇華転写紙、アイロンプリント紙等）
	感熱発泡紙
	合成紙
	汚れた紙（使い終わった衛生用紙、食品残さなどで汚れた紙等）
紙以外	粘着テープ類
	ワッペン類
	ファイルの金属
	金属クリップ類
	フィルム類
	発泡スチロール
	セロハン
	プラスチック類
	ガラス製品
	布製品

タイルカーペット洗浄	【判断の基準】 ①洗浄に使用する機器の消費電力量が0.22kWh/㎡以下であること。 ②洗浄に使用する水量が40L/㎡以下であること。 ③洗浄に使用する洗剤等は、清掃に係る判断の基準（「清掃」参照。）を満たすこと。 ④洗浄完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント以上であること。 【配慮事項】 ①洗浄に用いる洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ②洗剤の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ③洗浄に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。 ④洗浄に当たって使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。

２　判断の基準④の透視度は JIS K 0120 による。

３　配慮事項③の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）の対象となる物質をいう。

機密文書処理	【判断の基準】 ①当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。 ②機密文書の処理に当たっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じた上で、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。 ア．古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。 イ．直接溶解処理に当たっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。 ウ．破砕処理に当たっては、紙の繊維が保持される処理が行われること。 ③適正処理が行われたことを示す機密処理・リサイクル管理票を発注者に提示できること。 【配慮事項】 ①機密文書の発生量を定期的に集計し、発注者への報告がなされること。 ②紙（印刷・情報用紙及び衛生用紙）として再生可能な処理が行われること。 ③運搬に当たっては、積載方法、搬送方法、搬送ルートの効率化が図られていること。 ④可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による運搬が行われること。

備考）１　調達を行う各機関は、廃棄書類の排出に当たって機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量の削減に努めること。

２　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．判断の基準②の破砕処理の発注に当たっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと（古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は10㎜×50㎜以上）。

イ．庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。シュレッダー屑は廃棄・焼却せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼するよう努めること（古紙として再生に適した紙幅の目安は5㎜以上）。

ウ．本項の「清掃」に示した別表１を参考に、施設の状況に応じた分別方法を定めるとともに、別表２に示された古紙再生の阻害要因となる材料を取り除き、適切な分別回収に努めること。

エ．庁舎等において発生した機密文書をその場でオフィス製紙機（使用済みのコピー用紙から新たな再生コピー用紙を作成する製紙機）に投入すること等による機密文書処理について、必要に応じ、オフィス製紙機の導入可能性を含め、検討するよう努めること。

３　判断の基準③の「機密処理・リサイクル管理票」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解、破砕などの処理を事業者に委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各機関内でシュレッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りでない。

４　配慮事項④の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「１３－１　自動車」を対象とする。

害虫防除	【判断の基準】 ①害虫防除において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。 ③害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。 ④防除作業に当たり、事前計画や目標が設定されていること。また、防除作業後に、効果判定（確認調査、防除の有効性評価等）が行われていること。 ⑤殺そ剤又は殺虫剤の使用に当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）において製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に行われていること。 【配慮事項】 〇生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等を提案するよう努めていること。

備考）　本項の判断の基準と対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する品目ごとの業務の総件数に占める基準を満たす業務の件数の割合とする。

２２－７ 輸配送

(1) 品目及び判断の基準等

輸配送	【判断の基準】 ①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。 ③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ④大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。 ⑤モーダルシフトを実施していること。 ⑥輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。 ⑦上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑥については実施の有無がウエブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 【配慮事項】 ①エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第７号）及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（平成26年経済産業省・国土交通省告示第２号）を踏まえ、輸配送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。 ②電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による輸配送が実施されていること。 ③輸配送に使用する車両台数を削減するため積載率の向上が図られていること。 ④輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。 ⑤再配達を削減するための取組が実施されていること。 ⑥エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ⑦道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。 ⑧販売されている宅配便、小包郵便物等の包装用品については、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑨搬送時の梱包物の型崩れ・荷崩れを防止するプラスチック製フィルムの代替として、繰り返し使用可能な荷崩れ等防止ベルトの活用に努めていること。 ⑩搬送時の梱包物の型崩れ・荷崩れを防止するプラスチック製フィルムが使用される場合は、再生プラスチック製フィルムが可能な限り使用されていること。 ⑪事業所、集配拠点等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ⑫契約により輸配送業務の一部を行う者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するものとする。 ⑬自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第70号）の対策地域において輸配送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸配送が行われていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便をいう。

ア.「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。

イ.「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量 30kg 以下の一口一個の貨物をいう。

ウ.「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量な荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量 1kg 以下の一口一冊の貨物をいう。

２　「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

３　「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和２年１月）に基づく運転をいう。

（参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『ｅスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

４　判断の基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）及びエコドライブの推進体制を整備していること。

ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

５　判断の基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

６　「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）を図ることをいう。ただし、その主業務が幹線輸送を伴わない場合は、判断の基準⑤を適用しない。

７　判断の基準⑥の「輸配送効率の向上のための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。

ウ. 輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。

エ．輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること。

８　「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第２条第４項に規定する環境報告書をいう。

９　配慮事項②の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「１３－１自動車」を対象とする。

１０　「契約により輸配送業務の一部を行う者」とは、本項の役務の対象となる輸配送業務の一部を当該役務の提供者のために実施するものをいう。

１１　軽油を燃料とする自動車にあっては、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）及びリニューアブルディーゼル（RD）の供給体制が整備されている地域から、その利用可能性を検討すること。

１２　輸配送に当たって航空機を利用する場合は、持続可能な航空燃料（SAF）の利用可能性を検討すること。

別　表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
	□　点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
	□　点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
	■　点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
	■　目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
	■　フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
	（エア・クリーナ・エレメント関連）
	■　エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（エンジンオイル関連）
	■　エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	■　エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（燃料装置関連）
	□　燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（排出ガス減少装置関連）
	■　排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（その他）
	■　タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
	□　トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目
「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する輸配送業務の総件数に占める基準を満たす輸配送業務の件数の割合とする。

２２－８ 旅客輸送（自動車）

(1) 品目及び判断の基準等

旅客輸送	【判断の基準】 ①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。 ③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ④エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。 ⑤旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。 ⑥上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑤については実施の状況がウエブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 【配慮事項】 ①エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第６号）及び「旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針」（平成26年経済産業省・国土交通省告示第３号）を踏まえ、旅客輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。 ②電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による旅客配送が実施されていること。 ③エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ④道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。 ⑤事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ⑥GPS-AVMシステムの導入による効率的な配車に努めていること。

備考）１　「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和２年１月）に基づく運転をいう。

（参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『ｅスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

２　「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

３　判断の基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア．エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ．エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）及びエコドライブの推進体制を整備していること。

ウ．エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ．運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

４　判断の基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

５　判断の基準⑤の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減のための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

一般貸切旅客自動車にあっては次の要件ア及びイを満たすことをいう。

ア．エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

イ．輸送人数、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。

一般乗用旅客自動車にあっては次の要件ウを満たすことをいう。

ウ．配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること。

６　配慮事項②の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「１３－１ 自動車」を対象とする。

７　「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第２条第４項に規定する環境報告書をいう。

８　軽油を燃料とする自動車にあっては、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）及びリニューアブルディーゼル（RD）の供給体制が整備されている地域から、その利用可能性を検討すること。

別　表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】		
	□	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
	□	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】		
	■	車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象が確認された時には、直ちに点検・整備を実施していること。
	■	ディーゼル車にあっては、目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
	■	フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。

【自主的な管理基準による点検・整備】	
	（エア・クリーナ・エレメント関連）
	■　ディーゼル車にあっては、エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（エンジンオイル関連）
	■　エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	■　エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（燃料装置関連）
	□　ディーゼル車にあっては、燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（排出ガス減少装置関連）
	■　ディーゼル車にあっては、排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（その他）
	■　タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
	□　トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目
「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する旅客輸送業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。

２２－９ 小売業務

(1) 品目及び判断の基準等

庁舎等において営業を行う小売業務	【判断の基準】 ○庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあっては、次の要件を満たすこと。 ①容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。 ②消費者のワンウェイ製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。 ③食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。 ア．食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。 イ．食品廃棄物の発生抑制のため、消費者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。 ウ．食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため、持続可能性に関する調達方針等が公表されていること。 エ．食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。 オ．食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。 ④店舗において取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収が可能であること。 ⑤ワンウェイのプラスチック製の買物袋（以下「レジ袋」という。）を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 ア．バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが50%以上使用されていること。 イ．呼び厚さが0.02㎜以下であること。 ウ．素材が単一であるなど、再生利用のための工夫がなされていること。 ⑥認定プラスチック使用製品の対象となる製品分野に該当する製品を取り扱う場合は、備考１５に示す要件を満たす製品を取り扱うこと。 【配慮事項】 ①店舗において取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。 ②店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること。 ③レジ袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いものであること。 ④食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。 ⑤食品ロスの削減のために納品期限を緩和する等、フードチェーン全体の環境負荷の低減に資する取組に協力していること。 ⑥冷凍冷蔵機器を使用する場合は、次のいずれかであること。 ア．冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 イ．冷媒にフロン類を使用する場合は、常時監視システムを使用したものであること。

	⑦プラスチック製のごみ袋を使用する場合は、本基本方針「２３．ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。

備考）１　判断の基準①の「独自の取組」とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

２　判断の基準②の「独自の取組」とは、商品の販売に際して消費者に買物袋等を有償で提供すること、消費者がワンウェイのプラスチック製の買物袋等を使用しないように誘因するための手段として景品等を提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、ワンウェイの箸、フォーク、スプーン、ストロー等や容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

３　判断の基準③及び配慮事項④の「再生利用等」とは、食品リサイクル法に基づく再生利用等のことをいう。

４　判断の基準③の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。

５　判断の基準③ウの「持続可能性に関する調達方針等」とは、事業者が環境、社会、経済活動等の方向性を示した方針等に、持続可能な調達に関する記述が含まれたものをいう。なお、「持続可能な調達」とは、持続可能性に関する方針を明示している生産者・流通業者からの調達など持続可能な生産・消費に資する調達をいう。

６　判断の基準③エについては、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。

７　判断の基準④は、当該店舗においてリユースびんを使用した飲料等を販売している場合に、販売した製品の容器包装を返却・回収が可能なように回収箱の設置等を行うことをいう。

８　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

９　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１０　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいい、植物を原料とするポリエチレン等が該当する。

１１　判断の基準⑤ア及び配慮事項③の「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。マスバランス方式によりバイオマス由来特性が割り当てられたプラスチックを原料とする場合にあっては、当該割当率をもってバイオベース合成ポリマー含有率に代えて適用するものとする。

１２　判断の基準⑤イの「呼び厚さ」の基準については、主に飲食料品や日用雑貨等を販売する小売店で提供する一般的なレジ袋に適用するものとする。また、当該基準の試験方法、許容範囲等は、JIS Z 1702 に準ずるものとし、平均厚さの許容される誤差は、呼び厚さの－0.001㎜から＋0.002㎜の範囲とする。

１３　判断の基準⑤ウは、着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的とした物質の添加を妨げない。

１４　判断の基準⑤アのバイオマスプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について」（令和元年12月25日）に基づき、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げるものとする。

１５　「認定プラスチック使用製品」とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第60号）第８条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品をいい、対象となる製品分野及び製品、求められる要件等は、次のとおり。ただし、調達に際しての支障や供給上の制約等がない場合に限る。

ア．ペットボトル入り清涼飲料製品のうち、清涼飲料用ペットボトル容器が認定プラスチック使用製品、かつ、再生プラスチック又は環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックが合計でプラスチック重量の30%以上使用されていること。

イ．文具のうち、クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダーであって、本基本方針「３．文具類」に示す各品目に係る基準値１を満たすこと。

ウ．家庭用化粧品製品のうち、シャンプー・リンス、ボディーウォッシュ、ハンドソープであって、家庭用化粧品容器が認定プラスチック使用製品であること。

エ．家庭用洗浄剤製品のうち、洗濯用洗剤、柔軟仕上げ剤、台所用洗剤、食洗器用洗剤、住居用洗剤であって、家庭用洗浄剤容器が認定プラスチック使用製品であること。

１６　冷凍冷蔵機器のうち、飲料自動販売機を使用する場合は、本基本方針「２２－１１　飲料自動販売機設置」における自動販売機本体に係る判断の基準及び配慮事項を満たす機器を設置するよう努めるものとする。

１７　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第２条第１項に定める物質をいう。配慮事項⑥アにおいて使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン等。

１８　「常時監視システム」とは、「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（平成26年経済産業省・環境省告示第13号）第二１（２）①に規定するフロンの漏えい又は機器の故障等を常時監視するシステムをいう（本体に内蔵・搭載されているタイプと別売りの専用機器を本体に接続するタイプの両方を含む。）。本体の使用開始時点において、当該システムの利用に必要な機器の設置・接続（サービス契約を要する場合には当該契約の締結を含む。）が完了して、当該システムが利用可能な状態となっていることをもって適合となる。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する庁舎等において営業を行う小売業務の総件数に占める基準を満たす庁舎等において営業を行う小売業務の件数の割合とする。

２２－１０ クリーニング

(1) 品目及び判断の基準等

クリーニング	【判断の基準】 ①ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。 ④袋・包装材の削減のための独自の取組が講じられていること。 【配慮事項】 ①揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。 ②ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。 ③事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ④可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。 ⑤プラスチック製のハンガーにあっては、再生プラスチック配合率が可能な限り高いこと。 ⑥包装用のプラスチック製の衣類カバーにあっては、厚みを薄くする等可能な限り減量化が図られていること。 ⑦プラスチック製の袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの又は再生プラスチックが使用されていること。 ⑧省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）に定めるクリーニング業をいう。ただし、毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断の基準は適用しない。

２　「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。

３　「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和２年１月）に基づく運転をいう。

（参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『ｅスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

４　判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア．エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ．エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）等の取組を実施していること。

ウ．エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。

５　判断の基準③の「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア．回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

イ．回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。

ウ．回収されたプラスチック製のハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。

６　「袋・包装材」とは、持ち帰りのためにクリーニング品などを入れるための袋、クリーニング品にほこり、汚れなどが付着することを防ぐための袋等をいう。

７　判断の基準④の「独自の取組」とは、サービスの提供に当たって、エコバック等の利用を推奨すること、持ち帰り袋等の使用に関する意思を確認すること、ユーザに対し持ち帰り袋等を有償で提供すること、その他ユーザによる持ち帰り用の袋・包装材の削減を促進するために取り組む措置をいう。

８　「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「１３－１　自動車」を対象とする。

９　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１０　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１１　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

１２　調達を行う各機関は、クリーニング品の受け取りに当たってはエコバックを利用するなど、袋・包装材の削減に取り組むこと。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約するクリーニング業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。

２２－１１ 自動販売機設置

(1) 品目及び判断の基準等

飲料自動販売機設置	【判断の基準】 ①缶・ボトル飲料自動販売機にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率達成率が125%以上であること。 イ．エネルギー消費効率が900kWh以下であること。ただし、エネルギー消費効率達成率が140%以上のものにあっては、エネルギー消費効率が1000kWh以下であること。 ②紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあっては、表１に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ③自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ④自動販売機本体は表２に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウエブサイト等により公表され、容易に確認できること。 ⑤自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。 ⑥自動販売機本体に使用されている特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ⑦屋内に設置される場合にあっては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。 ⑧飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ⑨使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。 ⑩缶・ボトル飲料自動販売機にあっては、認定プラスチック使用製品の対象となる製品分野に該当する製品を取り扱う場合は、備考１１に示す要件を満たす製品を取り扱うこと。 【配慮事項】 ①自動販売機本体の年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウエブサイトにおいて公表されていること。 ②自動販売機本体の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③屋外に設置される場合にあっては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。 ④カップ式飲料自動販売機にあっては、マイカップに対応可能であること。 ⑤真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ⑥プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
	⑦缶・ボトル飲料自動販売機にあっては、ゾーンクーリング機能を有すること。 ⑧自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって電動車等又は低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ⑨飲料容器の回収に当たってプラスチック製のごみ袋を使用する場合は、本基本方針「２３．ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。 ⑩製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑪包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。

①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの

②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの

③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの

④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの

２　本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替が発生しない場合には適用しないものとする。

３　「エネルギー消費効率基準達成率」とは、表１に示された区分ごとの算定式を用いて算出した当該機器の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。

４　判断の基準①及び②については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものには適用しないものとする。

５　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第２条第１項に定める物質をいう。判断の基準③において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等。

６　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。

７　判断の基準⑥については、リユース部品には適用しないものとする。

８　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

９　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950に準ずるものとする。

１０　判断の基準⑧については、設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。

１１　「認定プラスチック使用製品」とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第60号）第８条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチッ

ク使用製品をいい、対象となる製品分野及び製品、求められる要件等は、次のとおり。ただし、調達に際しての支障や供給上の制約がない場合に限る。

・ペットボトル入り清涼飲料製品のうち、清涼飲料用ペットボトル容器が認定プラスチック使用製品、かつ、再生プラスチック又は環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックが合計でプラスチック重量の30%以上使用されていること。

１２　配慮事項②の定量的環境情報は、自動販売機本体に適用することとし、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。ただし、令和８年４月１日以降に製造された缶・ボトル飲料自動販売機に適用するものとする。

１３　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

１４　配慮事項⑧の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「１３－１　自動車」を対象とする。

１５　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。

イ．設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。

ウ．マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表１　飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分			基準エネルギー消費効率の算定式
販売する飲料の種類	自動販売機の種類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機		E=0.218V+401
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400㎜未満のもの）		E=0.798Va+414
	ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が400㎜以上のもの)	電子マネー対応装置のないもの	E=0.482Va+350
		電子マネー対応装置のあるもの	E=0.482Va+500
紙容器飲料	Aタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	E=0.948V+373
		ホットアンドコールド機(庫内が２室のもの)	E=0.306Vb+954
		ホットアンドコールド機(庫内が３室のもの)	E=0.630Vb+1474
	Bタイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	E=0.477V+750
		ホットアンドコールド機	E=0.401Vb+1261
カップ式飲料	－		E=1020[T≦1500] E=0.293T+580[T>1500]

備考）　１　「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。

２　「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。

３　「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。

４　E,V,Va,Vb及びTは、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）

Va：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）

Vb：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）

T：調整熱容量（湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯氷量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値）（単位：kJ）

５　エネルギー消費効率の算定法については、「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成19年経済産業省告示第289号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(2)」による。

表２　飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース（省資源化）	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
リユース（再使用化）	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル（再資源化）	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の統一化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

(2) 目標の立て方

当該年度の契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設置台数に占める基準を満たす設置台数の割合とする。

２２－１２ 引越輸送

(1) 品目及び判断の基準等

引越輸送	【判断の基準】 ①梱包及び養生に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること。 ③引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。 ④自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。 ア. エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 イ. 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。 ウ. エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 エ. 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備が実施されていること。 【配慮事項】 ①環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われるものであること。 ②梱包用資材及び養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図るなどの省資源化に配慮されていること。 ③梱包用資材及び養生用資材には、再生材料又は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④自動車による輸送を伴う場合には、次の事項に配慮されていること。 ア. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第７号）及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（平成26年経済産業省・国土交通省告示第２号）を踏まえ、輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。 イ. 電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による輸送が実施されていること。 ウ. 輸送効率の向上のための措置が講じられていること。 エ. エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 オ. 道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。 カ. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域において輸送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸送が行われていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植

物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く。

２　判断の基準③は、段ボール等紙製の梱包用資材が業務提供者によって提供される場合に適用し、発注者の求めに応じて回収を実施する。ただし、あらかじめ回収期限及び回数を定めるものとする。

３　判断の基準④及び配慮事項④は、引越輸送の元請か下請かを問わず、自動車による輸送を行う者に適用する。

４　「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

５　「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和２年１月）に基づく運転をいう。

（参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『ｅスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

６　判断の基準④ウの「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア．エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ．エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）及びエコドライブの推進体制を整備していること。

ウ．エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ．運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

７　判断の基準④エの「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

８　配慮事項①の「引越輸送の方法の適切な提案」は、発注者に対し、具体的な提案が可能となる契約方式の場合に適用する。

９　「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

１０　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１１　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１２　配慮事項④イの「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「１３－１　自動車」を対象とする。

１３　配慮事項④ウの「輸送効率の向上のための措置」とは、次の事項に配慮することをいう。

ア．エネルギーの使用に関して効率的な輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

イ．渋滞情報等を把握することにより、適切な輸送経路を選択できる仕組みを有していること。

ウ．輸送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。

１４　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．引越に伴い発生する廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を第三者に依頼する場合には、一般廃棄物については市町村又は一般廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第２条第１項及び第２条の３第１項に該当する者を含む。）に、産業廃棄物については産業廃棄物処理業者（同施行規則第９条第１項及び第 10 条の３第１項に該当する者を含む。）にそれぞれ収集若しくは運搬又は処分を委託する必要がある。なお、一般廃棄物の収集又は運搬については委任状を交付した上で引越事業者に依頼することも可能である。

イ．引越輸送業務と併せて廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託する場合には、委託基準に従う必要があり、産業廃棄物については、収集又は運搬を委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分を委託する産業廃棄物処分業者とあらかじめ契約し、運搬先である産業廃棄物処理施設の所在地及び処分方法を確認するとともに、最終処分される場合には最終処分場の所在地の確認が必要である。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。

ウ．廃棄物の引渡しにおいて、産業廃棄物については、引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、運搬及び処分の終了後に処理業者からその旨を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの送付を受け、委託内容どおりに運搬、処分されたことを確認する必要がある。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。

別　表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
	□　点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
	□　点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
	■　点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
	■　目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
	■　フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
	（エア・クリーナ・エレメント関連）
	■　エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（エンジンオイル関連）

	■　エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	■　エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（燃料装置関連）
	□　燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（排出ガス減少装置関連）
	■　排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（その他）
	■　タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
	□　トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目
「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する引越輸送業務の総件数に占める基準を満たす引越輸送業務の件数の割合とする。

２２－１３ 会議運営

(1) 品目及び判断の基準等

会議運営	【判断の基準】 ○委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。 ①紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ②ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断の基準を満たすこと。 ③紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。 ④会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。 ア．公共交通機関の利用 イ．クールビズ及びウォームビズ ウ．筆記具等の持参 ⑤飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 ア．ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 イ．繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。 【配慮事項】 ①会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。また、新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ②ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること。 ③自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、電動車等又は低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。 ④食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。また、提供する飲食物の量を調整可能とすること又は会議参加者に求められた場合に衛生上の注意事項を説明した上で、持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。 ⑤資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「１３－１　自動車」を対象とする。

２　「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和２年１月）に基づく運転をいう。

（参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『ｅスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使

用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する会議の運営を含む委託業務の総件数に占める基準を満たす会議の運営を含む委託業務の件数の割合とする。

２２－１４ 印刷機能等提供業務

(1) 品目及び判断の基準等

印刷機能等提供業務	【判断の基準】 ①印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと。 ア．コピー機、複合機又は拡張性のあるデジタルコピー機にあっては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 イ．プリンタ又はプリンタ複合機にあっては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ウ．ファクシミリにあっては、ファクシミリに係る判断の基準を満たすこと。 エ．スキャナにあっては、スキャナに係る判断の基準を満たすこと。 オ．デジタル印刷機にあっては、デジタル印刷機に係る判断の基準を満たすこと。 カ．契約終了後に使用済の印刷機能等提供業務に係る機器を回収すること。また、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。なお、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ②カートリッジ等を供給する場合は、カートリッジ等に係る判断の基準を満たすこと。 ③用紙を供給する場合であって、特定調達品目に該当する用紙は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ④印刷機能等提供業務に係る機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。 ア．コピー機能又はプリント機能を有する印刷機能等提供業務に係る機器の場合、紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策。 イ．環境負荷低減に向けた適切な印刷機能等提供業務に係る機器の製品仕様及び設置台数。 【配慮事項】 ①コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の導入に当たっては、可能な限り再生型機又は部品リユース型機を利用すること。 ②使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ③印刷機能等提供業務に係る機器の導入又は消耗品の供給に使用する梱包用資材については、再使用に努めるとともに、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「印刷機能等提供業務に係る機器」とは、本基本方針「５．画像機器等」に示すコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナ並びに「７．オフィス機器等」に示すデジタル印刷機の対象になるものをいう。

２　「カートリッジ等」とは、本基本方針「５－６　カートリッジ等」の対象であるトナーカートリッジ及びインクカートリッジをいう。

３　印刷機能等提供業務に係る機器の「導入」とは、受注者が印刷機能等提供業務に係る機器の全部又は一部を導入することをいい、受注者が当該機器以外の物品を同時に導入する場合も含む。

４　本項の判断の基準の対象とする「印刷機能等提供業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器による印刷・出力に係る機能の提供及び関連する業務であって、以下のいずれかの業務をいう。

ア．印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務及び導入した当該機器で使用する消耗品の供給業務

イ．印刷機能等提供業務に係る機器の導入及び導入した当該機器の保守業務

ウ．印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務及び当該機器で使用する消耗品の供給業務

５　判断の基準①カは、資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種の機器に適用する。

６　判断の基準④ア及びイの提案については、発注者及び受注者双方協議の上、提案可能である場合は、業務の履行期間内の適切な時期又は定期的に実施すること。

７　判断の基準④アの「紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策」には、両面印刷（自動両面機能の要件が適用されない機器の場合に限る。）、縮小印刷、集約印刷の促進、機器パネルによる環境負荷情報（印刷枚数、カラー印刷率、両面利用率、集約利用率、用紙削減率等）の可視化、用紙の再利用機能、ソフトウェアによるトナー又はインクの節約、ユーザ認証による管理の実施等を含む。

８　判断の基準④イについては、環境負荷低減効果（消費電力量の削減、温室効果ガス排出量の削減、消耗品の使用量の削減等）、費用対効果及び調達事務の効率化等を勘案し、定量的な提案が可能な場合に実施する。

９　配慮事項②は、受注者がカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を供給した場合に適用する。

１０　調達を行う各機関は、ユーザ認証による管理の実施等、用紙の使用量の抑制等の環境負荷低減に係る対策の検討に努めること。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する印刷機能等提供業務の総件数に占める基準を満たす印刷機能等提供業務の件数の割合とする。

２３．ごみ袋等

(1) 品目及び判断の基準等

プラスチック製ごみ袋	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。 ア．バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の 25%以上使用されていること。 イ．再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。 ウ．上記ア又はイに関する情報が表示されていること。 エ．プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。 ②バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。 ③ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「プラスチック製ごみ袋」は、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等には適用しない。

２　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.128「日用品　Version1」以降の「分類Ｅ．清掃用品のごみ袋」に係る認定基準をいう。

３　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

４　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいい、植物を原料とするポリエチレン等が該当する。

５　「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。マスバランス方式によりバイオマス由来特

性が割り当てられたプラスチックを原料とする場合にあっては、当該割当率をもってバイオベース合成ポリマー含有率に代えて適用するものとする。

６　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

７　「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

８　判断の基準①ウの「情報の表示」とは、判断の基準①アのバイオマスプラスチックの配合率又は判断の基準①イの再生プラスチックの配合率が製品本体、製品の包装に表示又はカタログ、ウエブサイト等において提供されていることをいう。

９　判断の基準①エの「充填剤」とは、プラスチックへの添加により容量を増すこと（増量）を主目的とする物質をいい、着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的に添加する物質には適用しない

１０　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１１　配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１２　判断の基準①アのバイオマスプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年５月 31 日）に基づき、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げるものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のプラスチック製ごみ袋の調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

○環境省告示第十八号

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）第五条第一項の規定に基づき、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針を次のように変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定により公表する。

令和八年三月二十七日

環境大臣　石原　宏高

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針

１．温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本的方向

（１）温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進の背景及び意義

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題である。2023 年 3 月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第６次評価報告書統合報告書」によれば、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900 年を基準とした世界の平均気温は 2011～2020 年に 1.1℃の温暖化に達した。また、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏に広範かつ急速な変化が起こっている。人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしている。さらに、人為的な地球温暖化を抑制するには、CO_2 排出ネット・ゼロが必要である。温暖化を 1.5℃又は 2℃に抑制し得るかは、主に CO_2 排出ネット・ゼロを達成する時期までの累積炭素排出量と、この 10 年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まると報告されている。

我が国においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、個々の気象災害と地球温暖化との関係を明らかにすることは容易ではないが、観測値を基にした数値モデルによる解析では、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されている。

こうした状況を踏まえ、地球温暖化対策計画（令和７年２月 18 日閣議決定）において、我が国の目標として、2050 年ネット・ゼロの実現に向けて 2030 年度において温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこと、また、2035 年度、2040 年度において、それぞれ 60%、73%削減することを目指すとしたところである。

また、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、温室効果ガスを大量に排出するだけでなく、地球上の有限な資源を浪費し、健全な物質循環を阻害する側面も有しており、地球の環境に大きな負荷を与えている。

我々は、こうした課題の解決を図ることによって人間社会の発展と繁栄を確保しなければならない。このため、あらゆる分野において、温室効果ガス等環境への負荷の原因となる物質（以下「温室効果ガス等」という。）の排出の削減を図る必要がある。特に、契約の段階において、環境負荷の低減に配慮することにより、温室効果ガス等の排出の削減を図ることは大変重要な課題である。

本基本方針で温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の具体的な方法を定める電気供給、自動車の購入等、船舶の調達、省エネルギー改修及び建築物に関する温室効果ガスの排出量は、政府の温室効果ガス総

排出量の９割程度に関係している。地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 20 条に基づく政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和７年２月 18 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）において、「2013 年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することを目標とし、目標に向けて政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施していく。」とされていることに鑑み、政府は環境配慮契約の推進により、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等に確実に取り組み、更なる削減に努めるものとする。

これらにより、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、それが、経済・社会の側面においても健全で持続的で、全体として「ウェルビーイング／高い生活の質」につながる経済社会システムが求められる。

経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して環境配慮契約を行い、企業の知恵や努力を適切に評価することにより、環境効率性（一単位当たりの物の生産やサービスの提供から生じる環境負荷）を高め、我々が生み出す豊かさ、経済の付加価値が拡大しても環境負荷の増大につながらないようにすることが期待される。さらには、環境保全の観点から性能が優れた技術や製品をいち早く創り出すことにより、新たな経済活動が生み出されることも期待される。

国、独立行政法人等（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「法」という。）第２条第３項に定める独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）は、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占めており、また国等の契約の在り方は他の主体の契約の在り方に対しても大きな影響力を有しているため、国等が環境配慮契約を行うことによる市場への波及効果は極めて大きい。環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 24 条及び地球温暖化対策の推進に関する法律第３条第３項の趣旨を踏まえ、国等は自ら率先して環境配慮契約を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境配慮契約への転換を促進することが重要である。

（２）環境配慮契約の推進に関する基本的考え方

各省各庁の長（法第２条第５項に定める「各省各庁の長」をいう。以下同じ。）及び独立行政法人等の長は、法第６条の規定に基づき、本基本方針に定めるところに従い、環境配慮契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、契約を進めていくものとする。

①環境配慮契約に当たっては、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮することで、環境に配慮した物品や役務など（以下「物品等」という。）の普及を市場にもたらすことが期待されることに配慮しつつ、できる限り広範な分野で環境配慮契約の実施に努めるものとする。

②契約において温室効果ガス等の排出の削減に配慮しなかった場合に、当該契約に係る物品等の生産、使用等に際して温室効果ガス等がより多量に排出され、結果として国等が負担する環境保全のための費用が増大する懸念があることに留意するものとする。

③環境配慮契約により、政府実行計画を効果的に推進する。また、独立行政法人等において環境配慮契約を推進する際は、個々の法人の特性を踏まえつつ、政府実行計画に準じ、計画的に取り組むことが望ましい。

④調達に当たっての要求性能等を定める際には、行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとし、契約に係る情報の公開に努めるものとする。また、要求要件、評価方法、契約手続等を定める際その他の契約の実施の際には、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するものとする。

⑤環境配慮契約の推進に関する施策の実施に当たっては、他の国等の契約に関する施策との調和を確保するものとする。

⑥環境配慮契約の推進に関する施策の実施に当たっては、エネルギー政策基本法（平成 14 年法律第 71 号）第 12 条第１項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減に関係のある施策との調和を確保するものとする。

⑦WTO 政府調達協定との整合性に配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように努める等、他の行政目的との調和に努めるものとする。

２．温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき契約における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

（１）電気の供給を受ける契約

政府実行計画の 2030 年目標に向けて、電気の供給を受ける契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・電気の供給を受ける契約に当たっては、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数が低い小売電気事業者と契約するよう努めるものとする。

・電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の低減、再生可能エネルギー電源の導入拡大を促進するため、電気の価格並びに温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（再生可能エネルギー電気の導入状況、未利用エネルギーの活用状況、追加性のある再生可能エネルギー電気の導入状況、指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組状況）並びに電源構成及び温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の開示の状況等を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）によるものとする。再生可能エネルギー電気が供給の全ての割合を占める場合は、必ずしも総合評価落札方式によらなくてもよい。

・総合評価落札方式の実施に当たっては、公正な競争の確保の観点を踏まえ、原則複数の小売電気事業者の参入が可能となるよう評価項目や配点を設定する。

・電気の供給を受ける契約に当たっては、契約期間中の契約電力、予定使用電力量等を確実かつ安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約することとする。

・可能な限り再生可能エネルギー電源の導入拡大に資する再生可能エネルギー電気の調達に努めるものとする。

・再生可能エネルギー電気の調達に際しては、地域共生が図られていない発電施設で発電された電気の調達を避けることとする。

・国及び独立行政法人等はエネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、電気の供給を受ける契約の実施に当たっては、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するとともに、他の国等の契約に関する施策及びエネルギー政策基本法第12条第１項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保するものとする。

（２）使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入等に係る契約

①自動車の購入等に係る契約

自動車の購入及び賃貸借に係る契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・自動車の購入及び賃貸借に係る契約のうち、入札に付する契約の締結に当たっては、購入価格及び環境性能を総合的に評価し、その結果がもっとも優れた提案をした者と契約を締結する。

・発注時の要求性能等に関しては、行政目的等を適切に勘案して定めるものとし、必要以上に入札を制限することがないように配慮するものとする。

・個別の入札の具体的な条件については、自動車の使用状況を踏まえつつ、調達者において設定するものとする。

②船舶の調達に係る契約

船舶の調達に係る契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・船舶の調達に当たり概略設計又は基本設計に関する業務を発注する場合は、原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する方式を採用するものとする。ただし、当該船舶の用途に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される船舶、温室効果ガス等の排出の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない船舶についてはこの限りではない。

・小型船舶を調達する場合は、調達者において当該船舶の推進機関（原動機）に求める要件を定め、原則としてその要件に推進機関の燃料消費率等の基準を定めて仕様書等に明記するものとする。ただし、当該船舶の用途等に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される船舶についてはこの限りではない。

３．省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項

省エネルギー改修事業（法第５条第２項第３号に規定する省エネルギー改修事業をいい、以下「ESCO 事業」という。）に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・ESCO 事業の立案に当たっては、事前に既存施設の状況を的確に把握し、フィージビリティ・スタディなどESCO事業を適切かつ円滑に遂行する手段を活用しながら、計画の立案を行うものとする。

・ESCO 事業の立案に当たっては、長期の供用計画を適切に作成して、契約期間内に契約条件に変更がないよう、十分検討を行うものとする。

・ESCO 事業者の決定に当たっては、価格のみならず、施設の設備システム等にもっとも適し、かつ、創意工夫が最大限に取り込まれた技術提案その他の要素について総合的に評価を行うものとする。

・ESCO 事業の契約に当たっては、事業期間中に想定されうるリスクの分担について、事前に実施事業者との間で十分協議を行うものとする。

・ESCO 事業の実施に当たっては、維持管理及び計測・検証のための要領を適切に定め契約を行うものとする。

・ESCO 事業の終了前に、ESCO 事業として採択された技術の範囲に関わる部分について、事業終了後に適切な維持管理を行うための要領の作成を実施事業者に求めるものとする。

４．建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、上記２及び３に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

（１）建築物に関する契約

建築物の設計に係る契約、建築物の維持管理に係る契約及び建築物の改修に係る契約（以下「建築物に係る契約」という。）に関する基本的事項は以下のとおりと

する。

・建築物の新築に当たっては、原則として、建築物の ZEB 化及び再生可能エネルギーの導入を図るものとする。

・既存建築物の改修に当たっては、改修による省エネルギー効果等を踏まえ、必要に応じ、ZEB 化を見据えた中長期的な改修計画を検討するものとする。

・建築物に係る契約に当たっては、建築物の企画・設計段階から維持管理の運用段階、さらには建築物の改修段階に至るまでのライフサイクル全般において、建築物の脱炭素化を図るため、エネルギー消費量等のデータ計測・分析等を踏まえた各段階における対策・取組等の効果的な連携及び評価、要求性能の実現のためのプロセスの設定等について、専門家等の活用を含め、検討するものとする。

①建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。ただし、当該事業の主目的に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される事業、温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない事業等についてはこの限りではない。

・建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容（自然エネルギー等の積極的な利用を含む。）を含む技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する方式（以下「環境配慮型プロポーザル方式」という。）を採用するものとする。

・建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として、設計成果に求める施設の長寿命化、省エネルギー・省資源、自然エネルギーの利用、環境負荷低減に配慮した木材等の資機材の利用等を踏まえた環境保全性能を契約図書に明記するものとする。

・建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、建築物のライフサイクル全般におけるエネルギー消費量等のデータ活用等の重要性に鑑み、必要に応じ、エネルギー管理機能の導入を契約図書に明記するものとする。

・環境配慮型プロポーザル方式を採用した場合であって、特定された者の技術提案に盛り込まれた温室効果ガス等の排出の削減への配慮の内容が、経済性にも留意して妥当と判断されるときは、その内容を契約図書に明記することにより、当該技術提案の内容が設計成果に反映されるようにするものとする。

・環境配慮型プロポーザル方式を採用した場合にあっては、特定された者と契約を締結し、設計成果について総合的な環境保全性能とともに生涯二酸化炭素排出量（$LCCO_2$）の評価を契約の相手方（設計者）に求めるものとする。

・環境配慮型プロポーザル方式による発注に当たっては、あらかじめその旨及び概要を公表するものとし、また、概要を変更したときは変更後の概要を公表するものとする。

・環境配慮型プロポーザル方式による発注に当たっては、技術提案の提出を求める者に対し必要な情報を提供し、検討のための適切な時間を確保するように配慮するものとする。

・環境配慮型プロポーザル方式による発注に当たっては、公平性、透明性及び客観性を確保するものとする。

②建築物の維持管理に係る契約

建築物の維持管理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・建築物の維持管理に係る契約を発注する場合は、原則として、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した内容を契約図書に明記するものとする。

・建築物の維持管理に係る契約を発注する場合は、対象となる施設のエネルギー使用実態、特性等を踏まえ、複数年契約、複数施設の一括発注等、運用改善に資する契約方式の検討を行うものとする。

・建築物の維持管理に係る契約であって、入札に付するもののうち、価格と価格以外の要素を総合的に評価して事業者を選定する場合は、原則として、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む提案を求めるものとする。

・建築物の維持管理に係る契約に当たっては、エコチューニング等を活用し、エネルギー消費量等のデータ計測・分析及び分析結果を反映した運用改善を実施事業者に求めるものとする。また、運用実績データを改修計画の検討に活用するものとする。

・具体的な要求仕様及び入札条件については、当該建築物の用途・特性等を踏まえ、調達者において設定するものとする。

③建築物の改修に係る契約

建築物の改修に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・建築物の改修は、ESCO 事業又は ESCO 事業以外の省エネルギー・脱炭素化に資する改修事業（以下「その他の省エネ改修事業」という。）とする。

・改修計画の検討に当たっては、当該施設の特性、エネルギー消費量等のデータ計測･分析及びデータの分析結果等を踏まえ､ESCO 事業の導入可能性判断を行う等、総合的な観点から適切な建築物の改修事業（ESCO 事業又はその他の省エネ改修事業）を選択するものとする。

ア．ESCO 事業に係る契約

上記３に掲げる省エネルギー改修事業に係る契約の基本的事項のとおりとする。

イ．その他の省エネ改修事業に係る契約

その他の省エネ改修事業に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・その他の省エネ改修事業の立案に当たっては、当該施設の運用段階におけるエネルギー消費量等のデータの活用に努めるとともに、必要に応じ、改修後の維持管理における運用改善に資するエネルギー管理機能の拡充を図るものとする。

・その他の省エネ改修事業の発注に当たっては、当該施設の特性及び当該改修の目

的等に応じたエネルギー消費量又は温室効果ガス等の排出量等の削減に資する契約方式を選択するものとする。

・具体的な要求仕様及び入札条件については、当該改修の目的等を踏まえ、調達者において設定するものとする。

（２）産業廃棄物の処理に係る契約

産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を定めた上で、裾切り方式によるものとする。

・裾切り方式による具体的な入札条件については、処理する産業廃棄物の特性を踏まえ、調達者において設定するものとする。

５．その他環境配慮契約の推進に関する重要事項

（１）すべての契約における環境配慮契約の推進

上記２から４に掲げた契約その他庁舎における設備の設置許可の付随契約等を含むすべての契約に関し、契約に基づく事業及び契約に際しての事務の実施に係る温室効果ガス等の排出の削減が図られるよう、契約の内容を確保し、契約に係る物品等を利用するとともに契約に際しての事務を行うことが望ましい。また、行政分野における温室効果ガス等の排出削減が行政分野以外の温室効果ガス等の排出増大を招くことのないように配慮するものとする。

（２）契約の推進体制の整備

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、環境配慮契約を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境配慮契約を統括できる者（各省庁等にあっては局長（官房長）相当職以上の者）とするとともに、体制にはすべての内部組織が参画するものとする。特に、環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与するように努めるものとする。

（３）締結実績の概要の公表等

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、環境配慮契約の締結実績の概要を公表する際は、できる限り分かりやすい形で公表するように努めるものとする。

（４）職員に対する環境配慮契約の推進のための普及啓発等の実施

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、契約実務担当者を始めとする職員に対して、環境配慮契約に係る普及啓発及び契約を結ぶ上で有効な技術的な知識の取得促進に努めるものとする。

（５）情報の整理等

国は、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人その他国民における環境配慮契約の促進に資するように、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結に関する状況等について整理及び分析を行い、その情報を広く、分かりやすい形で提供するものとする。各省各庁の長及び独立行政法人等の長は当該情報を含む既存の情報を十分に活用して、できる限り環境負荷の低減に資する契約を行うように努めるものとする。

（６）他の施策との連携

国は、率先的に環境に配慮する先行的な取組である国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）の運用に当たっての体制と連携し、情報の公表及び整理等について、合理的かつ効率的に取り組むものとする。

（７）本基本方針の見直し

国は、環境配慮契約の推進に資するように、（５）の情報等を踏まえつつ、本基本方針の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。

その際、国等における環境配慮契約の円滑な実施に資するよう、環境大臣は、本基本方針の見直しに係る検討の段階から、各省各庁の長、独立行政法人等の長、地方公共団体の長及び地方独立行政法人の長に対し、検討の対象となる事項に係る情報を提供するものとする。各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、検討の結果、本基本方針が見直されることとなった場合に必要な措置を円滑に講ずることができるよう、環境大臣から提供を受けた情報を活用しつつ、予め、現状把握等必要な準備を行うよう努めるものとする。

○東北地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
二本松市大平山一二番一〇から同市大平山九番四まで	前	三〇・七〇～五五・二一メートル	〇・〇三七キロメートル
	後	三二・三七～五一・八二メートル	〇・〇三七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	二本松市大平山一二番一〇から同市大平山九番四まで	東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十七日

○東北地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	栗原市金成沢辺神林一六四番一から同市金成沢辺神林一八五番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十七日

○東北地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
平川市碇ヶ関西碇ヶ関山国有林七二〇林班い3小班から同市碇ヶ関西碇ヶ関山国有林七二〇林班ぬ1小班まで	前	二〇・八〇～七七・三〇メートル	一・五二〇キロメートル
	後	一九・一二～七七・三〇メートル	一・五二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	平川市碇ヶ関西碇ヶ関山国有林七二〇林班い3小班から同市碇ヶ関西碇ヶ関山国有林七二〇林班ぬ1小班まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十七日

○東北地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十八号	天童市大字山口字原ノ前一九五七番一一から同市大字山口字原ノ前一九一三番二まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十七日

○東北地方整備局告示第五十九号

大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十六条第一項の規定により本整備局長において実施中の一般国道の特定災害復旧等道路工事は次のとおり完了するので、大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第十七条第一条の規定により告示する。

令和八年三月二十七日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	工事区間	工事完了の期日
三百四十九号	宮城県伊具郡丸森町耕野字不動から同町舘矢間山田まで	令和八年三月二十七日

○関東地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都江戸川区松島一丁目二六九五番二から同区松島一丁目二八一六番一まで	前	二八・八三～三三・〇〇メートル	〇・一二〇キロメートル
	後	三三・〇〇～三三・〇〇メートル	〇・一二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十四号	東京都江戸川区松島一丁目二七一九番一から同区松島一丁目二五四五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十八日

○関東地方整備局告示第百三十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

第１　起業者の名称　東京都

第２　事業の種類　主要地方道第三百十二号白金台町等々力線（目黒通り）改築工事及び主要地方道第十一号大田調布線（多摩堤通り）改築工事並びに川崎市道宮内新横浜線改築工事（等々力大橋（仮称）関連）

第３　起業地

１　収用の部分　東京都世田谷区玉堤二丁目、野毛一丁目及び野毛二丁目地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、東京都世田谷区玉堤二丁目地内から神奈川県川崎市中原区宮内一丁目地内までの延長0.65㎞の区間と東京都世田谷区玉堤二丁目地内から同区野毛二丁目地内までの延長0.38㎞を合わせた区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「主要地方道第三百十二号白金台町等々力線（目黒通り）改築工事及び主要地方道第十一号大田調布線（多摩堤通り）改築工事並びに川崎市道宮内新横浜線改築工事（等々力大橋（仮称）関連）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「主要地方道第三百十二号白金台町等々力線（目黒通り）改築工事」（以下「目黒通り」という。）及び「主要地方道第十一号大田調布線（多摩堤通り）改築工事」（以下「多摩堤通り」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、「川崎市道宮内新横浜線改築工事」は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である東京都は、目黒通り及び多摩堤通りを道路法第７条の規定による都道府県道に認定し、同法第15条の規定により管理をしている。

なお、川崎市道宮内新横浜線改築工事（東京都と川崎市境に架ける等々力大橋（仮称）橋梁整備事業）については、川崎市との協議により、東京都が施行することとしており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

目黒通りは、東京都港区白金台一丁目地内を起点とし、同都世田谷区玉堤二丁目地内に至る延長約10㎞の主要地方道であり、多摩堤通りは、東京都大田区東蒲田二丁目地内を起点とし、同都調布市内に至る延長約25㎞の主要地方道である。

しかしながら、目黒通りは都心から川崎・横浜に至る重要な骨格幹線道路であるにも関わらず、多摩川に架かる橋が未整備となっており、近隣の多摩川を渡河する橋梁間が約５㎞離れていることにより、平常時においても橋梁に交通が集中し、慢性的な渋滞を引き起こしている。

令和３年度全国道路・街路交通情勢調査によると、本件区間よりも上流側で多摩川を渡河する二子橋における自動車交通量は、右岸側の川崎市高津区二子１丁目４－１地内で25,357台／日で混雑度は1.99、下流側で多摩川を渡河する丸子橋においては、左岸側の大田区田園調布本町32地内で自動車交通量37,189台／日で混雑度は1.32、右岸側の川崎市中原区丸子通１丁目468－６地内で自動車交通量は、36,879台／日で混雑度は1.65となっており、周辺では渋滞を避けた迂回交通が課題となっている状況にある。

本件事業の完成により、東京都と神奈川県を結ぶ新たなネットワークが形成され、多摩川を渡河する既存橋梁の交通を分担することで、交通混雑の緩和が図られるとともに、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和６～７年度に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施している。

その結果によると、供用時における大気質、振動、低周波音及び日照阻害については環境基準等を満足するとされており、自動車の走行に伴う騒音については目黒通りにおける排水性舗装の敷設及び遮音壁の設置、多摩堤通りにおける排水性舗装の敷設を行うことで環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり当該措置を講ずることとしている。また、電波障害については周辺の住居等で電波障害は発生しないものと予測されているが、本件事業による障害が明らかになった場合には、受信対策等の保全措置を起業者は実施することとしている。

このほか、起業者は本件事業の施工に当たり、大気質、騒音、振動及び水質に配慮して施工することとしている。

同調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているトモエガモ、タカブシギ、コアジサシ、サンショウクイ、マシジミ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているカンエンガヤツリ、準絶滅危惧として掲載されているカワヂシャ、ミゾコウジュ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息及び生育環境が広く残されることなどから影響は小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、動物については、工事の施工に当たり、騒音や振動、濁水や生息環境の分断等に配慮して施工すること、植物については、競合する種の駆除や種子の採取・保存などを起業者は実施することとしている。

加えて、起業者は、工事中におけるモニタリング調査を継続し、必要に応じて環境保全措置を実施し、保全を図ることとしている。

このほか、景観については、改変面積及び樹木伐採を最小化し、既存緑地の保全を図るとともに、橋梁の設計に当たっては、既存の景観に配慮した構造や色彩を採用することで景観に配慮することとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていないが、工事の実施に当たり新たに遺構等が確認された場合については、適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づく４車線の橋梁を目黒通りと多摩堤通りが接続する多摩川渡河部に新設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業のうち、目黒通り及び多摩堤通りの橋梁部分は、昭和21年３月26日付け戦復告第３号で「東京都市計画道路放射第３号線」として、また、川崎市道宮内新横浜線は、昭和28年９月30日付け建告第1325号で「川崎都市計画道路３・３・10号宮内新横浜線（２・１・７号木月宮内線）」として都市計画決定され、その後変更された都市計画と、公共用地上の多摩川渡河部を除き基本的内容について整合しているものである。

本件区間における多摩堤通りの事業計画は、まず目黒通りとの交差形式において、立体交差と平面交差の併設（フルアクセス）とする第１案、立体交差と平面交差の併設（ハーフアクセス）とする第２案、平面交差の第３案による検討が行われている。第３案が生活環境への影響が最も小さく、経済性でも最も優れることから、社会的及び経済的諸条件において最良と判断され、最も合理的であると認められる。

次に、多摩堤通りのルートの平面線形について、上下線を一体で切り回したルートの第１案と、上り線のみ堤内地側に切り回した申請案による検討が行われている。申請案は走行性に優れ、用地買収や家屋補償も第１案と比べて小さく、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

○中部地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百三十八号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別

御殿場市東山字目戸橋三三八番八から同市東山字目戸橋三三八番九まで　前　三三・九八～三五・〇九（メートル）　〇・〇五三（キロメートル）

後　三三・六二～三四・二四　〇・〇五三

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間周辺では渋滞を避けた迂回交通が課題となっている状況にあり、一刻でも早く新たな橋梁を新設し、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　世田谷区役所

○中部地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一　号　豊川市新栄町二丁目五六番から同市新栄町二丁目五五番一まで　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十八日十五時

○中部地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十二号　熊野市飛鳥町大又字下久保一一三〇番一地内　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十七日

○中部地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十五号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別

瀬戸市山口町五四番一から同市山口町七四番一まで　前　一三・五〇～一五・三〇（メートル）　〇・〇〇六（キロメートル）

後　一四・九〇～一五・三〇　〇・〇〇六

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百五十五号　瀬戸市山口町五二番一から同市山口町七四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十七日

○中部地方整備局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日　中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千六百九十八号松阪都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）

三　事業施行期間　自平成二年十月九日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日　中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年中部地方整備局告示第十五号東三河都市計画道路事業三・四・十八号小松原街道線

三　事業施行期間　自平成二十八年二月五日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日　中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　津都市計画道路事業三・三・五号津海岸御殿場線及び三・五・四十一号河芸町島崎町線

三　事業施行期間　自令和八年三月二十七日至令和二十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　三重県津市島崎町及び江戸橋三丁目地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日　中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年中部地方整備局告示第十一号名古屋都市計画道路事業三・四・三百十号伏見町線

三　事業施行期間　自平成二十七年一月二十六日至令和十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

第１　起業者の名称　滋賀県道路公社

第２　事業の種類　琵琶湖大橋有料道路改築工事（滋賀県守山市水保町字北川地内）

第３　起業地

１　収用の部分　滋賀県守山市水保町字北川地内

２　使用の部分　滋賀県守山市水保町字北川地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「琵琶湖大橋有料道路改築工事（滋賀県守山市水保町字北川地内）」（以下「本件事業」という。）は、琵琶湖大橋有料道路の一区間を成す一般国道477号における滋賀県守山市水保町字北川地内の延長1,000ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である滋賀県道路公社は、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第９条第１項の規定に基づき昭和47年２月28日付けで建設大臣の認可を受けて設立した地方道路公社である。また、本件事業は、道路法第13条第１項の指定区間外の区間であり、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第10条第１項の規定に基づき昭和37年８月16日付けで建設大臣から本件区間の改築等に関する許可を受けた滋賀県より昭和47年10月15日付けで本件区間の改築等の引継ぎを受けていることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

琵琶湖大橋有料道路（以下「本路線」という。）は、滋賀県栗東市林地内の一般国道１号との接続部を起点とし、同県大津市真野普門二丁目地内の一級河川世渡川との交差部を終点とする延長15.4㎞の主要幹線道路である。

本路線は、琵琶湖の東側に位置する栗東市及び守山市と西側に位置する大津市を結んでいるため、琵琶湖を迂回することなく、東側の名神高速道路や一般国道１号と西側の一般国道161号湖西道路といった主要幹線道路と相互に連絡することが可能であり、県内における地域間等の交通において重要な役割を担っている。

しかしながら、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通がふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず、２車線の道路であることから、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

令和６年６月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、滋賀県守山市水保町字北川地内で14,271台／12時間であり、混雑度は1.50となっている。

本件事業の完成により、現道が４車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて、既存の資料等を基に任意で調査・検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質については、環境基準等を満足する予測となっている。さらに、工事実施にあたっては、騒音、振動及び大気質に配慮し、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型の機械を使用するなど、生活環境に十分配慮することとしている。

また、上記調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国際希少野生動植物種であるメダイチドリ、国内希少野生動植物種であるチュウヒ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているホンモロコ、絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているナゴヤダルマガエル等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているイトモ及びイトテンツキその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は軽微であるとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。今後、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、滋賀県教育委員会と協議し、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第２級の規格に基づき、現道を４車線に拡幅する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和47年６月20日に都市計画決定され、令和６年４月12日に変更決定された都市計画と、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、守山市長を会長とする国道477号（近江八幡～大津間）整備促進期成同盟会や大津湖南地域幹線道路整備促進協議会などから本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　滋賀県守山市役所

○近畿地方整備局告示第三十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第三項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、淀川水系芥川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び淀川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

○近畿地方整備局告示第三十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第三項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、淀川水系桂川（上流）に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び淀川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

○近畿地方整備局告示第三十七号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第三項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、淀川水系山科川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び淀川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

○近畿地方整備局告示第三十八号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第三項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、淀川水系東高瀬川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び淀川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

○近畿地方整備局告示第三十九号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第三項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、淀川水系一庫大路次川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び淀川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

○近畿地方整備局告示第四十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第三項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、淀川水系治田川・石打川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び木津川上流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

○近畿地方整備局告示第四十一号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第三項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、淀川水系布目川・深川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び木津川上流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

○近畿地方整備局告示第四十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第三項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、淀川水系木津川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び木津川上流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

○近畿地方整備局告示第四十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第三項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、淀川水系名張川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び木津川上流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

○中国地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
浜田市下府町一八二〇番二から益田市須子町口六八三番一まで	前	A 八・五〇～一三・八メートル	四七・一二七キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C 九・四〇～一三・八メートル	四三・六八二キロメートル	
	後	A 八・五〇～一三・八メートル	四七・一二七キロメートル	
		B・C 九・四〇～三〇・〇メートル	四三・六八二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
浜田市三隅町三隅二〇三〇番一から益田市遠田町二三六七番一まで	一〇・一四～二六・五七メートル	一五・二四二キロメートル

(四)　指定する期日　令和八年三月二十八日

○中国地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	浜田市三隅町三隅二〇五三番一から益田市遠田町二三八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十八日

○中国地方整備局告示第三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	浜田市三隅町大字福原字アソウ谷平五九三番一から同町大字福原字アソウ谷平五九六番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十八日

○中国地方整備局告示第三十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第三項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、小瀬川水系前飯谷川、岸根川、佐坂川、瀬戸ノ内川、日宛川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則等第三条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び太田川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中国地方整備局長　杉中　洋一

○四国地方整備局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年三月二十七日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年四国地方整備局告示第十八号松山広域都市計画都市高速鉄道事業四国旅客鉄道株式会社予讃線

三　事業施行期間　自平成二十一年二月二十五日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続きが保留される事業地　愛媛県松山市辻町及び南江戸一丁目地内

○四国地方整備局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十九年四国地方整備局告示第七十七号松山広域都市計画道路事業七・七・七号松山駅北一号高架側道東線

三　事業施行期間　自平成二十九年九月八日至令和九年十二月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和五年四国地方整備局告示第二十六号松山広域都市計画道路事業七・七・八号松山駅北二号高架側道東線

三　事業施行期間　自令和五年三月十四日至令和九年十二月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和五年四国地方整備局告示第二十七号松山広域都市計画道路事業七・七・九号松山駅南一号高架側道東線

三　事業施行期間　自令和五年三月十四日至令和九年十二月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和五年四国地方整備局告示第二十八号松山広域都市計画道路事業七・七・十号松山駅南二号高架側道東線

三　事業施行期間　自令和五年三月十四日至令和九年十二月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和二年九州地方整備局告示第百四号福岡広域都市計画道路事業三・四・十一二号宗像福間線

三　事業施行期間　自令和二年十一月六日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により本局長において実施中の一般国道の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

令和八年三月二十七日

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
二百十八号	熊本県上益城郡山都町城平字原から同町まで（熊本県上益城郡山都町城平字原から同町城平字村ノ脇および同町大平字下鶴を経て同町大平字原口までを除く）	改築	令和八年三月二十七日

○九州地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	糸島市波多江駅北四丁目五五〇番一から同市波多江駅北四丁目五八五番四まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十七日

○九州地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	柳川市大和町塩塚字上内新開七三六番から同市大和町豊原字前田五六一番一まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十七日

○北海道開発局告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画下水道事業十勝川流域下水道

三　事業施行期間　自平成二十五年七月二十二日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日　　北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画下水道事業函館湾流域下水道

三　事業施行期間　自令和七年十一月二十一日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

官　庁　報　告

官　庁　事　項

令和８年度輸入食品監視指導計画の公表について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第23条第１項の規定に基づき、同項に規定する令和８年度の輸入食品監視指導計画を次のように定めたので、同条第３項の規定に基づき、公表する。

令和８年３月27日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

令和８年度輸入食品監視指導計画

１　目的

本計画は、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃ（以下「食品等」という。）の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。

２　本計画の適用期間

令和８年４月１日から令和９年３月31日までとする。

３　輸入食品等の現状等

⑴　輸入食品等の現状

令和６年度に販売又は営業の目的で我が国に輸入された食品等は、輸入届出件数が約247万件、輸入重量が約3,191万トンであった。また、農林水産省の食料需給表によると、我が国の食料自給率（供給熱量ベースの総合食料自給率）は約４割であり、供給熱量ベースで約６割を国外に依存する状況となっている。

また、令和７年12月に公表した令和７年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）では、同年４月から同年９月までの輸入届出件数は約128万件【125万件】、輸入重量は約1,171万トン【1,170万トン】、検査件数は約10万９千件【10万５千件】であり、うち食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）違反件数は359件【374件】であった（【】内は前年度同時期の数値。数値はいずれも速報値。）。

⑵　令和７年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の概況

厚生労働省本省（以下「本省」という。）及び検疫所は、検査項目の追加や検査機器の整備など輸入時の検査体制の充実を図り、モニタリング検査※1等による法違反発見時や輸出国における食品等の回収情報等を得た場合、モニタリング検査、検査命令※2等の輸入時における監視指導の強化を行った。また、輸出国の衛生管理対策を推進するため、輸出国における食品衛生に関する規制等の調査や個別問題に係る輸出国との協議及び調査を実施したほか、輸入牛肉等に係る輸出国段階での衛生管理について現地調査を行った。

※１　モニタリング検査：法第28条第１項に基づき多種多様な食品等について食品安全の状況を幅広く監視すること及び法違反が発見された場合に、輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的として、年度ごとに計画的に実施する検査をいう。

※２　検査命令：法第26条第２項又は第３項の規定に基づき法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対して輸入の都度の検査を命じるものをいう。

４　令和８年度における輸入食品監視指導について

⑴　輸入食品等の監視指導の実施体制

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第４条において、食品の安全性の確保は、必要な措置が国の内外における食品供給の行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならないとされている。この観点から、輸入食品等の安全性確保のため、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、以下の措置を講ずる。

①　本省は、輸出国の生産、製造、加工等（以下「生産等」という。）の段階における衛生管理対策を推進するため、我が国の食品衛生に関する規制等の情報を在京大使館、輸入者、輸出国の政府担当者及び生産者等へ提供し、本省ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する。また、輸出国との二国間協議、現地調査、技術協力等を実施する。

②　本省は、法違反等が判明した際には、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずるとともに、違反事例について、法第69条の規定に基づき公表する。

③　本省は、特定の国若しくは地域又は特定の者により生産等がなされた輸入食品等について、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要があると認める場合には、法第９条第１項又は第17条第１項の規定に基づく包括的輸入禁止措置を講ずる。

④　本省は、法違反を繰り返すなどの輸入者に対し、法違反の原因を改善させることを目的として指導し、必要に応じて法第60条第２項の規定に基づく輸入者の営業の禁止又は停止（以下「輸入者の営業の禁停止処分」という。）を命ずる。

⑤　検疫所は、法第27条の規定に基づく輸入届出、輸入届出の内容と実際の貨物の同一性を確認する検査等により、法第13条第１項又は第18条第１項の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）への適合性をはじめとする法への適合性について確認する。

⑥　検疫所は、多種多様な輸入食品等の安全性について幅広く監視するため、モニタリング検査を計画的に実施する。

⑦　検疫所は、食品衛生上の危害の発生防止のため、法第26条第２項又は第３項の規定に基づき、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、検査を命ずる。

⑧　検疫所は、食品等事業者の責務として輸入者の自主的な衛生管理の実施を推進するため、講習会の開催及び輸入前指導の取組を行う。

⑨　検疫所は、法違反が判明した際には、輸入者に対し、廃棄、積戻し又は食用外用途への転用等（以下「廃棄等」という。）の措置を講ずるよう指導するとともに、違反原因の調査及び報告を求めるなどにより、再発防止を図らせる。

⑩　輸入後の国内流通段階においては、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）が監視指導を行うとともに、法違反発見時には、本省、検疫所及び都道府県等は連携を図り、輸入者等による回収等が適確かつ迅速に行われるよう措置を講ずる。

⑵　令和８年度の輸入食品監視指導の基本的方向

令和８年度の輸入食品監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）においては、これまでの対策を継続して進めるとともに、輸入される食品等の動向を踏まえ、引き続き、検疫所の食品衛生監視員の資質向上、必要な職員や検査機器の確保等、適切な監視指導を徹底するための体制の整備を図っていく。

モニタリング検査については、より効果的に実施するため、輸入される食品等に対し幅広く実施するよう努める。また、モニタリング検査結果等を踏まえ計画的に実施し、年度途中においても、監視指導結果等を踏まえた検査項目等の見直しや検査の強化を検討する。

さらに、経済連携協定等の進展、食品流通のグローバル化等に伴う輸入状況の変化がある中で、輸入食品に関する課題に対応するため、輸入時検査を中心とした監視体制に加え、二国間協議、現地調査等を通じて、輸出国での生産等の段階における安全性を効果的に確保する取組及び輸入者による自主的な衛生管理対策の推進を継続していく。

５　令和８年度輸入食品監視指導の具体的内容

⑴　輸入届出の確認等により重点的に監視指導を実施すべき事項

①　法第27条の規定に基づく輸入届出による確認

検疫所は、法第27条の規定に基づく輸入届出がされた食品等について、法第６条各号（販売等を禁止される食品及び添加物）、第10条第２項（病肉等の販売等の禁止）又は第16条（有毒有害な器具又は容器包装の販売等の禁止）に該当する食品等でないこと、法第９条第１項又は第17条第１項の規定に基づき輸入が禁止された食品等でないこと、法第12条の規定に基づき定められた添加物であること及び法第13条又は第18条に規定する規格基準に適合している食品等であることについて、輸入者による輸入届出のほか、必要に応じて輸出国政府の発行する証明書、輸入者からの報告徴収、行政検査等により確認する。

②　法第28条第１項の規定に基づくモニタリング検査

ア　モニタリング計画の策定等

本省は、重点的、効率的かつ効果的なモニタリング検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、法違反率、輸入届出件数、輸入重量、違反内容の健康に及ぼす影響の程度等を勘案し、モニタリング検査の検査項目別の検査件数（以下「モニタリング計画」という。）を策定する。なお、過去の検査の結果、違反が発見されない検査についても、一定の検査数を確保して実施する。さらに、効率的な検査実施に必要な体制の整備について検討を行う。

令和８年度のモニタリング計画は、別表第１のとおり約100,000件とし、引き続き、アフラトキシンや病原微生物等の健康被害発生のおそれが高いと見込まれる項目について重点的に検査を実施する。なお、輸入動向、検査の結果や違反の状況、輸出国における食品衛生に関する規制等の調査結果、輸出国内における食品等を原因とする健康被害の発生状況及び不衛生食品等の回収等の情報に基づき、モニタリング計画を見直す。

また、農薬等の海外における規制状況、使用状況、検出事例、輸入時における農産食品等の違反の状況等を勘案し、ポジティブリスト制度※３に対応した農薬等の検査を着実に実施する。

※３　農薬等のポジティブリスト制度：農薬等が人の健康を損なうおそれのない量として定められる量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度をいう。

イ　モニタリング検査の計画的な実施

検疫所は、モニタリング計画で計画された件数の検査を実施するために、本省により割り当てられた検査件数について年間計画を立て、計画的に検査を実施する。また、より効果的に検査を実施するために幅広い食品等に対し検査を実施するよう努める。

なお、残留農薬等について検査命令の対象となっている食品等については、当該輸出国における残留農薬等の管理の不徹底及び使用農薬等の変更の可能性があり、検査命令の対象項目以外の農薬等が基準値を超えて残留する懸念があるため、輸出国における残留農薬等の管理の検証を目的としてモニタリング検査を実施する。

本省は、モニタリング計画に基づく検査の実施状況について適宜点検を行い、検疫所に対して必要な指示を行うとともに、輸入状況等の変化により、検疫所別又は食品群別の検査計画の実施が困難と判断する場合等にあっては、輸入実態に即した効果的な検査が実施できるよう、必要に応じて見直しを行う。

なお、緊急の場合等には、法第28条第４項の規定に基づき、登録検査機関に試験事務を委託する。

ウ　モニタリング検査の強化等

本省は、輸出国等における食品等の回収や健康被害発生に関する情報を得た場合、モニタリング検査等により法違反が発見された場合、都道府県等の監視指導において法違反が発見された場合又は健康被害発生の可能性が高いと見込まれる事案が確認された場合に、検疫所に対して、必要に応じて当該輸入食品等に対する検査の強化を指示する。

なお、残留農薬等に係る検査の強化については、輸出国における農薬等の使用状況を把握するため、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能となるよう、当該輸入食品等及び検査項目に係る検査率を引き上げる。

さらに、法違反食品が摂取されることを防止するため、結果が判明する期間を従来よりも短縮できる検査を引き続き実施する。

エ　モニタリング検査の強化の解除

本省は、法違反の食品等が我が国に輸出されるおそれがないと認められる場合として、以下のⅰ又はⅱにより、モニタリング検査の強化を解除し、通常の監視体制とする。

ⅰ　輸出国において原因究明がなされ、その結果に基づく輸出国での新たな規制、管理体制の整備、検査体制の強化等の再発防止対策が講じられ、その有効性が確認された場合は、モニタリング検査の強化を解除する。

ⅱ　モニタリング検査の強化を開始した日から１年間を経過した場合又は60件以上の検査を実施した場合であって、同様の法違反事例がないときは、原則としてモニタリング検査の強化を解除する。

③　法第28条第１項の規定に基づくモニタリング検査以外の行政検査

検疫所は、輸入届出の内容を踏まえ、モニタリング計画に基づく検査以外にも、輸入者が過去に輸入したことのない食品等が輸入される場合（以下「初回輸入時」という。）、輸出国での衛生管理が特に重要な食品等が輸入される場合、輸送途中で事故が発生した場合等において、必要に応じて検査を実施する。

また、上記の場合を含め、必要に応じて輸入届出の内容と実際の貨物の同一性を確認する貨物確認検査についても引き続き実施する。

④　法第26条第２項又は第３項の規定に基づく検査命令

ア　検査命令の発動

本省は、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、厚生労働大臣が食品衛生上の危害の発生防止を図るため必要があると認める場合として、以下のⅰ又はⅱにより、検査命令の対象とする。なお、検査命令対象への追加の公表に当たっては、健康影響等について分かりやすく説明するよう努める。

ⅰ　輸出国や我が国において健康被害が発生している場合若しくは健康被害が発生するおそれのある場合又はアフラトキシン、病原微生物等のモニタリング検査等の結果、法違反が発見された場合には、同一の製造者、加工者等又は同一の輸出国からの同一の輸入食品等について直ちに検査命令の対象とする。

ⅱ　同一の製造者、加工者等又は同一の輸出国からの同一の輸入食品等に対するモニタリング検査等の結果、法違反が複数回発見された場合には、輸出国における規制及び衛生管理体制の状況、当該輸入食品等の法遵守の履歴等を勘案した上で、当該輸入食品等の全部又は一部を検査命令の対象とする。

イ　検査命令の解除

本省は、法違反の食品等が我が国に輸出されるおそれがないと認められる場合として、以下のⅰ又はⅱにより、検査命令を解除する。

ⅰ　輸出国において原因究明がなされ、その結果に基づく輸出国での新たな規制、管理体制の整備、検査体制の強化等の再発防止対策が講じられた場合には、二国間協議、現地調査又は輸入時検査によりその有効性が確認され次第、検査命令を解除する。

ⅱ　検査命令の通知の日以降、直近の法違反事例の判明した日（検査命令の通知の日以降に法違反事例がない場合は当該検査命令の通知の日）から２年間新たな違反事例がないもの又は１年間新たな違反事例がなく、かつ、検査命令の実施件数が300件以上あるものについては、原則、検査命令を解除する。

その後、当該輸入食品等に係る検査項目のモニタリング検査を実施する場合は、必要に応じて検査率を引き上げて検査することとする。なお、検査率を引き上げている期間中に法違反が発見された場合には、直ちに検査命令の対象とする。

⑤　法第９条第１項又は第17条第１項の規定に基づく包括的輸入禁止措置

本省は、特定の国若しくは地域又は特定の者により製造等がなされた輸入食品等について、当該輸入食品等の検査件数全体に対する違反率がおおむね５％以上の場合等であり、生産地等における食品衛生上の管理の状況等からみて引き続き法に違反する食品等が輸入されるおそれがある場合等において、人の健康を損なうおそれの程度等を勘案して検討を行い、当該輸入食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要があると認めるときは、厚生労働大臣は、厚生科学審議会の意見を聴き、輸入禁止措置を講ずる。

⑥　海外からの食品安全問題発生情報等に基づく緊急対応

本省は、輸入食品等の安全性確保のため、関係府省庁、国立医薬品食品衛生研究所、国立健康危機管理研究機構（ＪＩＨＳ）、輸出国政府、世界保健機関（ＷＨＯ）の国際食品安全情報ネットワーク（ＩＮＦＯＳＡＮ）等を通じて、海外からの食品安全上の問題について情報を入手し、主な事例についてはホームページに掲載する。

また、調査の結果、我が国への法違反食品等の輸入実績がある場合には、関係する検疫所又は都道府県等に対し、その流通状況及び在庫状況等の調査並びに必要に応じ、輸入者等に対して検査、回収等を指導するよう指示・依頼するとともに、検疫所に対し、検査の強化を指示し、対応状況について公表する。

⑵　輸出国段階における衛生管理対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反を未然に防止するため、以下の取組により輸出国における衛生管理対策の推進を図る。

①　我が国の食品衛生に関する規制等の周知

本省は、ホームページにおいて、我が国の食品衛生に関する規制、検査命令の対象食品、モニタリング検査の強化食品、本計画及びその監視指導の結果を英訳して情報提供を行う。

また、在京大使館等に対する規格基準等改正時における説明会、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）が実施する食品衛生の規制等に関する研修会、輸出国における説明会の開催等を通じて、輸出国の政府担当者及び生産者等に対し、これらの情報の周知を図る。

②　二国間協議、現地調査等

本省は、検査命令の対象となっている輸入食品等のほか、法違反の可能性が高い輸入食品等については、輸出国政府等に対し、法違反の原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立について二国間協議等を通じて要請し、輸出国の生産等の段階における衛生管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図る。

また、輸出国における対日輸出食品の衛生管理対策を効果的に推進するため、我が国への輸出量の多い国及び経済連携協定等の関連国のほか、令和７年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）における、カビ毒等の有毒な又は有害な物質の含有等に係る法第６条各号違反並びに農薬、動物用医薬品、微生物及び添加物の規格基準に係る法第13条第２項又は第３項違反が多数を占めているなどの状況を踏まえ、計画的に情報収集や必要に応じて現地調査を実施する。

このほか、輸入牛肉等の安全性確保のため、輸出国における生産等の段階での衛生管理対策の検証が必要な場合には、専門家を派遣し、現地調査を実施して輸出国における衛生管理対策の確認を行う。

さらに、ＨＡＣＣＰに基づく衛生管理の措置が輸入要件である獣畜及び家きんの肉及び臓器の輸出国や、衛生証明書の添付が求められる乳及び乳製品並びにふぐ及び生食用かきの輸出国に対して、輸出国における生産等の段階での衛生管理対策の検証が必要な場合には、現地調査による輸出国における衛生管理対策の確認等を行うほか、食品衛生上の問題発生時における二国間協議等を行う。

③　技術協力等

本省及び検疫所は、我が国の食品衛生管理規制等の周知、残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力等を行う。

⑶　輸入者による自主的な衛生管理の推進

輸入者を含む食品等事業者は、食品安全基本法第８条第１項において、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有するとされている。また、法第３条第１項において、自らの責任において輸入食品等の安全性を確保するため、知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

これらを踏まえ、検疫所は、法違反を未然に防止し、適切な輸入届出とするため、輸入者に対し、以下の指導等を通じて、自主的な衛生管理の推進を図る。

①　輸入者に対する基本的な指導事項

法に基づく輸入手続、検査制度、規格基準、添付が義務付けられている衛生証明書等の食品衛生上の規制、輸入者の責務等について周知を図る。

また、輸入者の自主的な衛生管理を推進する観点から、輸入食品等の違反及び衛生問題の情報、新たに制定された規格基準並びに輸出国における食品衛生に関する規制等について適時適切に提供するとともに、講習会、輸入届出時等において、輸入者が自ら輸入食品等の安全性確保に努めるよう指導する。

輸入者に対する基本的な指導事項は別表第２のとおりとし、輸出国及び品目に応じて更に必要な事項について指導を行う。加工食品については、「「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」について」（平成20年６月５日付け食安発第0605001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添１「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」（以下「加工食品ガイドライン」という。）に基づき、輸出国の食品衛生関連規制の整備及び施行の状況、製造者の衛生管理の水準等を勘案して、輸入者に対して輸出国での生産等の段階において必要な確認を行うよう指導する。

また、輸入する食品等が輸出国において違法に生産等されたものではないことを確認するとともに、加工食品ガイドラインに基づくチェックリスト等を用いて原材料、添加物、製造方法、検査データ等が法に適合していることについての確認を徹底するよう指導する。

いわゆる「健康食品」（医薬品以外で経口的に摂取される、健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して摂られている食品）として販売される食品にあっては、「「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）」及び「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（ＧＭＰ）に関する指針（ガイドライン）」について」（令和６年３月11日付け健生食基発0311第２号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知）に基づき、錠剤、カプセル剤等食品の原材料の製造、販売等に関して、原材料の安全性の確保及び製品設計を行い、安全性確保に向けた輸入者の自主的な取組を行うよう指導し、食品に利用可能な成分であるか、食経験を十分に有するものであるか、国内外の健康被害事例がないかの確認など、必要に応じて医薬品担当部局とも連携し、安全性の確保に努めるよう指導する。また、国内外の健康被害事例等を受けて本省が注意喚起している成分等を含む食品にあっては、適切な管理を実施するよう指導する。さらに、法第８条第１項の規定に基づき厚生労働大臣及び内閣総理大臣が指定した成分等を含む食品にあっては、「指定成分等含有食品の製造又は加工の基準」（令和２年厚生労働省告示第121号）に適合していることについての確認を徹底するよう指導する。

食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度※4について、輸入者に対し、当該制度の周知を図るとともに、我が国に輸入される食品用器具・容器包装が法に適合していることについての確認を徹底するよう指導する。

※４　食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度：安全性を評価し、使用を認められた物質以外は食品用器具・容器包装への使用を原則禁止とする仕組みをいう。

さらに、生産者等を通じて正確かつ最新の情報を入手して適正な輸入届出を行うよう指導し、また、初めて輸入する食品等及び食肉、水産物等の輸出国での衛生管理が特に重要な食品等に対しては、輸入届出の内容と実際の貨物が同一であるかの確認に努めるよう指導する。継続的に輸入される場合にあっては、原材料、製造方法等に変更がないこと、輸入届出の内容と実際の貨物が同一であること及び輸入届出時に提示する自主検査等の成績書の品目と輸入届出貨物が同一であることについて十分確認するよう指導する。

これらの取組に加え、規格基準の改正、検査強化、販売の禁止措置等について情報提供する。

②　輸入前指導の実施

①の指導事項を踏まえて、生産者等から必要な資料を入手することなどを通じて、事前に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品成分の含有の有無、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に規定する麻薬への該非等を確認し、食品等としての安全性を確認するよう指導する。

また、関係団体等が開催する国際展示会等において検疫所から担当者を積極的に派遣すること、関係団体と連携を図りながら輸入前指導の実施体制の強化を図ることなどにより、輸入前指導を一層推進し、法違反食品等の輸入の未然防止に努める。

輸入者が過去に輸入したことのない食品等や同種の食品等にて過去に法違反事例又は衛生問題が確認されている食品等については、事前に検疫所の輸入食品相談指導室等に相談するよう、ホームページ、講習会等を通じて周知し、さらなる輸入前指導の促進を図る。

輸入前指導において自主検査の結果を確認した場合には、輸入前の自主検査の実施を推進する観点から、当該検査結果を輸入届出による確認の際に活用する。

輸入前指導の結果については、検疫所間において情報の共有を図り、効果的な監視指導を実施する。

③　輸入前指導による法違反発見時の対応

輸入者による事前の安全性の確認の結果、法に適合しないことが判明した場合には、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導する。

また、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査により確認するよう指導する。

④　自主検査の実施

初回輸入時においては、輸入食品等の規格基準及び添加物等の使用状況に基づき、当該輸入食品等が法に適合していることの確認のために必要な検査項目について自主検査を行うよう指導を徹底する。

また、継続的に輸入される場合にあっては、①の指導事項を踏まえ、定期的に規格基準及び添加物等の使用状況を確認し、同種の食品の法違反事例等も参考としながら、自主検査を行うよう指導する。

⑤　輸入食品等の記録の作成及び保存

「食品衛生法第１条の３第２項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」（平成15年８月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添「食品衛生法第１条の３第２項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）」を踏まえ、輸入食品等の流通状況についての確認が常時行えるよう、食品等に関する輸入及び販売状況の記録等の適正な作成及び保存に努めるとともに、法違反が発見された場合において、関係する検疫所又は都道府県等に当該記録等を速やかに提供することが可能となるよう指導する。

また、モニタリング検査を実施する場合において、法違反食品が摂取されることを防止するため、法違反判明時に速やかな流通状況調査、回収措置等が行えるよう、「「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について」（平成28年10月７日付け生食輸発1007第１号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長通知）により通知した、当該記録等の提出について指導する。

⑥　輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者の食品安全に関する知識の向上

輸入者のほか、通関業者及び保税等倉庫業者に対し、①から⑤までの指導事項等についての説明会を開催するとともに、関係団体等が開催する講習会においても検疫所から担当者を積極的に派遣することにより、事業者が食品安全に関する知識を習得するよう努め、輸入食品等の安全性が確保されるよう指導する。

また、必要に応じ、輸入者に対し、適正な期限表示などの表示内容について、輸入者の所在地を管轄する都道府県等へ事前に相談するよう促すなど、情報提供を行う。

⑷　法違反等が判明した場合の対応

検疫所、本省及び都道府県等は、相互に連携を図り、輸入食品等の安全性を確保するため、以下のとおり、輸入者に対し、廃棄等又は迅速な回収、原因究明及び再発防止対策を指示するとともに、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。

①　輸入時の検査等で法違反が発見された場合

ア　法違反が判明した食品等が通関前の場合

検疫所は、輸入者に対し、廃棄等を指示するとともに、措置状況について報告を求める。

また、本省においては、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。

イ　法違反が判明した食品等が通関後の場合

輸入者の所在地を管轄する都道府県等は、輸入者に対し、必要に応じて回収の命令等を行い、措置状況について報告を求める。

このため、検疫所は、輸入者による回収等が円滑に行われるよう、本省に対し、法違反の輸入食品等に係る輸入時のロット構成、輸入者の名称及び所在地並びにその他の必要な情報（以下「法違反食品等に係る情報」という。）を速やかに報告する。

また、本省は、輸入者の所在地を管轄する都道府県等に対し、法違反食品等に係る情報を通報するとともに、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。

なお、検疫所は、輸入者に対し、法違反食品等の廃棄等の措置を講ずるよう暫定的に指導するとともに、当該輸入者の所在地を管轄する都道府県等の指示に従うよう指導する。

これらの取組に加え、本省は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第12条第１項及び第２項の規定に基づき、消費者庁との情報共有を図る。

②　国内流通時の検査等で法違反等が発見された場合

本省は、都道府県等の収去検査（法第28条第１項の規定に基づく収去又は検査をいう。）、販売者等の自主検査等により、国内流通時に輸入食品等の法違反が発見された旨の連絡を受けた場合は、検疫所に対して法違反食品等に係る情報の提供を行うほか、必要に応じて、当該情報に基づき輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。

また、輸入食品等に起因する健康被害の情報があった場合には、被害拡大防止の観点から、速やかに、以後輸入される食品等については検疫所に対し、国内流通している食品等については都道府県等に対し通報し、必要な措置を講ずる。

③　再発防止のための輸入者への指導等

検疫所は、法違反のあった輸入者に対し、法違反の再発を防止するため、以下の事項について報告を求める。

ア　違反原因の調査及び報告

当該食品等の法違反の原因について調査及び報告を求め、法違反の再発防止の指導を行う。法違反が発覚して３か月を経過しても原因が判明しない場合は、調査の進捗状況の報告を求める。

イ　輸入再開時の改善結果報告

同一製品の輸入を再開する場合は、改善が図られたことをアの原因調査により確認するほか、必要に応じ、輸入者自らによる現地での調査、輸出国における検査等により検証するとともに、改善結果について報告を求める。

④　法第60条第２項の規定に基づく輸入者の営業の禁停止処分

本省は、食品の安全性の確保の観点から、法違反を繰り返す輸入者、法違反により健康被害を発生させ、若しくは発生させるおそれを生じさせた食品等の輸入者などに対し、法違反の原因の改善及び再発の防止措置を講じさせること並びにその他衛生上の必要な措置を講じさせることを目的として、輸入者の営業の禁停止処分を行う。

本省は、「食品衛生法第55条第２項に基づく輸入者の営業の禁止及び停止処分について」（平成18年１月10日付け食安発第0110003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添「食品衛生法第55条第２項に基づく輸入者の営業の禁止及び停止処分の取扱い指針（ガイドライン）」に基づき、違反率がおおむね５％以上等の要件に該当し、営業の禁停止処分の検討対象となった輸入者に対しては、再発防止対策を提出させ、法違反を繰り返すことのないよう指導する。それでもなお、衛生管理が不十分と認められた場合等は、必要な措置が執られるまでの間、輸入者の営業の禁停止処分を行う。

また、検疫所は、法違反内容に応じて当該輸入者が輸入する食品等についてモニタリング検査を強化し、当該輸入者が講じた再発防止措置を検証する。

⑤　悪質な事例の告発

検疫所は、虚偽の輸入届出、法違反又は法違反の可能性の高い食品等の不正輸入等、犯罪があると思料するときは、告発をするとともに、当該告発内容について、適時公表を行う。

⑥　違反事例の公表

本省は、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第69条の規定に基づき、法又は法に基づく処分に違反した輸入者（違反が軽微であって、当該違反について直ちに改善が図られた輸入者は除く。）の名称、対象輸入食品等の違反情報をホームページに速やかに掲載し、公表する（名称については１年間に限り公表する。）。また、輸入者の名称等の公表に併せ、違反食品等の廃棄、回収等の措置状況、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第公表する。

⑸　関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の推進

本省及び検疫所は、ホームページ、厚生労働省公式ＳＮＳ（食品安全情報Ｘ（旧Twitter）等）を活用し、輸入食品等の安全性確保に関する情報を分かりやすく、広く国民へ積極的に提供するとともに、意見交換会を実施し、リスクコミュニケーションの推進に努める。

①　モニタリング計画等に関する情報の提供

検疫所は、輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者に対し、本計画に基づく監視指導を円滑に実施できるよう、モニタリング計画、検査命令、検査の強化等に関する通知等を周知する。また、本省は、モニタリング計画、検査命令の発動、検査の強化等に関する情報について公表する。

②　二国間協議及び現地調査に関する情報の提供

本省は、輸出国段階の衛生管理対策の推進等のため実施した二国間協議及び現地調査に関する情報について公表する。

③　本計画に基づく監視結果の公表

本省は、本計画に基づくモニタリング検査及び検査命令等の検査の実施状況並びに検査結果の概要、監視指導結果の年度推移、輸入者に対する監視指導及びその結果の概要等について、翌年度の８月を目途に公表する。また、４月から９月までの年度途中の状況についても12月を目途に公表する。

④　食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組

本省は、監視指導計画案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施する。また、食品等の安全に関するリスクコミュニケーションとして、都道府県等及び関係府省庁並びに関係団体と連携して意見交換会を開催するほか、ホームページや厚生労働省公式ＳＮＳ（食品安全情報Ｘ（旧Twitter）等）を活用し、監視指導計画の内容、監視指導の状況等を消費者、事業者等へ情報提供を行い、食品等の安全性に関する取組及び認識について相互理解が深まるよう努める。

⑤　その他

検疫所は、消費者を対象とした見学の受入れ等を実施し、輸入食品等の監視指導の現状について、国民の理解を得るよう努める。

⑹　その他監視指導の実施のために必要な事項

①　食品安全に関する人材の養成、資質の向上

本省は、検疫所で監視指導又は試験検査に従事する食品衛生監視員に対し、食品安全に関する知識及び技術の習得に係る研修を実施する。

②　検疫所が実施する食品等の試験検査に係る点検

本省は、モニタリング検査等が適正に実施されるよう、登録検査機関の監督を所管する地方厚生局の技術的助言を得て、検疫所の試験検査の業務管理に係る点検及び指導を計画的に実施する。

別表第１

食　品　群	検査項目※1	項目別件数※2	延検査件数※2
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,100	5,870
	残留農薬	2,100	
	添加物	240	
	病原微生物	700	
	成分規格等	700	
	放射線照射	30	
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品（肉類）等	抗菌性物質等	1,900	9,400
	残留農薬	1,100	
	添加物	1,100	
	病原微生物	3,700	
	成分規格等	1,600	
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類（エビ、カニ）等	抗菌性物質等	1,800	5,270
	残留農薬	1,400	
	添加物	300	
	病原微生物	1,200	
	成分規格等	450	
	遺伝子組換え食品	60	
	放射線照射	60	
水産加工食品 魚類加工品（切り身、乾燥、すり身等）、冷凍食品（水産動物類、魚類）、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,100	15,600
	残留農薬	2,800	
	添加物	1,400	
	病原微生物	4,400	
	成分規格等	3,900	
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	3,400	19,670
	残留農薬	10,400	
	添加物	740	
	病原微生物	2,000	
	成分規格等	230	
	カビ毒	2,400	
	遺伝子組換え食品	380	
	放射線照射	120	
農産加工食品 冷凍食品（野菜加工品）、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	700	22,170
	残留農薬	6,300	
	添加物	3,500	
	病原微生物	3,000	
	成分規格等	3,200	
	カビ毒	4,500	
	遺伝子組換え食品	510	
	放射線照射	460	
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	800	8,200
	添加物	4,400	
	成分規格等	1,200	
	カビ毒	1,800	

飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	残留農薬	400	2,320
	添加物	1,000	
	成分規格等	800	
	カビ毒	120	
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,500	1,500
検査強化食品分※3	抗菌性物質等、残留農薬、添加物、病原微生物、成分規格等、カビ毒、遺伝子組換え食品、放射線照射、ＳＲＭ除去	10,000	10,000
総　　計（延数）※2			100,000

※１：検査項目の例
- 抗菌性物質等：抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- 残留農薬：有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- 添加物：保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- 病原微生物：腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111、O121、O145及びO157、リステリア・モノサイトゲネス等
- 成分規格等（病原微生物を除く。）：成分規格で定められている項目（細菌数、大腸菌群、放射性物質等）、貝毒（下痢性貝毒、麻痺性貝毒）等
- カビ毒：アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- 遺伝子組換え食品：安全性未審査遺伝子組換え食品等
- 放射線照射：放射線照射の有無

※２：検査件数は、食品群別又は検査項目別の延検査件数の概数を示したもの。

※３：輸入時の法違反事例や海外情報等に基づき、本計画実施中に検査頻度を強化して行うもの。

別表第２

	輸入時における危害要因等（代表的な事例）	事前の確認事項	定期的確認事項（初回輸入時を含む。）	輸送及び保管時の確認事項
食品等一般（共通事項）	・有毒、有害物質の含有 ・腐敗、変敗及び不潔 ・異物の混入	・原材料の受入れ、製造、加工工程等における有毒、有害物質等の混入防止対策	・定期的な試験検査による有毒、有害物質等の確認	・事故や不適切な温度管理等による腐敗、変敗がないこと ・塩蔵等の食品を長期間屋外に保管することがないこと ・倉庫等で使用する殺虫剤等の薬剤による汚染がないこと
	・病原微生物による汚染	・病原微生物による汚染防止対策	・定期的な試験検査による病原微生物の確認	・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理
	・指定外添加物の使用 ・添加物の対象外使用、過量使用等使用基準不適合	・原材料に使用されている添加物を含め、指定外添加物が使用されていないこと ・使用基準に適合しない添加物が使用されていないこと、また、使用量等が適量であること	・定期的な試験検査による指定外添加物が含有していないこと、添加物の使用基準等の適合の確認	
	・規格基準不適合（清涼飲料水、食肉製品、冷凍食品等）	・成分規格、製造・加工基準等の規格基準に適合していること ・放射線照射による殺菌等が行われていないこと（ばれいしょの芽止めを除く。） ・製造工程、製品に使用されている原材料及び添加物の正確な名称、割合等の生産者、製造者への確認 ・必要に応じ、最終製品の試験検査による食品衛生法への適合の確認	・製造工程、原材料等に変更がないこと ・定期的な試験検査による成分規格等の適合の確認 ・最終製品の試験検査による食品衛生法の適合の確認	・保存基準の遵守 ・事故の有無
	・安全性未審査の遺伝子組換え食品	・遺伝子組換え食品の承認の有無 ・ゲノム編集技術応用食品のうち、安全性審査の必要性の有無	・定期的な試験検査による安全性未審査の遺伝子組換え食品が混入していないことの確認 ・定期的なゲノム編集技術応用食品の有無の確認 ・ゲノム編集技術応用食品であった場合、事前相談による確認	・適正な管理

農産物及びその加工品	・アフラトキシン、パツリン等のカビ毒(穀類、豆類、香辛料、りんごジュース等)	・収穫、輸送及び保管時におけるカビの発生防止対策	・定期的な試験検査によるカビ毒の確認	・カビの発生を防止するための適切な温度、湿度等の管理
	・植物性自然毒（シアン配糖体等）	・自然毒の有無の確認 ・製造、加工等により自然毒を除去できる対策を講じていること ・有毒、有害植物の混入防止対策	・定期的な試験検査による自然毒の確認	
	・放射性物質汚染（きのこ、ベリー類濃縮加工品、ハーブ等）	・採取地域が放射性物質汚染地域でないこと	・定期的な試験検査による放射性物質濃度の確認	
	・腸管出血性大腸菌Ｏ157等の病原微生物による汚染（生食用野菜）	・病原微生物による汚染防止対策	・定期的な試験検査による病原微生物の確認	・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理
	・残留農薬	・農薬の使用状況 ・加工品の原材料は、残留基準に適合していること	・収穫前後における農薬の適正な用法及び用量の遵守 ・定期的な試験検査による残留農薬の確認	・収穫後における農薬の使用の有無
	・安全性未審査の遺伝子組換え食品（とうもろこし、パパイヤ等）	・遺伝子組換え食品の承認の有無 ・安全性未審査の遺伝子組換え食品の混入防止対策	・定期的な試験検査による安全性未審査の遺伝子組換え食品が混入していないことの確認	・適正な管理
	・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用（生鮮野菜）	・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物（着色料、漂白剤等）が使用されていないこと	・定期的な試験検査による添加物の確認	
畜産物及びその加工品	・腸管出血性大腸菌Ｏ157、リステリア・モノサイトゲネス等の病原微生物による汚染（食肉、ナチュラルチーズ等）	・病原微生物による汚染防止対策	・定期的な試験検査による病原微生物の確認	・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理
	・放射性物質汚染（トナカイ肉、ビーフエキス等）	・生産地域が放射性物質汚染地域でないこと	・定期的な試験検査による放射性物質濃度の確認	
	・衛生証明書の不備（食肉、食肉製品、乳、乳製品）	・生産国又は輸出国政府機関が発行する衛生証明書の記載事項		・衛生証明書の確認
	・牛海綿状脳症（牛肉、牛由来製品）	・生産地域が輸入禁止対象国又は地域でないこと ・特定危険部位を含まないこと ・輸入禁止対象国又は地域由来の牛肉等の混入や使用がないこと		
	・牛海綿状脳症（めん羊肉、山羊肉等）	・生産地域が牛海綿状脳症発生国又は地域でないこと ・特定危険部位を含まないこと ・輸入禁止対象国又は地域由来のめん羊肉等の混入や使用がないこと		
	・残留農薬、残留動物用医薬品、残留飼料添加物	・農薬、動物用医薬品、飼料添加物の使用状況 ・加工品の原材料は、残留基準に適合していること	・農薬の適正な用法及び用量の遵守 ・動物用医薬品、飼料添加物の適正な用法、用量、休薬期間等の遵守 ・定期的な試験検査による残留農薬、残留動物用医薬品、残留飼料添加物の確認	

	・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用（食肉）	・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物（着色料等）が使用されていないこと	・定期的な試験検査による添加物の確認	
水産物及びその加工品	・腸炎ビブリオ等の病原微生物による汚染（切り身、むき身の生食用鮮魚介類等）	・加工場で使用される洗浄水等の病原微生物による汚染防止対策 ・加工基準の遵守	・定期的な試験検査による病原微生物の確認	・保存基準の遵守 ・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理
	・生食用かきの成分規格、加工基準及び保存基準の不適合	・我が国と同等の加工基準であることが確認された国であること	・定期的な試験検査による成分規格の適合の確認	・輸出国政府機関が発行する証明書の確認 ・保存基準の遵守
	・下痢性・麻痺性貝毒（貝類）	・貝毒の監視が適切に行われている海域から採取された貝類であること	・定期的な試験検査による貝毒の確認	
	・有毒ふぐの混入	・輸入が認められている魚種であること ・魚種鑑別による異種ふぐの混入防止対策		・輸出国政府機関が発行する証明書の確認 ・魚種鑑別による異種ふぐの混入がないことの確認
	・衛生証明書の不備（生食用かき、ふぐ）	・輸出国政府機関が発行する衛生証明書の記載事項		・衛生証明書の確認
	・シガテラ毒魚等の有毒魚の混入（南方産ハタ、ブダイ、カマス等）	・漁獲海域の確認 ・魚種鑑別による有毒魚の混入防止対策		・魚種鑑別による有毒魚の混入がないことの確認
	・残留動物用医薬品、残留飼料添加物	・動物用医薬品、飼料添加物の使用状況 ・加工品の原材料は、残留基準に適合していること	・動物用医薬品、飼料添加物の適切な用法、用量、休薬期間等の遵守 ・定期的な試験検査による残留動物用医薬品、残留飼料添加物の確認	
	・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用（鮮魚介類等）	・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物（着色料、一酸化炭素等）が使用されていないこと	・定期的な試験検査による添加物の確認	・鮮紅色等の有無の確認
	・ヒスタミン	・原材料の受入時における確認 ・製造、加工工程等における温度管理が適切になされていること	・定期的な試験検査によるヒスタミンの確認	・ヒスタミンの生成による危害の発生を防止するための適切な温度等の管理
いわゆる「健康食品」	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品成分の含有	・医薬品成分を含まないこと	・試験検査による医薬品成分を含まないことの確認	
	・有毒、有害成分の含有	・輸出国における食経験等 ・健康被害情報の有無 ・指定成分等含有食品は、製造及び加工基準に適合していること ・錠剤、カプセル剤等の製造等に関して、原材料の安全性の確保及び製品設計を行うこと	・輸出国における食経験が十分にあることの確認 ・国内外の健康被害事例がないことの確認 ・製造及び加工基準に適合していることの確認	
添加物及びその製剤	・指定外添加物の使用 ・規格基準不適合	・添加物の正確な名称、基原物質及び抽出溶媒の種類 ・添加物製剤の場合、それぞれの正確な名称と割合	・定期的な試験検査による成分規格の確認	・保存基準の遵守

・指定外添加物が使用されていないこと ・成分規格、製造基準等の規格基準に適合していること ・安全性未審査の遺伝子組換え技術を利用していないこと					
	・規格基準不適合 ・ポジティブリスト以外の物質の含有（合成樹脂製の器具及び容器包装）				器具、容器包装及びおもちゃ
・材質、形状、色柄、対象年齢及び用途の確認 ・原材料の一般規格、材質別規格、製造基準等の規格基準に適合していること ・ポジティブリストに掲載された物質であること		・定期的な試験検査による原材料材質別規格等の確認 ・定期的なポジティブリストの確認			

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日　東北地方整備局長　西村　拓

区域	備考
(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	四号
(三) 占用を制限する区域	二本松市大平山一二番一〇から同市大平山九番四まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和八年三月二十七日
(七) 図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日　東北地方整備局長　西村　拓

区域	備考
(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	七号
(三) 占用を制限する区域	平川市碇ヶ関西碇ヶ関国有林七二〇林班い[3]小班から同市碇ヶ関西碇ヶ関山国有林七二〇林班ぬ[1]小班まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和八年三月二十七日
(七) 図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

中国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和８年３月27日　中国地方整備局長　杉中　洋一

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道９号	浜田市三隅町三隅2030番１から益田市遠田町2367番２まで（ただし、益田市西平原町450番から益田市西平原町561番１を除く。） 浜田市三隅町岡見332番１から浜田市三隅町岡見336番２まで 益田市遠田町2367番２から益田市遠田町2398番１まで

2　指定する期日　令和８年３月28日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年３月27日　中国地方整備局長　杉中　洋一

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道９号	浜田市三隅町三隅2030番１から益田市遠田町2367番２まで（ただし、益田市西平原町450番から益田市西平原町561番１を除く。） 浜田市三隅町岡見332番１から浜田市三隅町岡見336番２まで 益田市遠田町2367番２から益田市遠田町2398番１まで

２　指定する期日　令和８年３月28日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

㈠　道路の種類	一般国道
㈡　路線名	二百二号
㈢　占用を制限する区域	糸島市波多江駅北四丁目五五〇番一から同市波多江駅北四丁目五八五番四まで
㈣　制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤　占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥　占用の制限の開始の期日	令和八年三月二十八日
㈦　図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

㈠　道路の種類	一般国道
㈡　路線名	二百八号
㈢　占用を制限する区域	柳川市大和町塩塚字上内新開七三六番から同市大和町豊原字前田五六一番一まで
㈣　制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤　占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥　占用の制限の開始の期日	令和八年三月二十八日
㈦　図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和八年三月二十七日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　地図及び簿冊の名称

令和七年度効率的手法導入推進基本調査図原図案及び令和七年度効率的手法導入推進基本調査簿案

二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　滋賀県草津市の一部

三　閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）

四　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで

五　閲覧場所　次表のとおり

第一項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
滋賀県草津市	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 国土交通省政策統括官付地理空間情報課内 電話　〇三（五二五三）八三八三

六　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、国土交通大臣に対し、訂正の申出をすることができる。

七　誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。